

令和5年度

予算案の主要事項



【計数整理の結果、異同を生ずることがある。】

— 目 次 —

| | |
|--|-----|
| I 令和5年度予算案の全体像 | 1 |
| …予算案(一般会計・特別会計)、社会保障関係費の内訳 | |
| ○ 令和5年度厚生労働省予算案の全体像(一般会計、特別会計) | |
| ○ 令和5年度厚生労働省予算案(一般会計)における社会保障関係費の内訳 | |
| II 令和5年度予算案のポイント | 3 |
| …予算案の重点事項(ポイント)について整理し、取りまとめたもの。 | |
| III 主要施策集 | 13 |
| …予算案の重点事項(ポイント)等の代表的な施策を詳細に整理し、取りまとめたもの。 | |
| ○ コロナ禍からの経済社会活動の回復を支える保健・医療・介護の構築 | |
| ○ 成長と分配の好循環に向けた「人への投資」 | |
| ○ 安心できる暮らしと包摂社会の実現 | |
| IV 令和5年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等案の概要 | 121 |
| …財政投融资資金計画等案の概要を取りまとめたもの。 | |

I 令和5年度予算案の全体像

令和5年度 厚生労働省予算案の全体像

(単位：億円)

| 区 分 | 令和4年度 予算額 (A) (※1) | 令和5年度 予算案 (B) | 増△減額 (C) (B-A) | 増△減率 (C/A) |
|----------------------------|--------------------------|---------------------|----------------------|---------------|
| 一般会計 | 326,304 (※2) | 331,686 (※3) | 5,382 | 1.6% |
| 社会保障関係費(※4) | 323,011 | 328,514 | 5,503 (※5) | 1.7% |
| その他の経費 | 3,293 | 3,172 | △121 | △3.7% |
| 労働保険特別会計 | 46,788 | 45,822 | △966 | △2.1% |
| 年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定を除く) | 683,448 | 702,354 | 18,906 | 2.8% |
| 東日本大震災復興 特別会計 | 105 | 86 | △19 | △18.3% |

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

(※1) 令和4年度予算額は当初予算額である。

(※2) 令和4年度予算額の一般会計の額は、こども家庭庁に移行する厚生労働省関係部局分8,857億円を除く。

(参考) 令和5年度のこども家庭庁予算案は3兆9,691億円

(※3) 年金スライド分2,179億円を含んでいる。

(※4) 年金・医療・介護・雇用・福祉等の経費であり、義務的経費以外に裁量的経費も含まれる。

(※5) 政府全体の社会保障関係費(こども家庭庁等の所管分を含む)の伸びは6,154億円。

(注) 各特別会計の額は、それぞれの勘定の歳出額の合計額から他会計・他勘定への繰入分を除いた純計額である。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

令和5年度厚生労働省予算案(一般会計)における社会保障関係費の内訳

(単位：億円)

| 区 分 | 令和4年度 予算額 (A) (※1) | 令和5年度 予算案 (B) | 増△減額 (C) (B-A) | 増△減率 (C/A) |
|-------------|--------------------------|---------------------|----------------------|---------------|
| 社会保障 関係費 | 323,011 (※2) | 328,514 | 5,503 | 1.7% |
| 年金 | 126,857 | 130,078 | 3,221 | 2.5% |
| 医療 | 121,770 | 122,356 | 587 | 0.5% |
| 介護 | 36,003 | 36,959 | 957 | 2.7% |
| 雇用 | 847 | 539 | △308 | △36.4% |
| 福祉等 | 37,535 | 38,582 | 1,048 | 2.8% |

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

(※1) 令和4年度予算額は当初予算額である。

(※2) 令和4年度予算額の社会保障関係費の額は、こども家庭庁に移行する厚生労働省関係部局分8,822億円を除く。

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

Ⅱ 令和5年度予算案のポイント

令和5年度 厚生労働省予算案における重点事項

コロナ禍からの経済社会活動の回復を見据え、国民の命・雇用・暮らしを守る万全の対応を行うとともに、全世代型社会保障の構築を推進し、未来を切り拓く「新しい資本主義」を実現することにより、国民一人ひとりが豊かさを実感できる社会を構築するため、以下を柱として予算措置を行う。

I. コロナ禍からの経済社会活動の回復を支える保健・医療・介護の構築

<新型コロナウイルス感染症対策の着実な実行、次の感染症危機に備えるための対応能力の強化>

- ◆ 新型コロナウイルスへの対応と次の感染症危機に備えた取組

<医療介護DXの推進、科学技術力向上・イノベーションの実現>

- ◆ 医療分野、介護分野におけるDX、医療のサイバーセキュリティ対策の推進
- ◆ 医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保
- ◆ 科学技術力向上・イノベーションの実現

<地域医療構想の推進、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革の推進等>

- ◆ 地域医療構想、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革の推進等
- ◆ 救急・災害医療体制等の充実
- ◆ 地域包括ケアシステムの構築、自立支援・重度化防止の推進
- ◆ 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進

<予防・重症化予防・健康づくり、歯科保健医療の推進等>

- ◆ 健康寿命延伸に向けた予防・健康づくりの推進
- ◆ がん・肝炎・難病対策等の推進
- ◆ 歯科保健医療の推進
- ◆ 食の安全・安心の確保
- ◆ 国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開

II. 成長と分配の好循環に向けた「人への投資」

<「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ>

- ◆ 労働者の賃上げ支援
- ◆ 人材の育成・活性化
- ◆ 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化
- ◆ 多様な選択を力強く支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備

<多様な人材の活躍促進>

- ◆ 女性の活躍促進
- ◆ 高齢者の就労・社会参加の促進
- ◆ 障害者の就労促進
- ◆ 外国人に対する支援
- ◆ 就職氷河期世代、若年者・新規学卒者の支援

<多様な働き方への支援>

- ◆ 多様な働き方の実現
- ◆ 働き方改革の推進、ハラスメント対策
- ◆ 非正規雇用労働者への支援、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等
- ◆ 看護、介護、障害福祉の現場で働く方々の処遇改善の引き続きの実施

(参考) 令和4年度第二次補正予算での主な対応

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ◆ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援
- ◆ 新型コロナウイルスの接種体制の確保等

<賃上げ、人への投資、成長分野への労働移動等>

- ◆ 業務改善助成金の拡充

III. 安心できる暮らしと包摂社会の実現

<地域共生社会の実現等>

- ◆ 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進
- ◆ 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策等の推進
- ◆ 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進
- ◆ 困難な問題を抱える女性への支援
- ◆ 障害者支援、依存症対策の推進

<水道、戦没者遺骨収集、年金、被災地支援等>

- ◆ 水道の基盤強化
- ◆ 戦没者遺骨収集等の推進
- ◆ 安心できる年金制度の確立
- ◆ 被災地における福祉・介護サービス提供体制の確保等

<医療・介護分野のDXの推進等>

- ◆ マイナンバーカードと健康保険証等の一体化に向けた取組(オンライン資格確認の用途拡大等の推進)
- ◆ 全国医療情報プラットフォームの創設

<安心できる暮らしと包摂社会の実現>

- ◆ 生活困窮者支援・自殺対策の取組等への支援
- ◆ 水道施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等

令和5年度厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

金額は令和5年度予算案、()内は令和4年度当初予算額、「R4補正」は令和4年度第二次補正予算額、「R4補正」は令和4年度第二次補正予算に計上された事項。

I. コロナ禍からの経済社会活動の回復を支える保健・医療・介護の構築

新型コロナウイルス感染症対策の着実な実行、次の感染症危機に備えるための対応能力の強化

新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固にしたウィズコロナに向けた新たな段階への移行のための取組を引き続き実施するとともに、次の感染症危機に備えるために、必要な取組を進める。

○新型コロナウイルスへの対応と次の感染症危機に備えた取組 97億円(110億円)、R4補正3兆3,584億円 ※デジタル庁計上分含む

- ▶ 新型コロナウイルス感染者等が発生した介護事業所等のサービス継続支援
- ▶ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
- ▶ 保健所・地方衛生研究所の体制・機能強化
- ▶ 薬剤耐性対策の推進
- ▶ アジア地域における臨床研究・治験ネットワーク等の充実等
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援
- 新型コロナウイルスの接種体制の確保、新型コロナウイルスの確保
- 感染拡大に備えた抗原定性検査キットの確保
- 感染症拡大等に備えた医療用物資の備蓄
- 水際対策を着実に実施するための検疫体制の確保
- プレパンデミックワクチンの備蓄等感染症対策の強化等

医療介護DXの推進、科学技術力向上・イノベーションの実現

医療・介護分野でのDXによりデータ活用等を推進し、安心で質の高い医療・介護サービスの提供を実現する。また、経済安全保障や医薬品産業ビジョン2021等を踏まえた医薬品等の品質・安定供給確保を実施するとともに、科学技術力向上・イノベーションの実現のため、全ゲノム解析等を含む創薬力の強化に取り組む。

○医療分野・介護分野におけるDX、医療のサイバーセキュリティ対策の推進 19億円(18億円)、R4補正509億円 ※デジタル庁計上分含む

- ▶ 電子カルテ情報の標準化の推進等
- ▶ 医療分野におけるDXを踏まえたサイバーセキュリティ対策の推進
- ▶ ICTの進展等を踏まえた薬局DXの推進、対人業務の充実等
- ▶ 科学的介護データ提供データベースの機能拡充等
- マイナンバーカードと健康保険証等の一体化に向けた取組（オンライン資格確認の用途拡大等の推進）
- 医療情報等の共有基盤となる全国医療情報プラットフォームの創設
- 電子処方箋の安全かつ正確な運用に向けた環境整備
- 保健医療福祉分野の公開鍵基盤（PKI）の普及
- 診療報酬改定に関するDXの取組の推進
- 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの整備
- 予防接種事務デジタル化等のための環境整備
- 科学的介護の推進に向けた体制・取組の強化等

* 医療情報化支援基金による支援：オンライン資格確認・電子処方箋の推進 289億円

○医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保 8.7億円(3.9億円)、R4補正553億円

- ▶ 希少疾病用医薬品の指定の推進、リアルワールドデータの薬事活用の推進
- ▶ 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化
- ▶ 薬物乱用防止・大麻に関する制度見直しを踏まえた環境整備
- ▶ プログラム医療機器の実用化の促進
- ▶ 医薬品の供給情報の調査体制の強化等
- 海外依存度の高い抗菌薬原薬等の国内製造体制構築の支援

令和5年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. コロナ禍からの経済社会活動の回復を支える保健・医療・介護の構築

○科学技術力向上・イノベーションの実現

610億円(597億円)、R4補正136億円

※デジタル庁計上分含む

- がん・難病の全ゲノム解析等の推進
 - クリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進
 - バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成とバイオシミラーの普及
 - 日本医療研究開発機構(AMED)における研究及び厚生労働科学研究の推進等
- ・ AIによるゲノムデータ等の解析を用いた創薬プラットフォームの構築
 - ・ 遺伝子治療の実用化促進のための支援
 - ・ 臨床研究データベースの拡充
 - ・ 感染症の治療薬等に関する研究開発支援やウイルスコロナの新たな段階への移行に向けた政策研究の推進等

地域医療構想の推進、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革の推進等

医療・介護等の需要の増加を見据えた課題解決に向け、今後の医療ニーズや人口動態の変化等を踏まえた地域医療構想の推進、医療人材派遣体制の整備を含めた医師偏在対策の実施を図るとともに、医療従事者の働き方改革の円滑な施行に向けた取組を推進し、医療・介護サービス提供体制を強化する。

- 地域医療構想、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革の推進等
896億円(895億円)
- 地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の推進
- 総合診療医の養成支援
- 地域枠の医師や女性医師等のキャリア形成支援
- 医療従事者の働き方改革の推進等
- 救急・災害医療体制等の充実
98億円(86億円)、R4補正50億円
- ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化

- DMAT・DPAT体制の整備・強化、医療コンテナの活用・訓練の実施等
- ・ 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の見直し
- ・ 医療施設等の防災・減災対策

○地域包括ケアシステムの構築、自立支援・重度化防止の推進 852億円(962億円)、R4補正70億円

- 地域医療介護総合確保基金による介護の受け皿整備及び介護人材の確保
- 保険者機能強化推進交付金等による保険者インセンティブの推進
- 地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施
- 介護施設等の防災・減災対策の推進
- ・ 介護施設等の耐災害性強化等

○認知症施策推進大綱に基づく施策の推進 128億円(127億円)

- 認知症疾患医療センターの運営や、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ)の整備等
- 認知症性疾患の病態解明に資する研究の推進

予防・重症化予防・健康づくり、歯科保健医療の推進等

人生100年時代の基盤となる健康寿命の延伸に向け、早期発見・早期治療のための予防・重症化予防・健康づくりに係る取組を推進する。また、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策を着実に実施するとともに、歯科保健医療などを推進する。

- 健康寿命延伸に向けた予防・健康づくりの推進
24億円(26億円)
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- 糖尿病性腎症の重症化予防事業を含む保健事業等への支援
- 女性の健康に関する普及啓発
- HPVワクチンの相談支援体制・医療体制の強化等

令和5年度厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. コロナ禍からの経済社会活動の回復を支える保健・医療・介護の構築

○がん対策、循環器病対策等の推進 404億円(399億円)

- がんとの共生に向けた相談支援の強化
- 脳卒中・心臓病等患者の包括的支援体制構築のためのモデル事業の実施
- アレルギ一疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進等

○肝炎対策の推進 1,231億円(1,229億円)

- 肝炎患者等の重症化予防の推進
- 肝がん・重度肝硬変の治療研究・患者への支援
- B型肝炎訴訟の給付金等の支給

○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進 1,633億円(1,598億円)

- ※デジタル庁計上分含む
- 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進
- 移植医療対策の推進

○歯科保健医療の推進 29億円(23億円)

- 健康寿命延伸に向けた、生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進等
- 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築

○食の安全・安心の確保 43億円(45億円)

- ※デジタル庁計上分含む
- 残留農薬の試験法・規格基準策定の推進
- 輸入食品の監視体制の確保

○国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開 78億円(46億円)、R 4 補正333億円

- ユニバーサルヘルス・カバレッジ、薬剤耐性対策に関する研究開発等の推進
- 医療技術・制度・製品の国際展開支援、国際公共調達市場への参入支援等
- ・ COVAXファシリテイ（ワクチン共同購入制度）等への拠出等

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

○被用者保険への財政支援 831億円(825億円)

* 薬価改定への対応：

令和4年薬価調査に基づき、国民負担軽減の観点から、平均乖離率7.0%の0.625倍を超える品目を対象に薬価改定を行う。その際、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について臨時・特例的に全品を対象に適用するとともに、イノベーションに配慮する観点から、新薬創出等加算の加算額を臨時・特例的に増額し、従前の薬価と遜色ない水準とする対応を行う。これらにより、薬剤費を▲3,100億円（国費▲722億円）削減する。

* 診療報酬上の対応（医療費ベース250億円（国費63億円））：

- ・オンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、令和5年12月末までの間、初診時・調剤時における追加的な加算、再診時における加算を設定するとともに、加算に係るオンライン請求の要件を緩和する。
- ・医薬品の供給が不安定な中、患者への適切な薬剤処方の実施や薬局の地域における協力促進などの観点から、令和5年12月末までの間、一般名処方、後発品の使用体制に係る加算、薬局における地域支援体制に係る加算について上乗せ措置を講ずる。

* 医療保険制度改革関係：

- ・出産育児一時金の増額：42万円から50万円へと、8万円増額（令和5年4月より）するとともに、国費による支援措置（76億円）を令和5年度限りとして設ける。
- ・国民健康保険の産前産後保険料を免除する。（令和6年1月より）

令和5年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

II. 成長と分配の好循環に向けた「人への投資」

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ

新しい資本主義の実現に向け、物価上昇に負けない継続的な賃上げを強力に推進するとともに、中長期の構造的な賃上げを実現するため、人材の育成・活性化と賃金上昇を伴う労働移動の円滑化の一体的な取組を推進する観点から「人への投資」の抜本強化を図る。

- **労働者の賃上げ支援** **107億円(95億円)**
 - ▶ 事業場内最低賃金引上げのための業務改善を行った事業者に対する支援
 - ▶ キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への支援等
 - ▶ 同一労働同一賃金の徹底
- **人材の育成・活性化** **1,138億円(929億円)**
 - ▶ 人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成及び事業展開等に伴う労働者のスキル習得支援（※）
 - ▶ 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）による賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向の支援（※）
 - ▶ 事業再構築に必要な人材の雇入れを支援する産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース（仮称））の創設（※）
 - ▶ 専門実践教育訓練給付の充実及び支援の拡充（※）
 - ▶ 学び直しを後押しするキャリアアコンサルティング機能を拡充したキャリア形成・学び直し支援センター（仮称）の整備（※）
 - ▶ 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の創設（※）
- **賃金上昇を伴う労働移動の円滑化** **747億円(557億円)**
 - ▶ 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）による賃金上昇を伴う早期再就職の支援（※）
 - ▶ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）を活用した就職困難者の人材育成の推進（※）
 - ▶ 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成（※）

- ▶ 受講者の特性に対応した新たな教育訓練手法のコンテンツ方式による選定、開発・試行（※）
- ▶ ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）での就職支援の強化
- ▶ 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等への支援
- ▶ 介護の仕事の魅力発信、介護分野における外国人材の受入環境整備
- ▶ 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援（※）
- ▶ 大企業における男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進等

○ **多様な選択を力強く支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備** **82億円(60百万円)、R4補正7,276億円**

- ▶ フリーランス・トラブリング110番による相談支援の充実等
- ・ 雇用保険財政の安定

多様な人材の活躍促進

- 全ての人が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進、高齢者の就労・社会参加、就職氷河期世代の活躍支援等を図る。
- **女性の活躍促進** **45億円(43億円)**
 - ▶ 個々の企業に対する女性の活躍促進のためのコンサルティング等の実施（一部※）
 - ▶ 子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進など
 - ▶ どもザーズハローワークにおける就職支援の強化
 - **高齢者の就労・社会参加の促進** **235億円(248億円)**
 - ▶ ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチングの支援
 - ▶ シルバー人材センターによる地域の多様な就業機会の確保及び提供等

令和5年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

II. 成長と分配の好循環に向けた「人への投資」

○障害者の就労促進 186億円(187億円)

- ▶ 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援
- ▶ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援
- ▶ 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援等

○外国人に対する支援 104億円(102億円)

- ▶ 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進、外国人労働者の雇用管理や労働移動の実態把握のための統計整備
- ▶ 外国人技能実習機構における実地検査等の実施による技能実習制度の適正な運用、技能実習制度の適正化に向けた調査・研究等

○就職氷河期世代、若年者・新規学卒者の支援 726億円(779億円)

- ▶ 就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の強化
- ▶ 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援
- ▶ 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援等

多様な働き方への支援

誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革を着実に実行するため、個々の希望に応じた多様な働き方の選択とその活躍が可能な環境の整備を行う。また、看護、介護、障害福祉の職場における処遇改善を引き続き実施する。

○多様な働き方の実現 132億円(147億円)

- ▶ 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進
- ▶ 「多様な正社員」制度に係る導入支援等の実施
- ▶ 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備や、円滑な介護休業の取得・復帰に向けた企業の取組等に対する支援
- ▶ 労働者協同組合についてのNPO等からの円滑な移行等

○働き方改革の推進、ハラスメント対策 182億円(154億円)

- ▶ 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務への労働時間短縮等に向けた支援
- ▶ 働き方改革推進支援センターによる働き方改革に関する相談支援
- ▶ ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の普及
- ▶ 職場におけるハラスメント（就活ハラスメント、カスママ・ハラスメントを含む）撲滅のための事例収集、周知・啓発、相談支援等

○非正規雇用労働者への支援、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等 1,179億円(1,196億円)、R4補正26億円

- ▶ キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援（一部※）
- ▶ ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援
- ▶ 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知
- ▶ 被用者保険の適用拡大に当たつての周知・専門家活用支援
- ▶ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による相談支援の充実
- ▶ 生活衛生関係事業者の収益力向上の推進等による支援
- ▶ 介護分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上の推進、介護職員等の働く環境改善

- 生活衛生関係事業者の経営改善に向けた支援等
- 介護等の職員の待遇改善に向けた業務効率化や負担軽減等の推進等

○看護、介護、障害福祉の現場で働く方々の処遇改善の引き続きの実施 855億円(356億円)

【参考】

(※)は5年間で1兆円に拡充し実施する「人への投資」パッケージの厚生労働省関連事業分。令和5年度当初予算案では1,510億円（令和4年度当初予算額は1,019億円）である。

令和5年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

Ⅲ. 安心できる暮らしと包摂社会の実現

地域共生社会の実現等

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的支援体制の整備のほか、生活困窮者への支援、障害者支援の推進、困難な問題を抱える女性などへの支援に取り組む。

○相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進 352億円(261億円)

- ▶ 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施

○生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策等の推進

744億円(783億円)、R4補正164億円

- ▶ 一時生活支援事業・地域居住支援事業の更なる推進等による居住支援の強化
- ▶ 就労体験等の活用促進に向けて受入企業への支援の充実等を行うモデル事業の実施
- ▶ 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援の推進
- ▶ ひきこもり支援従事者のスキル向上、支援者自身のケアの確保
- ▶ ゲートキーパー養成・支援の充実、地域における自殺未遂者支援の強化等

- ・自治体、NPO等による生活困窮者支援・自殺対策の取組等への支援等

* 生活保護基準の見直し：

生活扶助基準について、検証結果を適切に反映することを基本としつつ見直しを行う。その上で、足下の社会経済情勢等を踏まえ、令和5～6年度については、以下の臨時的・特例的な対応を行うこととし、令和5年10月から実施する。

- ・検証結果による額に月額1,000円/人を加算
- ・加算後もなお現行の基準額から減額となる世帯は現行の基準額を保障

○成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

8.1億円(6.4億円)

- ▶ 都道府県による市町村支援と中核機関のコーディネート機能の強化等による地域連携ネットワークづくりの推進
- ▶ 意思決定支援等の充実と新たな権利擁護支援策構築に向けた取組実施等

○困難な問題を抱える女性への支援

23億円(22億円)

- ▶ 都道府県基本計画の策定支援等による困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化

○障害者支援、依存症対策の推進

1兆5,303億円(1兆4,433億円)

- ▶ 障害福祉サービス事業所等の整備、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立を踏まえた意思疎通支援事業等の充実をはじめとする地域生活支援の拡充
- ▶ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ▶ 地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援等

水道の基盤強化

○水道施設の耐震化、水道事業の広域化、IoT活用等の推進

372億円(387億円)、R4補正371億円

※他府省分を含む

- ・水道施設の耐災害性強化等

戦没者遺骨収集等の推進

- 現地調査・遺骨収集の計画的実施、DNA鑑定の実施、新たな鑑定技術の研究推進・活用等
33億円(33億円)

安心できる年金制度の確立

○持続可能で安心できる年金制度の運営

13兆78億円(12兆6,857億円)

被災地における福祉・介護サービス提供体制の確保等

- 被災地における福祉・介護サービス提供体制の確保、被災者・被災施設の研究雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等
114億円(119億円)

参考資料

令和5年度の消費税増収分の使途について

〈令和5年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：15.6兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.5兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

4.03兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

7.0兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。
（注2）使途に関しては、総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

令和5年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

| 事項 | 事業内容 | 令和5年度 予算案 | (参考) 令和4年度 予算額 |
|-----------|--|--------------------------------------|--|
| 子ども・子育て支援 | 子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 ^(注3) 育児休業中の経済的支援の強化 | 前年同額 | 7,000 17 |
| 医療・介護 | 医療・介護サービスの提供体制改革 | 前年同額 1,148 (346) 189 289 | 1,029 931 (144) 173 735 |
| | 地域包括ケアシステムの構築 ・平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等) ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 ・地域医療介護総合確保基金(介護分) ・令和4年度における介護職員の処遇改善 | 前年同額 734 752 | 1,196 534 824 313 |
| | 医療・介護保険制度の改革 | 前年同額 3,736 76 4 | 693 700 248 1,572 200 3,936 — — |
| | 難病・小児慢性特定疾病への対応 | 前年同額 | 2,089 |
| 年金 | 年金受給資格期間の25年から10年への短縮 | 前年同額 | 5,864 |
| | 年金生活者支援給付金の支給 | 91 | 88 |
| | 遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大 | 27,972 | 27,968 |
| 合計 | | | |

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
 (注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。
 (注3) 「子ども・子育て支援新制度の着実な充実・社会的養育の充実」の国費分については全額こども家庭庁に計上。
 (注4) 平成29年度に特例的に積み立てた財政安定化基金の一部を保険者努力支援制度の財源として活用。

令和5年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

| 事項 | 事業内容 | 令和5年度 予算案 | (参考) 令和4年度 予算額 |
|-------------|--|--------------|----------------------|
| 待機児童の解消 | ・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。 ^(注3) | 前年同額 | 722 |
| 幼児教育・保育の無償化 | ・3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。 ^(注3) | 前年同額 | 8,858 |
| 介護人材の処遇改善 | ・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。 | 前年同額 | 1,003 |
| 高等教育の無償化 | ・少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。 ^(注3) | 5,764 | 5,601 |
| 合計 | | 16,347 | 16,184 |

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
 (注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が提出する子ども・子育て拠出金を充てる。
 (注3) 「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

Ⅲ 主要施策集

I. コロナ禍からの経済社会活動の回復を支える保健・医療・介護の構築

新型コロナウイルス感染症対策の着実な実行、次の感染症危機に備えるための対応能力の強化・・・17

- 新型コロナウイルスへの対応と次の感染症危機に備えた取組
 - ▶新型コロナウイルス感染者等が発生した介護事業所等のサービス継続支援・・・17
 - ▶抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・・・17
 - ▶保健所・地方衛生研究所の体制・機能強化・・・18
 - ▶薬剤耐性対策の推進・・・18
 - ▶アジア地域における臨床研究・治験ネットワーク等の充実・・・19

医療介護DXの推進、科学技術力向上・イノベーションの実現・・・19

- 医療分野・介護分野におけるDX、医療のサイバーセキュリティ対策の推進
 - ▶電子カルテ情報の標準化の推進等・・・19
 - ▶医療分野におけるDXを踏まえたサイバーセキュリティ対策の推進・・・21
 - ▶ICTの進展等を踏まえた薬局DXの推進、対人業務の充実等・・・21
 - ▶科学的介護データ提供用データベースの機能拡充・・・22
 - * 医療情報化支援基金による支援・・・23
- 医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保
 - ▶希少疾病用医薬品の指定の推進、リアルワールドデータの薬事活用の推進・・・24
 - ▶後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化・・・25

- ▶薬物乱用防止・大麻に関する制度見直しを踏まえた環境整備・・・26
- ▶プログラム医療機器の実用化の促進・・・27
- ▶医薬品の供給情報の調査体制の強化・・・27

○科学技術力向上・イノベーションの実現

- ▶がん・難病の全ゲノム解析等の推進・・・28
- ▶クリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進・・・28
- ▶バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成とバイオシミラーの普及・・・29
- ▶日本医療研究開発機構（AMED）における研究及び厚生労働科学研究の推進・・・30

地域医療構想の推進、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革の推進等・・・31

○地域医療構想、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革の推進等

- ▶地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の推進・・・31
- ▶総合診療医の養成支援・・・32
- ▶地域枠の医師や女性医師等のキャリア形成支援・・・32
- ▶医療従事者の働き方改革の推進・・・34

○救急・災害医療体制等の充実

- ▶ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化・・・36
- ▶DMAT・DPAT体制の整備・強化、医療コンテナの活用・訓練の実施・・・37

I. コロナ禍からの経済社会活動の回復を支える保健・医療・介護の構築

- 地域包括ケアシステムの構築、自立支援・重度化防止の推進
 - ▶地域医療介護総合確保基金による介護の受け皿整備及び介護人材の確保・・・38
 - ▶保険者機能強化推進交付金等による保険者インセンティブの推進・・・39
 - ▶地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施・・・40
 - ▶介護施設等の防災・減災対策の推進・・・40

○認知症施策推進大綱に基づく施策の推進

- ▶認知症疾患医療センターの運営や、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の整備・・・41
- ▶認知症性疾患の病態解明に資する研究の推進・・・42

予防・重症化予防・健康づくり、歯科保健医療の推進等・・・43

- 健康寿命延伸に向けた予防・健康づくりの推進
 - ▶高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進・・・43
 - ▶糖尿病性腎症の重症化予防事業を含む保健事業等への支援・・・43
 - ▶女性の健康に関する普及啓発・・・45
 - ▶HPVワクチンの相談支援体制・医療体制の強化・・・45
- がん対策、循環器病対策等の推進
 - ▶がんとの共生に向けた相談支援の強化・・・46
 - ▶脳卒中・心臓病等患者の包括的支援体制構築のためのモデル事業の実施・・・46
 - ▶アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進・・・47

○肝炎対策の推進

- ▶肝炎患者等の重症化予防の推進・・・48
- ▶肝がん・重度肝硬変の治療研究・患者への支援・・・48
- ▶B型肝炎訴訟の給付金等の支給・・・49

○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進

- ▶難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進・・・49
- ▶移植医療対策の推進・・・50

○歯科保健医療の推進

- ▶健康寿命延伸に向けた、生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進・・・50
- ▶地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築・・・53

○食の安全・安心の確保

- ▶残留農薬の試験法・規格基準策定の推進・・・53
- ▶輸入食品の監視体制の確保・・・54

○国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開

- ▶ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、薬剤耐性対策に関する研究開発等の推進・・・54
- ▶医療技術・制度・製品の国際展開支援、国際公共調達市場への参入支援・・・56

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保・・・57

- 被用者保険への財政支援・・・57

Ⅱ. 成長と分配の好循環に向けた「人への投資」

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ・・・・・・・・・・・・・ 59

○労働者の賃上げ支援

- ▶事業場内最低賃金上げのための業務改善を行った事業者に対する支援・・・・・・・・・・・・・ 62
- ▶キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への支援・・・・・・・・・・・・・ 62
- ▶同一労働同一賃金の徹底・・・・・・・・・・・・・ 63

○人材の育成・活性化

- ▶人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成及び事業展開等に伴う労働者のスキル習得支援・・・・・・・・・・・・・ 63
- ▶産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）による賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向の支援・・・・・・・・・・・・・ 64
- ▶事業再構築に必要な人材の雇入れを支援する産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース（仮称））の創設・・・・・・・・・・・・・ 64
- ▶専門実践教育訓練給付の充実及び支援の拡充・・・・・・・・・・・・・ 65
- ▶学び直しを後押しするキャリアコンサルティング機能を拡充したキャリア形成・学び直し支援センター（仮称）の整備・・・・・・・・・・・・・ 66
- ▶副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の創設・・・・・・・・・・・・・ 66

○賃金上昇を伴う労働移動の円滑化

- ▶労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）による賃金上昇を伴う早期再就職の支援・・・・・・・・・・・・・ 67
- ▶特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）を活用した就職困難者の人材育成の推進・・・・・・・・・・・・・ 67

- ▶公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成・・・・・・・・・・・・・ 68
- ▶受講者の特性に対応した新たな教育訓練手法のコンテスト方式による選定、開発・試行・・・・・・・・・・・・・ 68
- ▶ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）での就職支援の強化・・・・・・・・・・・・・ 69
- ▶都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等への支援・・・・・・・・・・・・・ 69
- ▶介護の仕事の魅力発信、介護分野における外国人材の受入環境整備・・・・・・・・・・・・・ 70
- ▶働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援・・・・・・・・・・・・・ 71
- ▶大企業における男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進・・・・・・・・・・・・・ 71

○多様な選択を力強く支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備

- ▶フリーランス・トラブル110番による相談支援の充実・・・・・・・・・・・・・ 72

多様な人材の活躍促進・・・・・・・・・・・・・ 72

○女性の活躍促進

- ▶個々の企業に対する女性の活躍促進のためのコンサルティング等の実施・・・・・・・・・・・・・ 72
- ▶子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などマザーズハローワークにおける就職支援の強化・・・・・・・・・・・・・ 73

○高齢者の就労・社会参加の促進

- ▶ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチングの支援・・・・・・・・・・・・・ 74
- ▶シルバー人材センターによる地域の多様な就業機会の確保及び提供・・・・・・・・・・・・・ 75

Ⅱ. 成長と分配の好循環に向けた「人への投資」

○障害者の就労促進

- ▶中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援・・・・・・・・・・・・・ 76
- ▶精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援・・・・・・・・・・・・・ 79
- ▶雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援・・・・・・・・・・・・・ 82

○外国人に対する支援

- ▶外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進、外国人労働者の雇用管理や労働移動の実態把握のための統計整備・・・・・・・・・・・・・ 82
- ▶外国人技能実習機構における実地検査等の実施による技能実習制度の適正な運用、技能実習制度の適正化に向けた調査・研究・・・・・・・・・・・・・ 84

○就職氷河期世代、若年者・新規学卒者の支援

- ▶就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の強化・・・・・・・・・・・・・ 85
- ▶地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援・・・・・・・・・・・・・ 85
- ▶新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援・・・・・・・・・・・・・ 86

多様な働き方への支援・・・・・・・・・・・・・ 86

○多様な働き方の実現

- ▶適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進・・・・・・・・・・・・・ 86
- ▶「多様な正社員」制度に係る導入支援等の実施・・・・・・・・・・・・・ 87
- ▶男性が育児休業を取得しやすい環境の整備や、円滑な介護休業の取得・復帰に向けた企業の取組等に対する支援・・・・・・・・・・・・・ 87
- ▶労働者協同組合についてのNPO等からの円滑な移行・・・・・・・・・・・・・ 89

○働き方改革の推進、ハラスメント対策

- ▶時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務への労働時間短縮等に向けた支援・・・・・・・・・・・・・ 89
- ▶働き方改革推進支援センターによる働き方改革に関する相談支援・・・・・・・・・・・・・ 91
- ▶ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の普及・・・・・・・・・・・・・ 91
- ▶職場におけるハラスメント（就活ハラスメント、カスタマーハラスメントを含む）撲滅のための事例収集、周知・啓発、相談支援・・・・・・・・・・・・・ 93

○非正規雇用労働者への支援、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等

- ▶キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援・・・・・・・・・・・・・ 94
- ▶ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援・・・・・・・・・・・・・ 94
- ▶無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知・・・・・・・・・・・・・ 95
- ▶被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援・・・・・・・・・・・・・ 95
- ▶働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による相談支援の充実・・・・・・・・・・・・・ 96
- ▶生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等による支援・・・・・・・・・・・・・ 96
- ▶介護分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上の推進、介護職員の働く環境改善・・・・・・・・・・・・・ 97

○看護、介護、障害福祉の現場で働く方々の処遇改善の引き続きの実施・・・・・・・・・・・・・ 100

Ⅲ. 安心できる暮らしと包摂社会の実現

地域共生社会の実現等・・・・・・・・・・・・・102

- 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進
 - ▶属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施・・・・・・・・102
- 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策等の推進
 - ▶一時生活支援事業・地域居住支援事業の更なる推進等による居住支援の強化・・・・・・・・・・・・・103
 - ▶就労体験等の活用促進に向けて受入企業への支援の充実等を行うモデル事業の実施・・・・・・・・・・・・・104
 - ▶地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援の推進・・・・・・・・・・・・・105
 - ▶ひきこもり支援従事者のスキル向上、支援者自身のケアの確保・106
 - ▶ゲートキーパー養成・支援の充実、地域における自殺未遂者支援の強化・・・・・・・・・・・・・106
 - * 生活保護基準の見直し・・・・・・・・・・・・・108
- 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進
 - ▶都道府県による市町村支援と中核機関のコーディネート機能の強化等による地域連携ネットワークづくりの推進・・・・・・・・・・・・・110
 - ▶意思決定支援等の充実と新たな権利擁護支援策構築に向けた取組実施・・・・・・・・・・・・・110
- 困難な問題を抱える女性への支援
 - ▶都道府県基本計画の策定支援等による困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化・・・・・・・・・・・・・111

- 障害者支援、依存症対策の推進
 - ▶障害福祉サービス事業所等の整備、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立を踏まえた意思疎通支援事業等の充実をはじめとする地域生活支援の拡充・・・・・・・・・・・・・113
 - ▶精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・・・・114
 - ▶地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援・・・・・・・・・・・・・115

水道の基盤強化・・・・・・・・・・・・・115

- 水道施設の耐震化、水道事業の広域化、IoT活用等の推進・・・・・・・・・・・・・115

戦没者遺骨収集等の推進・・・・・・・・・・・・・116

- 現地調査・遺骨収集の計画的実施、DNA鑑定の実施、新たな鑑定技術の研究推進・活用等・・・・・・・・・・・・・116

安心できる年金制度の確立・・・・・・・・・・・・・117

- 持続可能で安心できる年金制度の運営・・・・・・・・・・・・・117

被災地における福祉・介護サービス提供体制の確保等・・・・・・・・117

- 被災地における福祉・介護サービス提供体制の確保、被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等・117

※事業名横に（復興）と記載のあるものは、「東日本大震災復興特別会計」計上項目。

○新型コロナウイルスへの対応と次の感染症危機に備えた取組
 > 新型コロナウイルス感染者等が発生した介護事業所等のサービス継続支援

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 (地域医療介護総合確保基金 (介護従事者の確保に関する事業分)) 老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3878)

令和5年度当初予算案 137億円の内数 (137億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

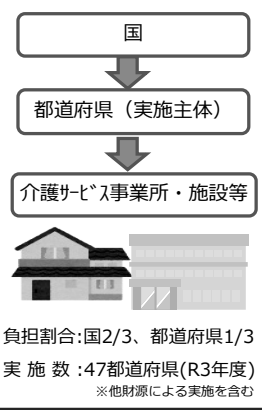
1 事業の目的

- 1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業
 - 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
 - ・高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められることから、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。
- 2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業
 - 都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

2 事業の概要

- 1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業
 - 【助成対象事業所】
 - ① 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等
 - ② 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
 - ③ 感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】
 - 【対象経費】
 通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成
 - ① 緊急時の介護人材確保に係る費用
 - ・ 職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用
 - ※ 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等
 - ② 職場環境の復旧・環境整備に係る費用
 - ・ 介護サービス事業所・施設等の消毒清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等
 - ③ 連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用
 - ・ 感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用
- 2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業
 - 【対象経費】 都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用

3 実施主体等



> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

拡充 抗インフルエンザウイルス薬備蓄経費 健康局結核感染症課 (内線2097)

令和5年度当初予算案 50億円 (49億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドラインに基づき、全り患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として、4,500万人分を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。この備蓄目標から流通備蓄分1,000万人分を除き、国と都道府県で均等に備蓄する。

2 事業の概要、実施主体

| | オセルタミビル (タミフル、オセルタミビルサワイ) | | ザナミビル (リレンザ) | ラニナミビル (イナビル) | ペラミビル (ラビアクタ) | バロキサビル (ソフルザ) | 合計 |
|---------|------------------------------|---------|-----------------|------------------|------------------|------------------|-------|
| | (万人分) | | | | | | |
| | カプセル | ドライシロップ | | | | | |
| 国備蓄分 | 510 | 294.5 | 119.5 | 637 | 45.5 | 143.5 | 1,750 |
| 都道府県備蓄分 | 510 | 294.5 | 119.5 | 637 | 45.5 | 143.5 | 1,750 |
| 流通備蓄分 | 290 | 170 | 70 | 360 | 30 | 80 | 1,000 |
| 合計 | 1,310 | 759 | 309 | 1,634 | 121 | 367 | 4,500 |

備蓄薬の種類については、厚生科学審議会感染症部会決定(令和4年5月20日)を踏まえ、既存のオセルタミビルのカプセル及びドライシロップ、ザナミビル、ラニナミビル並びにペラミビルに加え、バロキサビルの備蓄を行い、多様化を図る。各薬剤の備蓄割合については、市場流通割合や想定する新型インフルエンザウイルスによる疾病の重症度等を踏まえる。

⇒ 令和5年度中に一部有効期限切れにより国の備蓄目標(1,750万人分)を下回るため、不足分について購入する。(令和3年度実績: 1,750万人分を備蓄中)

拡充

保健所等の機能・体制強化（地方衛生研究所の人材育成モデル事業の全国展開等）

令和5年度当初予算案 8.3億円（6.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 今後、新興・再興感染症のパンデミックが発生した場合に十分な対応ができるよう、地方衛生研究所や保健所等の体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ① **地方衛生研究所：人材育成モデル事業の全国展開【増額】**
地方衛生研究所の検査能力向上や情報収集等の機能強化のための訓練等を全国規模で実施する。
- ② **健康危機管理体制：派遣等に関する経費**
IHEAT（※）要員に対する研修等に要する経費について地方公共団体へ補助を行うほか、有事の際の地域保健活動に必要な派遣等にかかる経費の支援を行う。
※健康危機発生時においても保健所の適切な業務執行体制を確保するため、予め登録された医師、保健師、看護師等の外部の専門職が、保健所等の業務を支援する仕組み。
- ③ **保健所：保健師に関する研修【増額】**
保健所等における公衆衛生対策の中心を担う保健師に対し、健康危機発生時に統括的な役割を担うための知識及び技術を習得するための研修会等を実施する。

等

3 実施主体等

- ① **地方衛生研究所：人材育成モデル事業の全国展開【増額】**
実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
補助率：国 1/2、実施主体（自治体） 1/2
- ② **健康危機管理体制：派遣等に関する経費**
実施主体：都道府県、政令市、特別区
補助率：・IHEATの整備や研修等に要する経費 国 1/2、実施主体（自治体） 1/2
・有事の際の派遣等の費用 国10/10
事業実績：令和3年度までのIHEAT登録者数 約3,500人
- ③ **保健所：保健師に関する研修【増額】**
I. 研修実施）
実施主体：国
II. 自治体職員のパイプ）
実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
補助率：国 1/2、実施主体（自治体） 1/2
事業実績：自治体向け保健師に対して6種の研修の実施

新規

抗菌薬確保支援事業

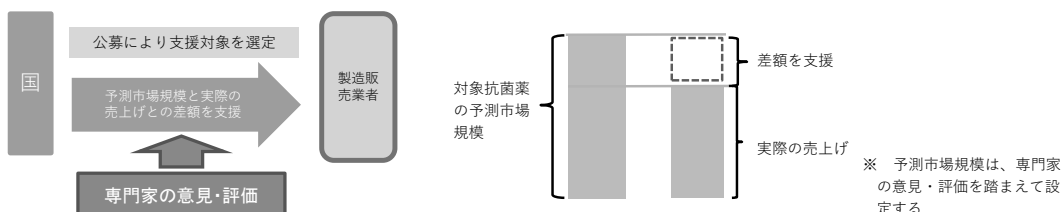
令和5年度当初予算案 11億円（一） ※（）内は前年度当初予算額

1 背景

- 薬剤耐性（AMR）による死者数は今後増大するとされている。（※1）
（※1）AMRに起因する死者数は低く見積もって世界で70万人。何も対策を取らない場合（耐性率が現在のペースで増加した場合）、2050年には1,000万人の死亡が想定されている。（Antimicrobial Resistance in G7 Countries and Beyond, G7 OECD report, Sept. 2015）
- 耐性菌に対する新たに承認された抗菌薬の数は近年減少傾向である。（※2）
（※2）日本の抗菌薬の承認数は1990年～1999年27剤、2000年～2009年16剤、2010年～2019年11剤。
- 新規抗菌薬の開発には、多額の費用を要するが、高い薬価がつかないなど収益性が低いこと、また、使用量を適正な水準にコントロールすることが求められる抗菌薬の特性（※3）による販売での制約といった収益見性の低さから、製薬企業の参入ハードルは高くなっている。
（※3）抗菌薬が必要でない病態に投与するなどの不必要な使用や投与量・投与期間が標準的な治療から逸脱した不適切な使用を行うと、耐性菌が増加し、結果として抗菌薬が使用できなくなる。
- 2021年にイギリスで開催されたG7の保健財務大臣会合では市場インセンティブについて議論を行い、実施を各国に強く呼びかけた。
- 現在、スウェーデン、英国で市場インセンティブの試行プロジェクトが進行中である。（他に米国が現在検討している。）

2 事業の概要・スキーム

- 我が国においても、抗菌薬による治療環境を維持しつつ、国際保健に関する国際的な議論で主導的な役割を果たすため、市場インセンティブのモデル事業（企業が国の薬剤耐性対策（販売量の適正水準維持）に協力することで生じる減収に対して、一定額の収入を国が支援すると同時に、抗菌薬の開発を促す仕組み）を実施する。
- 支援対象として、公衆衛生上脅威となる薬剤耐性菌の治療薬を選定し、日本における市場インセンティブの実現可能性を具体的に検証することを目標とする。
- 抗菌薬の適正使用を保ちつつ、新規抗菌薬の開発を促進し、耐性菌の治療の選択肢を確保することに資する。



臨床研究・治験推進研究事業 (アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業)

令和5年度当初予算案 3.9億円 (3.9億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- アジア諸国における国際的な技術水準を確保する治験実施拠点整備の必要性については、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」(令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定)においても言及されてきたところであるが、今般のCOVID-19拡大に伴い、迅速かつ質の高い、グローバルな臨床研究・治験体制構築の必要性が改めて明らかになった。
- これを受け、日本主導の国際共同治験の強化へつなげ、治療薬等の開発・供給の加速を目指すため、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築を進める。
- 具体的には、ソフト面(現地教育研修)及びハード面(現地拠点構築)の整備や、安定的に臨床研究・治験が実施可能な基盤の構築に当たった持続性や実施体制の拡大を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業において整備した基盤の継続性の確保及び更なる拠点の整備を推進するとともに、臨床研究中核病院を中心とした国内の臨床研究支援人材育成強化に取り組むことにより、日本主導のアジア地域における国際共同臨床研究・治験の実施体制の強化を図る。
- 特に、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」(令和3年6月1日閣議決定)において、日本発の国際共同治験が迅速に実施可能となるよう、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを充実させることとされている。
- 一方、ワクチン開発については、試験対象者が健康成人であることや、治療薬に比べて必要症例数が格段に多い(数千例から数万例規模)といった特殊性がある。
- こうしたことから、これまで感染症治療薬の領域で構築した基盤等を活用・発展させる必要があり、ワクチンに特化した研修の実施等により、円滑なワクチン開発に寄与する基盤へと充実を図る。



3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構 補助率：10/10 事業実績：2課題採択(令和4年度)

○医療分野・介護分野におけるDX、医療のサイバーセキュリティ対策の推進
➤電子カルテ情報の標準化の推進等

電子カルテ情報の標準化の推進
(高度医療情報普及推進事業)

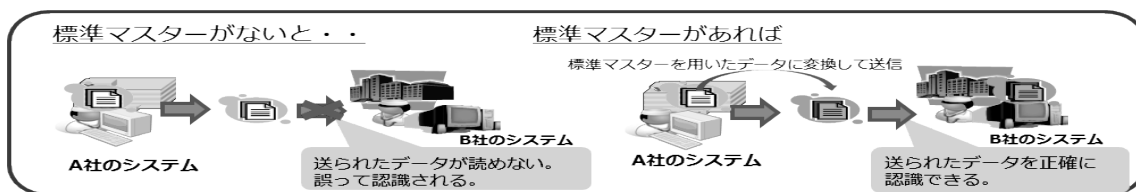
令和5年度当初予算案 83百万円 (33百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)」において、電子カルテ情報の標準化等の取組を進めることが明記されており、診療の際に必要な医療用語の標準マスター等について、厚生労働省標準規格を整備することにより医療情報の標準化の促進及び共有を進め、もって医療の質の向上を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 現在、委託事業により維持管理している標準マスターは以下の7つ。
1 標準病名マスター 2 手術・処置マスター 3 臨床検査マスター
4 医薬品HOTコードマスター 5 看護実践用語標準マスター 6 歯科病名マスター
7 歯科手術・処置マスター
- 事業の拡充としては、各マスターの充実及び電子カルテ情報標準化に伴う、医療機関等からの標準コード実装にあたっての相談対応を行う。



3 実施主体等

委託：公募等により決定する事業者

4 事業実績

◆ 利用状況：65,803件 (77,067件)

※ 令和3年度医療用語等の標準マスターのダウンロード件数、括弧は令和2年度分

電子カルテ情報の標準化の推進 (保健医療情報利活用推進関連事業)

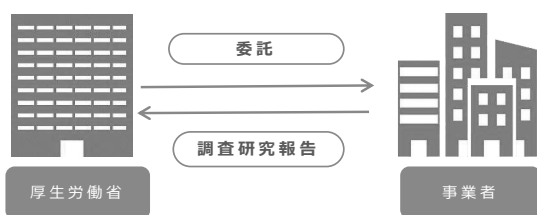
医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室（内線2683）

令和5年度当初予算案 5.3億円（5.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ データヘルス改革工程表に基づき、「患者自身の保健医療情報を閲覧できる仕組み及び全国で医療情報を確認できる仕組みの整備」や「電子カルテ情報の標準化」の取組を進めてきたところ。また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」の取組を進めることが明記されている。このため、異なる電子カルテの医療機関同士でも医療情報が共有できるよう、必要な電子カルテ情報を速やかに標準化し、その情報を全国の医療機関等及び患者本人が安全に閲覧できる仕組みの構築等を加速する。また、これらの情報を利活用する環境整備等に取り組む。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



(実施主体) 一般競争入札等により決定する事業者
(対象経費) 委託費(人件費、謝金、旅費など)
(補助率) 定額

3 事業実績

◆ 委託数：6件（4件）

※ 令和3年度委託実績件数、括弧は令和2年度分

新規

電子カルテ情報の標準化の推進 (保健医療情報拡充システム開発事業)

医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室（内線2683）

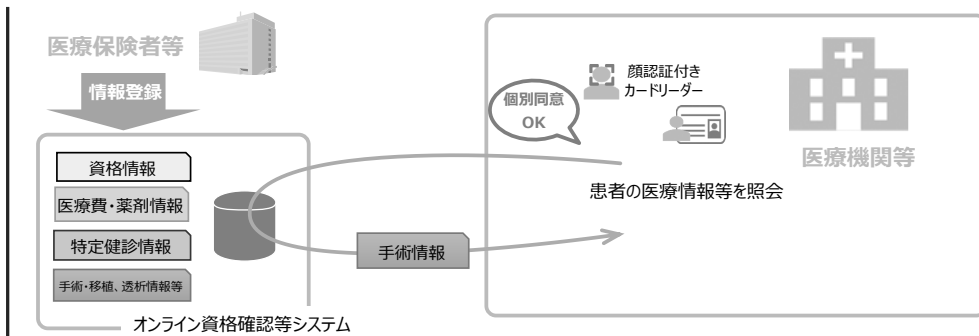
令和5年度当初予算案 7百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 「データヘルス改革に関する工程表」に基づき、「医療・介護分野での情報利活用の推進」では、「医療機関等で患者情報が閲覧できる仕組み」として患者本人が閲覧できる情報を本人同意の上で医療機関等でも閲覧可能とする仕組みを順次整備していくこととされている。

○ 医療情報の中で手術情報は、他の情報よりも病名を推察することが容易であること等から、別画面で個別に同意を得る仕組みを構築する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体: 社会保険診療報酬支払基金

医療分野におけるDXを踏まえたサイバーセキュリティ対策の推進

拡充

医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業

医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
(内線2683)

令和5年度当初予算案 1.0億円(50百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めてきているところである。昨今、国内の医療機関を標的としたランサムウェアによるサイバー攻撃被害が増加(ランサムウェアにより、長期にわたり診療が停止した複数の事例が発生)したことから、医療機関のサイバーセキュリティ対策の徹底を図る。

○ 新しい資本主義実行計画フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)のなかで、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」について、最新の技術的な動向、多様化・巧妙化する医療機関へのサイバー攻撃を状況等を踏まえて、2022年度中に見直す。」とされており、ガイドライン見直しに伴うサイバーセキュリティ対策事業の拡充が必須である。

2 事業の概要・スキーム

専門家の派遣による感染原因の特定や対応の指示などの初動支援体制の強化やこれまでのサイバーセキュリティ研修に加えて、サイバー攻撃を想定した訓練の拡充など、より実用性のある研修を実施する。
その他にガイドラインの改定に伴う必要な対策を行う。

3 実施主体等

委託先：委託事業(民間事業者)

4 事業実績

◆ 研修受講者数：697人(700人)
※ 令和3年度実績、括弧は令和2年度

ICTの進展等を踏まえた薬局DXの推進、対人業務の充実等

新規

ICTの進展等を踏まえた薬局機能の高度化推進事業(薬局DX)

医薬・生活衛生局総務課(内線4213)

令和5年度当初予算案 62百万円(-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

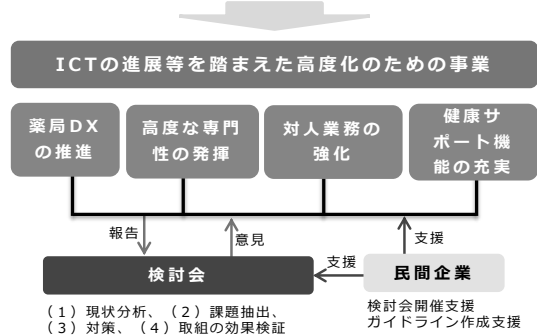
本格的な少子高齢化が到来し、また、地域包括ケアのさらなる進展が求められる。このため、リフィル処方箋への対応を含め、薬局薬剤師は薬学的専門性を活かした対人業務を充実させるとともに、セルフケア、セルフメディケーションの支援等の健康サポート業務に取り組む必要がある。また、オンライン服薬指導、データヘルス改革、電子処方箋等の導入など、薬局のICTの進展への対応が必須となる。
このような点を踏まえ、①薬局DXの推進、②対人業務強化のためのガイドライン作成、③高度な専門性の発揮、④健康サポート機能の観点で対策を実施する。さらに、現状の分析やこれらの取組の効果を検証する検討会を開催する。これらの成果を地域レベルで活用するとともに、診療報酬での対物業務から対人業務への評価のシフトにおける対人業務の評価のあり方の基礎とすることにより、薬局機能、薬剤師サービスの高度化に繋げる。

2 事業の概要・スキーム

(1) 薬局高度化のための4つの事業

- ① 薬局DXの推進
情報通信機器等の活用する先進的な薬局の取組の有用性を検証。
(例：電子版お薬手帳等のPHRやウェアラブル端末を利用し、効果的かつ継続的な指導、医療機関との連携等による影響。)
 - ② 高度な専門性の発揮
薬剤師が様々な患者の服薬情報や患者の生活情報を活用して薬剤の見直しを行う「薬剤レビュー」の実施に係る研修等を行う。
 - ③ 対人業務を強化するためのガイドライン作成
患者の疾患や使用する医薬品の特徴をとらえた服薬指導やフォローアップ等の実施に関するガイドラインを学会等と連携して作成。
 - ④ 健康サポート機能の充実
①自治体と薬局が連携して実施する健康サポート活動や、②薬局が医療機関と情報共有や受診勧奨などで密接に連携してセルフメディケーションの支援を行う取組について、患者アウटकムを検証。
- (2) 効果の検証等を行う検討会
4つの事業の効果検証に加え、薬局の在り方に関する現状分析、課題抽出を行う検討会を実施する。
- ・現状分析
 - ・課題抽出(好事例が均てん化しない理由の分析、対策案の検討等)

①薬剤師の患者へのサービスのさらなる充実、②セルフメディケーション推進、③データヘルス、電子処方箋、薬局のICT対応



3 実施主体等

- (1) 国(関係団体等に委託)
- (2) 国(一部業務は民間企業に委託)

科学的介護データ提供用データベース構築等事業

令和5年度当初予算案 6.1億円（8.0億円） ※()内は前年度当初予算額（国庫債務要求（令和4年度～6年度））

※デジタル庁計上 ※令和4年度第二次補正予算額 5.1億円

1 事業の目的

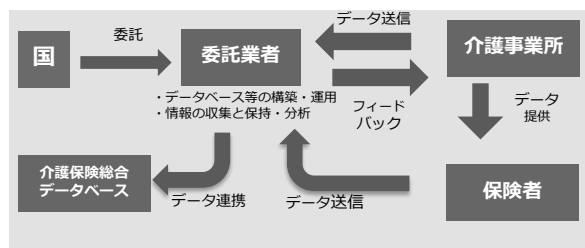
- 「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）において示された、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、令和2年度から運用を開始した科学的介護情報システム（LIFE）の情報等を用いた本格的な分析を実施し、高齢者の自立支援や重度化防止等の取組を促すようなインセンティブが働くようアウトカム評価等につなげるとともに、次期からの介護報酬改定の議論に活用する予定。
- ケアの質の向上等につなげるよう、取得したデータの解析結果等について、介護事業所に提供を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 介護事業所がLIFEに高齢者の状態・ケアの内容等の情報を提出し、そのデータを解析した結果として、事業所にフィードバックを行うことなどにより、介護サービスの質の向上に資する取組を推進する。

| 主な改修事項 | | |
|-------------------------------|---|-------|
| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ○ システム基盤の統合 | | |
| ○ 認証機能等の見直し | 報酬改定・制度改正に伴う改修： ・フィードバック項目の修正等の機能改修 ・介護記録ソフトとの連携機能の強化 | |
| データヘルス改革工程表関連：顕名情報の収集に向けた機能改修 | | |

事業スキーム



- 実施主体：株式会社等

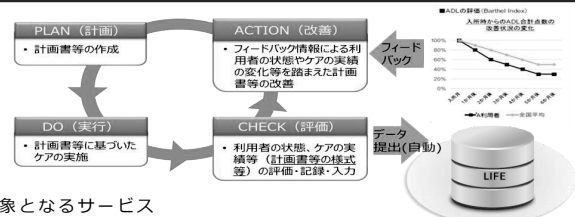
- 事業実績：入札により落札した2者(※)が上記事業を実施。
(※)開発・運用保守と工程管理で別の事業者が実施

【参考】科学的介護情報システム（LIFE）

- 介護施設・事業所が、**介護サービス利用者の状態や、行っているケアの計画・内容**などを一定の様式で提出することで、入力内容が集計・分析され、当該施設や利用者**にフィードバック**される情報システム。介護施設・事業所では、提供されたフィードバックを活用し、PDCAサイクルを回すことで、介護の質向上を目指す。
- 令和3年度介護報酬改定において、一部の加算について、LIFEへのデータ提供等を要件とした。

LIFEにより収集・蓄積したデータの活用

- ・ LIFEにより収集・蓄積したデータは、**フィードバック情報としての活用**に加えて、**施策の効果や課題等の把握、見直し**のための分析にも活用される。
- ・ LIFEにデータが蓄積し、分析が進むことにより、**エビデンスに基づいた質の高い介護の実施**につながる。



(参考) LIFEへのデータの提出を要件としている項目と収集している情報、対象となるサービス

| 加算の種類 | 科学的介護推進加算(Ⅰ)(Ⅱ) | 個別機能訓練加算(Ⅱ) | ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ) | リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 | リハビリテーションマネジメント加算(A)(B)(ロ) | 理学療法・作業療法及び言語聴覚療法に係る加算 | 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ) | 褥瘡対策指導管理(Ⅱ) | 排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) | 自立支援促進加算 | かかりつけ医連携薬剤調整加算 | 薬剤管理指導 | 栄養マネジメント強化加算 | 栄養アセスメント加算 | 口腔衛生管理加算(Ⅱ) |
|--------------------|-----------------------------------|----------------------|----------------|----------------------------------|----------------------------|------------------------|-------------------|-----------------------|------------------|----------|----------------|--------|-------------------------------|------------|--------------------------|
| 収集している情報 | ADL栄養の状況 認知症の状況 既往歴 処方箋等 | 機能訓練の目標 プログラムの内容等 | ADL | ADL、IADL、心身の機能、 リハビリテーションの目標等 | | | 褥瘡の危険因子 褥瘡の状態等 | 排尿・排便の状況 おむつ使用の状況等 | ADL 支援実績等 | | 薬剤変更情報等 | | 身長、体重、低栄養リスク、 食事摂取量、必要栄養量等 | | 口腔の状態 ケアの目標 ケアの記録等 |
| 介護老人福祉施設 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 介護老人保健施設 | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 介護医療院 | ○ | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 通所介護 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ | ○ |
| 地域密着型通所介護 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ | ○ |
| 認知症対応型通所介護(予防含む) | ○ | ○ | ○(予防を除く) | | | | | | | | | | | | ○ |
| 特定施設入居者生活介護(予防含む) | ○ | ○ | ○(予防を除く) | | | | | | | | | | | | ○ |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | ○ |
| 認知症対応型共同生活介護(予防含む) | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 小規模多機能型居宅介護(予防含む) | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | ○ | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | ○ |
| 通所リハビリテーション(予防含む) | ○ | | | | | ○(予防を除く) | | | | | | | | | ○ |
| 訪問リハビリテーション | | | | | | ○(予防を除く) | | | | | | | | | ○ |

科学的介護に向けた質の向上支援等事業

令和5年度当初予算案 41百万円（41百万円）※（）内は前年度当初予算額
 ※令和4年度第二次補正予算額 50百万円

1 事業の目的

- 科学的介護情報システム（LIFE）の情報を活用することで、介護現場でのPDCAサイクルを推進するための好事例を収集。
- 全国へ展開するためのマニュアルを策定することに加え、LIFE等の利活用に知見を有する市町村・事業所職員を養成するための研修資料を作成することで、科学的介護の推進を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

国（委託事業）

- ・ 好事例を収集するため、事業所を訪問
- ・ LIFEの活用手法等について、好事例集等を策定
- ・ LIFE等の利活用に知見を有する事業所・市町村職員を養成するための、研修資料作成を実施

保険者

- ・ 保険者による介護事業所におけるLIFEを用いた適確な情報の利活用のための支援に資するよう、自治体職員等が事業に参加

事業所

- ・ LIFE等を活用し、データを用いたPDCAサイクルの推進を実施
- ・ 研修を受けた事業所・自治体職員等による、周知・普及・助言等の支援を実施

| 事業予定 | | |
|----------|--|------------------------------|
| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ○ 好事例の収集 | ○ 好事例の収集 ○ マニュアル・研修会の実施 ○ 拠点の構築を含めた体制整備の検討 | ○ 事業所へのLIFE等利活用に関する知識及び技能の普及 |

○ 事業スキーム

国

→

委託

→

受託業者

→

市町村

○ 実施主体：株式会社等
 ○ 事業実績：入札により落札した1者が上記事業を実施。

* 医療情報化支援基金による支援

医療情報化支援基金による支援

保険局医療介護連携政策課 保険データ企画室（内線3228）
 医薬・生活衛生局総務課（内線2913）

令和5年度当初予算案 289億円（735億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、令和元年度において、医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるICT化を支援している。（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」を改正。令和元年10月1日施行）

【対象事業】

- ① オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援
- ② 電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援
- ③ 電子処方箋導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

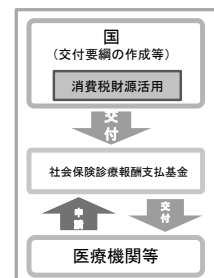
【対象事業①オンライン資格確認の導入について】

- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年6月12日施行）に基づき、顔認証付きカードリーダーを支払基金で一括調達し、医療機関及び薬局に配布（無償）。
- 令和2年3月に実施要領を定め、診療所等は3/4補助、病院は1/2補助等とした。
- 骨太方針2022（令和4年6月7日閣議決定）において、「オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す」とされたことに基づき、義務化に伴う補助の拡充を行ったことで、追加的に必要となった財源を措置する。
 ※拡充措置：診療所等は定額補助、病院は補助上限額の引上げ
- 訪問看護ステーションや職域診療所での診療においても、オンライン資格確認を導入できるように、システム整備を支援するため、医療情報化支援基金を拡充する。

【対象事業③電子処方箋の導入について】

- 令和5年1月の電子処方箋導入に向けて医療機関・薬局が電子処方箋導入に必要なシステムの改修経費等を医療情報化支援基金を活用し支援を行っている。
- 令和5年度導入分の補助率を診療所等は1/2補助、大規模病院・病院は1/3補助、大型チェーン薬局は1/4とするため医療情報化支援基金を拡充する。

実施主体：社会保険診療報酬支払基金



○医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保
 > 希少疾病用医薬品の指定の推進、リアルワールドデータの薬事活用の推進

新規

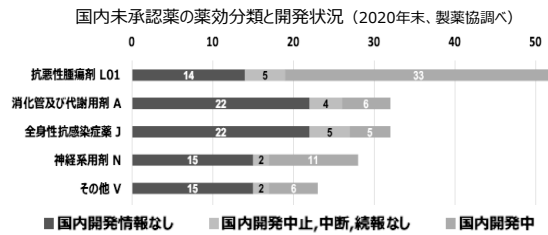
希少疾病用医薬品審査等推進費

医薬・生活衛生局
 医薬品審査管理課
 (内線4234、2746)

令和5年度当初予算案 37百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 欧米で希少疾病用医薬品として指定されているものが、**日本では希少疾病用医薬品に指定されず、日本での開発の遅延や日本が国際共同開発に参加できない**などの問題が生じている。
- 日本で指定数が限定的な理由として、
 - ① 開発早期の段階では、指定要件である「特に優れた使用価値を有するもの」かどうかの判断が難しく、様々な文献等の精査の業務量が大きいことに加え、
 - ② 指定に係る評価やその後の開発相談等に対応するための**PMDAの体制が十分でない**こと、がある。



希少疾病用医薬品の指定に係る相談、指定の評価等に対応するための**PMDAの業務体制の整備**を行う。

(参考) 現状、希少疾病用医薬品の指定数は20~30件/年。指定に至らないものも20件/年程度あり、いずれも相談対応が行われる。

2 事業の概要・スキーム

- 開発企業からの
 - ・希少疾病用医薬品の指定に係る相談の対応 (厚労省と共同)
 - ・指定に係る評価書作成の支援
 - ・指定後の開発相談等の業務の支援
 を行う嘱託職員を、**PMDAの審査部に配置**。
 (国内未承認薬の多い抗がん剤、感染症、神経系、代謝性疾患の各分野を中心に割り振ることを想定。)
- (なお、本予算事業の他に、指定基準の考え方の整理や指定後の取り扱いの合理化等を含めてパッケージとして進める予定。)

3 実施主体等

- PMDA (主として新薬審査部)
 - ・指定に係る相談・評価等の支援 (文献情報の整理、類薬の開発状況の調査等) により、職員を支援する嘱託職員の人件費 (4名、100%補助)

新規

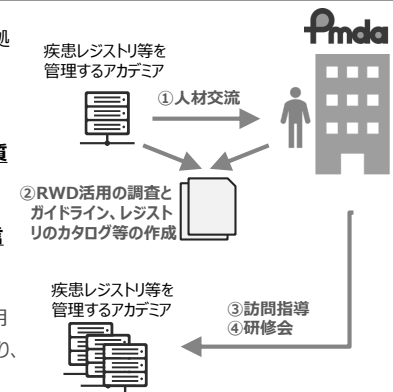
リアルワールドデータ活用促進事業

医薬・生活衛生局
 医薬品審査管理課
 (内線4234、2746)

令和5年度当初予算案 33百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 疾患レジストリなどの医療データ (RWD; Real World Data) を薬事申請で活用するには、それに依拠して安全性・有効性の評価ができるよう、**高い水準でのデータの品質管理・信頼性保証が求められる**。
- しかしながら、現状、**知識の普及や経験の蓄積が十分とは言えない**。薬事申請に使用できるようなRWDを国内で整備していくためには、**疾患レジストリ等の管理者側が、承認審査において求められる品質管理や信頼性保証について十分に理解した上で疾患レジストリ等を構築・運営する必要がある**。
- また、一方で、PMDAの調査員が、**疾患レジストリ等の管理の現状を理解し、実態に則した指導・助言を行うことも必要**。
- **大学等の疾患レジストリ管理者やデータサイエンティストとPMDAの調査員が一体になって**、RWD活用に際しての課題解決を図るとともに、**RWDの活用に係る調査及びガイドライン等の整備**を行うこと等により、RWDの品質管理・信頼性保証に関する知識の普及を図る。



2 事業の概要・スキーム

- 大学等の疾患レジストリ管理者やデータサイエンティストが、PMDAと人材交流を行い、**薬事水準の信頼性確保の方策等について学ぶ** (PMDA職員が指導等に当たる。)
- 併せて、所属する大学等において、**RWDの活用に係る調査及びガイドライン等の作成**を行う。
- PMDA職員が疾患レジストリ等への訪問指導及び研修会を実施。

3 実施主体等

- 大学・大学院、国立高度専門医療研究センター
 - ・人材交流 (4機関。がんセンター等を想定。)
 - ・ガイドライン等の作成費用
- PMDA (信頼性調査部門)
 - ・訪問指導 (人材交流対象機関を想定) 及び研修会 (その他機関も参加可能) の開催費用
 - ・人材交流対象者の指導等に当たる職員の人件費

後発医薬品の品質確保（GMP管理体制強化等事業）

医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
(内線2770)

令和5年度当初予算案 1.2億円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度に、一部の後発医薬品メーカーにおいて、製造工程中における薬物混入などの重大な違反行為が発覚。健康被害の発生のほか、製品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなど、医療現場に大きな混乱が発生しており、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となっている。
 - 当該事業では、二重帳簿の作成や品質試験結果のねつ造など、発見が困難な法令違反が行われており、現在の行政におけるGMP（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）の査察体制では十分対応できていない実態が明らかになっている。
 - 当該行政処分事例に係る第三者委員会等による調査の結果、原因の一つとして、企業における製造管理及び品質管理に対する意識の低下が指摘されている。
- 医薬品医療機器総合機構（PMDA）及び都道府県における調査員の教育及び情報共有などにより、調査能力の向上及び均てん化を進め、巧妙な法令違反行為を発見できるようにする。
- 医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMP適合性遵守に関するコンプライアンスを向上させる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- PMDAにおいて、国内のGMP査察能力を向上させるため、調査員の教育訓練や都道府県による査察への同行等による知識共有、製造管理等に係る最新技術の情報収集、海外規制当局との情報交換などを行うとともに、PMDAの調査員及び外部専門人材の確保を行う。
- 製造業者の役員、従業員に加え、製造業者を管理監督する製造販売業者や都道府県職員等、すべての関係者を対象として、GMPに関する講習会を開催し、業界全体のレベルアップ及び意識向上を図る。

実施主体：PMDA



後発医薬品等の承認申請に係るデータの適合性調査の体制強化事業

医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課
(内線4234、2737)

令和5年度当初予算案 12百万円（12百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一部の後発医薬品メーカーにおいては、GMP不備に加え、後発医薬品等の承認申請に係るデータの改ざん等が確認された。このような事案の発生により後発医薬品等に対する信頼性に疑念を持たれる状況になっていることから、その信頼の回復を図る必要がある。
- 一部の後発医薬品メーカーにおいて発生した後発医薬品の承認申請に係るデータの改ざん等の原因としては、後発医薬品の承認申請スケジュールに間に合わせるために試験実施の日付の改ざん等を行うなど他の後発医薬品においても生じうることが考えられた。一事業者の問題にはとどまらず、後発医薬品全体の問題として、承認審査時において、承認申請資料の適合性調査の体制を強化することにより、後発医薬品の信頼性の確保を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 後発医薬品の承認申請に係るデータ（安定性試験、臨床試験等）の適合性調査については、申請品目数の多さを背景に、限られた範囲の調査にとどまっていたが、調査手法を見直すとともに、実地調査の対象品目数を増やすことにより、適合性調査の強化を行う。その強化に必要な人員体制を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に確保する。

3 実施主体等

- PMDA（主としてジェネリック医薬品等審査部）
 - ・適合性調和を実施する職員の人件費（2名、50%補助）

リアルワールドデータに基づく後発医薬品安全性等確認事業

医薬・生活衛生局
医薬安全対策課
(内線2749)

令和5年度当初予算案 11百万円 (11百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一部の後発医薬品メーカーの品質管理問題を発端に、後発医薬品に対する国民の不信感が増している。
- 後発医薬品の普及は、医療費の削減において重要であり、引き続き国策として推進していく必要があるが、後発医薬品の信頼性に不安がある状況では、後発医薬品の処方が進まなくなるとともに、患者自身も薬局等で後発医薬品への切り替えを拒否するおそれがあり、後発医薬品の普及を進める上で、大きな障壁となるおそれがある。
- 後発医薬品における製造工程の適正化及び品質管理については、製造販売業者への行政指導等を徹底し、引き続き監視を続けるが、国民の後発医薬品への不安を解消するためには、後発医薬品の安全性について科学的エビデンスを収集し、問題がないことを根拠に基づき説明することが重要である。
- 後発医薬品の製造販売業者は、先発医薬品の企業に比べてリソースが少なく、市販後の安全性情報が集積されにくいという特徴があり、また、現時点では医師や薬剤師等の医療関係者を始めとして国民の信頼を失っている状況にある。そこで、検体検査値のデータを取得可能な医療情報データベースであるMID-NETを活用して、国自らが後発医薬品の安全性情報を効率的に収集・評価して、医療現場への適正な情報提供につなげることで、後発医薬品に対する国民の信頼を回復し、後発医薬品の安全対策及び普及の推進に寄与することができる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<MID-NETを活用した後発医薬品の安全性評価のイメージ>

後発医薬品の処方実態

例) 初回処方時における腎機能障害患者の重症度比較

| CCR(mL/min)値 | 50> | 26~50 | 10~25 | <10 |
|---------------|--------------------|-------------|-------------|-----------|
| 先発医薬品 (296人) | 人 198 (%) (67%) | 68 (23%) | 30 (10%) | 0 (0%) |
| 後発医薬品B (209人) | 人 132 (%) (63%) | 52 (25%) | 25 (12%) | 0 (0%) |

後発医薬品の安全性

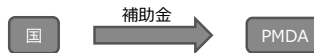
例) 初回処方後の肝機能・腎機能異常発現リスクの比較

| | 肝機能異常発現数 | 発現割合 | 腎機能異常発現数 | 発現割合 |
|---------------|----------|------|----------|------|
| 先発医薬品 (296人) | 5 | 1.7% | 12 | 4.1% |
| 後発医薬品B (209人) | 3 | 1.4% | 9 | 4.3% |

添付文書での注意喚起等を踏まえて適正に処方されているかどうかを確認

リスクに差があるかどうかを確認

実施主体：独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
補助率：1/2補助



事業の概要：

- MID-NETを活用した後発医薬品の安全性評価

後発医薬品を対象として、医薬品の安全性評価に必要な科学的エビデンスを、MID-NETを活用して効率的に収集・評価することで後発医薬品の信頼性回復に繋げる。

事業実績：

令和4年度「MID-NETを用いたスタチンに属するジェネリック医薬品の安全性評価に関する疫学調査」を実施予定。

薬物乱用防止・大麻に関する制度見直しを踏まえた環境整備

拡充

薬物乱用防止・大麻制度見直しに関するデジタル広報啓発事業

医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
(内線2796)

令和5年度当初予算案 79百万円 (60百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

第五次薬物乱用防止五か年戦略(平成30年8月薬物乱用対策推進会議)において、「目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」が掲げられている。

大麻事犯については、検挙人員が5年連続過去最多を更新し、中でも検挙人員の約7割が30歳未満であり、特に若年層における大麻乱用の拡大が顕著である。近年においては、特にSNS等を使用して情報共有が容易になっており、乱用される薬物の取引形態が多様化・巧妙化していることから、デジタルツールによる情報収集に長けた現代の若年層に対して、新たな広報啓発が必要となっている。

また、現在、小委員会を設置するなど大麻取締法等の制度改正に向けた議論をしており、この制度改正を正しく周知する必要がある。よって、新たな広報啓発の方法として、デジタルツールを活用し

- ハイリスク層をターゲットにした、インターネット上での行動に応じた薬物乱用防止の広報啓発
- 一般層をターゲットとした、①不正大麻の正しい知識の普及と啓発、②大麻由来医薬品等の正しい知識の普及及び適正使用の促進、③日本の伝統的麻文化の紹介等

を行うことを目的とする。

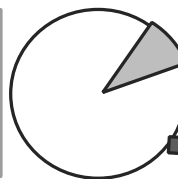
令和3年度はハイリスク層をターゲットとし、短期間(1ヶ月程度)のパイロット事業として実施。令和4年度では期間の拡充を行い、令和5年度では、これまでのハイリスク層に加え、一般層への制度周知を目的とした広報啓発を実施する。

2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

- (ア) 啓発対象者 (ハイリスク層向け・一般層向け) の検討 (イ) 対象者に有効なコンテンツの作成 (ハイリスク層向け、一般層向け)
(ウ) 多様な媒体での配信 (Twitter、Youtube、Google等) (エ) 効果検証

- ターゲットに応じた有用なコンテンツの作成
 - ・ハイリスク層が興味を持つようなもの
 - ・知名度のあるキャラクターや人気俳優等を起用し、広く一般に関心を持つもの
- インフルエンサー、YouTuber等による情報拡散等



ハイリスク層がより興味を持つような広告を掲載

広く一般に、制度改正に興味を持つような広告を掲載

ハイリスク層を啓発ページに誘導し、薬物乱用防止の啓発を図る。

一般層に対して、薬物乱用防止を図りつつ、制度改正の周知を行う。

- デジタルなので、クリック数・率、サイトの滞在時間、動画視聴回数等から効果検証が可能

3 実施主体等

国

4 令和3年度事業実績

1ヶ月という短期間で、約1200万回ユーザーの手元で広告が示され、約8.4万人が自らの意思で能動的に啓発コンテンツに流入した。

新規

SaMD (プログラム医療機器) 米国調査及び国内制度整備事業

令和5年度当初予算案 37百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

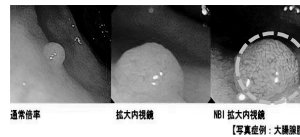
1 事業の目的

- 近年、人工知能技術等の最先端の技術を活用したプログラム医療機器 (SaMD) の医療への応用が急速に進み、画像を用いた診断を支援するソフトウェアや、日常生活習慣を含む患者行動の改善を促して治療効果を高めるアプリ等が既に実用化され、医療の高度化・質の向上に寄与している。
- これらSaMDの開発はプログラミングを基本とするため、開発スピードは通常の医療機器よりも速く、かつ承認取得後の変更・改良 (アップデート) も頻繁に行われるため、SaMDの適時適切な実用化を図るには、その特性を踏まえたSaMD固有の承認審査の仕組みが必要である (参考参照)。
- そのため、SaMD開発者の設計能力及びアップデート時のリスクマネジメント能力などを確認することにより、個々のSaMD審査を簡略化する制度の導入を検討している。
- その一環として、令和4年度に開発側の意見も聴きつつ制度の骨格部分の設計を行った上で、令和5年度に新たな承認審査制度の運用に必要な指針等を策定する。

(参考) 規制改革実施計画 (令和4年6月7日 閣議決定)

(SaMDの例) 大腸病変の腫瘍/非腫瘍の判別を支援 (H30.12承認)

SaMDの承認後の追加学習を通じた有効性向上のためのアップデートなど、一定範囲のアップデートについて、国際整合を踏まえつつ、アップデート後の有効性の状況をPMDAが予め開発業者に確認できることなど一定の条件の下で、PMDAによる審査省略を含め審査の簡略化を検討する。



2 事業の概要・スキーム

1. 米国FDA等の諸制度の現状調査 (米国FDAのPre-Cert制度及びPCCP制度に係るガイドライン等)
2. SaMD開発企業の認定基準、SaMD審査ガイドライン、市販後に継続して行う製品の有効性・安全性の評価等の指針等の策定
3. AI医療機器の承認取得後の追加学習及び性能の評価・検証等に係る計画書の作成ガイドライン等の策定

3 実施主体等

実施主体：国立医薬品食品衛生研究所

○科学技術力向上・イノベーションの実現

プログラム医療機器の実用化の促進

新規

医療用医薬品供給情報緊急調査事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課 (内線4472、2588)

令和5年度当初予算案：15百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

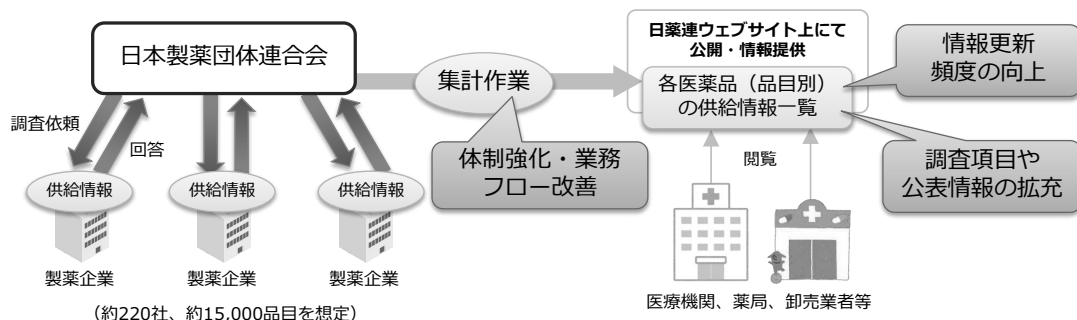
1 事業の目的

- 令和2年末以降に発生した後発医薬品メーカーによる薬機法違反事案を端緒として、医療用医薬品の供給不安が継続しており、日本製薬団体連合会 (日薬連) が実施したアンケート調査によると、令和4年8月末時点で、4,234品目 (全体の29.2%) の医薬品において、出荷停止又は限定出荷が行われており、令和3年の調査結果と比較しても供給不安は拡大している。
- 医薬品の供給不足が生じる場合、国や医療現場において適切に対応できるよう、正確な供給状況する必要があることから、現在、日本製薬団体連合会において、3ヶ月ごとに供給状況に係るアンケート調査を実施しその結果の公表が行われている。一方、それらの供給状況は日々変化していることから、より迅速かつ頻回の調査及び情報提供が求められている。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

現在、日本製薬団体連合会が実施している医療用医薬品の供給状況調査について、供給不安が拡大している状況を踏まえ、調査頻度を3ヶ月に1回から毎月向上させるとともに、調査から公表までの期間を短縮できるよう、緊急的な調査体制の強化を行う。

また、上記の調査を実施しながら、より迅速かつ正確な情報提供が可能となるよう、調査・集計作業の業務フローの改善を行うとともに、医療現場のニーズや調査結果等を踏まえた検討を行い、調査項目や公表情報の拡充などの改善を行う。



○科学技術力向上・イノベーションの実現
 >がん・難病の全ゲノム解析等の推進

がん・難病の全ゲノム解析等の推進

医政局研究開発政策課（内線4041）
 健康局がん・疾病対策課、難病対策課
 （内線3825、2353）

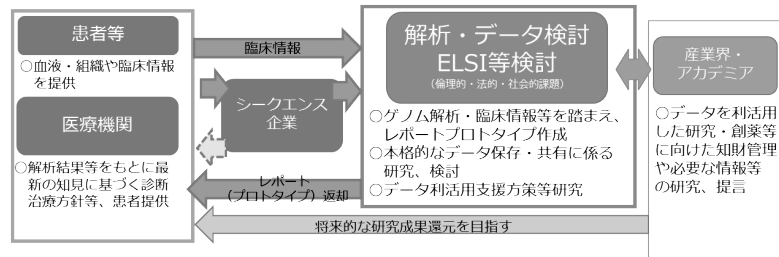
令和5年度当初予算案 ※()内は前年度当初予算額

| | | |
|-----------------------|----------|------------|
| 革新的がん医療実用化研究事業 | 92億円の内数 | (88億円の内数) |
| 難治性疾患実用化研究事業 | 89億円の内数 | (79億円の内数) |
| がん対策推進総合研究事業 | 6.1億円の内数 | (6.1億円の内数) |
| 難治性疾患政策研究事業 | 18億円の内数 | (18億円の内数) |
| ※令和4年度第二次補正予算額（全事業合計） | | 49億円 |

1 事業の目的

がんや難病患者を対象として、全ゲノム解析およびマルチオミックス解析等を実施し、得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、それらを民間企業やアカデミア等が活用することにより、創薬や新規治療法などの開発を目指す。さらに解析結果等の速やかな日常診療への導入や、新たな個別化医療の推進を通して、国民へ質の高い医療を届けることを目指す。
 (※) 上記を目指し、「全ゲノム解析等実行計画2022」（令和4年9月策定）を着実に推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

現在闘病中のがん患者・難病患者の診断、治療に役立つデータを速やかに患者に還元し、がん・難病の患者に新たな個別化医療を提供するとともに、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる質の高い情報基盤の構築に向けた検討を行うことで、革新的新薬を創出する製薬企業が成長できるイノベーション環境を整備する。

事業実績

令和3年度末までに行った、約19,200症例（がん領域 約13,700症例、難病領域 約5,500症例）の先行解析の結果等を踏まえ、令和4年9月に「全ゲノム解析等実行計画2022」を策定した。

>クリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進

クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業

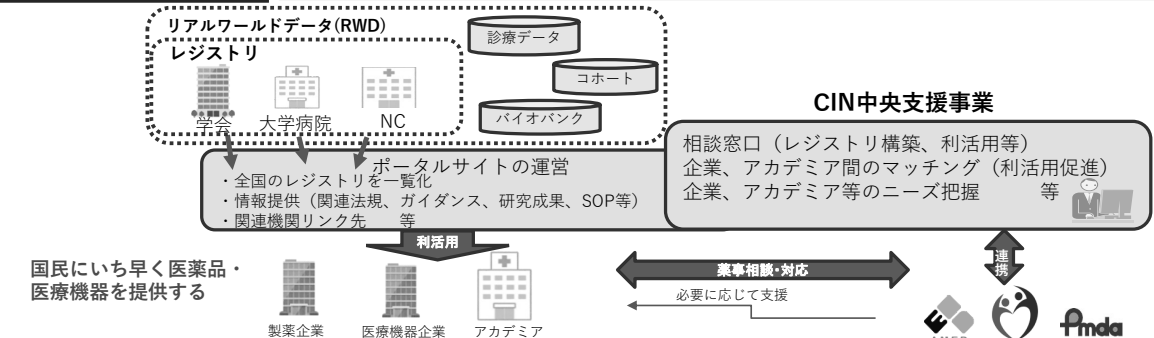
医政局研究開発政策課（内線2542）

令和5年度当初予算案 32百万円（32百万円） ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- <背景> ○ 医薬品等の開発コストを抑える観点から、レジストリを活用した臨床開発手法が注目されている。
 ○ 業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの活用推進に対して強い要望が寄せられている。
 ○ これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- <課題> ○ ワンストップサービス拠点における、ポータルサイトのレジストリ情報や各種資料等の継続的な更新が必要。
 ○ 業界・学会・アカデミアなどから、レジストリ構築、運営等に関する相談機関がほしいとの要望。
 ○ これら中央支援業務を一元的に管理する拠点を設置し、レジストリの利活用を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定
- ◆ 事業実績：レジストリフォーラム開催 2回、レジストリ相談件数 企業5件・アカデミア等4件（令和3年度）

クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

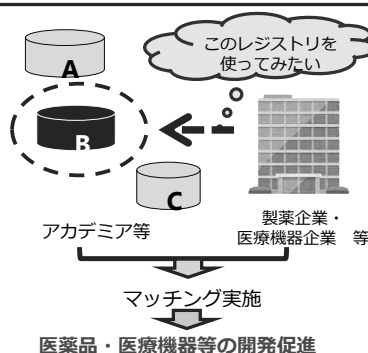
令和5年度当初予算案 97百万円（1.6億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- <背景> ○ 我が国では、患者数が少なく治験が難しい小児領域や希少疾病領域等での医薬品や医療機器の開発は必ずしも円滑に進んでいるといえない。一方で、希少疾病・難病及び小児分野等を対象としたレジストリは存在するが、それらのデータが企業側の開発に結びついていない。
- これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- <課題> ○ 依然として業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。 ※製薬協 政策提言2021（2021年2月 日本製薬工業協会）
- 企業が研究開発に活用できるレジストリが少ないため、環境を整備し、レジストリの利活用を促進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- (1) レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施し、希少疾病・難病及び小児分野等の医薬品・医療機器開発におけるレジストリの利活用をさらに促進、加速させる。
- (2) 企業ニーズに応じたレジストリの改修費用を補助する。
(国：企業拠出 = 1 : 1)



3 実施主体等

- (1) 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定 ◆事業実績：マッチング数5件（令和3年度）
- (2) 実施主体：公募により選定 ◆補助率：1/2 ◆事業実績：レジストリ改修数5件（令和3年度）

バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成とバイオシミラーの普及

バイオ医薬品開発等促進事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
(内線2657)

令和5年度当初予算案 31百万円（44百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 革新的新薬を創出する製薬企業が成長できるイノベーション環境を整備するため、国内バイオ医薬品産業の強化を進めることが求められている。「医薬品産業ビジョン2021」では、バイオシミラーの国内普及を進めるに当たっては、国内においてバイオシミラーを含むバイオ医薬品の製造技術や開発処方等を担う人材の育成が重要であること、医師や患者からのバイオシミラーへの信頼向上に向けた周知・広報が必要であるとされている。
- 現在実施中の「バイオ医薬品開発促進事業」において、研修プログラムを実施するなど人材育成を行う。また、バイオシミラーの利用を促進するための具体的な方策について、有識者による協議の場を開催し検討する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①技術研修事業

製薬企業やバイオベンチャーの社員等に対して、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ等に関する実践的な研修プログラムを実施し、我が国のバイオ医薬品産業に関する技術力の底上げを行う。

②普及啓発事業

バイオシミラーの科学的評価、品質等について、医療従事者に対して、正しい理解を広めるため、専門家や医療関係者等による講習会を開催。また、患者・国民に対し普及啓発を図る。

③BS利用促進のための有識者会議

「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」において、「バイオシミラーについて、医療費適正化効果を踏まえた目標値を今年度中に設定し、着実に推進する。」とされており、課題抽出等を行う。



3 事業実績

- ①技術研修事業の受講者数 ○座学=42名 ○実習=13名
- ②普及啓発事業の受講者数 ○医師向け=36名 ○患者向け=46名

※令和3年度実績 普及啓発事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、縮小して実施

➤ 日本医療研究開発機構（AMED）における研究及び厚生労働科学研究の推進

日本医療研究開発機構(AMED)における研究の推進（医療研究開発推進事業費補助金等）

大臣官房厚生科学課
(内線3809)

令和5年度当初予算案 443億円（430億円）※()内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 100億円

1 事業の目的

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

「健康医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」等に基づき、医療分野の研究開発について、中核的な役割を持つ国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じ、革新的な医療技術を実用化するための研究開発等を推進する。



3 令和5年度当初予算案の内容

| | | | |
|------------------------|---------|---------------------|---------|
| 1. 医薬品プロジェクト | 178.7億円 | 小計 438.5億円 | |
| 2. 医療機器・ヘルスケアプロジェクト | 20.6億円 | うち医療研究開発推進事業費補助金 | 331.6億円 |
| 3. 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト | 49.1億円 | うち保健衛生医療調査等推進事業費補助金 | 106.9億円 |
| 4. ゲノム・データ基盤プロジェクト | 119.6億円 | 革新的研究開発推進基金補助金 | 4.0億円 |
| 5. 疾患基礎研究プロジェクト | 62.8億円 | | |
| 6. シーズ開発・研究基盤プロジェクト | 7.7億円 | 合計 442.5億円 | |

厚生労働科学研究の推進（厚生労働科学研究費補助金等）

大臣官房厚生科学課
(内線3809)

令和5年度当初予算案 94億円（91億円）※()内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 39億円

1 事業の目的

厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するとともに、技術水準の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

厚生労働行政の中でも、国民生活の安全（労働安全衛生、食品安全、化学物質安全対策、健康安全・危機管理対策）、適切な保健福祉サービスの提供、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が行う医療分野の研究の成果を国民に還元するための仕組みに関するものなど、社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行う。



3 令和5年度当初予算案の内容

| | | | |
|-------------------------|--------|-----------------------|---------------|
| I. 行政政策研究分野 | | III. 健康安全確保総合研究分野 | |
| (1) 行政政策研究経費 | 7.1億円 | (1) 地域医療基盤開発推進研究経費 | 3.3億円 |
| (2) 厚生労働科学特別研究経費 | 3.8億円 | (2) 労働安全衛生総合研究経費 | 1.2億円 |
| II. 疾病・障害対策研究分野 | | (3) 食品医薬品等リスク分析研究経費 | 17.0億円 |
| (1) がん対策推進総合研究経費 | 6.1億円 | (4) 健康安全・危機管理対策総合研究経費 | 2.8億円 |
| (2) 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費 | 27.0億円 | 合計(I+II+III) | 94.4億円 |
| (3) 長寿・障害総合研究経費 | 8.3億円 | うち、厚生労働科学研究費補助金 | 61.2億円 |
| (4) 感染症対策総合研究経費 | 17.8億円 | うち、厚生労働行政推進調査事業費補助金 | 33.2億円 |

○地域医療構想、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革の推進等
 >地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の推進

医政局地域医療計画課（内線2771）

地域医療介護総合確保基金（医療分）

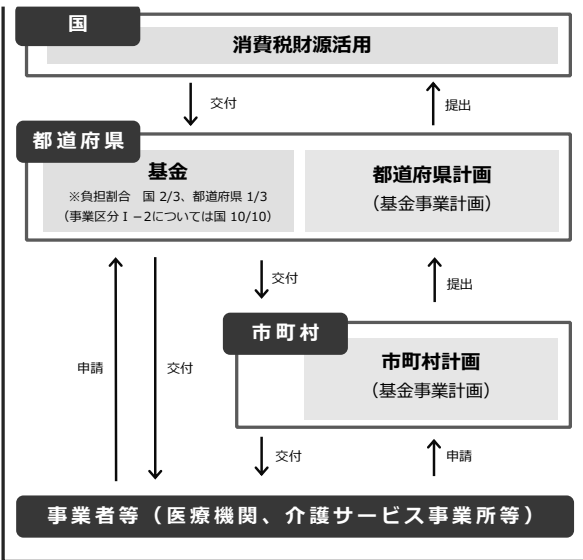
令和5年度当初予算案 751億円（751億円）※()内は前年度当初予算額

※国負担：医療分 751億円、介護分489億円
 ※公費：医療分1,029億円、介護分734億円

1 事業の目的

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

4 対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

5 事業実績

◆ 令和3年度交付決定額：562億円（47都道府県で実施）

地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業

医政局地域医療計画課（内線2663）

令和5年度当初予算案 1.7億円（1.7億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

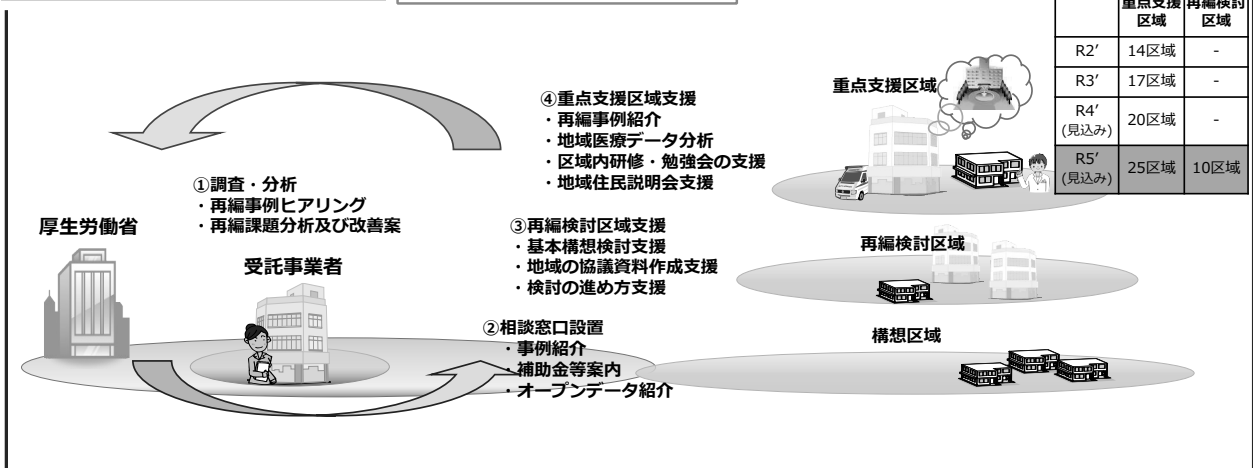
- 地域医療構想の中で特に実施が困難な複数医療機関の再編について、その検討段階から、相談、事例紹介、調査・分析等を通じて、実現までの支援を行う。
- 重点支援区域への支援で得られた知見や過去の再編事例等の調査を通じて、地域医療構想を推進する上での課題に対し、参考となる有効な分析、制度等の活用・改善方を検討する。

2 事業の概要

- ① 地域医療構想を推進するための課題の調査・分析
- ② 再編等を検討している医療機関等からの相談窓口の設置
- ③ 重点支援区域への申請の前段階の再編を企画・検討する区域に対する支援（重点支援区域の設定の要否を判断するまで支援）
- ④ 国が重点的に支援する重点支援区域への再編の支援（事例紹介、データ分析 等）

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：受託事業者（コンサル等）



総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

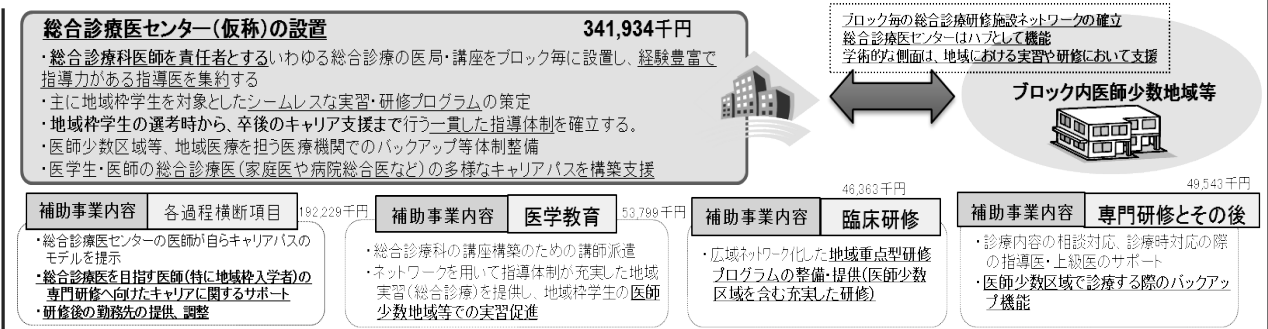
医政局医事課（内線4142）

令和5年度当初予算案 3.4億円（4.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国においては、急速な高齢化が進行しており高齢者に特有な疾患を複数もつ患者が増加している。医療の専門分化・高度化が進む中、臓器別・疾患別専門医の育成が進む一方で、患者個人の複数疾患や生活上の課題を総合的に診ることができる医師が少ないことから、患者が複数の医療機関に頻繁に受診するといった状況がみられ、地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる医師の確保が求められている。
- 経済財政運営と改革の基本方針2019において、「臨床研修や専門研修を含む医師のキャリアパスも踏まえた実効性のある地域及び診療科の医師偏在対策を推進する」とこととされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のより一層の推進・充実を図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：医師養成課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく大学
- ◆ 補助率：定額 ◆ 事業実績：令和3年度交付対象大学数→7大学

キャリア形成プログラム等運用支援事業

医政局地域医療計画課（内線4148）

令和5年度当初予算案 50百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

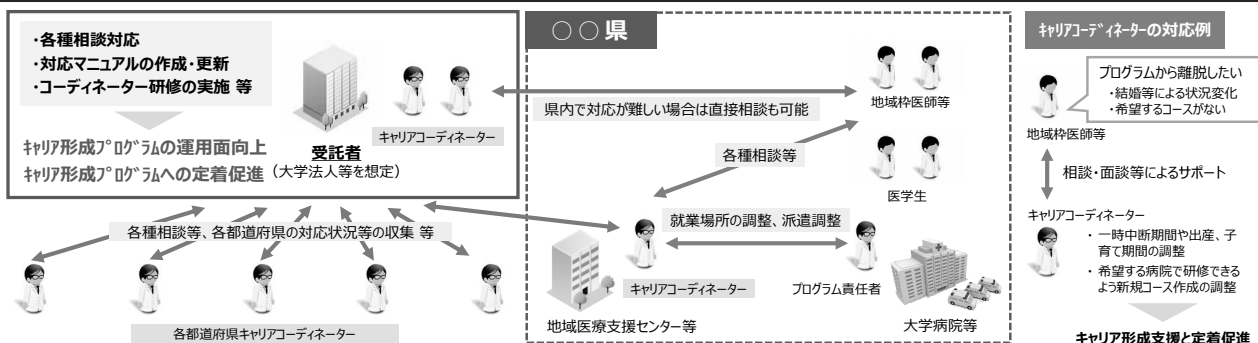
1 背景

- 令和3年12月の「キャリア形成プログラム運用指針」の改正に伴い、各都道府県では、令和4年度から地域枠卒業医師等の派遣先について対象医師と大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整や対象学生の支援を行う、「キャリアコーディネーター」を配置するとともに、令和5年度から地域医療に従事することを希望する学生に対し、学生・臨床研修の期間を通じてその意思を継続することができるよう「キャリア形成卒前支援プラン」を適用することとしている。
- このため、令和5年度以降は、キャリアコーディネーターがフォローすべき対象者が拡大されることに加えて、近年、修学資金を貸与された学生が増加していることもあり、これまで以上にキャリア形成プログラムの運用面における質の向上を行うとともに、学生や医師のキャリア形成プログラム等への定着を促進する観点からも、キャリアコーディネーターの質の向上及び対応策の標準化などを図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム

各都道府県のキャリアコーディネーターの対応状況を集積し、統一的な対応マニュアルを作成・更新するとともに、全国のキャリアコーディネーター等からの相談受付やキャリアコーディネーターの質向上のための研修の実施等を通じて、キャリア形成プログラムの運用面を向上させるとともに、地域枠医師等のキャリア形成プログラムへの定着を促進する取組に対する支援を行う。

- 実施主体：委託事業（大学法人等への委託を想定）



令和5年度当初予算案 1.6億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、医師についても女性割合が高まっているが（現在、医師の約2割、医学部生の約3分の1が女性）、出産・育児・介護等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、ライフイベントとキャリアの両立が課題となっている。
- 令和6年度からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の働き方改革を進めながら就業医師数を確保するため、また令和3年度に改正された育児・介護休業法に基づいて男女ともに育児休業取得を促進させ、「女性医師の更なる活躍を応援する懇談会報告書」で推奨されている短時間勤務等の働き方を希望する者に適用していくため、女性医師のさらなる就業支援を図ることが必要であり、そして男性医師も含む人材確保が必要である。このため、令和5年度においては、都道府県医師会等が独自でもつ医師バンクシステムと連携することで、女性医師支援センター事業をより拡充し、幅広い医師の全国的な就職・転職体制の強化を図ることで、女性医師を中心に医師がライフイベントとキャリアを両立することを支援する。

2 事業の概要・スキーム

①女性医師バンク事業(拡充)

女性医師支援だけでなく、働き方改革に資するよう、男性医師も求人対象として人材確保機能を強化し、また、都道府県医師会等の医師バンクシステムと連携し、地域を越えた斡旋を支援。

(主な拡充内容)

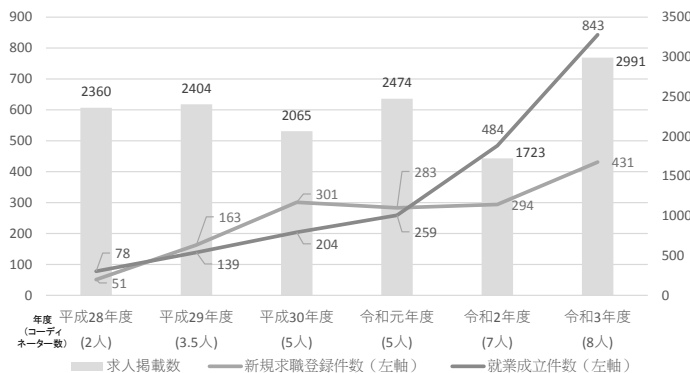
- ・求人対象及び求職対象の拡充についての周知・広報
- ・求人対象及び求職対象の拡充に伴う、求人・求職登録件数の増加に対応するためのコーディネーターの増員
- ・機能統合に係るシステム拡充

②女性医師等の就業促進等のための調査の実施(新規)

上記①及び下記③の事業の効果的な実施のため、女性医師等の就業状況等に関する実態調査を実施する。調査は、日本医師会及び都道府県医師会が連携して、女性医師等の就業促進に資する事項について、①及び③の利用者のほか、その所属機関の他の医師等に対して行うものとする。

③女性医師等再就業講習会(既存)

3 事業の実績・実施主体等



【実施主体等】

実施主体：日本医師会
補助率：10/10

事業実績：上記のとおり
KPI：非就業女性医師割合の減少

子育て世代の医療職支援事業

令和5年度当初予算案 52百万円（52百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、医師についても女性割合が高まっているが（現在、医師の約2割、医学部生の約3分の1が女性）、出産・育児・介護等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、ライフイベントとキャリアの両立が課題となっている。
- また、令和6年度からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の働き方改革を進め、子育てを契機とした離職を防止するためには、産休・育休後の復職支援体制、復職後の多様なキャリアパスの設定などの環境整備に加え、子育てを女性だけの問題とせず、男性の育休取得も含めた医療機関内の意識改革を進めることが重要である。
- このような状況を踏まえ、子育て世代の医療職支援の先駆的な取組を行う医療機関に対して、地域の医療機関に普及可能な支援策のモデルの構築や、シンポジウム等の普及・啓発等のための必要経費等を支援することで、当該医療機関における子育て中の医師が希望に応じて就業継続・復職が可能な環境の整備を進め、以て全国へ子育て世代の医療職の支援を普及させることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

①効果的支援策モデルの作成

子育て世代の医療職支援に関する医療機関等のニーズを踏まえ、関係団体、有識者等とともに普及推進可能な効果的支援策モデルを構築する。

②効果的支援策モデルの普及

上記①で構築した支援策モデルを全国へ普及させるため、シンポジウムの開催や学会発表等を行う。

③効果的支援策モデルの実証

構築した効果的支援策モデルを用いた働き方支援を実施し、成果・課題等の検証を行う。また、上記②の普及により他の医療機関等で実施された取組の成果・課題等についても情報収集し、内容について整理・分析する。

新たに就職又は再就職する子育て世代医師



③復職率等の実績公表



①キャリアと家庭を両立出来るような取組を実施するために必要な経費を支援



厚生労働省

②事業成果等の実績報告

3 実施主体等

実施主体：公募により選定された医療機関 補助率：10/10 事業実績：8機関（令和3年度実績）

専門医認定支援事業

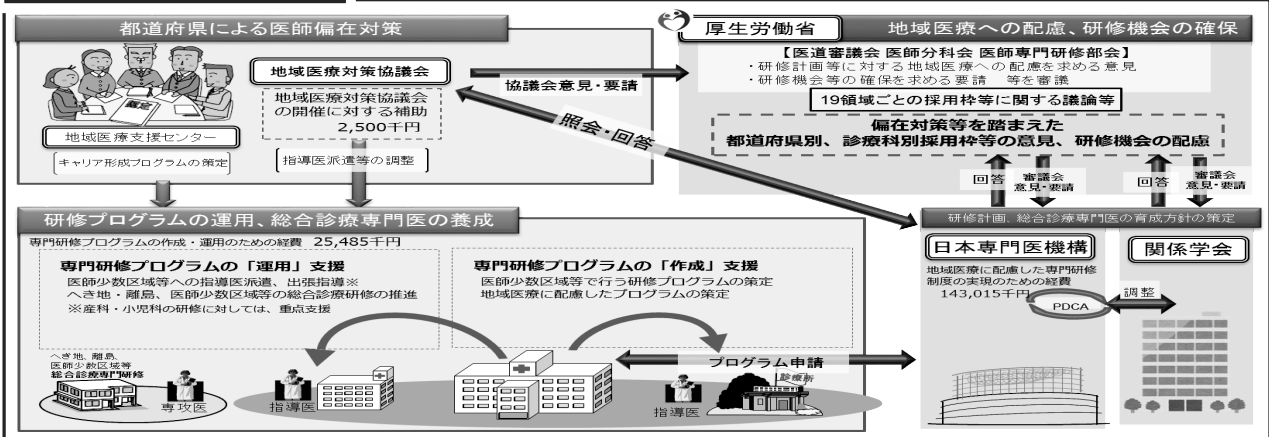
医政局医事課（内線4142）

令和5年度当初予算案 1.7億円（1.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成30年より開始された新たな専門医制度においては、一般社団法人日本専門医機構が、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行うことにより、地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組を行っているところ。
- 地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のより一層の推進・充実を図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、一般社団法人日本専門医機構 ◆ 事業実績：R3 専門医採用数→9,183人
- ◆ 補助率：都道府県（1/2（国1/2・都道府県1/2））、一般社団法人日本専門医機構（1/2）

医療従事者の働き方改革の推進

医療従事者勤務環境改善推進事業

医政局医事課（内線4409）

令和5年度当初予算案 19百万円（11百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の背景

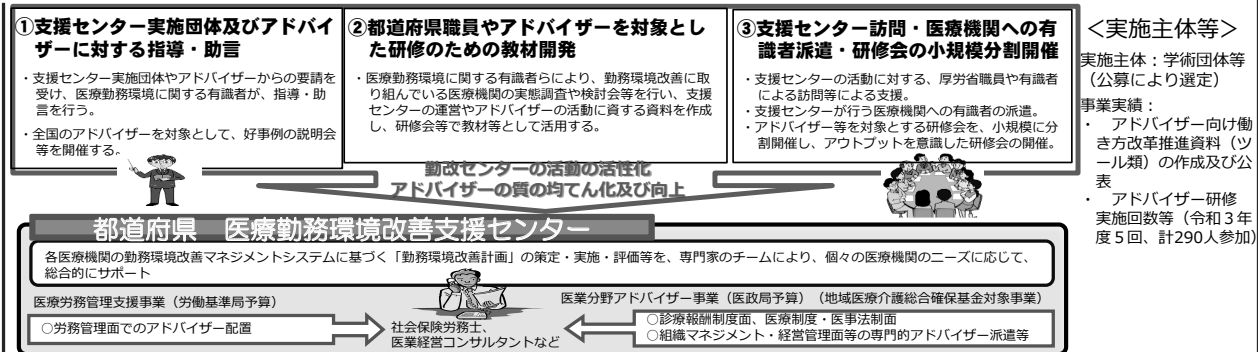
- 医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成26年10月1日施行）に基づき、勤務環境改善マネジメントシステム（※1）が創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センター（※2）が設置されている。

（※1）医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み
（※2）医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う体制を各都道府県で整備。センターの運営には「地域医療介護総合確保基金」を活用。平成29年3月、全都道府県に設置済み。

2 事業の概要・目的

- 医療勤務環境改善支援センターは、各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を総合的にサポートしているが、各都道府県により設置時期や取組状況が様々であることから、①有識者による、勤改センター実施団体及びアドバイザーに対する指導・助言、②支援センターの運営やアドバイザーの活動に資する資料の作成を委託事業により実施し、勤改センターの活動の活性化やアドバイザーの質の均てん化とその向上を図るものである。③支援センターの活動に対する、厚労省職員や有識者による訪問等による支援、支援センターが行う医療機関に対する支援に対して本事業から有識者を派遣、令和3年度まで開催しているアドバイザー等を対象とする研修会を、小規模に分割開催し、知識のインプットにとどまらず、アウトプットを意識した研修会の開催（③が拡充部分）

3 事業スキーム・実施主体等



医療機関勤務環境評価センター運営費補助金

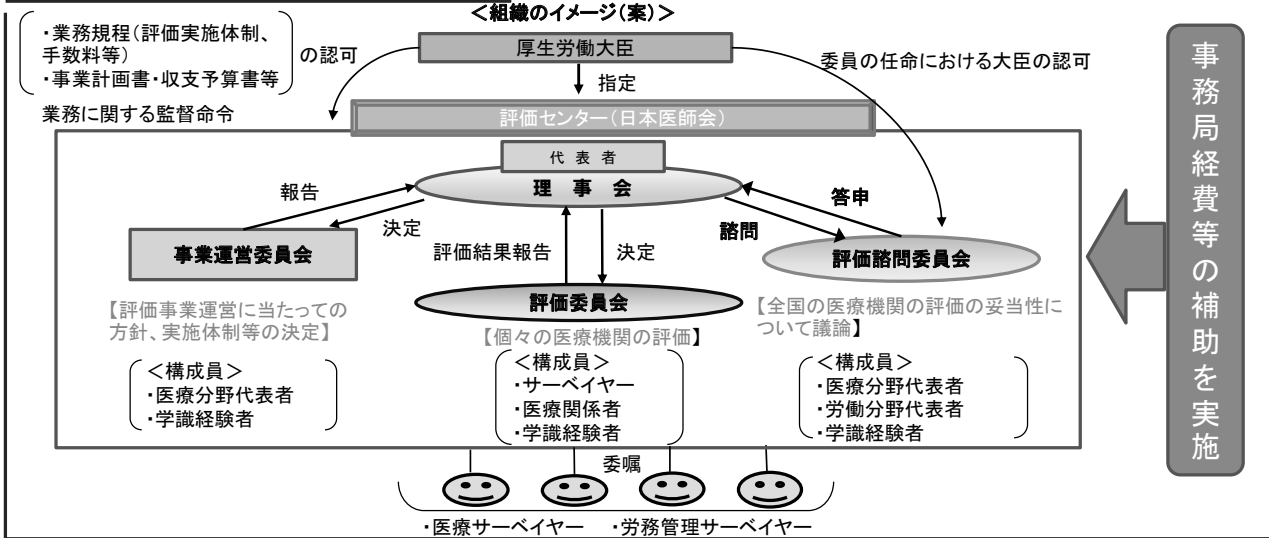
医政局医事課（内線4409）

令和5年度当初予算案 1.3億円（1.3億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和2年12月22日に公表された「医師の働き方改革の推進に関する検討会」中間とりまとめにおいて、「評価機能の財政的な自律性の観点から、評価を受審する際に手数料を医療機関より徴収することを原則とし、その金額については、評価機能の業務の性質や評価に当たって実際に想定されるコストや他の機関の例も踏まえつつ、必要な申請が適切に行われるよう医療機関に過大な負担とならないよう、今後検討する。」とされているところ、改正医療法において「医療勤務環境評価センター」に指定された日本医師会に対して、安定的な組織運営を図る観点から、事務局経費等について一定の財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



集中的技能向上水準の適用に向けた審査事業

医政局医事課（内線4198）

令和5年度当初予算案 56百万円（56百万円） ※（）内は前年度当初予算額

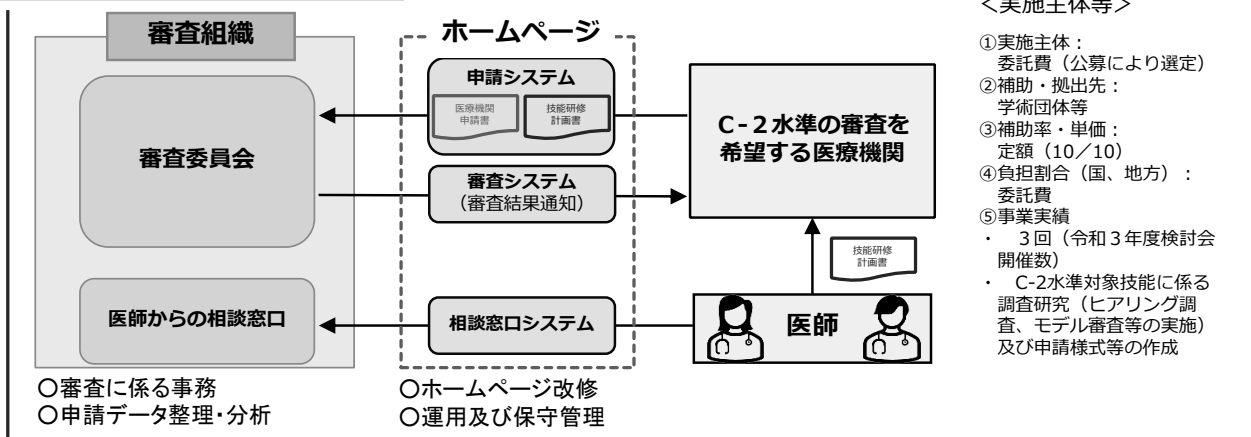
1 事業の目的

令和6年度から診療に従事する医師に対する時間外労働の上限規制が適用される。その中で、医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度な技能を有する医師の育成が公益上必要な分野において当該技能の育成に関する診療業務を行う場合には、C-2水準という時間外・休日労働の上限時間の水準が設けられ、都道府県知事がC-2水準の対象となる医療機関の指定を行うこととなった。その指定を行う際に、当該医療機関の教育研修環境や、対象となることが想定される医師が作成する技能研修計画の確認に係る審査業務を行うことを目的とする。

2 事業の概要

- 令和4年度に構築予定である「相談窓口システム」「申請システム」「審査システム」を含む審査業務に関連したホームページの必要な改修を行い、運用及び保守管理を行う。
- C-2水準対象医療機関の指定を受けようとする医療機関からの申請書の個別審査や、C-2水準の対象となる技能の修得を希望する医師から提出される技能研修計画の個別審査を行うための審査委員会の運営等、審査業務に係る全般的な事務業務のほか、各医療機関から申請された内容について、データ整理及び分析を行う。

3 事業スキーム・実施主体等



○救急・災害医療体制等の充実
 > ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化

拡充 **ドクターヘリ導入促進事業** 医政局地域医療計画課（内線2550）

令和5年度当初予算案 87億円（76億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

- ・ ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



5 事業実績

○ 導入状況 46都道府県56機にて事業を実施（令和4年4月18日現在）

※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

| | | |
|--------|-----|--------------------------------------|
| 平成13年度 | 5県 | 岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県 |
| 平成14年度 | 2県 | 神奈川県、和歌山県 |
| 平成17年度 | 2道県 | 北海道、長野県 |
| 平成18年度 | 1県 | 長崎県 |
| 平成19年度 | 3府県 | 埼玉県、大阪府、福島県 |
| 平成20年度 | 3県 | 青森県、群馬県、沖縄県 |
| 平成21年度 | 4道県 | 千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、北海道(2機目、3機目)、栃木県 |
| 平成22年度 | 5県 | 兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県 |
| 平成23年度 | 6県 | 鳥取県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県 |
| 平成24年度 | 8県 | 青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県 |
| 平成25年度 | 3県 | 広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県 |
| 平成26年度 | 1道 | 北海道(4機目) |
| 平成27年度 | 2県 | 滋賀県、富山県 |
| 平成28年度 | 5県 | 宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(2機目) |
| 平成29年度 | 1県 | 鳥取県 |
| 平成30年度 | 1県 | 石川県 |
| 令和3年度 | 2都県 | 福井県、東京都 |
| 令和4年度 | 1県 | 香川県 |
| (予定) | | |
| 令和5年度 | 1県 | 愛知県(2機目) |

3 実施主体等

実施主体：都道府県（基地病院（救命救急センター））
 補助率：1/2
 補助基準額（予定）：
 3.31億円（飛行時間300時間以上）
 3.07億円（飛行時間200以上300時間未満）
 2.89億円（飛行時間200時間未満）
 負担割合：国1/2、都道府県1/2

4 見直し内容

- ・ 補助基準額について、令和3年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う
- ・ 補助基準額の基礎となる飛行時間について、従来の「出勤時間」に加え、事業の実施に不可欠である「空輸時間」及び「訓練時間」も飛行時間に含める
- ・ 機体数の1機増に対応する

ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業 医政局地域医療計画課（内線2550）

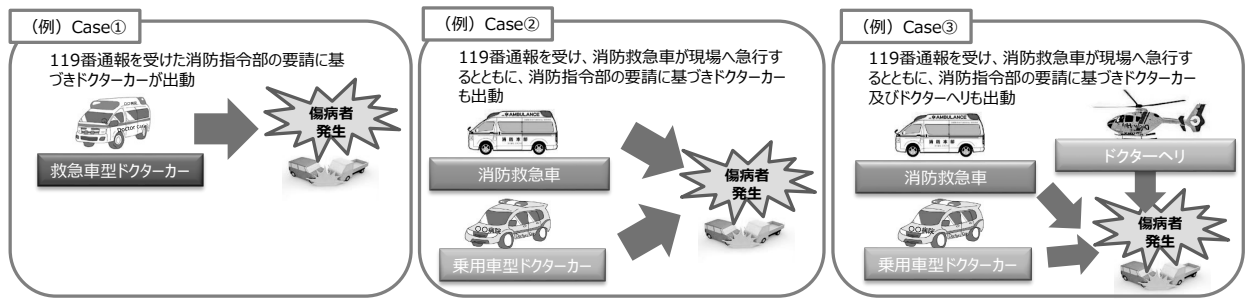
令和5年度当初予算案 14百万円（14百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 背景

- ドクターカー※1については、消防機関に救急要請があった場合、地域の実情や考え方に応じて様々な運用※2が行われているが、それぞれの運用方法の利点など将来の改善に向けた分析はこれまで行われていなかった。
- ドクターヘリについてはレジストリ事業により、運航実績等の収集及び分析が行われているが、ドクターカーについては運用方法に関する事例の収集や分析は行われておらず、どのような場合にドクターカーを出动させるべきなのか等のドクターカーの出动基準についても明らかになっていない。

（※1）ドクターカーとは、患者監視装置等の医療機械を搭載し、医師、看護師等が同乗し、搬送途上へ出动する救急車である（「救急医療対策の整備事業について」〔昭和52年7月6日医発第692号〕）と定義されている。

（※2）（例）Case①…救急車型ドクターカー（傷病者搬送用ベッド有）が出动
 （例）Case②…消防救急車及び乗用車型ドクターカー（傷病者搬送用ベッド無）が出动
 （例）Case③…消防救急車、乗用車型ドクターカー（傷病者搬送用ベッド無）及びドクターヘリが出动



2 事業の概要

ドクターカーを運用する医療機関に対して、アンケートやヒアリング等によって運用事例について収集し、各々の型のドクターカーのメリット・デメリットに関する整理、時間帯に応じた運用傾向、自治体の規模に応じた運用方法、地理環境の特性に応じた運用方法、気象条件に応じた運用方法などについて分析を行う。

3 実施主体

実施主体：委託事業（民間事業者）

新規 医療コンテナの普及促進に向けた実用性検証事業 医政局地域医療計画課（内線2548）

令和5年度当初予算案 20百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和3年度に実施した「医療コンテナ調査分析事業」により、災害時における医療コンテナの活用事例の収集等を行った。
- 今後、医療コンテナの全国的に普及させるため、国立病院機構DMAT事務局に医療コンテナを導入し、実災害を想定した訓練での活用や実災害での活用により、実用性を検証する。

2 事業の概要・スキーム

○ 対象経費等

DMAT体制整備事業において、医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療資機材の賃借料を計上。

※(独)国立病院機構に委託して実施している「DMAT体制整備事業」を増額。

被災現場の指揮所としてコンテナを活用



コンテナとテントを併用した仮設の診療施設



3 実施主体

委託事業（独立行政法人 国立病院機構）

拡充 DPAT体制整備事業（DPAT事務局） 医政局地域医療計画課（内線2771）

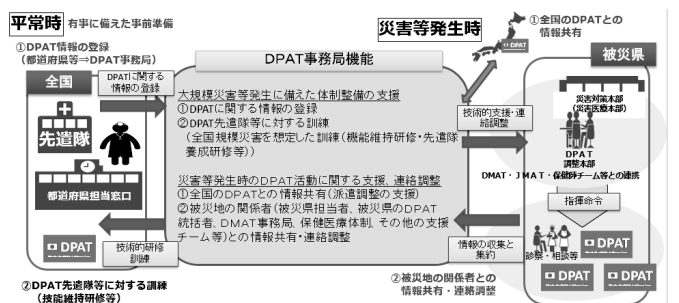
令和5年度当初予算案 61百万円（57百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害発生時に、被災地等における精神保健医療ニーズに対応するため、厚生労働省の委託事業としてDPAT事務局を設置し、平常時には、大規模災害に備えたDPATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施を行い、災害発生時には、全国のDPAT活動に関する支援、連絡調整等を行うことで、DPATの体制整備を行っている。
- DPATはこれまで自然災害を主な活動の場としてきたが、一般の新型コロナウイルス感染症拡大時には、感染症の専門家やDMAT等と連携し、クラスターの発生した精神科医療機関の業務継続支援を行うなど、感染制御と業務継続の両面の支援を活動を行っている。
- このため、DPAT活動の基本方針を定める「DPAT活動要領」に「新興感染症対応」を明確化するとともに、今後の新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を新たに実施するため、DPAT事務局の予算を増額し、体制を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

- DPAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - ① DPAT事務局運営経費（人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費等）
 - ② DPAT隊員養成研修経費（DPAT先遣隊研修、技能維持研修、感染症対応研修等の企画・実施）
 - ③ DPAT活動に係る技術的支援（都道府県の行うDPAT研修への講師派遣等）



3 実施主体

- ・ 委託事業（令和4年度の委託先は公益社団法人日本精神科病院協会）

4 事業実績

◆ 令和3年度交付決定額：55百万円

○地域包括ケアシステムの構築、自立支援・重度化防止の推進
 >地域医療介護総合確保基金による介護の受け皿整備及び介護人材の確保

老健局高齢者支援課（内線3928）

拡充

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和5年度当初予算案 352億円（412億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、地域のニーズ等に適したメニューの充実を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

・基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。 ※赤字が令和5年度拡充分。

【対象事業】

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
 ※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。 <令和5年度までの実施>
- 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。

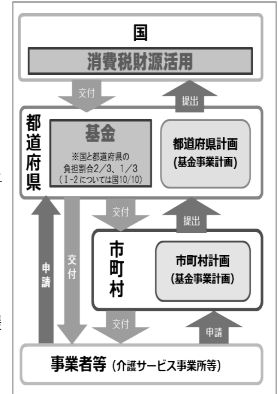
2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
 ※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を実施。
 <令和5年度までの実施>

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- 介護療養型医療施設等から老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を実施。
- 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

<実施主体等>



<令和3年度交付実績> 42都道府県

地域医療介護総合確保基金（介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援）

老健局高齢者支援課（内線3928）

令和5年度当初予算案 352億円の内数（412億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 多床室の個室化に要する改修費

■事業内容

事業継続に必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化（※）に要する改修費について補助

※可動の壁は可
 ※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

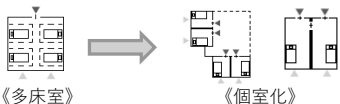
■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 定員あたり97.8万円

※ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施していた事業を移管し、令和3年度予算から実施



② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えとともに簡易的なダクト工事等に必要費用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

1 施設あたり：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）

※ 令和2年度第1次補正予算から実施



③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

■事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点からゾーニング環境等の整備に要する費用について補助

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

■補助上限額

- ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：100万円/箇所
- 従来型個室・多床室のゾーニング：600万円/箇所
- 家族面会室の整備：350万円/施設

※ 令和2年度第3次補正予算から実施。③については令和3年度補正予算で拡充。



拡充

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3878)

令和5年度当初予算案 137億円（137億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和3年度交付実績：47都道府県）※赤字下線は令和5年度新規・拡充等

| 参入促進 | 資質の向上 | 労働環境・処遇の改善 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ <u>外国人介護人材の研修支援</u> ○ <u>外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援</u>等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援（拡充）※拡充分は令和5年度まで ○ <u>総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進</u> ○ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備 ○ 新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制確保等 |

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

▶ 保険者機能強化推進交付金等による保険者インセンティブの推進

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

老健局介護保険計画課
(内線2161)

令和5年度当初予算案 (一般財源) 150億円 (200億円) ※（）内は前年度当初予算額
(消費税財源) 200億円 (200億円)

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。
- 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカム指標に関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減等の見直しを進めていく。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。
- ※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使用範囲を限定。

【実施主体】
都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
- ② ケアマネジメントの質の向上
- ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
- ④ 介護予防の推進
- ⑤ 介護給付適正化事業の推進
- ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

【交付金の活用方法】

<都道府県分>

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

<市町村分>

国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要事業を充実。

【補助率・単価】

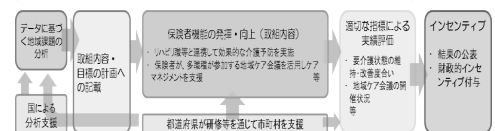
定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

【負担割合】

【事業実績】

国10/10 交付先47都道府県及び1,571保険者（令和4年度）

（交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ）



地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施

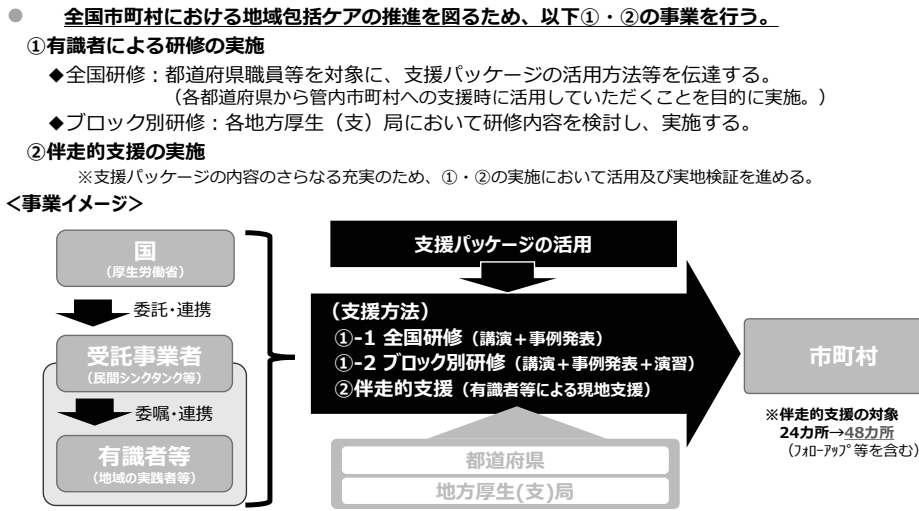
拡充 **地域づくり加速化事業** 老健局認知症施策・地域介護推進課 (内線3982)

令和5年度当初予算案 1.0億円 (75百万円) ※ ()内は前年度当初予算額 令和4年度予算額: 75百万円
入札により落札した1者が事業を実施。

1 事業の目的

- 団塊世代が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パッケージに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修(全国・ブロック別)や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行う事業。(令和4年度新規事業)
- 令和5年度は、令和4年度事業のノウハウを活用し全国の有識者等の参画を広く求め、伴走的支援の対象市町村数を**倍増(24→48)**させ、地域づくりのさらなる加速化を図る。また、令和4年度の伴走的支援を踏まえ、支援パッケージの内容の更なる充実や改善を図る。
- 実施に当たっては、本事業のノウハウを全国で浸透させる観点から、都道府県と地方厚生(支)局の参画のもと進める。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 【実施主体】**
- 国から民間事業者へ委託
- 委託(10/10) → **国** → **受託事業者**
- 【補助率】**
- 国10/10
- 【予算項目】**
- (項) 介護保険制度運営推進費
 - (目) 要介護認定調査委託費

介護施設等の防災・減災対策の推進

拡充 **地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金** 老健局高齢者支援課 (内線3928)

令和5年度当初予算案 12億円 (12億円) ※ ()内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 56億円(国土強靭化分)

1 事業の目的

- 高齢者施設等は、地震や火災発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用しているため、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、その機能を維持することが重要であり、防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備の推進により、防災・感染防止体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

※赤字が令和5年度拡充分。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

| 施設種別 | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|--|------|---|-----|
| 経費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業、介護医療院(※) ※ 令和6年度まで実施 | 定額補助 | ○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設(300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設(500㎡未満) 等 | なし |

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等(※)を促進

| 施設種別(※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ) | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|--|------|------------|------------------|
| 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院 | 定額補助 | 1,540万円/施設 | 80万円/施設 |
| 小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等 | | 773万円/施設 | ただし、非常用自家発電設備はなし |

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

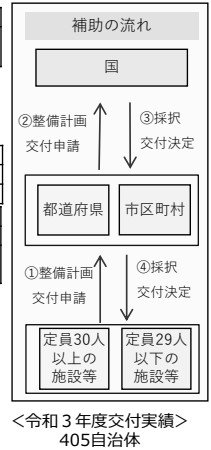
○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、水害対策に伴う改修等を促進

| 施設種別 | 補助率 | 区分 | 上限額 | 下限額 |
|--------------------------------|-----------------------------|---------|-----|-----------------------------|
| 非常用自家発電設備(i) 水害対策に伴う改修等(ii) | 国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4 | i ii | なし | 総事業費500万円/施設 総事業費80万円/施設 |
| 給水設備 | 国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4 | | なし | 総事業費500万円/施設 なし |

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を促進。
 ※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

| 施設種別 | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|-----------|-----------------------------|----------|-----|
| ブロック塀等の改修 | 国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4 | なし | なし |
| 換気設備 | 定額補助 | 4,000円/㎡ | なし |



○認知症施策推進大綱に基づく施策の推進

➢認知症疾患医療センターの運営や、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の整備

認知症施策推進大綱に基づく施策の推進（全体像）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

1 事業の目的 令和5年度当初予算案 128億円（127億円）※()内は前年度当初予算額

○ 令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく

2 事業の概要

①認知症に係る地域支援事業の充実 【86億円の内数（社会保障充実分）】

- ・認知症初期集中支援チームの設置
- ・認知症地域支援推進員の設置
- ・「チームオレンジ」の整備
- ・認知症の人と家族への一体的支援の推進

②認知症施策推進大綱の取組の推進（認知症総合戦略推進事業） 【5.5億円（5.5億円）】

- ・広域的な認知症高齢者見守りの推進
- ・認知症の普及相談、理解の促進
- ・若年性認知症支援体制の拡充
- ・認知症本人のピア活動の促進
- ・認知症本人・家族に対する伴走型の支援拠点の整備

③認知症疾患医療センターの運営 【13億円（13億円）】

- ・地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動の支援
- ・地域包括支援センター等地域の関係機関とも連携した診断後等の支援

④認知症理解のための普及啓発等 【40百万円（40百万円）】

- ・認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発
- ・日本認知症官民協議会を核とした社会全体の取組の推進（宣言制度の運用等）

⑤成年後見制度の利用促進 【8.1億円（6.4億円）】 【137億円の内数等】

- ・成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備
- ・市民後見人等の育成
- ・成年後見人等への報酬

⑥認知症研究の推進 【12億円（12億円）】

- ・認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル等に関する研究開発
- ・認知症実態調査など認知症施策推進のための研究

⑦その他

- ・認知症サポーターの養成
- ・認知症介護研究・研修センターの運営、認知症サポート医の養成、介護従事者による認知症ケアの向上のための研修の実施等の人材育成
- ・地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援 等

認知症総合支援事業（地域支援事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

令和5年度当初予算案 86億円の内数（86億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でのよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

- 認知症初期集中支援推進事業
「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。
- 認知症地域支援・ケア向上事業
認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会活動参加のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。
(推進員の業務内容)
 - ・状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携を図るための取組
 - ・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組
 - ・そのほか、一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力の向上を図るための支援、認知症グループホームなどでの在宅生活継続のための相談・支援、認知症カフェ等の設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問、認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業に関する企画及び調整
- 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村

【負担割合】：1号保険料23/100、国38.5/100、都道府県19.25/100、市町村19.25/100

【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数(※)本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）の実施保険者数

認知症疾患医療センター運営事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3974)

令和5年度当初予算案 13億円 (13億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症疾患医療センターの設置・運営を通じて、地域の関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施する。
- また、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図り、事業の着実な実施を推進していくことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

以下の機能を担う認知症疾患医療センターに対し、その運用に係る経費を補助する。

- ・ 専門的医療機能 … 鑑別診断とそれに基づく初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応、専門医療相談
- ・ 地域連携拠点機能 … 認知症に関する情報発信・普及啓発、認知症医療に関する連携体制強化・研修実施
- ・ 診断後等支援機能 … 診断後の認知症の人や家族に対し、今後の生活等に関する不安が軽減されるよう相談支援を実施
- ・ 事業の着実な実施に向けた取組の推進 … 都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与

【実施主体】

・ 都道府県・指定都市

【補助率】

・ 国 1/2

【備考】

・ (事業実績) 全国499カ所、318圏域/全335圏域 ※令和4年10月現在

認知症施策推進大綱 (令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) (抜粋)

第2 具体的な施策

3. 医療・ケア・介護サービス

(1) 早期発見・早期対応、医療体制の整備

(認知症疾患医療センター)

○ 都道府県は、二次医療圏ごとに地域の医療計画との整合性を図り、**認知症疾患医療センターを計画的に整備**する。

○ 診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施すること等を通じ、**診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等**を行う。

KPI/目標

認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上 (2020年度末)

➤ 認知症性疾患の病態解明に資する研究の推進

認知症研究の推進 (認知症研究開発事業、認知症政策研究事業)

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3871)

令和5年度当初予算案 12億円 (12億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ研究、認知症診断に資するバイオマーカー研究、認知症ゲノム研究など病態解明を目指した研究及び認知症政策の推進に資する調査研究等を実施し、認知症施策推進大綱に掲げられた目標の達成を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

- 認知症の予防、診断、治療、リハビリテーション、ケア等のための研究
- 研究基盤の構築
- 産業促進・国際展開

(1) 認知症研究開発事業

◆ 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ

- ・ 大規模認知症コホート研究
- ・ 認知症ステージ別コホート研究
- ・ 薬剤試験に即刻対応できるコホートを構築する研究

◆ バイオマーカー研究

- ・ 認知症診断に資するバイオマーカー研究

◆ 病態解明を目指した研究

- ・ 認知症ゲノム研究

(2) 認知症政策研究事業

◆ 認知症施策の推進に資する調査研究

- ・ 軽度認知障害の者への支援のあり方に関する研究
- ・ 独居認知症高齢者等の地域での暮らしを安定化・持続化するための研究
- ・ 認知症者の人生の最終段階の医療提供に関する研究 等

【実施主体等】

補助先：(1) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)

※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

(2) 研究者・民間事業者等 (公募により選定)

補助率：定額

大規模認知症コホート

長期にわたって高齢者を追跡し、認知症発症者と未発症者を比較して発症に関連する危険因子、予防因子を同定。
(対象者) 認知症発症前の者 (健康、軽度認知障害)、一部認知症患者 (規模) ~12,000

J-TRC (薬剤試験対応コホート)

前臨床期 (脳内病変は生じているが認知症症状が現れていない者)を対象とし、試験に対応できる高い水準でデータ収集を行い、円滑な試験実施を目的としたコホート研究。

『トリアルレディコホート(J-TRC)構築研究』を令和元年10月31日より開始
<https://www.j-trc.org/>

令和5年度新規研究 (予定)

- ・ 遺伝性認知症を対象としたコホートの構築
→ 基礎研究とともに、遺伝性認知症のトリアルレディコホートの構築を推進。
- ・ 臨床サンプル・データを用いた認知症性疾患の病態解明を目的とする研究
→ 臨床情報をもとに、認知症疾患の発症機序解明と新規薬剤ターゲットの同定を目指す 等

事業実績：令和3年度実施研究課題 (1) 18課題 (2) 10課題

認知症施策推進大綱 (令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) (抜粋)

第2 具体的な施策 5. 研究開発・産業促進・国際展開 (1) 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究、(2) 研究基盤の構築

KPI/目標

- ・ 認知症のバイオマーカーの開発・確立 (POC取得3件以上)
- ・ 日本発の認知症の疾患修飾薬候補の試験開始
- ・ 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化
- ・ 薬剤試験に即刻対応できるコホートを構築

○健康寿命延伸に向けた予防・健康づくりの推進
 >高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

保険局高齢者医療課（内線3190）

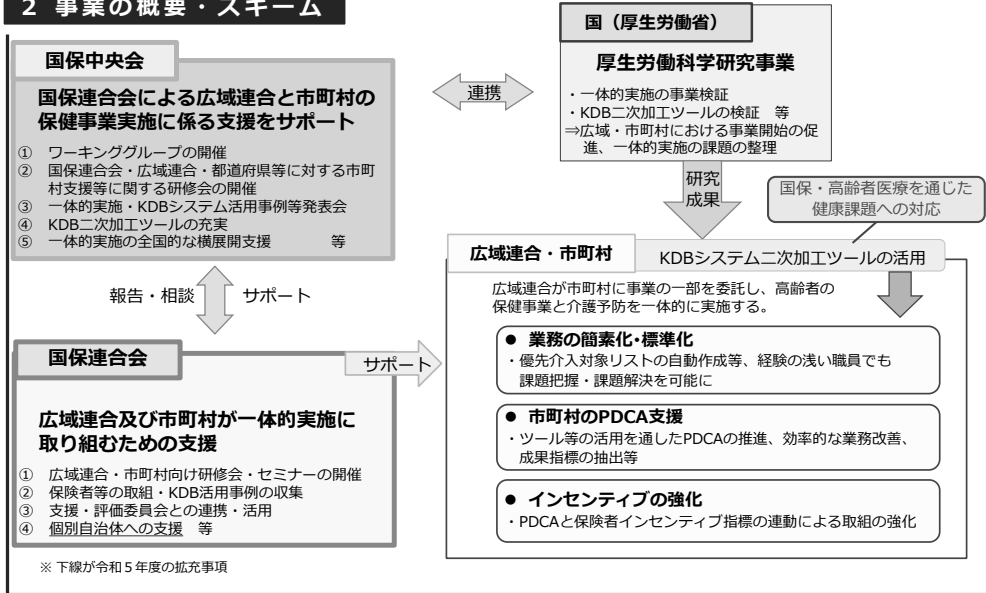
拡充 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業

令和5年度当初予算案 1.0 億円（69百万円）※（）内は前年度当初予算額
 ※令和4年度第二次補正予算額 14百万円

1 事業の目的

令和2年度より開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施※」について、令和6年度までに全ての市町村において取組が実施されるよう、効果的な横展開を図る。※高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ・実施主体：国保中央会
国保連合会
- ・補助率：定額
- ・事業実績：全広域連合及び全市町村等を対象に実施。
- ・一体的実施市町村数：
361（令和2年度）
793（令和3年度）
※令和6年度までに全ての市町村での実施を目指す。
※令和3年度の市町村数は令和4年2月時点

>糖尿病性腎症の重症化予防事業を含む保健事業等への支援

糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援
 （うち、糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援）

保険局保険課（内線3173、3544）

令和5年度当初予算案 52百万円（52百万円）※（）内は前年度当初予算額

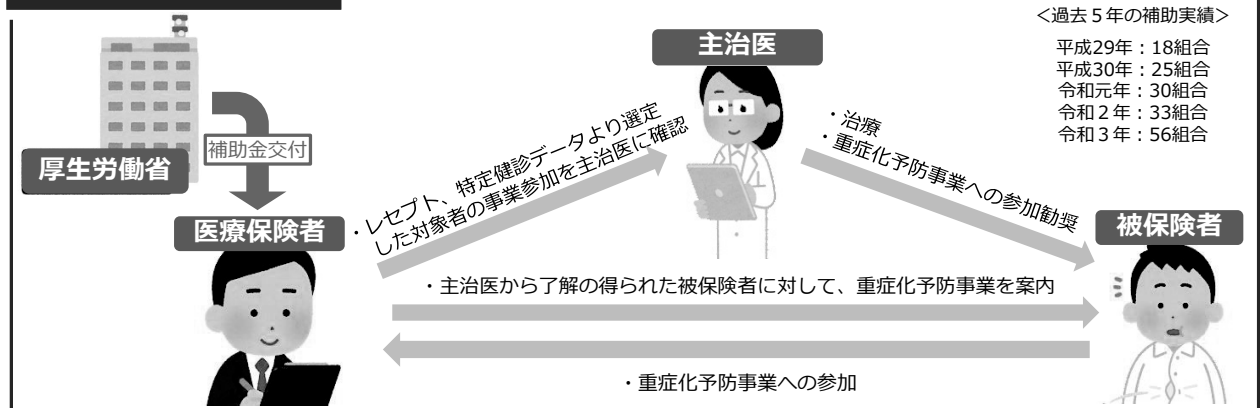
1 事業の目的

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日閣議決定）において、「重症化予防の先進・優良事例の把握を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進」と掲げられている。
- 日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を参考にしながら、さらに効果的に取組を推進する。

2 事業の概要

- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等の費用を補助する。
- 令和4年度より、糖尿病性腎症の重症化予防に加えて、循環器病の予防・進行抑制を目的とした生活習慣病の重症化予防のための保健指導等も補助の対象とする拡充を行った。

3 事業スキーム・実施主体等



糖尿病性腎症患者重症化予防事業を含む保健事業等への支援
(うち、予防・健康づくりに関する大規模実証事業の実施)

保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室 (内線3383)

令和5年度当初予算案 82百万円 (3.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

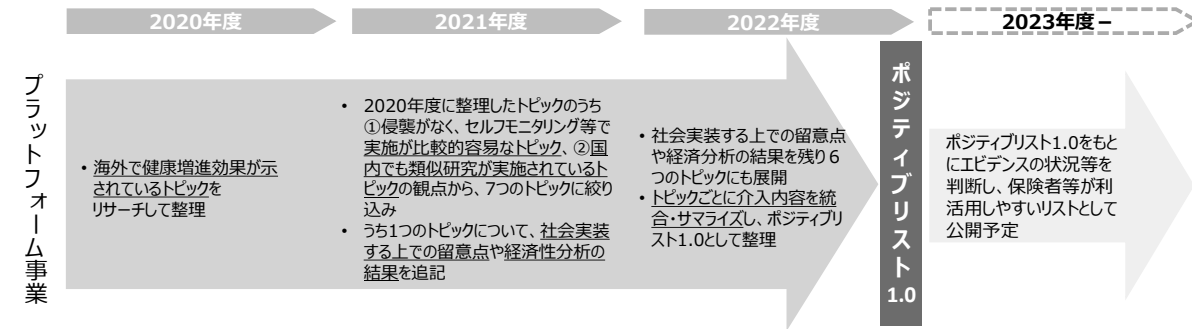
- 令和2年度から令和4年度まで、保険者等による適切な予防健康事業の実施を促進するため、以下の事業を実施。
 - ・予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための実証事業
 - ・健康増進効果等のエビデンスが示されており、保険者等が取り組みやすい予防・健康づくりの介入方法に関するポジティブリストの整理
- 令和5年度は、ポジティブリストを継続的にアップデートするとともに、保険者等が活用できるように整理する。
- また、特定健診・保健指導の質向上のためのエビデンス収集のため、保険者等が被保険者や保健指導内容の詳細な情報を収集し、分析できるよう、健保組合等の主体的なエビデンスの蓄積を支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- (1) ポジティブリストを継続的にアップデートするために、質の高い海外の予防・健康づくりに関する文献レビューのサマリを作成するとともに、ポジティブリストを保険者等が活用できるようにするために、国内事例への適用に関する情報を学識者と収集・追加する。
- (2) 特定健診・保健指導の質向上のためのエビデンス収集のためには、限られたNDBのデータだけではなく、より現場に近い保険者等が患者の詳細な情報や、保健指導の詳細な情報を収集し、自ら分析をすることが必要であるため、健保組合等の主体的なエビデンスの蓄積を支援する。

実施主体等

【実施主体】(1) 委託事業、(2) 保険者
【事業実績】
公募により選定された保険者
令和3年度：5 保険者



糖尿病性腎症患者重症化予防事業を含む保健事業等への支援
(うち、保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり)

保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室 (内線3383)

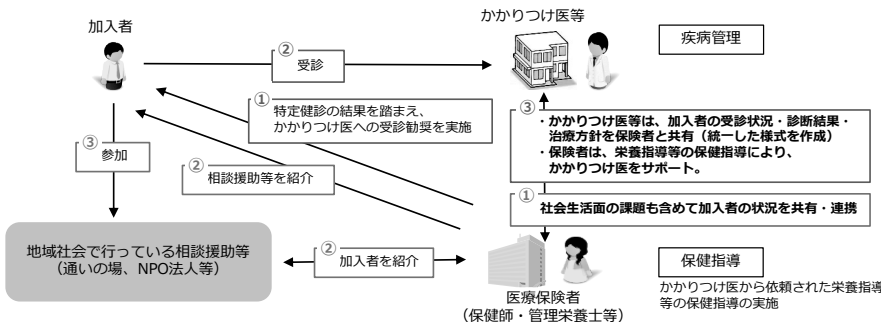
令和5年度当初予算案 92百万円 (1.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組を推進する。
- 令和3年度は全国7箇所、令和4年度は全国6箇所の保険者協議会においてモデル事業を実施。
- 令和5年度は先進的な事例を横展開するとともに、モデル事業での実施結果を踏まえ保険者が活用可能な取りまとめを実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【イメージ】

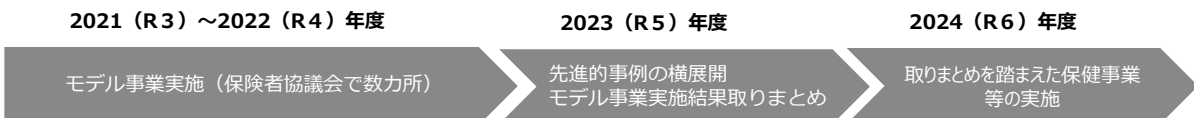


実施主体等

【実施主体】
保険者協議会
委託事業 (取りまとめ分)

【事業実績】
公募により選定された保険者協議会
令和3年度：7 保険者協議会

【スケジュール】



➤女性の健康に関する普及啓発

新規 **女性の健康支援事業** 健康局健康課（内線2396）

令和5年度当初予算案 24百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

女性が生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、女性の健康に関する支援に向けた取組を進める。

2 事業の概要・スキーム

①女性の健康推進室ヘルスケアラボの事業化

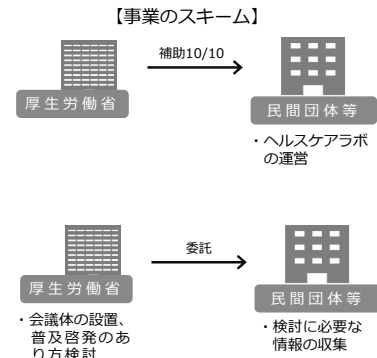
「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を疾病予防対策費等補助金を用いた形で事業化し、

- （1）女性特有の病気や健康状態について自分自身でチェックすべきポイントを紹介し、結果に応じた受診を勧奨
- （2）ライフステージごとの健康の悩みに関する対策等を周知を通じ、女性の健康に関するリテラシーの向上や、社会的関心の喚起を図っていく。

【女性の健康推進室ヘルスケアラボ】
「女性の健康の包括的支援政策研究事業」の一環として、女性の健康の一層の推進を図るために女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することを目的とする研究の一部として運営。

②普及啓発のあり方の検討

誰もが女性の健康課題等への理解・関心を深めることができるようにするため、どのような普及啓発が効果的かについて、有識者等による会議体を設置し、普及啓発のあり方を検討する。



3 実施主体等

①女性の健康推進室ヘルスケアラボの事業化

実施主体：民間団体等
補助率：国10/10

②普及啓発のあり方の検討

実施主体：委託事業（民間団体等）

➤HPVワクチンの相談支援体制・医療体制の強化

新規 **HPV相談支援体制・医療体制強化事業** 健康局予防接種担当参事官室（内線2976）

令和5年度当初予算案 1.1億円（－） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 91百万円

1 事業の目的

- ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療については、症状を呈する患者に対してより身近な地域において適切な診療を提供するため、都道府県毎に協力医療機関が選定されている。
- また、当該ワクチンにかかる定期接種の個別の動奨については、令和4年4月から実施することを周知したところであり、それに伴い、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等について、都道府県や協力医療機関等に求められる役割を示したところである。
- 本事業については、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等をさらに強化する観点から、被接種者が体調の変化を感じた際のヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談・医療体制強化のための地域ブロック別に拠点病院を選定し、医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的とする。
- なお、令和4年4月から積極的動奨を再開したことから、今後、拠点病院への相談や検討すべき症例は増加すると想定される。そのため、**現状、1ブロックあたり概ね1医療機関を拠点病院として選定しているところ、協力医療機関の質やサポート体制について、更なる強化が必要であり、それらに迅速かつきめ細やかに対応できるよう体制を強化するものである。**

2 事業の概要・スキーム・実施主体

1. 事業内容

(1) 医療機関との連携の構築

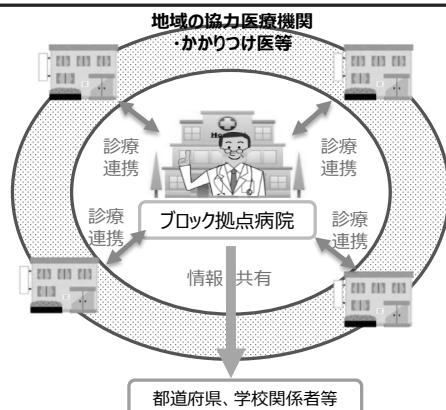
ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、研修会等の実施を通して、ブロック内での事例を共有したり、最新の知見を共有したりすることにより、よりよい診療体制の構築に寄与する。また、厚生労働省や研究班等からの伝達事項が、ブロック内の協力医療機関に対して確実に伝わる体制を構築する。協力医療機関でない医療機関に対しても、研修会等の実施を通して、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療に関する情報提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

(2) 都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。また、必要に応じて、研修会や意見交換の場を提供する。

2. 実施主体

公募により実施



〇がん対策、循環器病対策等の推進
 ➤がんとの共生に向けた相談支援の強化

健康局がん・疾病対策課（内線3827）

新規

がんとの共生に向けた相談支援の強化（アピアランス支援モデル事業）

令和5年度当初予算案 26百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

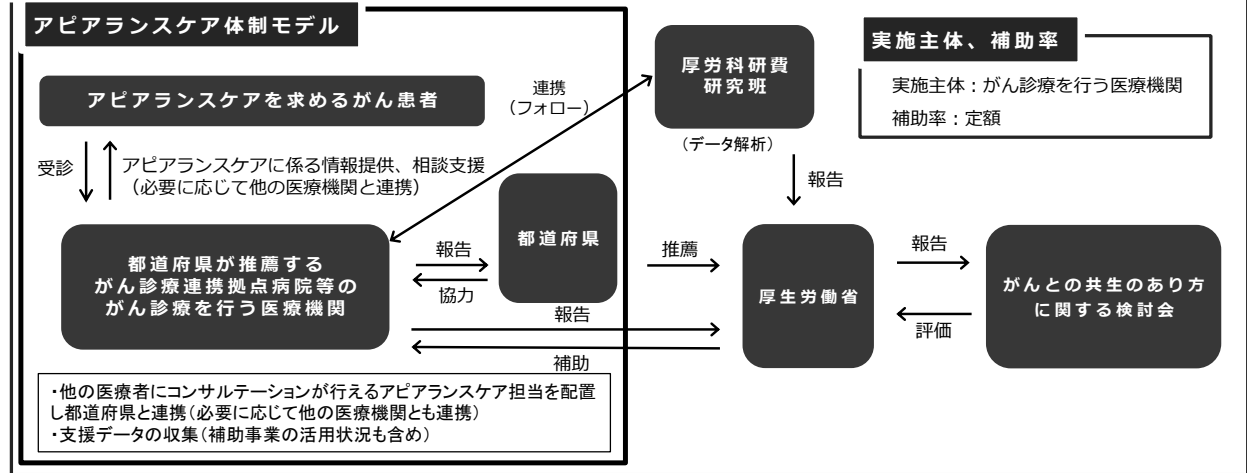
1 事業の目的

〇治療に伴う外見の変化は、社会生活に大きく影響することから、医療現場における適切なアピアランスケア体制の構築が必要。
 〇アピアランスケア体制の構築に当たっては、がん治療を行う医療機関と都道府県とが連携し社会全体で患者を支援する必要があるが、どのような体制が効果的であるかを検証した上で全国展開を図る。

2 事業の概要

〇がん診療連携拠点病院等のがん診療を行う医療機関において、アピアランスケアを必要とするがん患者に対し、研修を受けた医療従事者による情報提供や相談支援等を行い、効果的な支援体制について検証するモデル事業を実施する。
 〇検証に当たっては厚生科研究費研究班と連携し、分析を行う。

3 事業のスキーム、実施主体等



➤脳卒中・心臓病等患者の包括的支援体制構築のためのモデル事業の実施

拡充

脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業

健康局がん・疾病対策課（内線2359）

令和5年度当初予算案 2.8 億円（2.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

〇循環器病対策推進基本計画で、脳卒中・心臓病等（循環器病）患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、多職種が連携して、総合的な取組を進めることとしているが、これまでに都道府県が医療計画などで実施している対策よりも幅広い内容であり、各医療施設で個々の取組はされているものの情報が行き渡っていないといえず、全ての支援について、十分なレベルで提供することに対して課題がある。
 〇この取組を効果的に推進するため、専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、都道府県と連携しつつ、地域の医療機関と勉強会や支援方法などの情報提供を行うなど協力体制を強化し、包括的な支援体制を構築することにより、地域全体の患者支援体制の充実を図ることを目的とする。

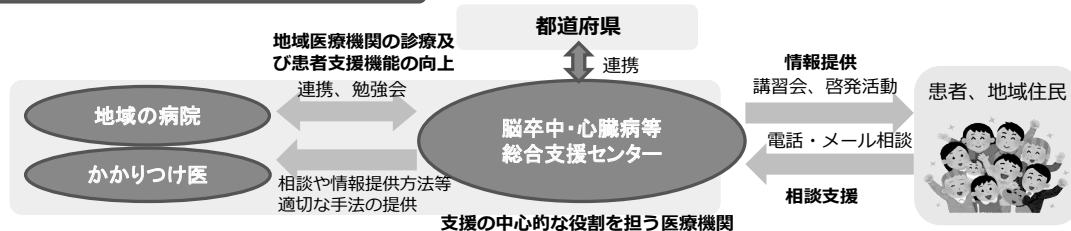
2 事業の概要・スキーム

<事業の概要> 都道府県の循環器病対策推進計画等を踏まえ、自治体や関連する学会等とも連携しながら、以下の内容に関する事業を行う。
 ・循環器病患者・家族の相談支援窓口の設置（電話、メール相談を含む）
 ・地域住民を対象とした循環器病について、予防に関する内容も含めた情報提供、普及啓発
 ・地域の医療機関、かかりつけ医を対象とした研修会、勉強会等の開催
 ・相談支援を効率的に行う、資材（パンフレットなど）の開発・提供
 ・その他、総合支援を効率的に行うために必要と考えられるもの

<期待される効果>
 ・地域医療機関の診療及び患者支援機能の向上が可能となる
 ・国民がワンストップで必要な情報を得られるとともに、より効率的かつ質の高い支援が可能となる

脳卒中・心臓病等総合支援センターのイメージ

本モデル事業の有効性を検証した上で、好事例として横展開を図る等により将来的に全国に広げることを検討



3 実施主体等

◆実施主体：各都道府県において、脳卒中・心臓病等の循環器病に対する中心的な役割を担う医療機関
 ①先天性疾患に対する診療、外来リハビリテーション、緩和ケア等、循環器病に対する総合的な診療を行える施設であり、地域の病院、かかりつけ医などとも密接に連携が取れること②自治体との密な連携が取れ、循環器病の後遺症を有する者に対する支援及び治療と仕事の両立支援・就労支援を行っていること
 ◆箇所数：15箇所 ◆1箇所あたり：2,000万円程度 ◆補助率：定額（10/10相当） ◆事業実績：令和4年度応募数32病院、採択数12病院

新規

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

健康局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和5年度当初予算案 38百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

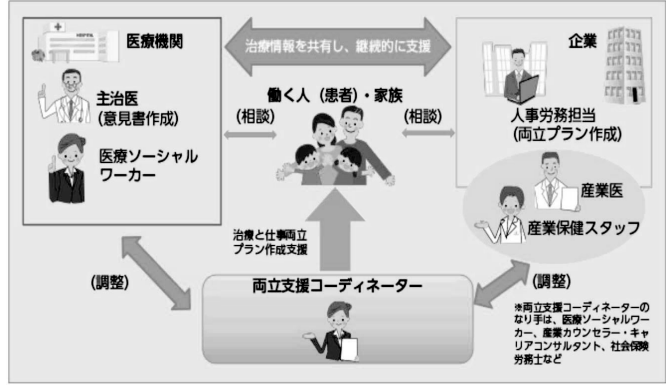
- アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）において、国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるような環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図ることとされている。
- 厚生労働科学研究において、免疫アレルギー疾患のために、就職に不利になった方、仕事量や内容が制限された方、仕事のために通院が制限された結果、症状が悪化した方や子どものアレルギー疾患の治療や通院等のために仕事が制限されている方が一定数いるという問題点が明らかになっており、免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して治療と仕事を両立できることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

＜事業の概要＞

- 免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して仕事の継続や復職に臨めるよう、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院に「両立支援コーディネーター」を配置する。
- 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院において、両立支援コーディネーターが中心となり、免疫アレルギー疾患患者又はその家族の個々の治療、生活、勤務状況等に応じた、治療と仕事の両立に係る計画を立て、支援を行うモデル事業を実施する。

＜事業イメージ＞



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県アレルギー疾患医療拠点病院
- ◆補助率：定額（10/10相当）
- ◆箇所数：8箇所
- ◆1箇所あたり：470万円

新規

慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業（仮）

健康局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和5年度当初予算案 21百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

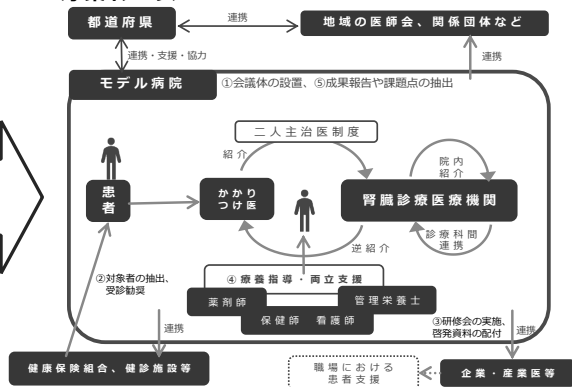
- 腎臓は「沈黙の臓器」と言われ、自覚症状が乏しく、症状を自覚した時には既に進行しているケースが少なくない。慢性腎臓病(CKD)の患者数は約1,300万人と多く、悪化し末期腎不全に至れば人工透析が必要となり、患者のQOLが大きく損なわれ、医療費も高額である。一方、早期発見し適切な治療を行えば、透析の回避や健康寿命の延伸、透析導入時期の後ろ倒しによる生涯透析年数の短縮が可能であるため、早期発見・早期治療による重症化予防が極めて重要である。
- R1～4年度に実施した慢性腎臓病（CKD）診療連携構築モデル事業及び厚生労働科学研究により得られた課題として、健康保険組合等の関与の必要性、院内連携・診療科間連携の重要性、特に現役世代を対象とした多職種連携による療養指導、産業医等の視点を踏まえ企業を巻き込んだ両立支援の重要性が挙げられている。
- これらの課題を踏まえ、慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業（仮）を実施し、CKDの重症化予防及び患者のQOLの維持向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・イメージ

＜事業の概要＞

- ①都道府県が実施する腎疾患対策と連携可能な病院において、都道府県や健保組合、健診施設、地域の医師会、産業医や企業等と連携し、腎疾患の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置
- ②健康保険組合等と連携して、療養指導等が必要な対象者の抽出及び医療機関への受診勧奨の実施
- ③企業・産業医等に対して、重症化予防及び療養に係る患者支援の重要性について周知を図るための研修会の実施及び啓発資料の配付・提供
- ④多職種連携による療養指導及び両立支援の実施
- ⑤事業実施における成果報告や課題点の抽出

＜事業イメージ＞



3 実施主体等

- ◆実施主体：特別対策費を申請する都道府県及び健保組合、企業、地元医師会等と連携して事業の実施が可能な病院
- ◆箇所数：6箇所
- ◆1箇所あたり：340万円
- ◆補助率：定額（10/10相当）

○肝炎対策の推進
 > 肝炎患者等の重症化予防の推進

健康局肝炎対策推進室（内線2948）

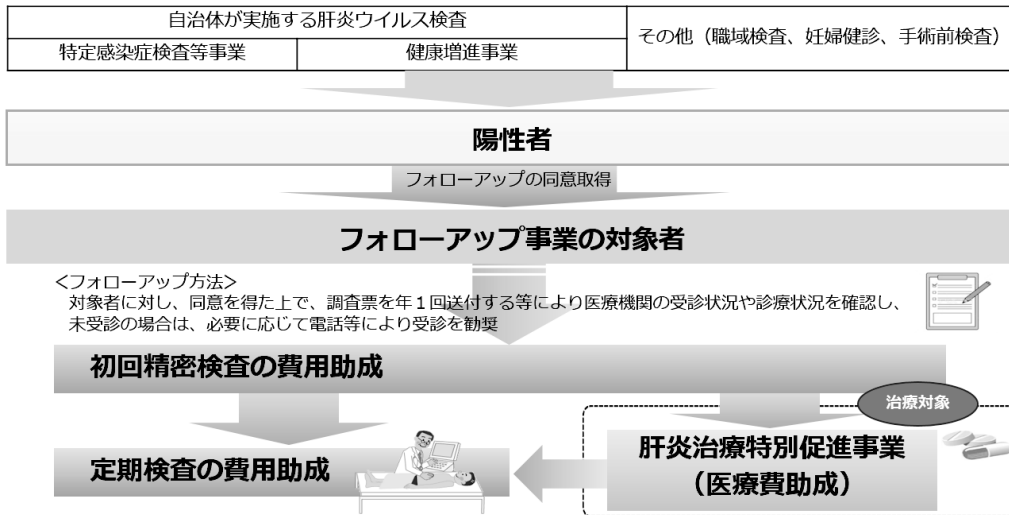
肝炎患者等の重症化予防の推進

令和5年度当初予算案 39億円（39億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



◆事業実績（令和2年度実績）
 B型肝炎ウイルス検査：829,499人 C型肝炎ウイルス検査：824,554人 初回精密検査費用の助成：896人 定期検査の費用助成 3,037人

> 肝がん・重度肝硬変の治療研究・患者への支援

健康局肝炎対策推進室（内線2904）

肝がん・重度肝硬変の治療研究・患者への支援

令和5年度当初予算案 14億円（14億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを旨とした肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。実施主体は都道府県、補助率1/2。（平成30年12月開始）

2 事業の概要・スキーム

【助成対象】

✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者

✓ 年収約370万円以下

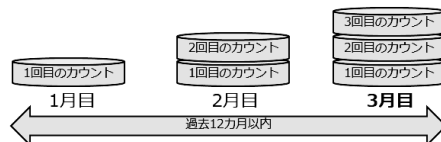
| 【70歳未満】 | 負担割合 | 高額療養費の限度額 | 【70歳以上】 | 負担割合 | 高額療養費の限度額 | |
|------------|------|------------|------------|-----------------|------------|------------|
| | | | | | 外来 | ※1 |
| 年収約370万円以下 | 3割 | 57,600円 ※1 | 年収約370万円以下 | 70~74歳 2割 | 18,000円 ※3 | 57,600円 ※1 |
| 住民税非課税 | | 35,400円 ※2 | 住民税非課税 II | 75歳以上 1割又は2割 | 8,000円 | 24,600円 |
| | | | 住民税非課税 I | | | 15,000円 |

※1：多数回該当44,400円（12月以内に4回以上）
 ※2：多数回該当24,600円
 ※3：年上限14.4万円
 後期高齢者2割負担の方については令和7年9月末まで配慮措置あり

✓ 入院医療

外来医療（分子標的薬、免疫チェックポイント阻害薬、肝動注化学療法、粒子線治療等）

✓ 高額療養費の限度額を超えた月が3月目から自己負担1万円



◆事業実績：47都道府県で実施

➤ B型肝炎訴訟の給付金等の支給

健康局がん・疾病対策課
B型肝炎訴訟対策室
(内線2101)

B型肝炎訴訟の給付金等の支給

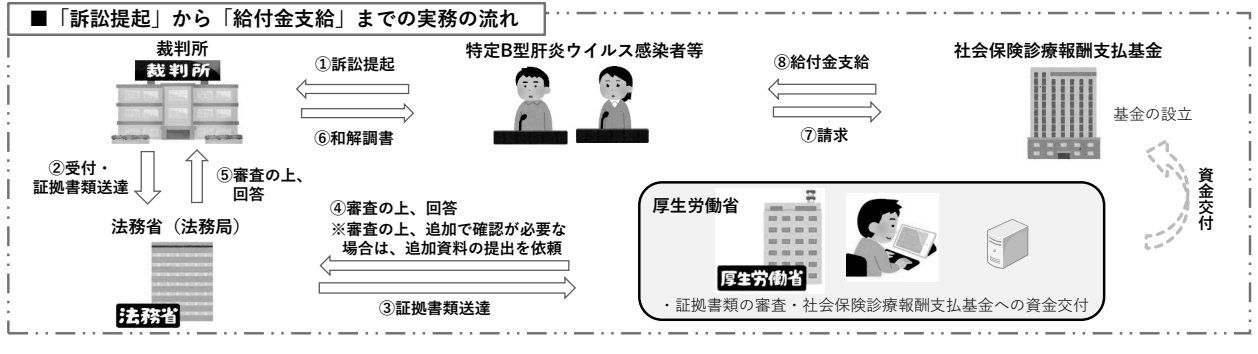
令和5年度当初予算案 1,178億円 (1,176億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 25百万円

1 事業の目的

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給することにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づき、社会保険診療報酬支払基金に基金を造成し、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を受けた者及びその相続人に対し、給付金等の支給を行う(令和3年度末の和解者数:79,599人)。



○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進
➤ 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

健康局難病対策課 (内線2355)

難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

令和5年度当初予算案 1,598億円 (1,563億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 22億円

1 事業の目的

難病患者等への医療費助成等を実施するとともに、昨年7月に取りまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」等を踏まえ、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

2 事業の概要・スキーム等

- 難病患者等への医療費助成の実施
 - 難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。
(主な事業)難病医療費等負担金/令和5年度当初予算案:1,273億円/実施主体:都道府県、指定都市/補助率:1/2/実績(令和2年度末時点の支給認定者数):103万人
- 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実
 - 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。
(主な事業)難病相談支援センター事業/令和5年度当初予算案:6.7億円/実施主体:都道府県、指定都市/補助率:1/2
- 難病の医療提供体制の構築
 - 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行うとともに、全ゲノム解析の効果を患者に還元していくため、これまでの研究事業等の成果を活用して、臨床現場と研究の両面におけるゲノム等情報の最適な活用方法についての検証等を実施する。
(主な事業)難病医療提供体制整備事業 /令和5年度当初予算案:5.5億円/実施主体:都道府県、指定都市/補助率:1/2
難病ゲノム等情報利活用検証事業/令和4年度第二次補正予算額:3.3億円/実施主体:民間団体/委託
- 小児慢性特定疾病対策の推進
 - 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援等を行う。
(主な事業)小児慢性特定疾病医療費負担金 /令和5年度当初予算案:167億円/実施主体:都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市/補助率:1/2
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金/令和5年度当初予算案:9.2億円/実施主体:都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市/補助率:1/2
- 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進
 - 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発(遺伝子治療、再生医療技術等)等に関する研究を行う。

➤ 移植医療対策の推進

健康局 難病対策課 移植医療対策推進室
(内線2363)

移植医療対策の推進

令和5年度当初予算案 35億円 (35億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 2.6億円

造血幹細胞移植対策の推進 24億円 (24億円)

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤(バンク)が安定的に運営できるよう支援を行う。

2 事業の概要

- ① 骨髄移植対策事業費(骨髄バンク運営費) 4.9億円(4.9億円)
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者(骨髄バンク)の安定的な運営を引き続き支援する。
- ② 骨髄データバンク登録費 6.5億円(6.4億円)
骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA(白血球の型)の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。
- ③ 臍帯血移植対策事業費(臍帯血バンク運営費) 6.2億円(6.2億円)
臍帯血供給事業者(臍帯血バンク)の安定的な運営を引き続き支援する。
- ④ 造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 77百万円(77百万円)
患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、プライバシーに十分配慮した上で、医療機関・研究者等に提供するなどで、治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の確保を図る。
- ⑤ 造血幹細胞提供支援機関事業 1.9億円(1.9億円)
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関(日本赤十字社)の安定的な運営を引き続き支援する。
- ⑥ 造血幹細胞移植医療体制整備事業 4.0億円(4.0億円)
移植後患者の生存率が向上するなど、造血幹細胞移植医療を取り巻く状況が変化してきていて、移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体: ①公益財団法人日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県、市町村等
- ◆ 補助率: 定額、1/2

※上記の他、当初予算案には、移植医療の研究の推進として1.6億円(1.6億円)を計上している。

臓器移植対策の推進 9.0億円(8.8億円)

1 事業の目的

脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、あっせん業務体制の強化、臓器提供施設の体制整備や連携強化等を通じた地域における臓器提供体制の構築を引き続き推進するとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

2 事業の概要

- ① 臓器移植対策事業費(日本臓器移植ネットワーク運営費) 8.8億円(8.6億円)
臓器のあっせん業務について中心的役割を果たす日本臓器移植ネットワークの基盤強化を図るとともに、地域における臓器提供施設の整備を推進するなど、公平かつ適正なあっせんを通じた臓器移植の実施のための体制整備を図る。
(主な事業)
● あっせん業務体制の強化 5.2億円(4.8億円)
日本臓器移植ネットワークの安定的な運営を引き続き支援する。
(参考)【令和4年度第二次補正予算】
・ レジリエント検査システム等の改修 2.6億円
医療提供体制の整備等により見込まれる臓器あっせん事例の増加や増加に伴う複数事例の同時発生に対応できるよう、あっせん業務のシステム化による業務効率化等を行う。
- 臓器提供施設の院内体制の整備 1.1億円(1.1億円)
脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、臓器提供事例のマニュアルの整備や摘出手術のシミュレーション等を実施し、臓器提供施設としての院内体制の整備を図る。
- 臓器提供施設の連携体制の構築 98百万円(93百万円)
脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、臓器提供事例が多い施設から少ない施設等に対し、体制整備等についてのノウハウを助言するとともに、臓器提供事例発生時には脳死判定を行う医師や検査技師が応援に駆けつける等の支援を実施し、各地域における臓器提供施設の連携体制の中心的施設を定め、連携を強化する。
- ② 普及啓発等事業費 25百万円(25百万円)
臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発等を図る。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体: ①公益財団法人日本臓器移植ネットワーク、②国
- ◆ 補助率: 定額、1/2

○ 歯科保健医療の推進

➤ 健康寿命延伸に向けた、生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進

拡充 8020運動・口腔保健推進事業

医政局 歯科保健課 (内線2583)

令和5年度当初予算案 11億円(8.1億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 8020運動推進特別事業: 都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行う(平成12年度から実施)。
- 都道府県等口腔保健推進事業: 「歯科口腔保健の推進に関する法律」(平成23年公布・施行)に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う(平成25年度から実施)。
- 「骨太の方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討」が求められていることも踏まえ、自治体における歯科健診等の実施体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業【拡充】

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業(都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う。令和5年度は、各都道府県が、次期の歯科保健計画の策定に必要な歯科口腔保健の推進に関する検討委員会の設置に係る費用を拡充する。

- 補助対象: 都道府県 [補助率: 定額]
- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

3. 歯科口腔保健支援事業【拡充】

- 1) 国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等
・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
・ セミナー、シンポジウム等の開催等
- 2) 次期国民歯科保健運動の展開
・ 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の開催等

2. 都道府県等口腔保健推進事業

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び歯科・歯科連携の取組に対する安全性や効果等の普及を図る。
また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。

- 補助対象: 都道府県、政令市、特別区、市町村
(※補助メニューによって異なる)
 - 補助率: 1/2
 - 1) 口腔保健支援センター設置推進事業【拡充】
 - 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
I 歯科疾患予防等事業
① 歯科疾患予防事業【拡充・補助要件見直し】
② 歯科健診事業【新規】
③ 食育推進等口腔機能維持向上事業
II 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療推進・技術者養成事業
① 歯科保健医療推進事業【市町村補助要件見直し】
② 歯科医療技術者養成事業【補助要件見直し】
III 歯科口腔保健推進体制強化事業【市町村補助要件見直し】
IV 調査研究事業
① 歯科口腔保健調査研究事業【拡充・補助要件見直し】
② 多職種連携等調査研究事業【補助要件見直し】
- ※2)の事業の実施にあたっては、都道府県は、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整する。



拡充

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和5年度当初予算案 3.4億円（2.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2022」においても、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」について記載された。

| 現行 | 乳幼児期 | 学齢期 | 20代・30代 | 40～74歳 | 75歳以上 | |
|---------------|--|---------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-------|---|
| （根拠法） 歯科健診 | 乳幼児歯科健診 （母子保健法） （※下線部は受診が義務） | 学校歯科健診 （学校保健安全法） | 塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診（労働安全衛生法） | | | 後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 （高齢者の医療の確保に関する法律） |
| | | | | 40、50、60、70歳 歯周疾患検診 （健康増進法） | | |

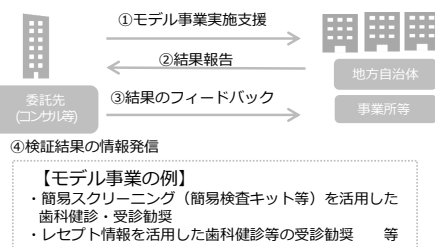
- ◆ 職域での歯科健診がなく（一部を例外あり）、歯科健（検）診の受診率が低い。
- ◆ 歯周病の罹患率割合が高い。

就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健（検）診・受診勧奨の方法等について検討を行う。

2 事業の概要、実施主体

事業概要

- 歯科健診や受診勧奨等の実施の支援を行うモデル事業
 - ▶ 歯科健診を実施していない事業所等や、歯周疾患検診をはじめとした歯科健診を実施していない地方自治体（歯科健診対象者の拡大等、歯科健診の受診率向上に向けた取組を検討している自治体を含む）を支援（令和5年度はモデル事業実施規模を拡大）。
- 歯科健診の意義（重要性）や歯科健診の効果的な実施方法等の情報発信
 - ▶ 就労世代の歯科健診等の実施率・受診率の向上のため、モデル事業の結果について、効果・コスト・実施体制等を、持続可能性も含めて検証
 - ▶ 歯科健診の意義や歯科健診の効果的な実施方法を関係者への情報発信を実施（令和5年度新規）



新規

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和5年度当初予算案 2.0億円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」が記載された。
- しかし、「過去1年間に歯科検診を受診した者」の割合は52.9%（H28国民健康・栄養調査）であり、さらに市町村が実施する歯周疾患検診の受診率は約5.0%（推計値）にとどまっている。
- また、歯周疾患検診を実施する市町村は、全国で75.2%（R2地域保健・健康増進事業報告）にとどまっている。
- 歯科健診を実施しない理由として、「実施する歯科医師・歯科衛生士がいない」といった「歯科専門職の不在」や手間がかかるといった「時間的負担」等が挙げられている。

自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる方法の研究・開発を支援する。

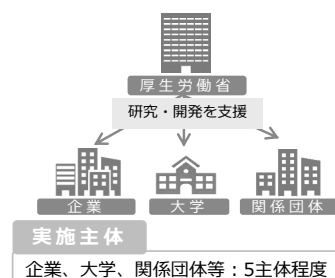
2 事業の概要・スキーム・実施主体

事業概要

- ◆ 歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。

（要件イメージ）

- 自治体や職域等において活用することを想定した、簡易な方法であること
- 歯周病に関するリスク評価を含むこと
- 従来の歯科健診による方法との比較（相関の検証等）を行うこと
- 医療機器又は体外診断用医薬品の承認をめざすものであること
- 歯科医療機関への受診につなげるよう、受診者へ結果のフィードバックが可能であること



令和5年度当初予算案 23百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 口腔の健康を保つためには、歯科健診等による歯科疾患の早期発見とともに、歯科疾患の予防を効果的に行うための歯科保健指導が重要である。
- 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書」（令和4年）において、自治体における歯科疾患の予防・重症化予防の取組をさらに進める必要が示されている。
- 「骨太の方針2022」においても、「オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実」と記載されており、今後は歯科保健指導の取組を一層進める必要がある。
- 効果的な歯科保健指導を行うためには、ライフステージに応じて必要な情報をわかりやすく伝え、個々の対象者の特性にあわせて個人の行動変容につながるような適切な方法で実施する必要があるが、成人期以降は、自治体等で活用可能な歯科保健指導に関するマニュアルは作成されていない。

| 乳幼児期 | 学齢期 | ～74歳 | 75歳以上 |
|---------------------------|---------------------------------|------------------|-------------------------------|
| 「幼児期における歯科保健指導の手引き」（平成2年） | 「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」（平成23年） | 「歯周病検診マニュアル2015」 | 「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」（平成30年） |

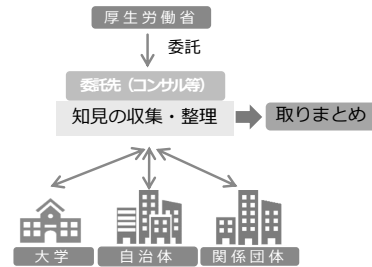
※ 歯科保健指導に関する具体的な記載がない又は少ない。

- ライフステージの特性を踏まえつつ、全ライフステージで活用可能な歯科保健指導に関するマニュアルを作成

2 事業の概要・スキーム、実施主体

事業概要

- ◆ ライフステージの特性を踏まえ、新たな知見等の収集を行い、行動変容の技法の応用なども含め、歯科保健指導の方法について検討を行う。また、それらについて、自治体等が活用可能となるように取りまとめる。
- ◆ 検討にあたっては、ICTを活用した歯科保健指導の方法についても検証する。
（特に対策を強化する内容のイメージ）
 - ・ 成人期：歯周疾患検診等の歯科健診後の歯科保健指導において活用することを想定し、歯周病と糖尿病など全身の健康との関連なども含めて指導内容の検討。
 - ・ 高齢期：後期高齢者を対象とした歯科健診やオーラルフレイル等の口腔機能に関する歯科保健指導についての知見の整理・検討。



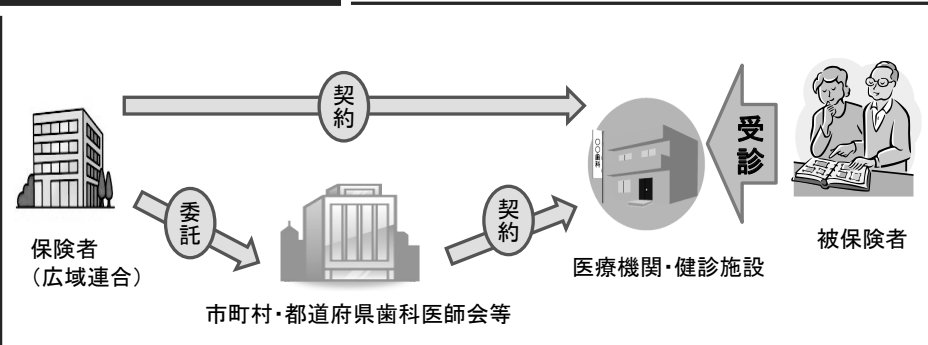
後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業

令和5年度当初予算案 7.0億円（7.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施することとし、広域連合に対して国庫補助を行う。
※経済財政運営と改革の基本方針2022
全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療職間・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。
- 健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、厚生労働省において策定した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。
〈例：後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（H30.10策定）〉咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態等（歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況）
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：広域連合
 補助率：1/3
 負担割合：国1/3、
 地域措置1/3
 保険料1/3
 事業実績：実施広域連合数
 47(平成30年度)
 47(令和元年度)
 44(令和2年度)
 46(令和3年度)

➤ 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築

歯科医療提供体制構築推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和5年度当初予算案 2.6億円（2.6億円） ※（）内は前年度当初予算額

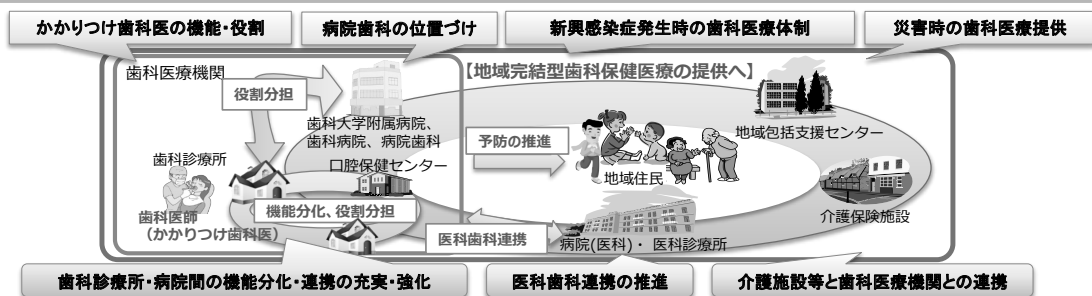
1 事業の背景・課題

少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。

2 事業の概要・実施主体

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取り組みを補助する。【実施主体：都道府県】

- 補助対象事業のイメージ（補助対象：都道府県 補助率：1/2相当）
- ・ NDB（National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース）やKDB（Kokuho Database; 国保データベース）等を活用した地域の歯科保健医療提供状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制（医科歯科連携体制の構築等を含む）の検討
 - ・ 病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
 - ・ 口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
 - ・ 障害児・者等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築



○食の安全・安心の確保

➤ 残留農薬の試験法・規格基準策定の推進

新規

残留農薬基準試験法の情報収集及び活用に関する検討事業

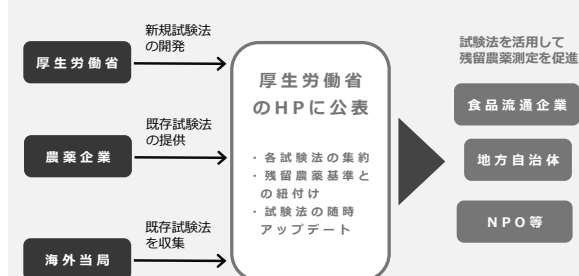
医薬・生活衛生局食品基準審査課（内線2444）

令和5年度当初予算案 20百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 残留農薬基準に基づき、国内食品の残留農薬を測定するためには、農薬有効成分及び食品を対象とした試験法が必要。しかし、これら試験法の開発にはコストと時間がかかるため、全ての基準に設定できていない。（約170品目が試験法未設定、試験法の設定は年に10品目程度）
- ・ 一方で、厚生労働省が試験法を設定していない農薬有効成分及び食品であっても、農薬企業が自社開発した試験法や海外当局が設定した試験法など、化学的に測定が可能な手法が既に存在していると考えられる。
- ・ 企業による試験法を収集するための体制を整備し、収集・整理した試験方法を、参照しやすい形で公開することで、国内食品の残留農薬について、測定可能な範囲を拡大することを目的とする。

2 事業の概要



事業の概要

- ・ 企業が開発した試験法の公開に関する課題を検証。
- ・ 企業が試験法を提出する際のフォーマットを作成。
- ・ 海外当局が設定している試験法の選定、収集。
- ・ これら試験法を集約してHP等で公表。

3 事業効果、実施主体

事業効果

- ・ 厚生労働省による試験法が設定されるまでの間、既存の試験法を活用することで、国内食品の残留農薬を測定できる範囲が拡大。
- ・ 食品流通企業や地方自治体などがこれら試験法を用いて測定を行うことで、国内における残留農薬の自主検査が促進。
→ 基準値を超えている食品が減少し、**国内流通食品の安全性が向上**
- ・ また、将来的に厚生労働省による試験法を開発する際、収集した既存試験法を参照できる。

実施主体（委託）

民間団体等

➤ 輸入食品の監視体制の確保

医薬・生活衛生局検疫所業務課
(内線2467)

食の安全・安心の確保・輸入食品の監視体制の確保

令和5年度当初予算案 19億円 (19億円) ※ ()内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 3.9億円

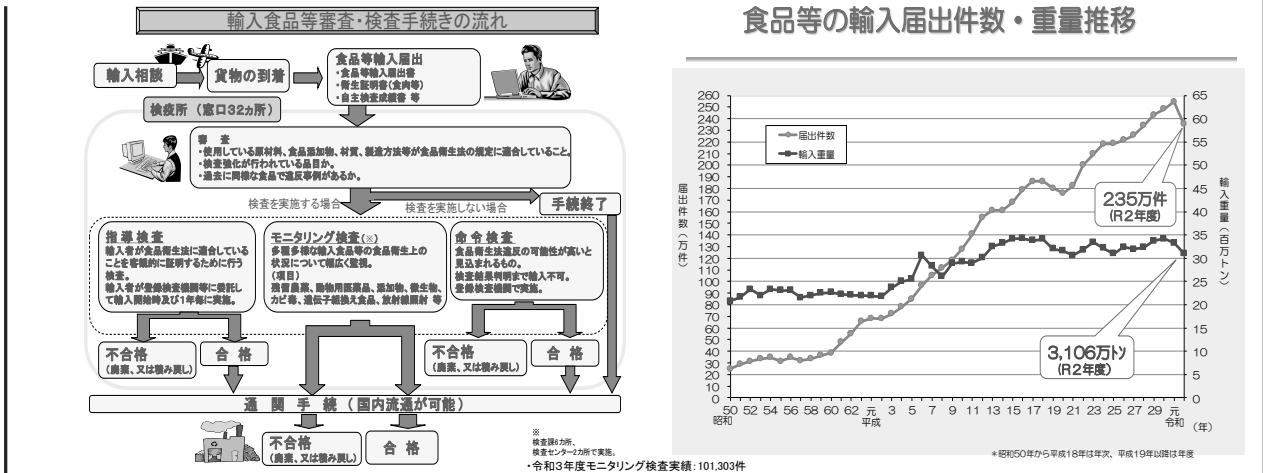
1 事業の目的

我が国には、世界各国(約200カ国)から年間235万件、3,106万トン(令和2年度実績)の食品が輸入されており、日本人の食事のカロリーベースの6割程度となっている。今後も国際的な経済連携協定(TPP11、日EU・EPA、RCEP等)の推進に伴い輸入食品の増加が見込まれており、国内流通する輸入食品等の安全・安心の確保を図る必要がある。

2 事業の概要

輸入食品のモニタリング検査等を実施するための経費、検査機器の更新維持のための経費の確保等を行うことにより、輸入食品の監視体制の確保を行う。

3 事業のスキーム・事業主体等



○国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開

➤ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、薬剤耐性対策に関する研究開発等の推進

UHC達成支援事業

大臣官房国際課 (内線7320)

令和5年度当初予算案 1.7億円 (2.4億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

○先般のエボラ出血熱の流行については、保健システムが脆弱な国で生じたことが事態を悪化させる要因であったと指摘されており、世界的なUHC達成の機運が高まっている。

○持続可能な開発目標(SDGs)、日本開催の平成28年G7サミットや令和元年G20保健大臣会合の中でも、UHCが重要なアジェンダとされ、日本として当該分野の取組に今後も注力する必要がある。

○しかし、概念あるいは抽象的目標としてのUHCに異論はないものの、何をどうするかについての実践的方策を日本から発信し、世界保健機関(WHO)などが定める国際基準・規範に影響を及ぼした例は極めて限定的であるところ。

○従って、新たな国際コミットメントへの我が国の貢献の具体化を推進するUHC達成支援事業を行う。

○国民皆保険を61年前(1961年開始)に達成した我が国が蓄積してきた知見や先進的な取組を世界と共有し貢献することで、本分野におけるイニシアチブを確保する。

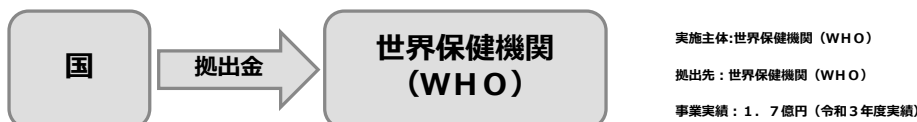
○本事業を通じて、各国の保健システム強化を支援することから、新型コロナウイルス感染症やそれ以外も含めた感染症の拡大に備えて、引き続き本事業を実施することが必要。

2 事業のスキーム・実施主体等

国から世界保健機関(WHO)へ拠出することで、UHC達成について、具体的な方策を提示・実践することにより、世界、特に西太平洋地域における社会の安定と健全な経済発展に寄与できる。

○国際社会から期待される役割を果たし我が国のプレゼンスを強化できる。

○生活習慣病対策など、特に途上国で取組が遅れている分野で日本がパイオニアとなり、特に西太平洋地域における社会の安定と健全な経済発展に寄与できる。



GARDP 拠出金

大臣官房国際課（内線7320）

令和5年度当初予算案 2.5億円（1.9億円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

世界では、従来の治療薬が効かない多剤耐性菌等がまん延しており、その対策への重要性は認識されているものの、耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発が進んでいない。
その中で、GARDPは製薬企業等と連携して治療薬の開発を行い、実績を上げているところ。
連携企業の中には、日本企業が含まれており、本事業を通じて日本企業の研究開発も間接的に支援していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

GARDPが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発の支援を通じてAMR対策の推進に寄与するとともに、GARDPのガバナンスに日本人が関与しリーダーシップを発揮していく。



実施主体:グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ (GARDP)

拠出先:グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ (GARDP)

事業実績: 1.9億円 (令和3年度実績)

感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI) 拠出金

大臣官房国際課（内線7320）

令和5年度当初予算案 8.4億円（11億円）※（ ）内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 111億円

1 事業の目的

CEPI (Coalition for Epidemic Preparedness Innovations) は2017年1月にダボス会議で発足した、ワクチン開発を行う製薬企業・研究機関に資金を拠出する国際基金。
日本、ノルウェー、ドイツ、英国、欧州委員会、オーストラリア、カナダ、ベルギー、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、ウェルカム・トラスト等が拠出を行っている。
平時には需要の少ないエボラ出血熱のような世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発を促進し、現在、新型コロナウイルスに対するワクチンの開発も支援している。

2 事業の概要スキーム・実施主体等

第1期 (2017-2021年)

活用予算 23億ドル

日本はこのうち2.2億ドル (約243億円) (全体の約10%) を拠出

- ・ 既知の感染症に加え、COVID-19 ワクチンの開発に拠出
- ・ アストラゼネカ、ノババックス、モデルナの開発に貢献
- ・ 日本からニパウイルスワクチン開発プロジェクトが採択 (東京大学)

第2期 (2022-2026年)

目標増資額 35億ドル

日本は2022年3月8日のCEPI第2期増資会にて
今後5年間で3億ドルの拠出を新たに行うことを表明

- ・ 次のパンデミックに備えた国際的なワクチン開発期間短縮
- ・ 新たなワクチン製造技術の開発
- ・ エボラ等既知の病原体のワクチン、COVID-19次世代ワクチンの開発
- ・ 臨床研究ネットワークの構築→日本への裨益が期待される。
- ・ 日本からコロナウイルスワクチン開発プロジェクトが採択 (NEC)

実施主体:CEPI

拠出先:世界銀行

事業実績:2017年~2021年の5年で約243億の拠出

3億ドルの拠出を表明する後藤茂之厚生労働大臣 (当時)



Gaviワクチンアライアンス拠出金

大臣官房国際課（内線7320）

令和5年度当初予算案 41百万円（11億円）※（ ）内は前年度当初予算額

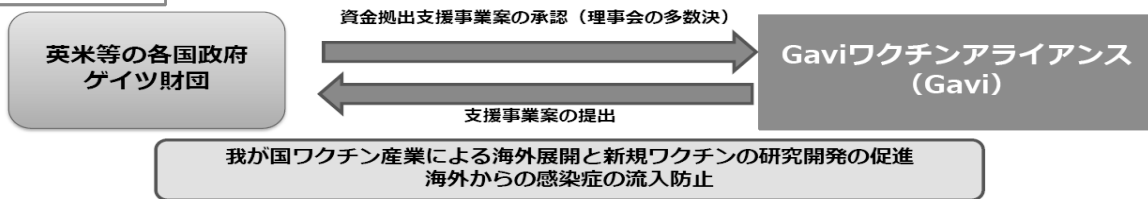
1 事業の目的

Gavi※への拠出を通じて、Gaviが行う活動を支援することを目的としている。
 ※Gavi（Global Alliance for Vaccines and Immunization）とは、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として2000年にスイスで設立された官民パートナーシップ。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○2021年からは以下を目標とし、活動を実施している（2021-2025年戦略目標）ので、Gaviへの拠出を通じて、その活動を支援する。
 ①ワクチンプログラム
 乳幼児等へのワクチン接種（肺炎球菌等）、緊急時のワクチン備蓄（エボラ等）など
 ②予防接種制度への投資
 遠隔地・紛争地域等を含む、ワクチン調達・配送網等の保健システムの強化（医療従事者の育成・確保、物流システムの整備等）など
 ③新型コロナウイルス感染症対策支援活動
 ワクチンの事前買取制度等を通じた新型コロナウイルス感染症ワクチンの普及の促進 など
 ○2021-2025年の活動のため、我が国は3億ドルをブレッジ（2020年6月4日の第3次増資会合において総理表明）。
 なお、令和2年度第1・3次補正により2億ドルは措置済（外務省と折半）

拠出のイメージ



実施主体：Gaviワクチンアライアンス
 拠出先：Gaviワクチンアライアンス
 事業実績：10.8億円（令和3年度実績）

医療技術・制度・製品の国際展開支援、国際公共調達市場への参入支援

医療技術等国際展開推進事業

医政局総務課医療国際展開推進室（内線4457）

令和5年度当初予算案 4.4億円（4.3億円）※（ ）内は前年度当初予算額

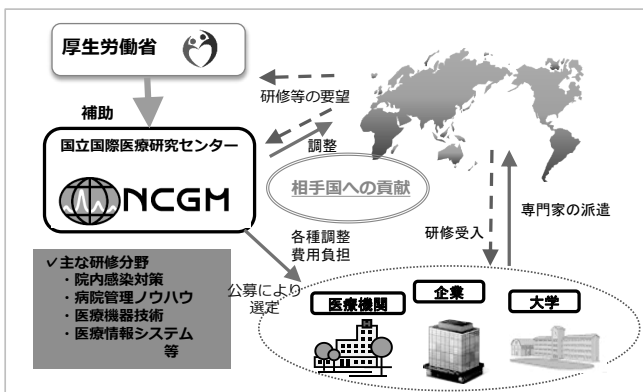
1 事業の目的

- 我が国は、国民皆保険の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成した。今後は、長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題。
- 厚生労働省では医療の国際展開のため各国の保健省との協力関係の樹立に尽力している。
- 国際的な課題や日本の医療政策、社会保障制度等に見識を有する者の相手国への派遣、相手国からの研修生の受け入れをし、相手国の公衆衛生水準の向上に貢献する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 我が国医療の国際展開に向け、国立国際医療研究センター（NCGM）が実施主体となり、
 ①我が国医療政策や社会保障制度等に見識を有する者や医療従事者等の諸外国への派遣、
 ②諸外国からの研修生を我が国の医療機関等への受け入れ、
 による研修を通じた相手国の医療人材の育成事業を実施する。

実施主体：NCGM
 補助率：定額（10/10相当）



3 事業実績

- ✓ 2015年から世界で30カ国で実施。延べ66,000人超の医療従事者を育成
 ※R4新規事業。本年11月までに以下の取組を開始
- ✓ 相手国の国家計画やガイドラインに採択、保険収載された我が国の医療技術：過去4年間（2018-2021）で **計27例**
 - ★ ベトナム
 - EBUS技術料が保険収載 等
 - インドネシア
 - 保健省により透析液に関する水質基準が策定 等
- ✓ 相手国での調達につながった製品・技術
 過去4年間（2018-2021）で **計63例**
 - ★ ベトナム
 - 超音波気管支鏡機器(3台)
 - 補聴器(390台) 等
 - カンボジア:
 - 血液検査装置(100台)

国際機関の調達枠組を活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開促進事業 医政局総務課医療国際展開推進室（内線4457）

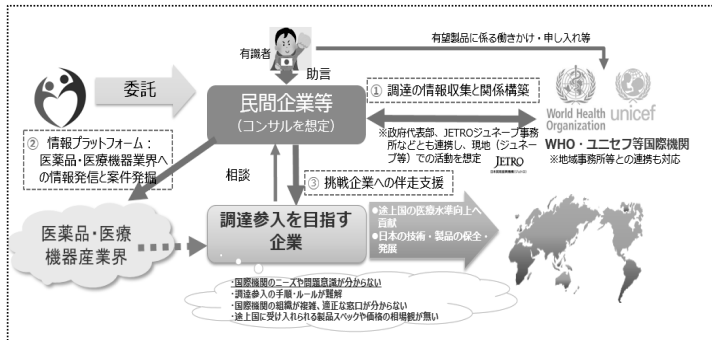
令和5年度当初予算案 80百万円（58百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 新興国・途上国は、我が国の優れた医薬品／医療機器が医療水準の向上に貢献できる余地は大きい。**成長市場**としての観点のみならず、**国内市場が縮小**する中で、**感染症分野をはじめとした技術を我が国の企業が保持していく観点からも、新興国・途上国への展開は極めて重要。**
 - 一方、規制等の違い等から、新興国・途上国への日本企業の参入は容易ではない。
 - **国際機関等が実施する国際公共調達の枠組を活用**することは、上記理由を打破する有効な手段の一つであるが、日本企業には以下の課題があるため、**活用はほとんどなされていない。**
 - ✓ ノウハウ欠如：調達市場への参入には調達実施機関（WHO・国連等）からのタイムリーな情報入手が重要。特に、医療分野の調達は業事規制が絡むため他の分野より複雑。日本の産業界にはこれらに関する**知見やノウハウが蓄積・共有**されていない。
 - ✓ 個社による努力の限界：知見やノウハウは企業の機密情報にもなるため、広く共有することが困難。企業を支援するコンサル企業も十分に育っていない。**個社一から対応するには大きな努力と時間を要するため、容易ではない。**施策として調達支援を実施している海外政府もある。
 - ✓ 国際機関との連携のハンデ：国際機関内・間のネットワークは複雑かつ属人的であり、**国際機関との連携経験**が少ない日本企業にとって立ち回りが難しい。国際機関側も優れた技術・製品を求めているが、日本製品を認知する機会が非常に少ない。
- ⇒日本企業には、国際機関等が実施する国際公共調達に関する情報やノウハウが欠如しているため、以下3事業の実施により日本企業の国際公共調達参入を後押しする。

2 事業の概要・スキーム

- ① 国際機関における調達の情報収集と関係構築。
- ② 有望案件の掘り起こし、①等で得た情報の産業界への情報提供。（国際公共調達情報プラットフォーム（仮称））
- ③ 国際公共調達にチャレンジする日本企業への専門家による**伴走支援**。



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：民間企業
- ◆ 実施形態：委託

4 事業実績

※R4新規事業。以下の取組を実施予定。

- ◆ 国際公共調達に有用な情報を一元的に提供するプラットフォームの開設
- ◆ 専門家に対する相談や助言（伴走支援）の提供

○被用者保険への財政支援

保険局高齢者医療課（内線3137）

拠出金負担の重い被用者保険への財政支援

令和5年度当初予算案 820億円（820億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 高齢者医療特別負担調整交付金（100億円）＜平成29年度から開始＞

従来から、拠出金負担が、義務的支出（拠出金負担＋自保険者の法定給付費）に比べて過大な保険者の負担を全保険者で按分する仕組みを設けていたところ、この仕組みを拡大し、拡大部分に国費を一部充当して負担軽減を行う。（補助率：1/2）
（事業実績）140保険者（令和3年度）



② 高齢者医療運営円滑化等補助金（720.4億円）＜（1）平成2年度から開始、（2）平成27年度から開始＞

被用者保険者の負担の重さに応じて、

- （1）総報酬に占める前期高齢者納付金等の割合（所要保険料率）が重い保険者に対する負担軽減（120.4億円）
 - （2）前期高齢者納付金負担の対前年度からの伸び率の急増等に着目した負担軽減（600億円）
- を行う。（補助率：定額）
（事業実績）1,149保険者（令和3年度）



拡充

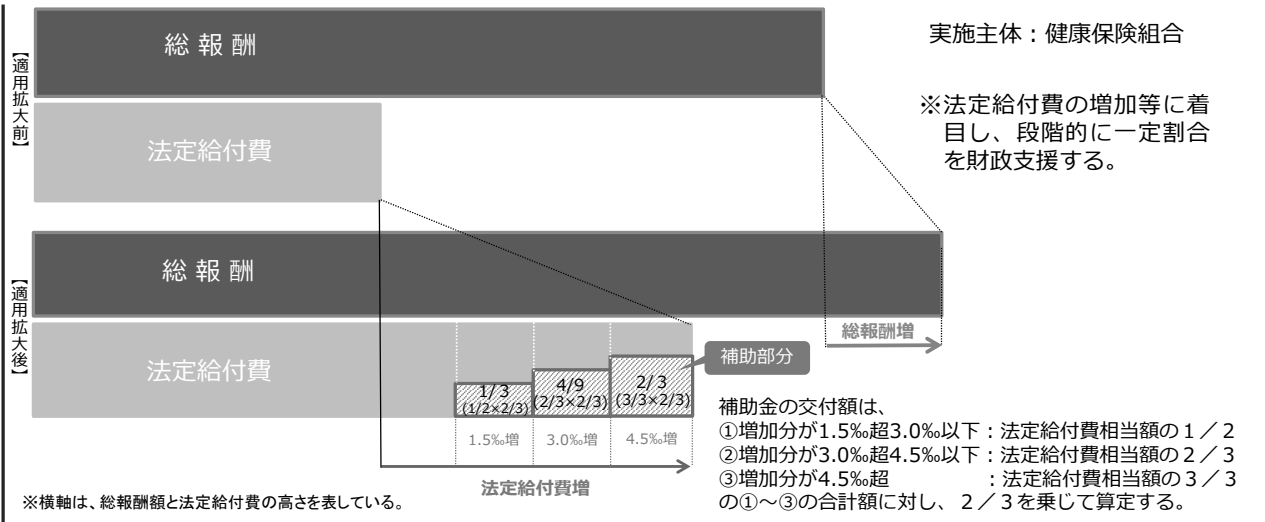
被用者保険の適用拡大に係る健康保険組合への財政支援

令和5年度当初予算案 10億円（5.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、令和4年10月からの短時間労働者の適用拡大の施行により、令和5年度は加入者の増に伴う法定給付費の増加による影響が満年度となることから、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加等に着眼した財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ

令和4年10月28日公表
令和4年12月23日更新

【基本的な考え方】

- ・コロナ禍では、感染拡大防止に向けた行動制限等による経済活動の抑制に対し、企業の事業継続のための支援に加え、**雇用調整助成金等の特例措置を講じることで雇用維持に向けた支援**を行い、経済状況が不安定化する中での**雇用と暮らしの安定に貢献**。
- ・一方、**コロナ禍での緊急的・短期的な政策が長期化**することにより、有効な人材活用が進まず、コロナ禍以前からの構造的な課題でもある労働供給制約からくる**人手不足の問題が再び顕在化**しはじめている。
- ・また、個々人の意識の変化や構造変化が加速していく中で、個人の自律的なキャリア選択やライフステージに応じた**多様な働き方へのニーズ**は高まっており、そうした多様な働き方を行いながらも、労働市場での様々な機会を活用しながら、**賃金が上昇していく**仕組み作りが求められている。
- ・意欲と能力に応じた「**多様な働き方**」を可能とし、「**賃金上昇**」の好循環を実現していくため、中長期も見据えた雇用政策に力点を移し、**これまでの「賃上げ支援」に加えて、「人材の育成・活性化を通じた賃上げ促進」「賃金上昇を伴う円滑な労働移動の支援」「雇用セーフティネットの再整備」の一体的な取組を推進**していく。
- ・この一体的な取組を通じて、経済変化に柔軟で、**個人の多様な選択を支える「しなやかな労働市場」**を実現し、**人材の活性化と生産性の向上を通じた賃金上昇のサイクル**を目指す。

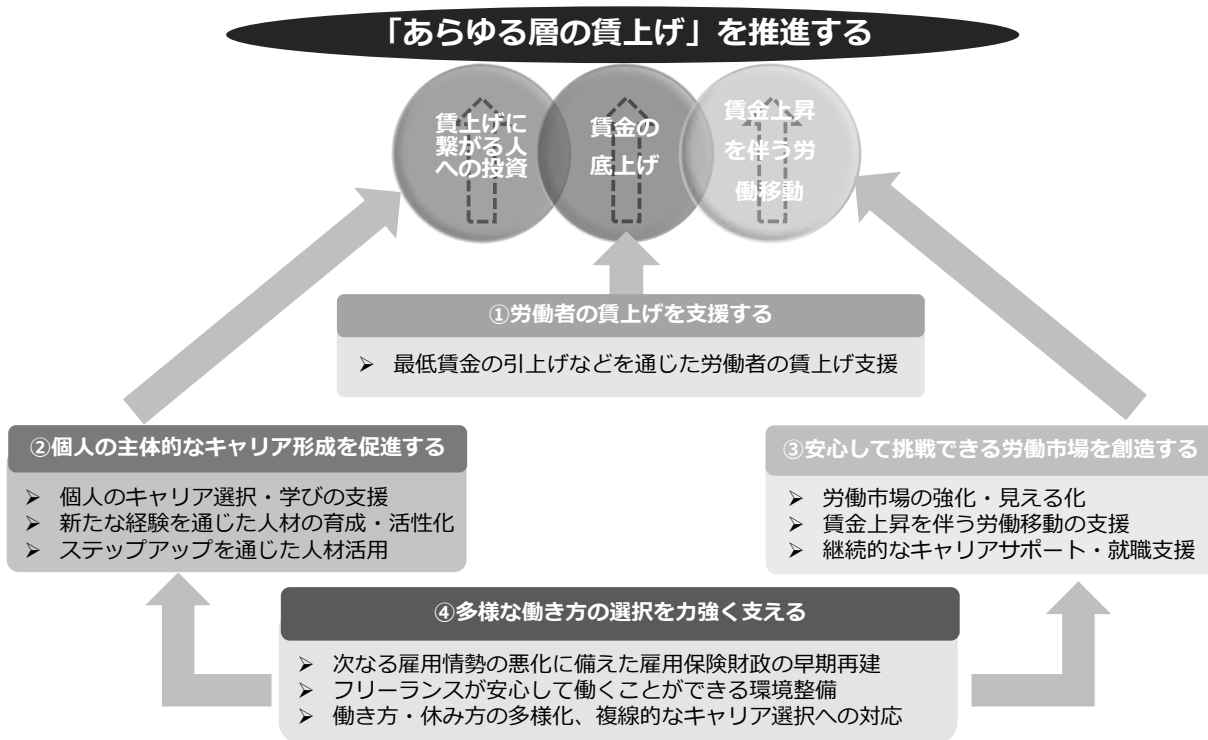
コロナ禍の緊急的・短期的政策

- (目的) コロナ禍での「**雇用と暮らしの安定**」の実現
(手段) 雇用維持支援、休業支援
- ⇒ 厳しい経済状況の下で雇用維持に貢献
⇒ 一方で、支援の長期化により、**有効な人材活用は停滞し**、足下では**人手不足の問題が再び顕在化**

これからを見据えた雇用政策

- (目的) 「**賃金上昇**」とそれを支える「**多様な働き方**」の実現
(手段) 賃上げ、人材育成・活性化、賃金上昇を伴う労働移動支援、雇用セーフティネットの再整備の一体的な取組
- ⇒ **個人の多様な選択**を支える「**しなやかな労働市場**」の実現
⇒ 人材の活性化と生産性の向上を通じた**賃金上昇のサイクル**

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ



「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ

1. 労働者の賃上げ支援

- 最低賃金の引上げと履行確保
- 業務改善助成金の拡充
- 働き方改革推進支援助成金の拡充
- 労働基準監督署による企業への賃上げ支援等
- 賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報
- キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の拡充
- 同一労働同一賃金の徹底に向けた労働局と監督署の連携

2. 人材の育成・活性化 ～個人の主体的なキャリア形成の促進～

(1) 個人の主体的なキャリア形成の促進

- 人材開発支援助成金の助成率引上げ等の見直し
- 教育訓練給付のデジタル分野等成長分野、土日・夜間対応講座の指定拡大
- キャリア形成サポートセンターの拡充

(2) 新たな経験を通じた人材の育成・活性化

- 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の創設
- 産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース(仮称))の創設
- 副業・兼業ガイドラインの周知
- 副業・兼業に関する情報提供モデル事業の創設
- 人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）の創設
- 介護福祉士養成施設に通う学生に対する修学資金等の貸付を行う介護福祉士修学資金等貸付事業の原資積増

(3) ステップアップを通じた人材活用

- 人材開発支援助成金の助成率引き上げ等の見直し【再掲】
- キャリアアップ助成金（正社員化コース）の拡充
- 団体経由産業保健活動推進助成金を活用した労働者の健康促進支援

3. 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化 ～安心して挑戦できる労働市場の創造～

(1) 労働市場の強化・見える化

- 職業情報提供サイト（日本版O-NET）の整備
- 労働市場の基盤整備に関する調査研究
- 専門的・技術的分野の外国人等の就業環境の改善に向けた実態把握・取組
- 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援
- 職場情報の開示に関するガイドライン（仮称）の策定
- 大企業における男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進

(2) 賃金上昇を伴う労働移動の支援

- 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の見直し
- 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の見直し
- 求人者に対する求人条件向上指導の強化
- 求職者の希望賃金水準に合わせた個別の求人開拓の強化
- 特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）の対象事業主の追加

(3) 継続的なキャリアサポート・就職支援

- 公共職業訓練・求職者支援訓練のデジタル分野の重点化
- 受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業
- オンライン相談を活用した在職者のハローワークへの誘導・職業相談の実施
- キャリア形成サポートセンターの拡充【再掲】
- 非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる早期再就職支援 等

4. 多様な選択を力強く支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備

(1) 次なる雇用情勢の悪化に備えた雇用保険財政の早期再建

(2) フリーランスが安心して働くことができる環境整備

- フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業
- フリーランスに係る取引適正化のための法整備

(3) 働き方・休み方の多様化、複線的なキャリア選択への対応

1. 労働者の賃上げ支援

令和5年度予算案107億円
(令和4年度第二次補正予算128億円)

- 最低賃金の引上げと履行確保
令和4年度の改定額は過去最大となる31円の引上げ(全国加重平均)。労働基準監督署の定期監督等により、賃金の適切な支払等の履行確保を図る。
- 業務改善助成金の拡充
中小企業が利用しやすくなるような拡充を実施する。
- 働き方改革推進支援助成金の拡充
賃金を引き上げた事業主に対して助成額を加算する「賃上げ加算」を増額する。
- 労働基準監督署による企業への賃上げ支援等
労働基準監督署において、企業が賃上げを検討する際の参考となる地域の賃金や取組事例が分かる資料を提供し、企業の賃上げへの支援等を行う。
- 賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報
WEBサイトやインターネット広告を活用して、各種の賃上げ支援策、地域の賃金や企業の好取組事例等について周知広報を行い、賃上げの気運を醸成する。
- キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の拡充
非正規雇用労働者の処遇改善のため、助成基準の見直し及び助成額の拡充を実施する。
- 同一労働同一賃金の徹底に向けた労働局と監督署の連携
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）が新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底するとともに、助成金等を活用し、非正規雇用労働者の処遇改善を支援する。

2. 人材の育成・活性化

令和5年度予算案1,138億円
(令和4年度第二次補正予算21億円)

(1) 個人の主体的なキャリア形成の支援

- 人材開発支援助成金の助成率引上げ等の見直し
労働者がスキルアップのため自発的に受講する訓練等を支援する企業への助成率の引上げ等の見直しを行う。
- 教育訓練給付のデジタル分野等成長分野、土日・夜間対応講座の指定拡大
教育訓練給付について、デジタル分野等の成長分野やオンライン・土日・夜間対応講座の指定拡大を図る。
- キャリア形成サポートセンターの拡充
「キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）」を創設し、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対し、総合的な支援を行うとともに、ジョブ・カードの更なる周知・普及推進を図る。

(2) あらたな経験を通じた人材の育成・活性化

- ・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の創設
賃金上昇につながる在籍型志向によるスキルアップを支援するため、出向元事業主に対し、賃金助成を行う。
- ・産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース（仮称））の創設
事業活動の一時的縮小を余儀なくされた事業主が新規事業への進出など事業再編により雇用維持する場合に、当該事業再編に必要なコア人材の賃金助成を行う。
- ・副業・兼業の促進に関するガイドラインの周知
副業・兼業を希望する人が増加傾向にある中、安心して副業・兼業に取り組むことができるよう副業・兼業の促進に関するガイドラインの周知を図る。
- ・副業・兼業に関する情報提供モデル事業の創設
（公財）産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報を提供するモデル事業を行う。
- ・人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の創設
新規事業の立ち上げなどに伴って職務が変更となる従業員に必要な訓練を行う企業を支援するため、新たなコースを創設する。
- ・介護福祉士養成施設に通う学生に対する修学資金等の貸付を行う介護福祉士修学資金等貸付事業の原資積増
介護人材の参入を更に促進するため、介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業の継続を支援する。

(3) ステップアップを通じた人材活用

- ・人材開発支援助成金の助成率引上げ等の見直し【再掲】
- ・キャリアアップ助成金（正社員化コース）の拡充
人材開発支援助成金の「労働者が自発的に受講する訓練」「定額制訓練」修了後に正社員化した場合の加算額を拡充する。（+9.5万円→+11万円）
- ・団体経由産業保健活動推進助成金を活用した労働者の健康促進支援
中小企業に健康経営の支援を含む産業保健サービスを提供する活動に対し、その活動費用を助成することで就業者の健康確保を下支えする。

3. 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化 令和5年度予算案747億円

(1) 労働市場の強化・見える化

- ・職業情報提供サイト（日本版O-NET）の整備
職業に関する多様な情報を総合的に提供する「職業情報提供サイト（日本版O-NET）」（愛称：job tag）の整備・運用により、労働市場に対する理解を促進する。
- ・労働市場の基盤整備に関する調査研究
民間のシンクタンクへの委託により労働市場の基盤整備に関する調査研究を行う。
- ・専門的・技術的分野の外国人等の就業環境の改善に向けた実態把握・取組
事業所向け調査等により外国人労働者の労働条件や労働移動の実態、職場定着への課題把握を進めるとともに、外国人労働者雇用労務責任者の育成を通じ、就業環境の改善を図る。
- ・働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援
ワークエンゲージメントの向上に関する先事例等を整理し、その普及・促進を図るなど、働く方々の働きやすさや働きがいの向上を推進する。
- ・職場情報の開示に関するガイドライン（仮称）の策定
労働者の適切な職業選択を促進するため、これまで各種法令等により開示が求められてきた企業情報等をガイドラインとして整理し、更なる労働市場におけるマッチング機能の向上を図る。
- ・大企業における男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進
大企業の男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進・機能強化により、女性活躍等の企業情報の見える化を推進する。

(2) 賃金上昇を伴う労働移動の支援

- ・労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の見直し
離職を余儀なくされた者の早期再就職を支援する労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）について、前職よりも5%以上賃金の上がる再就職に対して上乗せ助成を行う。
- ・中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の見直し
中途採用の機会拡大を図る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）について、前職よりも5%以上賃金の上がる中途採用を推進するための要件の見直しを行う。
- ・求人者に対する求人条件向上指導の強化
ハローワークにおいて、地域の労働市場の状況等を踏まえながら、充足可能性を高めるための求人賃金等の条件向上指導を強化する。
- ・求職者の希望賃金水準に合わせた個別の求人開拓の強化
ハローワークにおいて、賃金等の個々の求職者の希望に基づいた個別求人開拓を推進する。
- ・特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）の対象事業主の追加
就職困難者を雇い入れた後、訓練・賃上げを行う場合について上乗せ助成を行う。

等

(3) 継続的なキャリアサポート・就職支援

- ・公共職業訓練・求職者支援訓練のデジタル分野の重点化
公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練について、資格取得コース等の委託費等の上乗せにより、デジタル分野の訓練コースの設定等を推進する。
- ・受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業
受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間からコンテスト方式で募集し、それらの実施を委託する。
- ・オンライン相談を活用した在職者のハローワークへの誘導・職業相談の実施
オンラインで求職登録、職業相談及び職業紹介が可能であることの周知を強化することで、在職求職者をハローワークに誘導し、本人の希望に応じた円滑な労働移動を促進する。
- ・キャリア形成サポートセンターの拡充【再掲】
- ・非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる早期再就職支援
ハローワーク窓口において、非正規雇用労働者等に対し担当者制・マンツーマンによる早期再就職を実施する。

等

4. 多様な選択を支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備 令和5年度予算案82百万円 (令和4年度第二次補正予算7,276億円)

(1) 次なる雇用情勢の悪化に備えた雇用保険財政の早期再建

労働移動円滑化・人への投資への支援の強化に万全を期すとともに、雇用情勢が悪化した場合にも十分な対応を図れるよう、雇用保険の財政基盤の安定化に必要な財源確保を図る。

(2) フリーランスが安心して働くことができる環境整備

- ・フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業
フリーランス・トラブル110番における相談窓口の体制拡充・トラブル解決機能を向上させることにより、紛争解決の援助を促進する。
- ・フリーランスに係る取引適正化等のための法整備
フリーランスの取引を適正化し、個人がフリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、関係省庁と連携しつつ、法整備に取り組む。

○労働者の賃上げ支援
 > 事業場内最低賃金引上げのための業務改善を行った事業者に対する支援

業務改善助成金 労働基準局賃金課（内線5348）

令和5年度当初予算案 10億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的 ※令和4年度第二次補正予算額 100億円

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること

【助成率】（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

| 870円未満 | 870円以上920円未満 | 920円以上 |
|--------|--------------|----------|
| 9/10 | 4/5(9/10) | 3/4(4/5) |

助成対象の例

- 設備投資** ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
 ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- コンサルティング** ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- その他** ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

【助成上限額】（ ）書きは事業場規模30人未満の事業者が対象

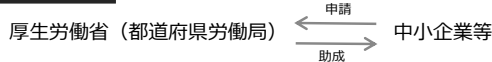
| 引き上げる労働者数 | 引上げ額 | | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| | 30円 | 45円 | 60円 | 90円 |
| 1人 | 30(60) | 45(80) | 60(110) | 90(170) |
| 2～3人 | 50(90) | 70(110) | 90(160) | 150(240) |
| 4～6人 | 70(100) | 100(140) | 150(190) | 270(290) |
| 7人以上 | 100(120) | 150(160) | 230 | 450 |
| 10人以上(※) | 120(130) | 180 | 300 | 600 |

(※) 事業場内最低賃金が920円未満の事業者、コロナの影響により売上高等が15%減少した事業者又は物価高騰等により利益率が3%ポイント以上低下した事業者のいずれか

【助成対象の特例的な拡充】

コロナ禍で特に業況が厳しい事業者・原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が一定以上低下した事業者に限り、生産性向上等に資する設備投資等として、
 ・乗車定員7人以上又は200万円以下の乗用自動車及び貨物自動車等
 ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入
 のほか、次の経費も対象。
 ・生産性向上等に資する設備投資に「関連する経費」（広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など）

3 実施主体等



4 事業実績

- ◆ 交付決定件数：3,859件
- ◆ 執行額：28.9億円 ※ 令和3年度実績

> キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への支援

キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への支援（賃金規定等改定コース） 雇用環境・均等局有期・短時間労働課（内線5268）

令和5年度予算案 19億円（11億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

○ 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して助成

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

助成金の金額（1人当たり）

| 企業規模 | 賃金引上率 | |
|------|--------------|----------|
| | 3%以上 5%未満 | 5%以上 |
| 中小企業 | 5万円 | 6万5,000円 |
| 大企業 | 3万3,000円 | 4万3,000円 |

- 1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人
- 「職務評価」を行った上で賃金規定等を増額改定した場合は加算1事業所あたり 20万円（大企業 15万円）

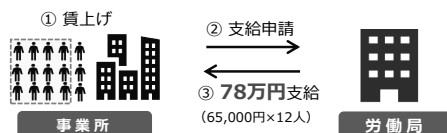
助成金の受給条件



- キャリアアップ計画**
賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画」を作成し、労働局へ提出していること。
- 賃金規定等の適用**
有期雇用労働者等※1の基本給を賃金規定等※2に定めていること。
- 賃金アップ**
②の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。
 ※1 事業所のすべての対象労働者でなくとも、雇用形態別や職種別の区分に基づき、一部の労働者を対象として改定、見給させた場合も、助成対象。
 ※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなす。

助成例

中小企業の非正規雇用労働者のうち、パートタイマー12人の基本給を5%以上引き上げた場合



➤ 同一労働同一賃金の徹底

拡充 同一労働同一賃金の徹底 雇用環境・均等局有期・短時間労働課 (内線7868)

令和5年度当初予算案 7.5億円 (5.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

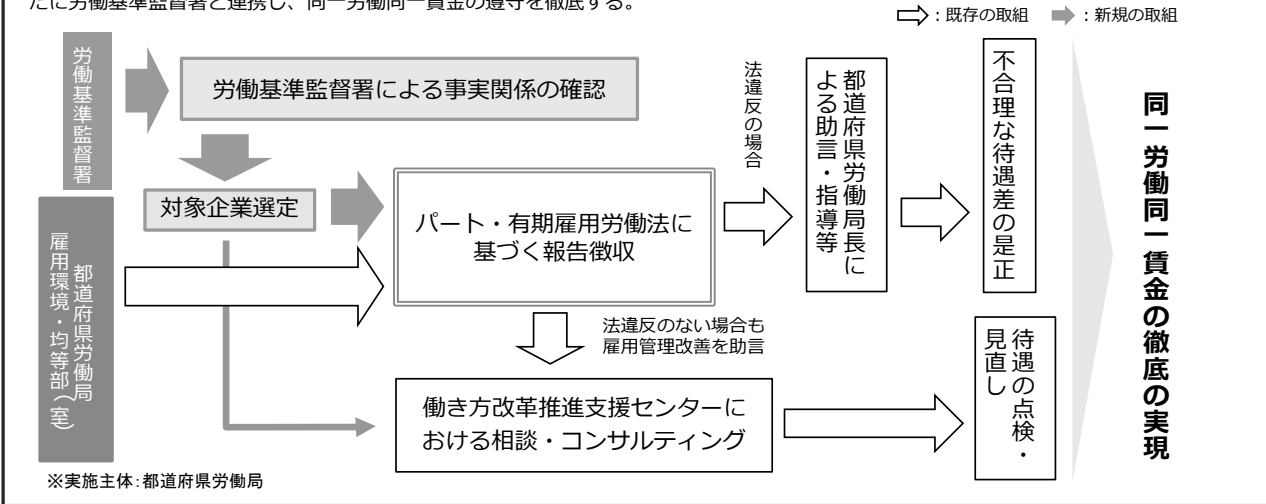
| | |
|----------|----|
| 労働保険特別会計 | 一般 |
| 労災 | 雇用 |
| ○ | 徴収 |

1 事業の目的

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)において、構造的な賃上げを目指すための取組の一つとして、新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底することとされている。
このため、労働基準監督署からの情報をもとに行う事業所への報告徴収や支援を強化し、事業主に対する助言・指導等を通じた均等・均衡確保を強力に推進するため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に配置している雇用均等指導員を増員する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の施行に関し、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)が新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底する。



※実施主体:都道府県労働局

○人材の育成・活性化

➤ 人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成及び事業展開等に伴う労働者のスキル習得支援

人材開発支援助成金 人材開発統括官付企業内人材開発支援室 (内線5189)

令和5年度当初予算案 658億円 (698億円) ※ ()内は前年度当初予算額

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスティング支援コース 505億円 (504億円)

※ 令和4年度二次補正予算額 制度要求

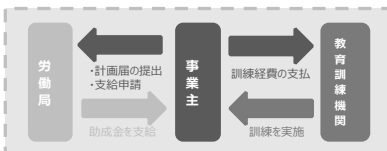
| | |
|----------|----|
| 労働保険特別会計 | 一般 |
| 労災 | 雇用 |
| ○ | 徴収 |

1 事業の目的

- 事業主が行う人材育成については、雇用情勢・訓練ニーズに合わせた支援を効果的に行う必要がある。
- このため、民間ニーズを踏まえつつ、職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内における人材育成を効果的かつ柔軟に支援するとともに、雇用する労働者の職業能力の向上や企業の労働生産性の向上に資する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。
- 雇用形態により対象労働者を区分していた訓練コースの統廃合を行うことで、正規、非正規問わず幅広い訓練の受講を可能とし、企業で働く労働者の訓練機会の拡充を図るとともに、事業主の利便向上を図る。
(人材育成支援コース(仮称)への統廃合)
- 訓練を受講した労働者が資格を取得し、当該労働者に対して事業主が制度として資格手当を支払う場合等に、助成率を15%加算することで、事業主による評価の実施や訓練受講者の処遇向上の取組を支援する。
(訓練成果の評価による助成率の加算)



【令和3年度実績:31,137件(支給決定件数)】

| コース名 | 対象訓練・助成内容 | 助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外 | | |
|------------------|--|---|-----------------|---|
| | | OFF-JT | | OJT |
| | | 経費助成 | 賃金助成 | 実施助成 |
| 人材育成支援コース(仮称) | OFF-JT訓練(人材育成訓練(仮称)) | 正規雇用:45(30%) 非正規雇用:60% 正社員化した場合:70% | 760(380)円/時・人 | - |
| | OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練 | 企業の中核人材を育てるための訓練(認定実習併用職業訓練) 60% 非正規の正社員化を目指して実施する訓練(有期実習型訓練) 正社員化した場合:70% | 45(30%) | 最低6か月 20(11)万円/人 最低2か月 10(9)万円/人 |
| 教育訓練休暇等付与コース | 有給教育訓練休暇制度(3年間で5日以上)を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合 | 30万円 ※制度導入助成 | - | - |
| 人への投資促進コース | 高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練 | デジタル | 75(60%) | 960(480)円/時・人 |
| | | 成長分野 | 75% | 960円/時・人 ※国内大学院 |
| | 情報技術分野認定実習併用職業訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練) | 60(45%) | 760(380)円/時・人 | 最低6か月 20(11)万円/人 |
| | 定額制訓練 | 60(45%) | - | - |
| | 自発的職業能力開発訓練 | 45% | - | - |
| 事業展開等リスティング支援コース | 長期教育訓練休暇制度/教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度 | 長期休暇 | 20万円 ※制度導入助成 | 6,000円/日・人 ※有給時 |
| | | 短時間勤務等 | 20万円 ※制度導入助成 | - |
| 事業展開等リスティング支援コース | 事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練 | 75(60%) | 960(480)円/時・人 | - |

※ 各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合に経費助成率を15%加算。

▶産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）による賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向の支援

新規 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース） 職業安定局雇用政策課労働移動支援室（内線5787、5878）

令和5年度当初予算案 93億円（－） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

| | | | |
|----------|----|----|----------|
| 労働保険特別会計 | | | 一般 会計 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

2 事業の概要

○助成内容

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|--------|------------------------------------|--------|
| 助成率 | 2/3 | 1/2 |
| 上限額 | 8,355円／1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円) | |
| 支給対象期間 | 1か月～1年間 | |

3 想定される活用事例

- DXを目指す企業がIT企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得
- 自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりにおける品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

4 事業スキーム

○助成金支給までの流れ



▶事業再構築に必要な人材の雇入れを支援する産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース（仮称））の創設

新規 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）（仮称） 職業安定局雇用政策課労働移動支援室（内線5787、5878）

令和5年度当初予算案 89億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

| | | | |
|----------|----|----|----------|
| 労働保険特別会計 | | | 一般 会計 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と当該事業再構築に必要な新たな人材（コア人材）の円滑な受け入れ（労働移動）を支援する。

※専門的な知識等を有する年収350万円以上の者

2 事業の概要

○対象事業主

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小企業事業主等
- ・事業再構築（※）に必要なコア人材を雇入れた事業主

※事業再構築補助金（中小企業庁）の採択を受けたもの

○助成要件

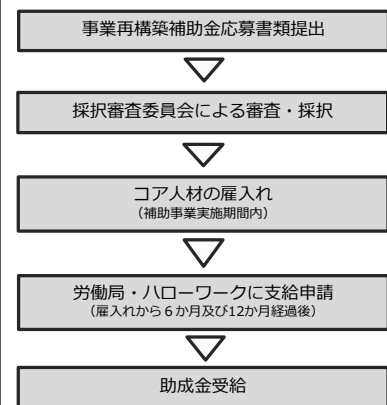
事業再構築の前後を通じて、労働者の雇用を確保した上で、当該事業再構築に必要なスキル等を保有する労働者（コア人材）を1人以上、常時雇用する労働者として雇い入れること

○助成額

| 中小企業 | 中小企業以外 |
|---------------------------|---------------------------|
| 280万円 (6か月ごとに140万円×2期) | 200万円 (6か月ごとに100万円×2期) |

3 事業スキーム

○助成金支給までの流れ



➤ 専門実践教育訓練給付の充実及び支援の拡充

拡充 経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援 (教育訓練給付の拡充) 職業安定局雇用保険課 (内線5762)

令和5年度当初予算案 117億円 (96億円) ※ ()内は前年度当初予算額

| | |
|----------|------|
| 労働保険特別会計 | 一般会計 |
| 労災 雇用 徴収 | |
| | ○ |

1 事業の目的

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大と働きながら受講しやすい環境の整備を図る。

2 事業の概要

(1) デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大 (拡充)

- ・ デジタル分野等の成長分野の講座を拡大する(訓練機関に講座の開設を促す)。
- ・ デジタル関係等の講座について、カリキュラムの弾力的運用を求める訓練機関からの要望を踏まえ、受講者の習得状況等に応じてカリキュラムの一部選択制を認めるなど、効率的・効果的な講座の運営を可能とする。

(2) 働きながら受講しやすい環境の整備 (拡充)

① 仕事と受講の両立

- ・ オンライン・土日・夜間対応の講座を拡大する(訓練機関に講座の開設を促す)。
- ・ 受講者の習得状況等に応じてカリキュラムの一部選択制を認めることにより、在職者等が業務に必要な講座の受講をしやすくする(再掲)。

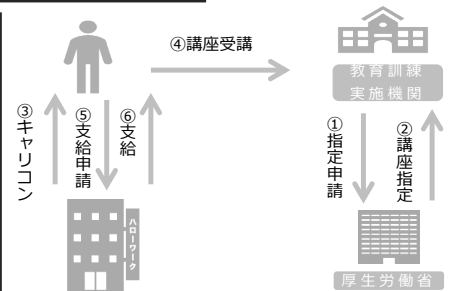
② 訓練前キャリアコンサルティングの利便性向上

専門実践教育訓練・特定一般教育訓練の支給申請手続において、必須となっている訓練前キャリアコンサルティングについて、オンラインで受けることも可能(現行：対面のみ)とする。

(3) 特別申請期間の設定 (拡充)

デジタル分野等成長分野講座やオンライン・土日・夜間対応講座について、通常の指定申請とは別に、集中的に指定申請を受け付ける特別申請期間(令和4年12月～令和5年1月；講座指定は令和5年4月)を設けて指定拡大を図る(集中指定申請・制度周知キャンペーンとして実施)。

3 スキーム



事業実績：令和4年度から実施

拡充 経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援 (教育訓練給付の拡充) 職業安定局雇用保険課 (内線5762) <別紙>

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(令和6年度末までの暫定措置)

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する

専門実践教育訓練の指定講座について 指定講座数:2,670講座(令和4年10月1日時点) ※以下①～⑦は当該講座数の内訳

| | | | | | | |
|---|--|---|--|---|--|--|
| <p>①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程</p> <p>講座数:1,648講座 例)介護福祉士、看護師等</p> | <p>②専修学校の職業実践専門課程およびキャリア形成促進プログラム</p> <p>講座数:672講座 例)商業実務、衛生関係等</p> | <p>③専門職学位課程</p> <p>講座数:91講座 例)教職大学院、法科大学院等</p> | <p>④大学等の職業実践力育成プログラム</p> <p>講座数:157講座 例)特別の課程(保健) 特別の課程(社会科学・社会)等</p> | <p>⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</p> <p>講座数:2講座 例)情報処理安全確保支援士等</p> | <p>⑥第四次産業革命スキル習得講座</p> <p>講座数:100講座 例)AI、データサイエンス、セキュリティ等</p> | <p>⑦専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程</p> <p>講座数:0講座</p> |
|---|--|---|--|---|--|--|

➤ 学び直しを後押しするキャリアコンサルティング機能を拡充したキャリア形成・学び直し支援センター（仮称）の整備

人材開発統括官付キャリア形成支援室（内線5188）

拡充

キャリア形成・学び直し支援センター事業（仮称）

令和5年度当初予算案 22億円（15億円）※（ ）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

「キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）」を創設（※1）し、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対して、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会を提供するとともに、働く人が自律的、主体的に職業に関する学び・学び直しを行うことができるよう、関係機関とも連携し、労働者等のキャリア形成・学び直しを総合的に支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆実施体制

【全国カバーのサービスを提供】

キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）
・中央センターを東京都に1か所、地域センターを全国に設置（R4年度19か所）

- 各拠点に、職業・教育訓練や学び・学び直しに関する研修を受講したキャリアコンサルタントを常駐。
- 拠点から遠隔の地域や関係機関（自治体、企業・事業主団体、教育機関等）に巡回等で支援。
- 事業主団体、都道府県、労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構などの関係機関とも連携

【相談窓口について】

- 在職労働者へのキャリアコンサルティングにも対応するため、地域に応じ、平日夜間、土日やオンラインの相談体制を整備
- キャリアコンサルティングは、原則として事前予約制

◆実施主体

厚生労働省 → 委託 → 民間事業者（株式会社等）

◆支援メニュー

【労働者等支援】

- キャリア形成や学び直しの必要性を感じているがどういった学び（目的・方法・内容）等をしてよいか分からない者
- 在籍企業内にキャリアコンサルティング等の相談・支援を受ける仕組みがない在職者
- 受講すべき具体的な職業・教育訓練が明確でない者等の個人に対して、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、訓練情報の提供等を行う

【企業等支援】

- ジョブ・カードを活用して採用活動、人材育成、評価を実施する企業への支援
- セルフ・キャリアドック（※2）導入支援（相談・技術的支援、セミナー等）
- 雇成型訓練の実施を計画する企業に対する支援（訓練計画の策定支援等）等により、企業等に対しても、キャリア形成や学び直し等に関する支援を行う

◆期待される効果

- 公的職業訓練、教育訓練給付対象講座、その他の教育訓練等に誘導、受講を促進
- 企業（特に中小規模）や非正規雇用労働者等のキャリア形成や学び・学び直しを促進

※1 キャリア形成サポートセンター事業の拡充

※2 「セルフ・キャリアドック」：企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取り組み、また、そのための企業内の「仕組み」のこと。

令和3年度実績：キャリア形成サポートセンターにおける相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援件数と企業への相談支援件数の計） 66,482件

➤ 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の創設

新規

副業・兼業に関する情報提供モデル事業

職業安定局雇用政策課労働移動支援室（内線5787、5878）

令和5年度当初予算案 28百万円（ - ）※（ ）内は前年度当初予算額

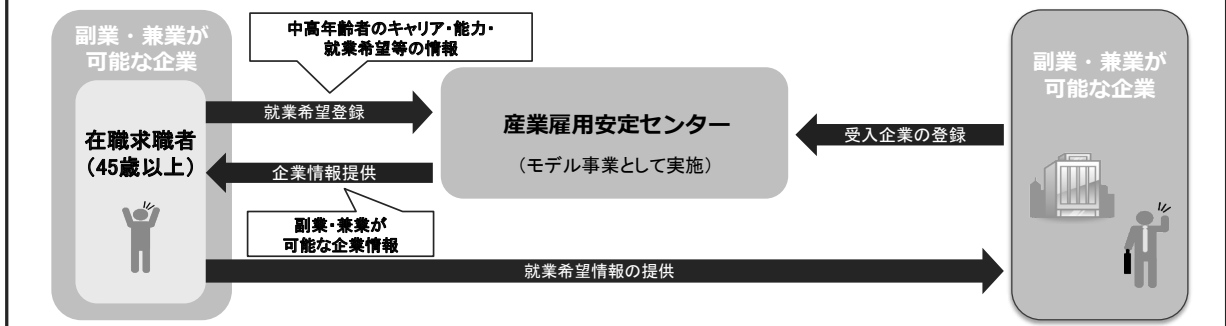
| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

（公財）産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者のキャリア等の情報及びその能力の活用を希望する企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に対して企業情報を提供することにより、副業・兼業への取組の拡大を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 副業・兼業で働くことを希望する中高年齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積。
- 副業・兼業が可能な企業情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積。
- 当該中高年齢者に対して希望に添った企業情報を提供。
- モデル事業として実施（東京、大阪及び愛知を想定）



○賃金上昇を伴う労働移動の円滑化

➢労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）による賃金上昇を伴う早期再就職の支援

職業安定局雇用政策課労働移動支援室
(内線5787、5878)

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）

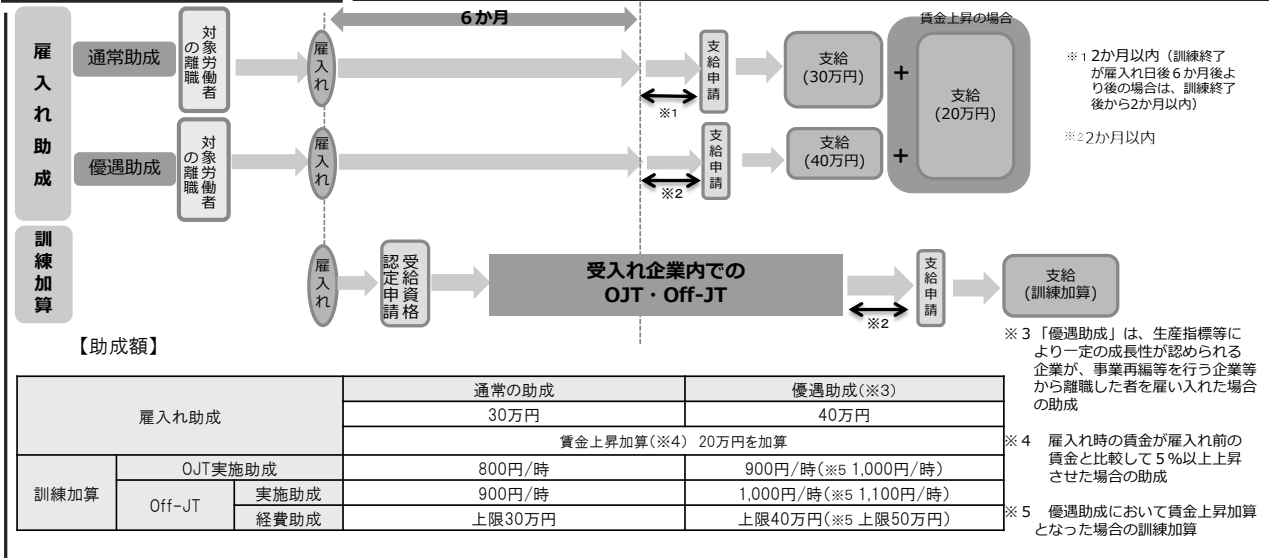
令和5年度当初予算案 167億円（11億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

| | | | |
|----------|----|----|------|
| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期（離職後3か月以内）に、期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成。また、雇入れ後に訓練を実施した場合、その費用の一部を上乗せ助成。
また、雇入れ前の賃金と比して5%以上上昇させた場合に、全ての対象事業主に対して20万円加算することとする。
令和3年度事業実績（支給対象者数）：3,048人

2 事業の概要・スキーム



➢特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）を活用した就職困難者の人材育成の推進

拡充

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

職業安定局雇用開発企画課
(5785)

令和5年度当初予算案 155億円（150億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

| | | | |
|----------|----|----|------|
| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

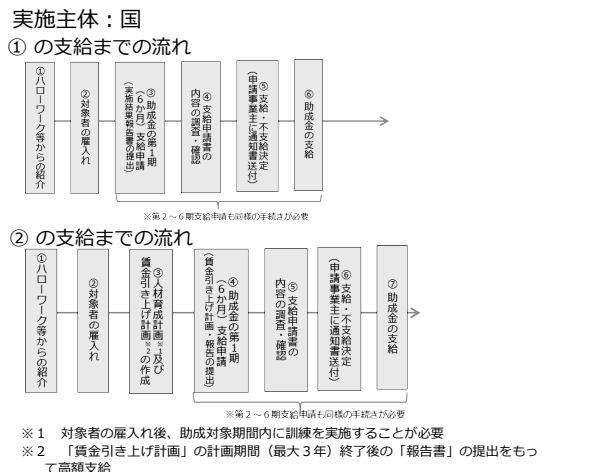
1 事業の目的

- 特定求職者雇用開発助成金は、高齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。
- 就職困難者について、デジタル等の成長分野への労働移動支援を行うほか、賃上げを伴う労働移動等の実現のため、一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動を希望する者を雇い入れる事業主に高額助成を行う。

2 事業の概要

- ① 成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。
- ② 就労経験のない職業※1に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成※2を行ったうえで賃金引き上げ※3を行う事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。
※1 ①の成長分野以外も対象。
※2 50時間以上の訓練などが対象。
※3 雇入れから3年以内に5%以上の賃金引き上げが必要。

3 事業スキーム



➤ 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成

拡充 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成 人材開発統括官付訓練企画室（内線5926、5600）
職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）

令和5年度当初予算案 86億円（65億円）※（）内は前年度当初予算額

| | | | |
|----------|----|----|----|
| 労働保険特別会計 | | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| | ○ | | |

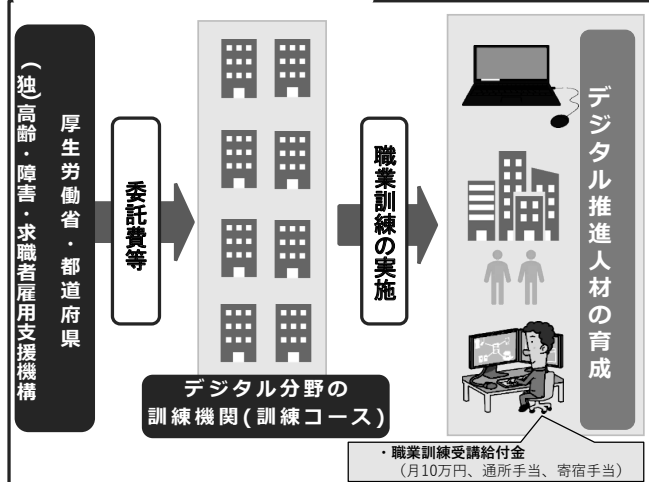
1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされている。
 このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練において、民間訓練実施機関に対して、①デジタル分野の資格取得を目指す訓練コースの委託費等の上乗せ、②企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せを行うほか、③オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。
 さらに、全国87箇所での生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対する④DXに対応した生産性向上支援訓練機会を提供し、中小企業等のDX人材育成を推進する。

2 事業の概要

- ①デジタル分野の委託費等の上乗せ**
デジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースで、就職率等が一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ（IT分野の訓練コースは、一部地域を対象に更に1万円上乗せ）
- ②企業実習を組み込んだコースの委託費等の上乗せ**
就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せ
- ③オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進**
デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする
- ④生産性向上支援訓練（DX関連）の実施**
中小企業等の在職者に対して、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連）による訓練機会提供
※①～③は令和8年度末までの時限措置

3 スキーム・実施主体等



➤ 受講者の特性に対応した新たな教育訓練手法のコンテスト方式による選定、開発・試行

新規 受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業（仮称） 人材開発統括官付政策企画室（内線5963）

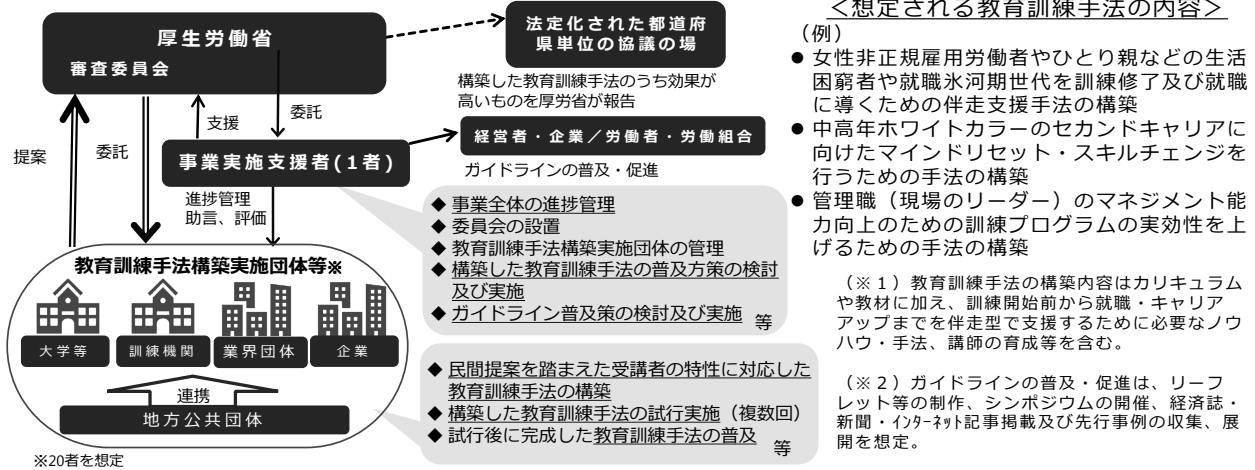
令和5年度当初予算案 6.1億円（一億円）※（）内は前年度当初予算額

| | | | |
|----------|----|----|----|
| 労働保険特別会計 | | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| | ○ | | |

1 事業の目的

民間からの提案募集において、「女性非正規雇用労働者向けの伴走支援を付したIT人材育成プログラムの実施」「中高年ホワイトカラーのセカンドキャリアに向けたマインドリセット等の実施」「管理職向けの人材マネジメント研修の実施」など多数の提案があったことから、こうした幅広いニーズに対応した訓練を実現するため、受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間からコンテスト方式で募集し、その構築から試行、普及まで行わせる事業を必要に応じて地方自治体と連携しながら実施し、その成果については、法定化された都道府県単位の協議の場を通じて職業訓練メニューに反映させる。
 さらに、令和4年6月にとりまとめた「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」（ガイドライン）について、中小企業をはじめとした経営者や労働者に広く周知等を併せて行い、日本全体に学び・学び直しの風土の定着を図る。（事業実施期間：令和5年度～6年度）

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）での就職支援の強化

拡充

ハローワークにおける人材不足分野（特に、医療、介護をはじめとする福祉分野等）に係る就職支援の強化

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5779）

令和5年度当初予算案 44億円（44億円） ※（）内は前年度当初予算額

| | | |
|----------|----|----|
| 労働保険特別会計 | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| | ○ | |

1 事業の目的

医療、介護、保育、建設、警備、運輸（※）へのマッチング支援を強化するため、ハローワークに人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置。（※求人倍率の高い人材不足分野）
当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人者には求人充足のための支援を強化し、両者結び付けるマッチング機会を拡充することにより、ミスマッチの改善を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

医療、介護、保育、建設、警備、運輸の雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、**人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充する。**

設置箇所 113箇所 → 115箇所 実施体制 職業相談員（181人→185人）
就職支援ナビゲーター（238人→240人）
就職支援コーディネーター（278人→280人）

支援内容

- 求人者に対する支援
 - ・求人者への求人充足に向けた助言・指導
 - ・事業所見学会、就職面接会等の開催
- 求職者に対する支援
 - ・担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介
 - ・求人情報の提供、最新の業界動向、仕事の内容や魅力等の情報発信
- 関係機関、業界団体との連携による支援
 - ・関係機関、業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催
 - ・ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターとの連携による巡回相談やイベントの実施



事業実績 令和3年度就職件数：73,392件

都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等への支援

地方就職希望者活性化事業

職業安定局地域雇用対策課（内線5864）

令和5年度当初予算案 6.6億円（6.2億円） ※（）内は前年度当初予算額

| | | |
|----------|----|----|
| 労働保険特別会計 | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| | ○ | |

1 事業の目的

東京圏・大阪圏において、地方就職に関するセミナー、イベント、個別相談等により、潜在的な地方就職希望者を掘り起こし、地方自治体が発行する就労体験事業等への送り出しを実施することによって、地方就職に向けた動機付けを行い、地方就職の準備が整った者をハローワーク（HW）へ誘導し、全国ネットワークを活用したマッチングにより就職へ結びつけることにより、地方就職希望者の円滑な労働移動を促進し、地域雇用の活性化を図る。このほか、広域化する労働市場における人材確保方針に係る事例収集を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

地方人材還流促進事業（LO活プロジェクト）
実施主体：民間企業（委託）

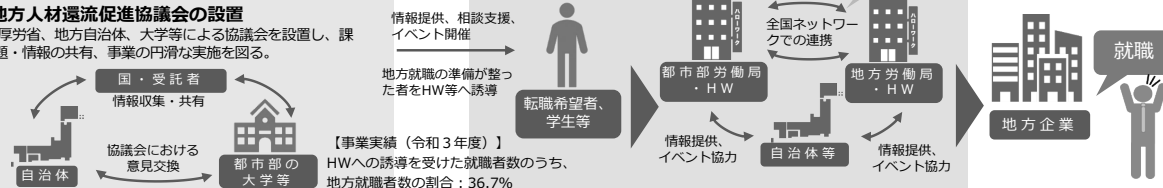
地方就職支援事業
実施主体：国

- 潜在的な地方就職希望者の掘り起こし・動機付け
 - ・セミナー、イベント、個別相談等の実施
 - ・自治体が発行する就労体験事業等への送り出し
 - ・早期からの就職ニーズの把握、新卒応援HW等への誘導
- 地方就職に役立つ情報の収集・整理・提供
 - ・地方就職・生活関連情報等を地方就職希望者等に対して、ウェブサイト・SNS等を通じて提供
 - ・求人情報を発信するためのツールや助成金などの各種支援策等の情報を地方の求人企業に対して、ウェブサイトを通じて提供
- 移住・交流情報ガーデンでの相談対応
 - ・「移住・交流情報ガーデン」（総務省設置）で自治体が発行する就労体験事業等に関する相談等に対応
- 地方人材還流促進協議会の設置
 - ・厚労省、地方自治体、大学等による協議会を設置し、課題・情報の共有、事業の円滑な実施を図る。

- 地方就職支援体制の設置
 - ・都市部（東京及び大阪）に「地方就職支援コーナー」を設置
 - ・都市部・地方HWにコーディネーターを配置
- 地方合同就職面接会の開催等
 - ・労働局と地方自治体が連携し、都市部にて合同就職面接会（Jモート実施も含む）を開催
 - ・自治体開催の各種イベント（合同就職面接会等）への協力
- 地方人材還流支援相談会の開催
 - ・自治体における移住相談や移住初心者向けのミニセミナーを行うNPO主催のふるさと回帰フェアにおいて、来場者に対する職業相談や地方の求人情報の提供等を行う相談会を実施

（支援内容）

- 職業相談、求人情報提供等
- オンラインを活用した担当者制による個別支援
- 自治体等と連携した生活関連情報の集約・提供
- 個別求人開拓等も含めた求職者と事業主のマッチング支援
- 業種間・職種間・地域間移動に対応した再就職支援



➤介護の仕事の魅力発信、介護分野における外国人材の受入環境整備

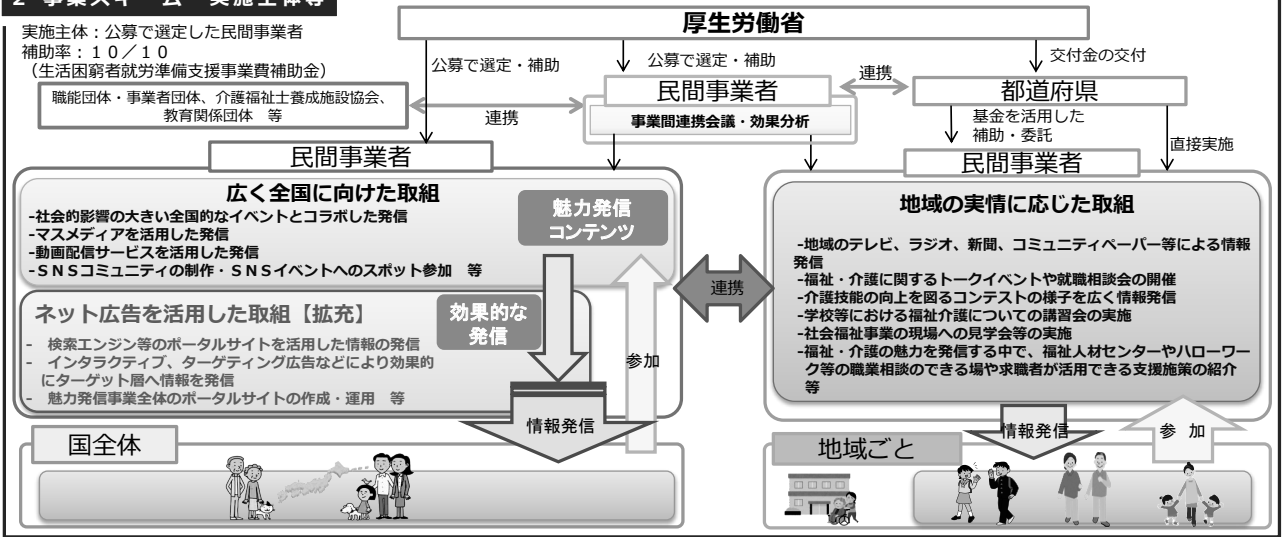
拡充 「介護のしごと魅力発信等事業」の取組強化 社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2845)

令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.3億円(3.6億円)
地域医療介護総合確保基金 137億円の内数(137億円の内数)(実施自治体数(令和2年度):41都道府県)

1 事業の目的

- 介護の魅力発信については、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、介護の仕事に関する理解の促進に向けて様々な取組を実施してきたところ。
- 令和5年度においては、民間事業者が作成する各種コンテンツ(全国的事件、テレビ、SNS等)をより多くの対象に提供するためのネット広告による情報発信に取り組みすることで事業効果の最大化を図る。
- また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を行うとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等



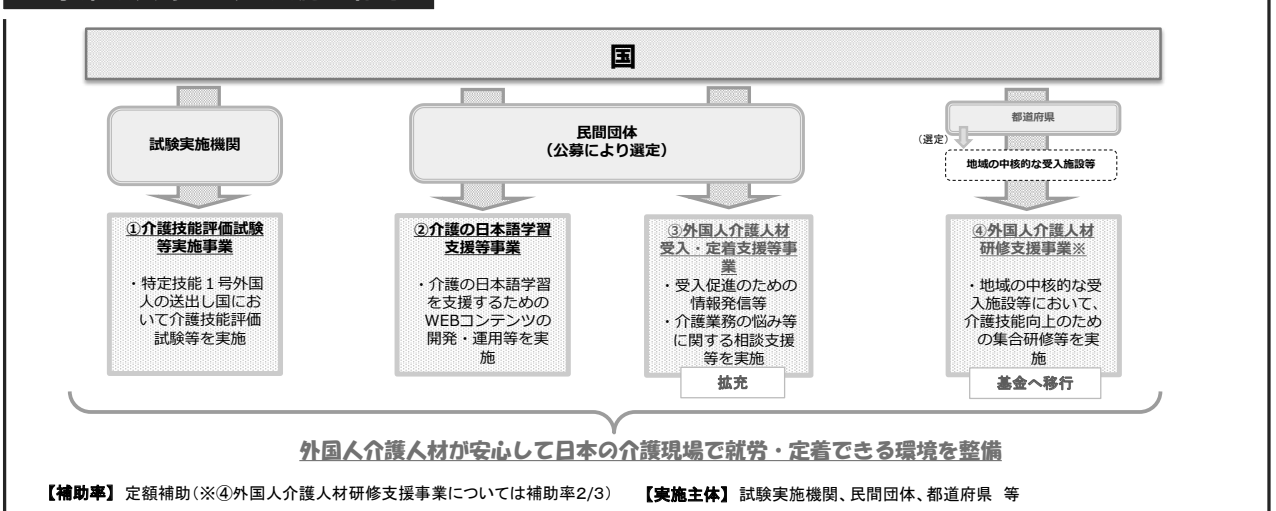
拡充 外国人介護人材受入環境整備事業 社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2894)

令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.6億円(8.3億円) ※()内は前年度当初予算額
地域医療介護総合確保基金 137億円の内数

1 事業の目的・概要

- 在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
- ② 介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ③ 受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等による定着支援【拡充】
- ④ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援

2 事業のスキーム・実施主体等



働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援

新規 **働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援** 雇用環境・均等局 総務課雇用環境政策室 (内線7889)

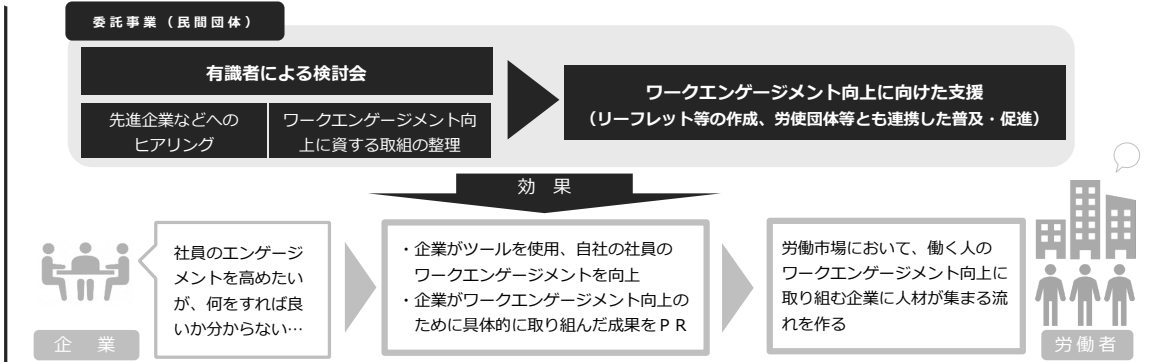
令和5年度当初予算案 19百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

| | | |
|----------|----|----|
| 労働保険特別会計 | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| | ○ | |

1 事業の目的

民間からの提案募集において、「従業員の満足度を高めるために企業が具体的に何をやるべきかわからない」という課題への対応を求める提案があったことから、ワークエンゲージメント(※)の向上に取り組む、あるいは、これから取り組もうとする意欲ある企業を後押しするため、有識者による検討会を開催し、ワークエンゲージメントの向上に資する取組等を整理した上で、その普及・促進を図るなど企業が具体的に取組めるよう支援を行い、働く方々の働きやすさや働きがいの向上をより広く推進する。
※働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがいや働きがいを感ずる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



参考

経済財政運営と改革の基本方針2022【R4.6.7閣議決定】
第2章新しい資本主義に向けた改革
1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野
(多様な働き方の推進)より抜粋

人的資本投資の取組とともに、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目指して働き方改革を進め、働く人の個々のニーズに基づいてジョブ型の雇用形態を始め多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組む。

大企業における男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進

拡充 **女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業** 雇用環境・均等局雇用機会均等課 (内線7843、7859)

令和5年度当初予算案 1.8億円 (1.3億円) ※ ()内は前年度当初予算額

| | | |
|----------|----|----|
| 労働保険特別会計 | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| | ○ | |

1 事業の目的

企業における女性活躍推進に関する情報や、女性活躍推進と仕事と家庭の両立に係る取組を一覧化し、公表する場を提供することにより、女性の活躍推進のための取組や、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい環境整備を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【女性の活躍推進企業データベース・イメージ】

URL ▶▶▶ <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

スマホ版▶▶▶



| | | |
|---------------------|--|--|
| 企業名 | A社 | B社 |
| 所在地 | 東京都〇〇区123 | 東京都〇〇区456 |
| 企業規模 | 101人~300人 | 10~100人 |
| 企業認定等 | 女性の活躍を進めて認定を取得している企業だ! | |
| 採用した労働者に占める女性労働者の割合 | (事務職) 40% (技術職) 30% | (事務職) 20% (技術職) 10% |
| 労働者に占める女性労働者の割合 | (事務職) 30.2% (技術職) 3.3% | (事務職) 12.2% (技術職) 1.5% |
| 男女別の育児休業取得率 | (事務職) 男性: 30%、女性: 95% (技術職) 男性: 22%、女性: 89% | (事務職) 男性: 7%、女性: 90% (技術職) 男性: 0.5%、女性: 89% |
| 年次有給休暇の取得率 | (正社員) 75% | (正社員) 50% |
| 管理職に占める女性労働者の割合 | 30% (1,500人) 管理職全体 (男女計) 5,000人 | |
| 男女の賃金の差異 全労働者 | 80.2% | 既に、男女の賃金の差異を開示している企業だ! |
| うち正規雇用労働者 | 74.4% | |
| うち非正規雇用労働者 | 102.3% | |

【事業概要】

「女性の活躍推進企業データベース」の活用の促進・機能強化等 ※下線が拡充部分

■特に、101人以上300人以下の企業がデータベース上で女性活躍推進法に基づく情報公表を行うよう、また多くの企業が男女の賃金の差異をデータベース上で公表するよう周知や登録勸奨等を行い女性活躍等に関する企業情報の見える化を推進する。

■大学・キャリアセンター等との連携や学生向けイベントの開催等により、学生等求職者が男女の賃金の差異に着目し企業選択を行うよう周知・啓発を進めるとともに、データベースの機能強化やコンテンツの充実等を図りデータベースのユーザビリティの向上を図る。

■女性の活躍推進及び仕事と育児・介護の両立支援について、他の模範となる取組を行う企業の事例を収集・取りまとめを行い、企業向けに発信する。

【事業実績】年間アクセス件数 (令和3年度)
女性の活躍推進企業データベース: 322,888件

【実施主体】委託事業 (民間団体等)

○多様な選択を力強く支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備
 >フリーランス・トラブル110番による相談支援の充実

拡充 **フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業** 雇用環境・均等局
総務課雇用環境政策室（内線7873）

令和5年度当初予算案 78百万円（60百万円） ※（）内は前年度当初予算額 ※中小企業庁・公正取引委員会においても別途予算措置

1 事業の目的

- フリーランスとして働く方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、関係省庁と連携し、成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、「フリーランスガイドライン」を策定した。また、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- 相談窓口におけるフリーランスからの相談件数が増加傾向にあることから、相談窓口の体制拡充やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な紛争解決の援助を行い、フリーランスとして働く方が安心して働ける環境整備を図る。

2 事業の概要・スキーム等

【事業の概要】

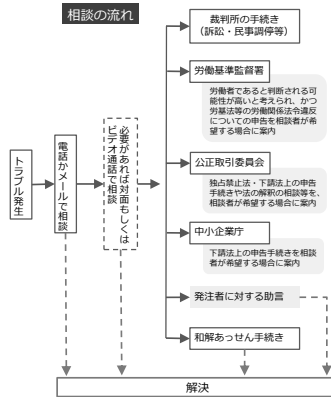
フリーランスから、発注者等との間のトラブル等についての相談を受けるなど、紛争解決の援助を行う。

- ・弁護士による電話・メール相談の対応及び一般的な法律の説明だけでは解決できない場合の個別相談対応
- ・弁護士による発注者等に対する助言の実施
- ・和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
- ・「フリーランスが安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の周知

【事業の拡充点】

- ・相談及び和解あっせんに対応する弁護士、事務補助員増員
- ・弁護士による発注者等に対する助言の実施【新規】

相談の流れ



3 実施主体

民間事業者等（委託事業）

4 事業実績

- ・令和3年度相談件数：4,072件
- ・和解あっせん受付件数：134件

○女性の活躍促進
 >個々の企業に対する女性の活躍促進のためのコンサルティング等の実施

拡充 **民間企業における女性活躍促進事業** 雇用環境・均等局雇用機会均等課（内線7953）

令和5年度当初予算案 2.3億円（1.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

| | | | |
|----------|----|----|----------|
| 労働保険特別会計 | | | 一般 会計 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、定められた目標の達成に向けた手順等について、説明会や個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施し、我が国における女性活躍の一層の推進を図る。また、男女の賃金の差異の是正に向け、事業主が抱える課題解決等に向けた個別の支援を充実させていく。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

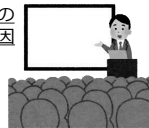
女性活躍推進に向けたコンサルティング等（実施主体：委託事業）

女性活躍推進センター（民間団体等）

女性活躍推進説明会

- 企業にとっての人材の多様性の確保の重要性やメリット、女性活躍に向けた具体的な取組や、自社で定めた目標の達成に向けた手順等に関する説明会を実施（令和4年度47回→令和5年度47回）。

- 男女の賃金の差異の是正に向け、賃金の差異の算出や分析の方法、賃金の差異が生じる要因の解説と対応策についても解説。



※下線が拡充部分

オンライン・メール・電話・個別訪問によるコンサルティング

- 女性活躍推進アドバイザーを委嘱し、支援を希望する企業の雇用管理状況を分析するとともに、女性活躍に向けた課題の整理、現在実施している取組の検証及び新たな取組の提案等を実施（令和4年度1,000件→令和5年度：1,300件）。

- 特に、賃金の差異の算出の支援、差異が生じている場合の要因分析への助言、男女の賃金の差異の主な要因である「管理職比率」や「勤続年数の差異」等に焦点を当て、雇用管理区分ごとの分析も踏まえた、改善に向けた具体的なアドバイス・支援を実施。



| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 趣旨

令和5年度当初予算案 16百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

①メンター制度導入・ロールモデル育成等マニュアル・事例集の作成

女性活躍を推進している企業の多くが抱えている「本人が現状以上に活躍したいと思っていない」「社内にロールモデルとなる女性社員が少ない」といった課題に対応するため、民間提案（メンター制度の設置等）を踏まえ、メンター制度の導入やロールモデルの育成、地域ネットワーク構築に関するマニュアル及び事例集を作成することで、女性労働者のキャリア形成支援を図る。

②女性労働者等向け「アンコンシャス・バイアス解消セミナー」の実施

個々の女性労働者の活躍推進を阻む要因となっている個人・組織のアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消するため、民間提案も踏まえ、女性労働者のほか、管理職、人事労務担当者、経営トップ層等を対象としたセミナーを実施する。

2 概要・スキーム

①メンター制度導入・ロールモデル育成等マニュアル・事例集の作成

①各企業への調査



②企業ヒアリング



ヒアリング先：
メンター制度の導入等によって女性活躍の効果が上がっている企業等

③マニュアル・事例集の作成



①・②の結果を踏まえ、検討委員会において、メンター制度導入やロールモデル育成、地域ネットワークづくりに関するマニュアル・事例集を作成

②女性労働者等向け「アンコンシャス・バイアス解消セミナー」の実施



・「管理職を目指してほしい」と言われたが、「まだ無理」と反応してしまった
・「責任あるポジションを任せたい」と言われても、「私には無理」と思ってしまう



・女性はすぐ辞めてしまうので、育成しても無駄だ
・女性は昇進・昇格を望んでいない
・仕事の内容には、男性向き、女性向きがある
・男性が子どものお迎えで早退はおかしい

といった偏見を取り除く「アンコンシャス・バイアス解消セミナー」をwebで開催（アンコンシャス・バイアス：無意識の偏見）
対象・・・女性労働者のほか、管理職（これから管理職になり女性部下を持つ世代の労働者を含む）、人事労務担当者、経営トップ層等

※実施主体 委託事業（民間団体）

➤子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などマザーズハローワークにおける就職支援の強化

令和5年度当初予算案 40億円（40億円）※（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充

設置箇所

・マザーズハローワーク 21箇所
・マザーズコーナー 185箇所

実施体制

・職業相談員 239人
・就職支援ナビゲーター 310人 → 321人（11人増）
・求人者支援員 31人

支援内容

一人ひとりの状況に応じた きめ細かな就職支援

担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。
地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを全国のマザーズハローワーク（10箇所→21箇所）に配置。

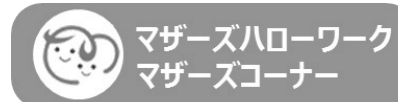
求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供

就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施

各種就職支援サービスのオンライン化の推進

子育て中の女性等が自宅でも求職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク（7箇所→21箇所）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。

事業実績 令和3年度重点支援対象者就職件数：58,108件



○高齢者の就労・社会参加の促進
 >ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチングの支援

生涯現役支援窓口事業の概要

職業安定局高齢者雇用対策課 (内線5822)

令和5年度当初予算案 28億円 (29億円) ※()内は前年度当初予算額

| | | | |
|----------|----|----|------|
| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

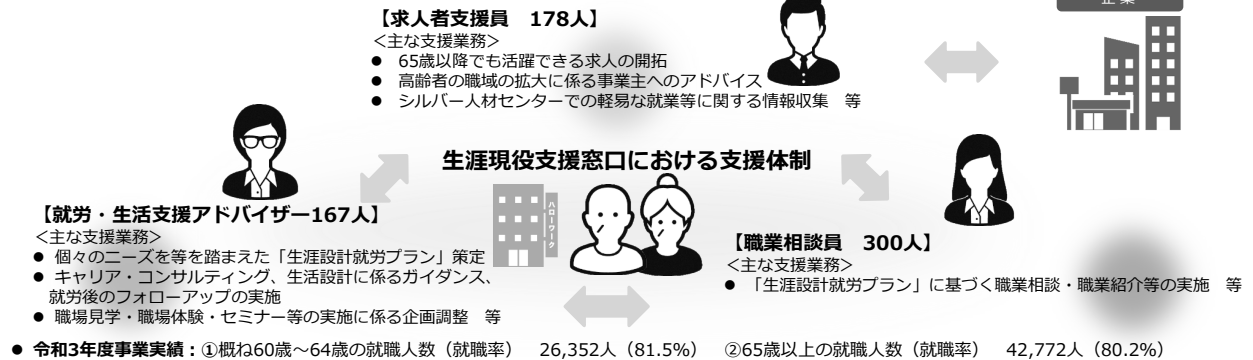
- 少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口が減少し、高齢者の労働力の活用が重要な課題となっているが、高齢者は一旦離職すると、その他の年齢層に比べ再就職は難しく、失業が長期化し、生活保護に頼らざるを得ない状況に陥るおそれがある。
- また、高齢期における就業ニーズは多種多様であり、年金等の受給状況等も考慮しながら就労支援を行う必要があり、ハローワークにおける一般的な職業相談・職業紹介においては、十分な対応が困難な場合がある。
- そこで、概ね60歳以上の高齢者求職者を対象として、就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や生涯現役支援チームによる就労支援等を行う生涯現役支援窓口事業を実施する。

2 事業の概要

- **支援対象者等**：全国300箇所のハローワークにおいて、概ね60歳以上の高齢求職者のうち、長期失業高齢求職者、離転職を繰り返す者及びその他公共職業安定所長・事業担当責任者又は相談窓口職員がチーム支援を受けなければ就労が困難であると判断した者 等

● 主な支援内容

- ・ 高齢期の生活を踏まえた職業生活の再設計や年金受給者である求職者の職業生活に係る相談・援助
- ・ 高齢求職者向け求人情報の開拓・提供 (65歳以上が就業可能な短時間の求人開拓を強化)
- ・ シルバー人材センターとの連携した軽易な就業等に関する情報の提供
- ・ 地方自治体と連携した高齢者支援の実施



高齢退職予定者キャリア人材バンク事業

職業安定局雇用政策課労働移動支援室 (内線5787、5878)

令和5年度当初予算案 5.0億円 (4.5億円) ※()内は前年度当初予算額

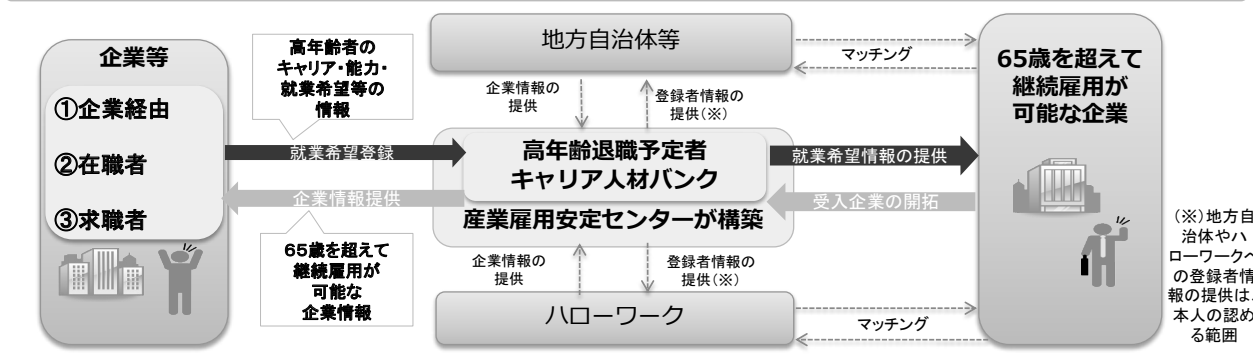
| | | | |
|----------|----|----|------|
| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

生涯現役社会の実現に向けて、(公財)産業雇用安定センターにおいて、高齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介することにより、高齢者の就業促進を図る。

2 事業の概要・スキーム等

- 企業等より65歳を超えて働くことを希望する高齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を受け、産業雇用安定センターにおいて、高齢退職予定者キャリア人材バンクを構築し、マッチングを実施。
- 地方自治体やハローワーク等に高齢退職予定者キャリア人材バンクの登録情報を本人の認める範囲内で広く提供し、各機関等においてマッチングを実施。
- 令和3年度事業実績：成立件数 2,384件



シルバー人材センター等補助金 (高齢者就業機会確保等事業、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業)

職業安定局高齢者雇用対策課
(内線5822)

令和5年度当初予算案 141億円 (146億円) ※()内は前年度当初予算額

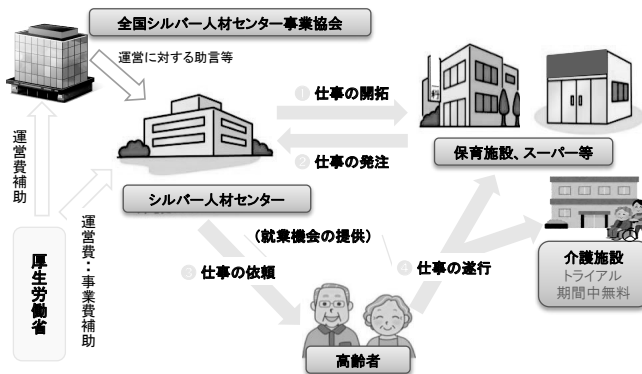
| 労働保険特別会計 | | | 一般 |
|----------|-------|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| | 11/20 | | 9/20 |

1 事業の目的

- ・高齢退職者に対して臨時的、短期的又は軽易な業務に係る就業機会を確保・提供することにより、高齢退職者の能力の積極的な活用を図り、福祉の増進に資することを目的とするシルバー人材センター連合等への運営費を補助する。
- ・シルバー人材センターによるサービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するため、その事業費を補助する。
- ・また、介護の専門的な知識・経験が必要ない介護補助業務等を切り出すとともに、シルバー人材センターを利用したことがない介護施設にシルバー人材センターを1カ月無償で活用してもらうことによって、介護分野の人材確保支援及び高齢者の一層の活躍を促進する。
- ・その他、全国シルバー人材センター事業協会への運営費を補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 事業のイメージ



○実施主体

シルバー人材センター連合、全国シルバー人材センター事業協会

○ シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣、
福祉・家事援助サービス、空き屋管理、地域見守りサービス、観光案内、
清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り など

○補助率

運営に係る経費の1/2の範囲内で補助

○事業実績

就業延人員数:63,456,987人日(令和3年度)

高齢者活躍人材確保育成事業

職業安定局高齢者雇用対策課
(内線5826)

令和5年度当初予算案 13億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般 |
|----------|----|----|----|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| | ○ | | |

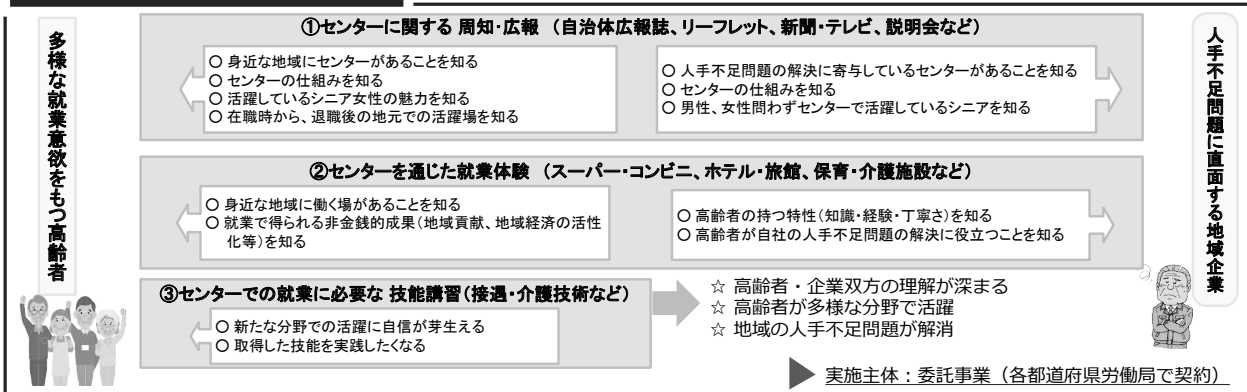
1 事業の目的

- 労働力人口の減少等により、サービス業等での人手不足や、育児・介護等の現役世代を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題。
- 高齢者の中には、退職後の就業に意欲的な者がいる一方で、経済的理由から働く必要がない等の理由から、必ずしも就業に意欲的でない者も多くみられる。また、地域の企業の中には、未だ高齢者の活用に積極的でない、又は興味はあるがどのように活用していいかわからない企業も存在する。
- そのため、本事業により、シルバー人材センター（以下、センター）の新規会員の増加等を通じ、高齢者の就業を推進していく。

2 事業の概要

- 以下の取組により、センターの新規会員獲得や新たにセンターを活用する企業の増加を目指す。
 - ①高齢者・企業に対するセンターの周知・広報の実施
 - ②高齢者・企業がセンターへの理解を深めるため、就業体験の実施
 - ③センターでの就業に必要な技能講習の実施
- また、既にセンターの会員であるが新たな分野で活躍を希望している会員等に対して、就業体験や技能講習を実施することにより、人手不足分野等での担い手不足の解消を目指す。
- 事業実績：新規入会者数 5,524人 (令和3年度)

3 事業スキーム・実施主体等



○障害者の就労促進
 > 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援

拡充 障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施等 職業安定局障害者雇用対策課
(内線5301、5854)

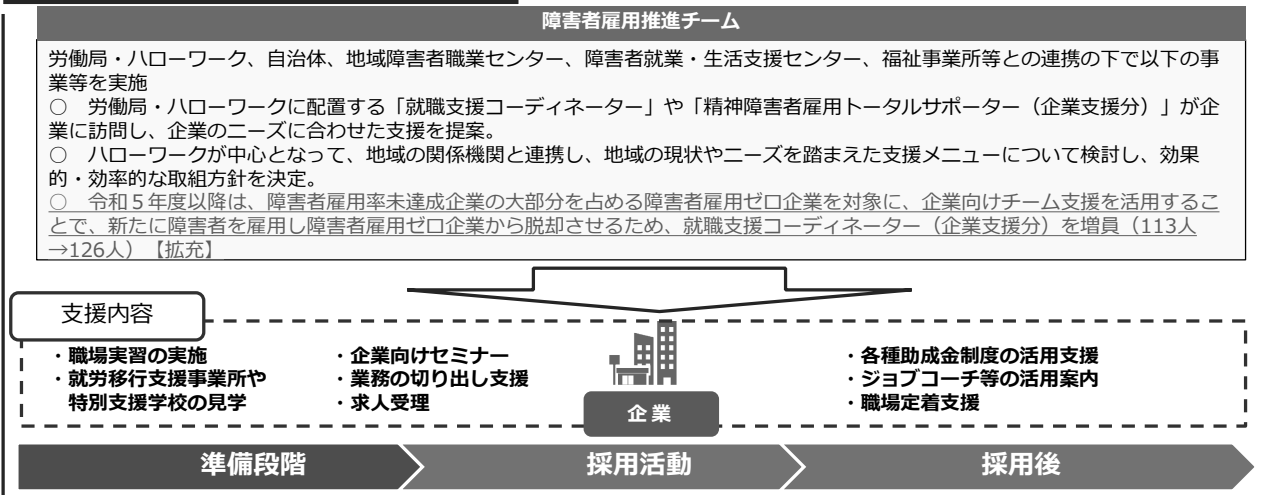
令和5年度当初予算案 10億円(9.6億円) ※()内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

・障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



3 事業実績

○ 企業向けチーム支援事業の対象事業中、新たに障害者を雇用した企業の割合：53%（令和3年度）

「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチングの強化 職業安定局障害者雇用対策課
(内線5301)

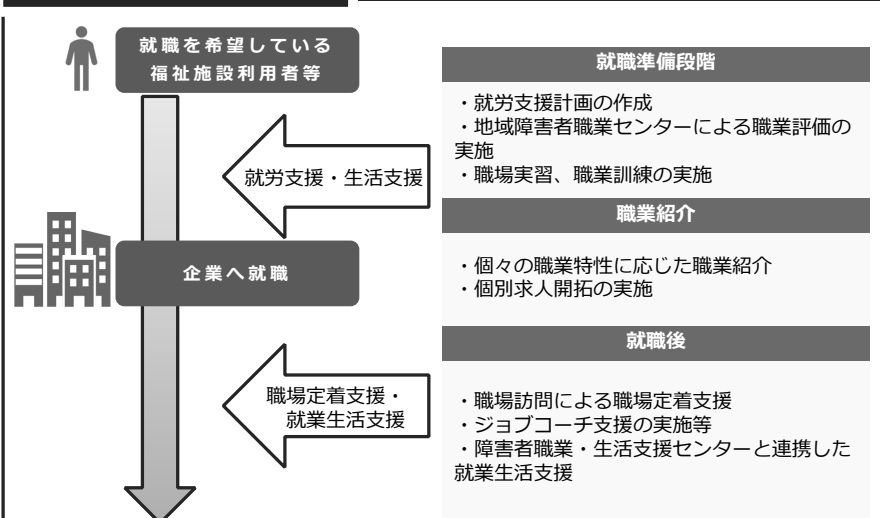
令和5年度当初予算案 17億円(18億円) ※()内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

・福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設の職員、その他の就職支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 主査：ハローワーク職員**
- ・専門援助部門が担当
 - ・就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整
- 副主査：福祉施設等職員**
- 地域障害者職業センター
 - 障害者就業・生活支援センター
 - 就労移行支援事業所
 - 職業能力開発校
 - 特別支援学校 等
- その他の就労支援者**
- ジョブコーチ
 - 相談支援事業所
 - 福祉事務所
 - 発達障害者支援センター
 - 難病相談・支援センター
 - 医療機関 等

4 事業実績

障害者向けチーム支援事業による障害者の就職率：51.7%（令和3年度）

障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5832）

令和5年度当初予算案 81億円（80億円）※（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般 |
|----------|----|----|----|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| | ○ | | |

1 事業の目的

- 障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る。
- 更に、全国の障害保健福祉圏域ごとに設置しているセンターは、各地域における中核的な就労支援機関として位置づけられており、個々の障害者のニーズに応じた相談・支援に加えて、地域の支援機関のネットワークの拠点としての役割を担う。

2 事業の概要等

＜就業面の支援＞

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ
- ・関係機関との連絡調整

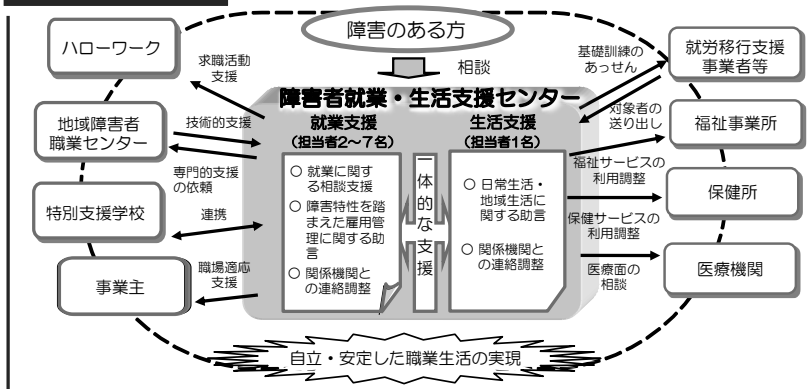
＜生活面の支援＞

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

【実施主体】

都道府県知事がセンターとして指定した法人（一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人）

3 事業スキーム



4 事業実績（令和3年度）

支援対象障害者数：210,199人
相談・支援件数：支援対象障害者 1,291,475人 事業所 450,831人
就職件数（一般事業所）：15,832人 就職率：78.0% 定着率（1年）：81.4%

障害者の雇用を推進するためのテレワークの推進

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5854）

令和5年度当初予算案 75百万円（80百万円）※（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般 |
|----------|----|----|----|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| | ○ | | |

1 事業の目的

- 障害者の多様な働き方の推進や、通勤が困難な者、感覚過敏等により通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保のため、障害者雇用におけるテレワークの更なる推進が必要である。
- ▶ 障害者へのテレワークの導入は徐々に進みつつあるが、導入にあたっては、個々の障害の特性に応じたコミュニケーションや体調管理等の個別の対応が必要であることから、引き続き個別のコンサルティングを実施する。加えて、障害者へのテレワークを導入した企業に対して、運用面での課題への助言や障害者の職場定着に向けた相談支援を行う。
- ▶ また、DXの進展等により、これまで障害者が担ってきた定型業務が減少し、障害者の雇用維持が難しくなる事案が生じることが懸念されており、障害者の新たな職域の開発が求められていることから、テレワーク導入を通じて、新たな職域開発に向けた雇用モデルの構築を支援する。

2 事業の概要等

① 導入ガイドンスの実施

障害者をテレワークにより雇用したいと考えている企業に対して、具体的な導入に向けた手順等の説明を行うガイドンスを実施する（集合・オンラインのハイブリッド形式：1回）

② コンサルティングの実施

- ・テレワークの実施にあたっての個々の障害者の障害特性に応じた相談に応じる専門アドバイザーによる個別具体的なテレワーク導入に向けたコンサルティングを実施する（1企業最大5回）
- ・上記に加えて、テレワーク導入後の運用面の課題や障害者の職場定着に向けた相談を実施する（新規）。

③ 事例集等のインターネット上での周知

過去に作成した障害者のテレワークに関する事例集やフォーラムの動画等をインターネット上に掲載し、広く周知を行う。



④ テレワークを通じた新しい雇用モデルの構築

既存の業務を割り振ることによる従来型の障害者への職務選定の方法ではなく、企業全体の業務フローや情報システム、職務設定等の再設計を行う中で、テレワークにより実施する障害者の新たな職域開発を行う雇用モデルの構築を支援する（企業数：3社程度）（新規）。

事業実績：障害者雇用テレワーク促進フォーラム開催：1回 / 障害者雇用テレワーク企業向け導入ガイドンス開催：2回（令和3年度）

福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

職業安定局障害者雇用対策課
(内線5301)

令和5年度当初予算案 2.8億円 (2.9億円) ※()内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|----------|-------|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | 49/50 | | 1/50 |

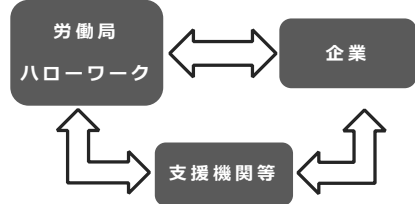
1 事業の目的

- ・ 障害者やその保護者、これらを取り巻く就労支援機関・特別支援学校・医療機関等関係機関の職員等は、企業就業への意識や実際に企業で就業するイメージが十分とは言えず、企業での就業に対する躊躇や諦めを持つなど、福祉から企業就業への円滑な移行が課題となっている。
- ・ このため、関係機関の職員等に対し、企業での就業への理解促進を図り、企業での就業に対する不安感等を払拭させるため、地域のニーズを踏まえた支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業の概要

- ①企業就業理解促進事業
 - ・ 就労支援機関、特別支援学校等、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
 - ・ 障害者・保護者、就労支援機関、特別支援学校・大学等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
 - ・ 障害者就労アドバイザーによる助言
- ②職場実習推進事業
 - ・ 職場実習に協力する事業所の情報収集
 - ・ 関係機関へ実習協力事業所の情報を提供
 - ・ 実習協力事業所への受入依頼
 - ・ 実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払
 - ・ 職場実習のための合同面接会の実施
- ③企業と福祉分野の連携促進事業
 - ・ 企業と就労移行支援事業所等との面談会及び見学会
 - ・ 就労移行支援事業所に関する情報発信の支援



実施主体

都道府県労働局、ハローワーク

事業実績

◆ハローワークにおける障害者の就職件数：96,180件（令和3年度）

トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・短時間トライアルコース）

職業安定局障害者雇用対策課
(内線5868)

令和5年度当初予算案 12億円 (13億円) ※()内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| | ○ | | |

1 事業の目的

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者を雇い入れることを躊躇する面があるところである。このため、これらの事業所に対して、障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図ることとする。

2 事業の概要・スキーム

障害者トライアルコース

公共職業安定所等の紹介により、障害者を**1週間の就業時間20時間以上**で試行雇用する事業主に対して、助成金を支給する。

【助成額】

- 精神障害者以外・・・対象障害者1人当たり1か月4万円（最大3か月）の助成金を支給する。
- 精神障害者・・・対象障害者1人当たり1～3か月分までは1か月8万円、4～6か月分までは1か月4万円とし、7か月目以降は支給しない。

【試行雇用期間】

試行雇用は原則**3か月間（精神障害者については最大12か月）**とし、事業主と対象障害者との間で**有期雇用契約**を締結する。

※ 障害者が**テレワーク**の勤務形態で働く場合には**最大6か月**までのトライアル雇用を可能とする。（4か月目以降は支給対象外）

障害者短時間トライアルコース

公共職業安定所等の紹介により、**精神障害者又は発達障害者**に対し、短時間の試行雇用を行う事業主に対して、助成金を支給する。

【助成額】

対象障害者1人当たり1か月4万円（**最大12か月**）の助成金を支給する。

【試行雇用期間】

試行雇用は**3か月から最大12か月間**とし、事業主と対象障害者との間で試行雇用当初は**1週間の就業時間10時間以上20時間未満**で、順次20時間以上を目指すことを内容とする**有期雇用契約**を締結する。

3 実施主体等

実施主体：都道府県労働局、ハローワーク

事業実績：試行雇用開始者数 6,831人（R3実績）

精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業
(精神障害者雇用トータルサポーター)

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室 (内線5854)

令和5年度当初予算案 14億円 (15億円) ※ ()内は前年度当初予算額

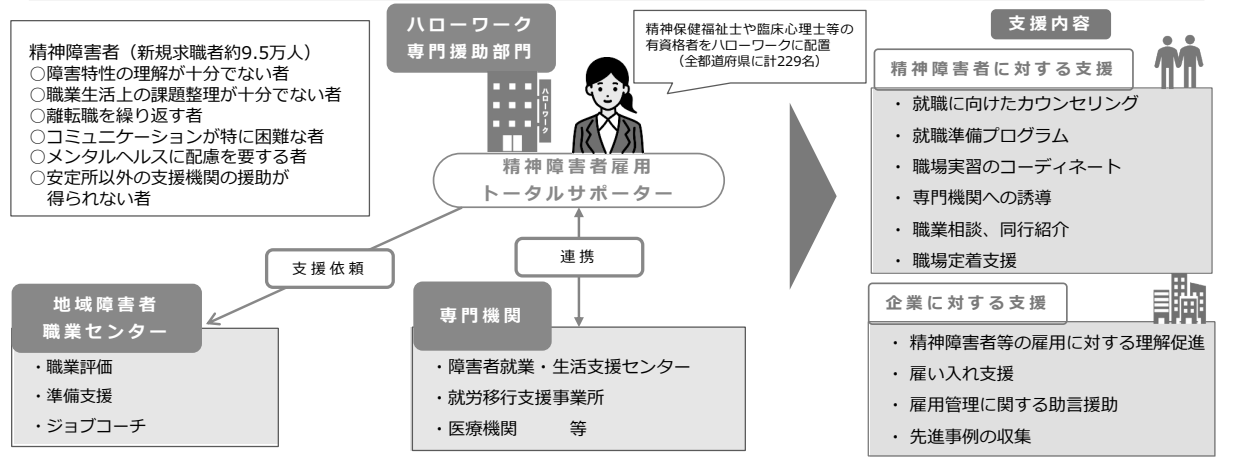
| | |
|----------|----|
| 労働保険特別会計 | 一般 |
| 労災 | 雇用 |
| 徴収 | 徴収 |
| | ○ |

1 事業の目的

- きめ細やかな支援を要する精神障害者等の求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。
- ハローワークに精神障害者等の専門知識や支援経験を有する者を配置し、相談援助や専門的なカウンセリング等を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

ハローワークにおいて、求職者に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。
事業実績：精神障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合 78.7% (令和3年度)



発達障害者の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業
(発達障害者雇用トータルサポーター)

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室 (内線5854)

令和5年度当初予算案 4.6億円 (4.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

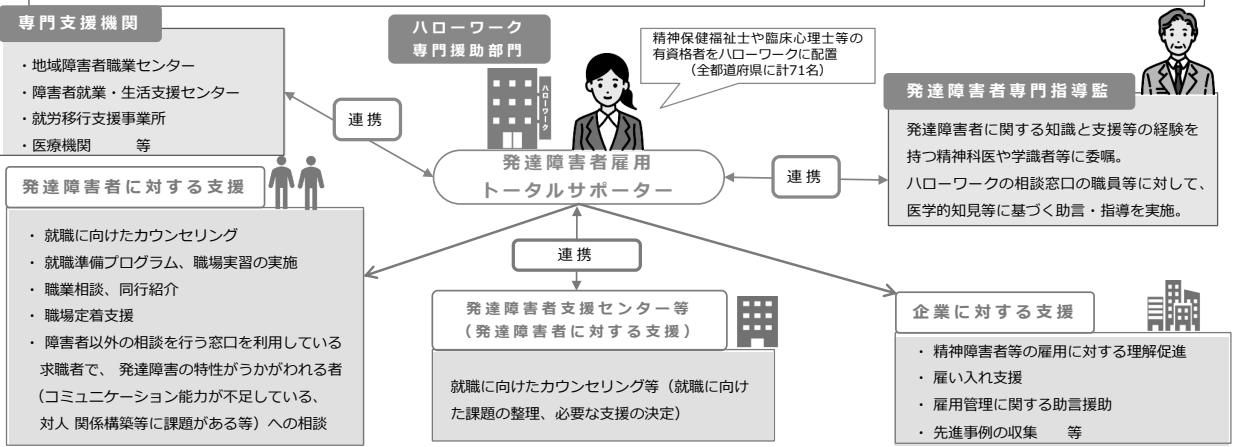
| | |
|----------|----|
| 労働保険特別会計 | 一般 |
| 労災 | 雇用 |
| 徴収 | 徴収 |
| | ○ |

1 事業の目的

- きめ細やかな支援を要する発達障害者の求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する発達障害者の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。
- ハローワークに発達障害者の専門知識や支援経験を有する者を配置し、相談援助や専門的なカウンセリング等を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

ハローワークにおいて、求職者に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、発達障害者の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。
事業実績：発達障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合 81.0% (令和3年度)



拡充

就職活動に困難な課題を抱える障害のある学生等への就職支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5854）

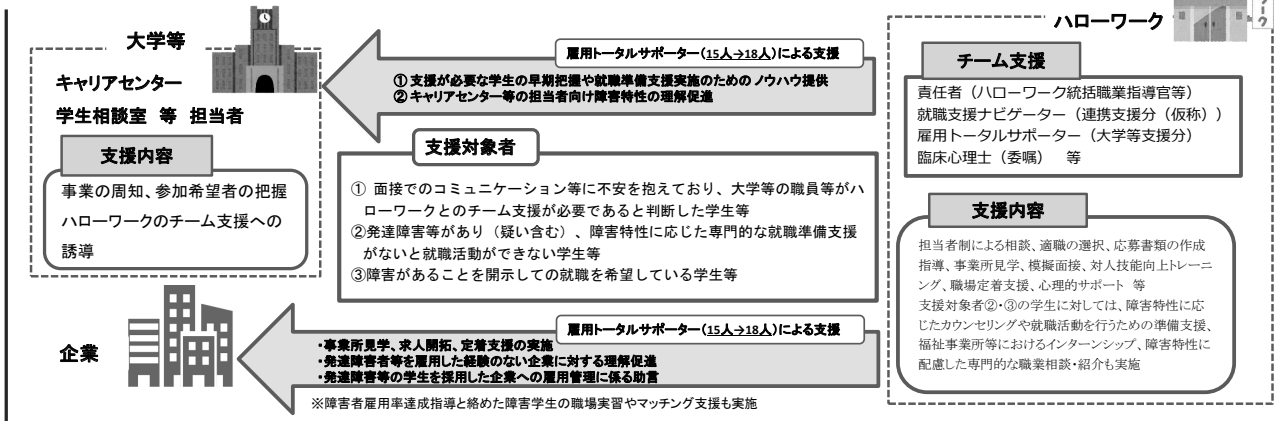
令和5年度当初予算案 1.2億円（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額

| | | |
|----------|-----|-----|
| 労働保険特別会計 | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| | 1/2 | 1/2 |

1 事業の目的

コミュニケーション能力の不足や対人関係の構築等に課題があるなど就職活動に困難な課題を有しており、卒業までに内定を得ることが困難な学生や発達障害等のために専門的な支援がないと就職活動自体が困難な学生等に対して、大学等と連携して支援が必要な学生等への早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫したチーム支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 就職活動に当たって課題を抱える学生等に対して、就職支援ナビゲーターが中心となって関係者がチームで支援を実施。なお、障害があり障害特性に応じた専門的支援が必要な学生には雇用トータルサポーター（大学等支援分）による個別支援を実施。
- 就職準備から就職支援、職場定着支援までのトータル支援を実施。

事業実績：雇用トータルサポーター（大学等支援分）の支援対象者である卒業年次（既卒者を含む）の学生等のうち、就職した者の割合47.3%（令和3年度）

精神・発達障害者しごとサポーターの養成

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5788）

令和5年度当初予算案 15百万円（22百万円）※（）内は前年度当初予算額

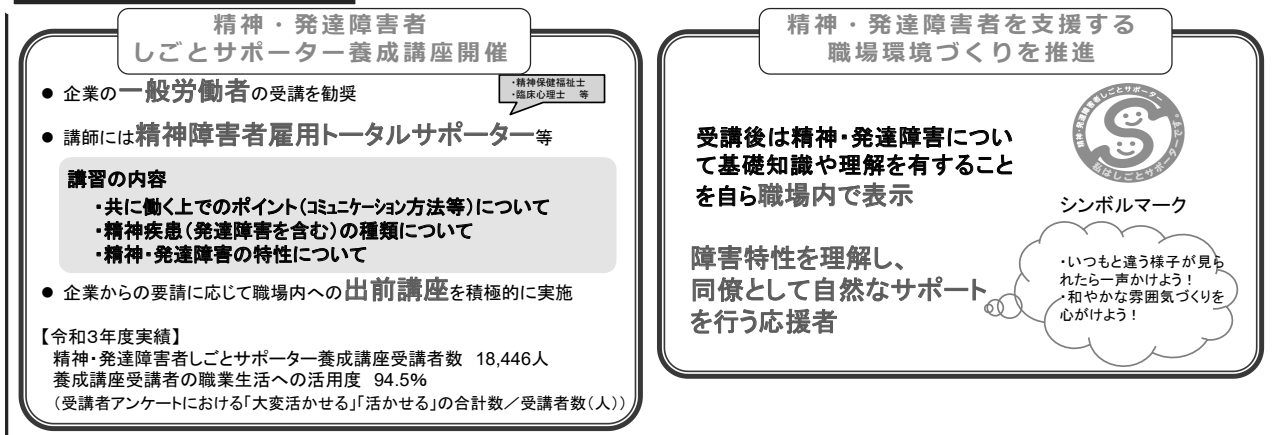
| | | |
|----------|----|----|
| 労働保険特別会計 | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| | ○ | |

1 事業の目的

職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりにより、職場定着を推進するため、企業内において、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、精神・発達障害者に対する正しい理解を促進する。

- ① 雇用される精神障害者が大幅に増加（障害者雇用状況報告 各年6月1日）
平成23年 13,024人（障害者計366,199人） → 令和3年 98,054人（障害者計597,786人）
- ② 精神障害者の低い定着率（ハローワークの職業紹介により就職した精神障害者の定着率（平成29年4月、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）
3か月経過時点 69.9% 1年経過時点 49.3%
- ③ 精神障害者離職理由第1位は「職場の雰囲気・人間関係」（平成25年度障害者雇用実態調査）

2 事業の概要・スキーム



難病相談支援センターと連携した就労支援の強化

令和5年度当初予算案 2.2億円（2.2億円）※（）内は前年度当初予算額

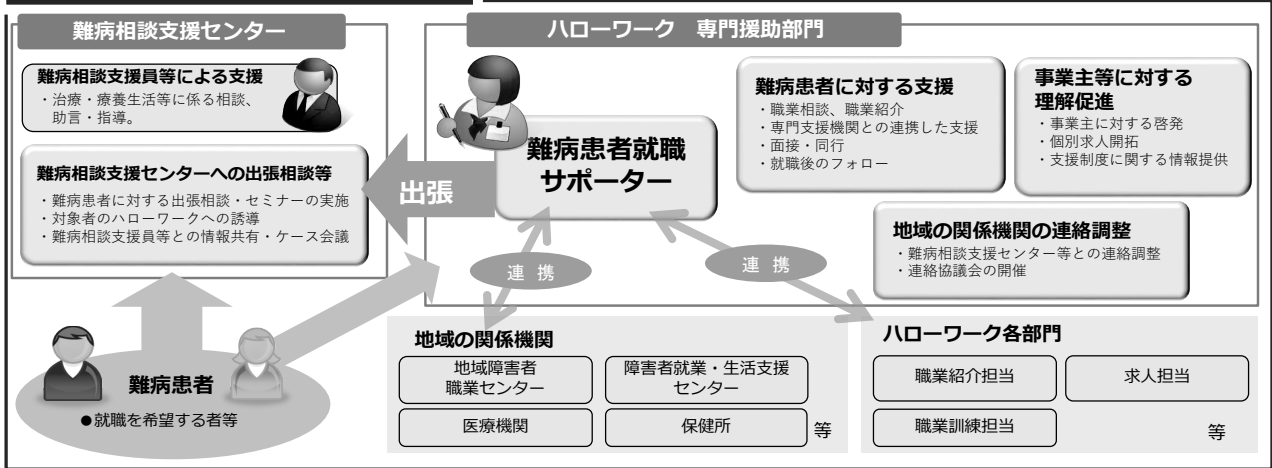
| 労働保険特別会計 | | 一般会計 |
|----------|-----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| | 1/2 | 1/2 |

1 事業の目的

○ ハローワークに「難病患者就職サポーター」（※）を配置し、難病相談支援センターをはじめとした地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介及び定着支援等総合的な支援を実施。

- ※ 配置数：全国51人
 配置場所：ハローワークの専門援助窓口
 採用要件：医療・社会福祉等の資格保有者又は実務経験者、キャリアコンサルタント・産業カウンセラー資格保有者等、難病患者の相談に関する業務経験1年以上等
 事業実績：難病患者就職サポーターによる就職率64.8%（令和3年度実績）

2 事業の概要、実施主体等



特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

令和5年度当初予算案 6.3億円（6.1億円）※（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | 一般会計 |
|----------|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| | ○ | |

1 事業の目的

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。また、難病患者は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。このため、発達障害者及び難病患者の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。

2 事業の概要、事業実績等

(1) 対象事業主

発達障害者又は難病患者※1を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間

1年(中小企業2年)

(3) 支給金額

50万円(中小企業の場合120万円)※2

(4) 事業実績

①86.5%

対象労働者のうち6か月継続雇用された労働者の割合
 (6か月間継続雇用者数/対象労働者数(令和3年度上半期))

②1,242件

対象労働者の雇入れ件数(令和3年度)

※1 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者(障害者総合支援法の対象疾病を基に設定)

※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6か月経過ごとに2回(中小企業の場合は4回)に分けて支給する。



➤ 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

障害保健福祉部障害福祉課
(内線3044)

令和5年度当初予算案 7.7億円 (7.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

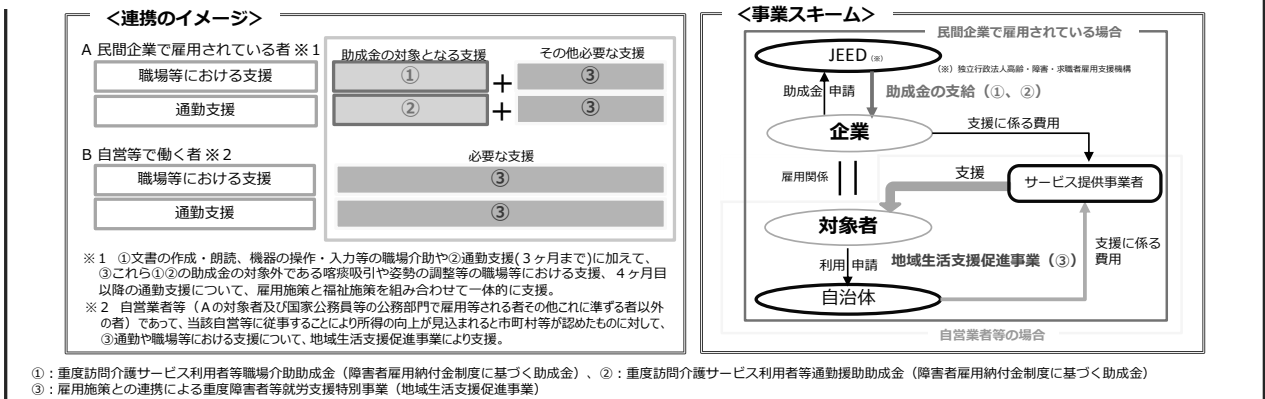
重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。

※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

5 事業実績

- ◆ 実施自治体数：26市区町村、利用者92人(14市区村、利用者46人)
- ※ 障害福祉課調べ(令和4年10月1日時点)
括弧は令和3年度実績

○外国人に対する支援

➤ 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進、外国人労働者の雇用管理や労働移動の実態把握のための統計整備

外国人求職者等への就職支援

職業安定局外国人雇用対策課(内線5773)

令和5年度当初予算案 11億円(11億円) ※ ()内は前年度当初予算額

| | |
|----------|----------|
| 労働保険特別会計 | 一般 |
| 労災 | 雇用 徴収 会計 |
| | 3/4 1/4 |

1 事業の目的

我が国で活躍する外国人の安定的な就職の促進を図るため、我が国での就職を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人のほか、身分に基づく在留資格の外国人に対する全国的ネットワークによる就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 日本での就職を希望する外国人留学生及び専門的・技術的分野の外国人材に対する支援

→外国人雇用サービスセンターを、留学生や専門的・技術的分野の外国人の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援を行う。また、一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナーを設置し、外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施。

○ 定住外国人に対する支援

→定住外国人が多く所在する地域を管轄するハローワークに外国人雇用サービスコーナーを設置し、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人を開拓する。

I. 外国人雇用サービスセンター(4拠点)

留学生や専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用した、職業相談や職業紹介のほか、外国人留学生向けの合同就職面接会やインターシップ、就職ガイダンス等を実施。また大学とハローワークとの連携協定の締結等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、国内就職の促進を図る。

II. 留学生コーナー(21拠点)

留学生の多い地域の労働局を中心に設置。外国人雇用サービスセンターと連携し、専門の相談員による担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施

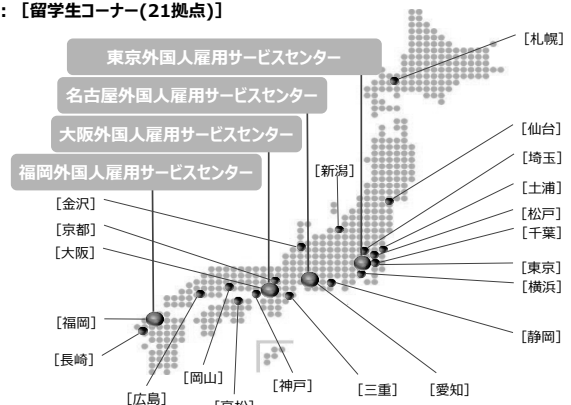
III. 外国人雇用サービスコーナー(139拠点)

定住外国人が多く所在する地域のハローワークを中心に設置。設置地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門の相談員による就職支援を実施。

※このほか、全国のハローワーク(544拠点)においても、外国人労働者が離職した際の職業相談等に対応。

(事業実績(令和3年度)) 上記各施設での職業相談件数 312,338件

【拠点図】
：【留学生コーナー(21拠点)】



※外国人雇用サービスコーナー(139拠点)

企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

職業安定局外国人雇用対策課
(内線5729、5720)

令和5年度当初予算案 12億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般 |
|----------|----|----|----|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| | ○ | | |

1 事業の目的

外国人労働者が年々増加する中、事業主には、雇用する外国人労働者の職場定着に向けた適正な雇用管理が求められることから、事業主の雇用管理改善の取組及び外国人労働者の職場定着の促進を図るため、下記の取組を行う。

- ① ハローワークにおける外国人を雇用する事業主に対する、
 - ▶ 外国人労働者の特性に応じた**適正な雇用管理の確保のための助言・指導**
 - ▶ 外国人雇用状況届出による**外国人労働者の就業状況の的確な把握**
 等のために必要な体制整備をはかる。

◆ 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針について

事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない(労働施策総合推進法第7条)。

→外国人を雇用する事業主が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を策定

ハローワークはこの指針に基づき、外国人を雇用する事業所に対し必要な助言・指導を行っている。

- ② 外国人の雇用に関して採用ノウハウの不足や受入手続き等の不安を課題とする事業主も多いことから、指針上選任が求められている雇用労務責任者※にかかる新たな講習を実施する。
 ※外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針
 第六 外国人労働者の雇用労務責任者の選任
 事業主は、外国人労働者を常時十人以上雇用するときは、この指針の第四に定める事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者(外国人労働者の雇用管理に関する責任者をいう。)として選任すること。

- ③ 外国人特有の事情に配慮して雇用管理改善に取り組む事業主に対して、その取組みに要した費用の一部を助成する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① ハローワークにおける支援体制の整備

- 外国人労働者の雇用管理状況の確認及びその改善のための助言・指導
 - 外国人雇用状況届出情報と入管庁の在留管理情報とが突合できない事案等への対応
 - 外国人労働者の雇用管理に関する専門的なアドバイスを希望する事業主への相談・援助
- これらに対応した**労働局・ハローワークの体制整備**

(事業実績(令和3年度)) ハローワークにおける事業主訪問指導実施件数 12,529件

就職支援コーディネーター(雇用管理担当)

職業相談員(雇用管理担当)

- ・外国人雇用管理に基づく、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助
- ・入管庁の在留管理情報と突合できない事案等、外国人雇用状況届出の誤り等が疑われる事業主に対する確認 など

外国人雇用管理アドバイザー(委嘱)

- ・外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対する事業所の実態に応じた高度かつ専門的な指導・援助
- ※ 事業所から労働局への依頼に応じて活動

② 外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業

学識経験者等から構成される、外国人労働者雇用労務責任者検討委員会を設置の上、雇用労務責任者にかかる講習カリキュラム等を策定する。国から委託を受けた民間団体等が全国5地域で当該カリキュラム等に基づき、外国人労働者を雇用する事業主等に対して、雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得するための講習を試行的に実施
(令和5年度からの新規事業)

③ 人材確保等支援助成金

就業規則の多言語化や、外国人労働者向けの相談体制の整備、一時帰国のための休暇制度の創設等、雇用管理改善に取り組んだ事業主に対して、その費用の一部を助成
(事業実績(令和3年度)) 計画認定件数6件

新規 外国人の雇用に係る統計調査について

職業安定局外国人雇用対策課(内線5645)

令和5年度当初予算案 1.0億円 (-) ※()内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般 |
|----------|----|----|----|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| | ○ | | |

1 事業の目的

- ▶ 我が国の外国人労働者数が一貫して増え続ける中(※)、外国人労働者の雇用管理の実態、国内・国外からの労働移動の実態を適切に把握することが必要。

※外国人雇用状況届出が義務付けられた2008年に48.6万人→直近の2021年に172.7万人

- ▶ しかし、外国人労働者数は労働者全体の2~3%程度であるため、既存の統計では、把握が困難。
- ▶ また、OECDにおける外国人に関する国際比較や、持続可能な開発目標(SDGs)における外国人労働者に関する指標等、統計による国際比較性の担保も必要。



外国人労働者の雇用に係る新たな統計の整備が必要

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ▶ 外国人を雇用する事業所及び外国人労働者に対する調査により、外国人労働者の雇用管理や入職離職の状況等を産業別、事業所規模別、在留資格等の別に明らかにする。
- ▶ 令和5年度から調査実施。オンライン回答を受け付けるとともに、労働者調査は多言語で実施することで高い回収率を目指す。



これにより、日本全体の雇用の状況と外国人の雇用の状況との比較が可能となるほか、今後の外国人雇用対策の検討に活用する。

※「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」及び「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)において、以下のように記載。

- 外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、我が国内外における労働移動等の実態を適切に把握するための統計の整備を行う。
- ▶ 実施主体：厚生労働省が公的統計調査として実施(調査に係る作業は民間団体に委託)

外国人技能実習機構交付金

人材開発統括官付
海外人材育成担当参事官室
(内線5603)

令和5年度当初予算案 62億円 (62億円) ※()内は前年度当初予算額

一般会計 14億円 (14億円)
労災勘定 12億円 (13億円)
雇用勘定 36億円 (35億円)

| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|----------|-----|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| 1/5 | 3/5 | | 1/5 |

1 事業の目的

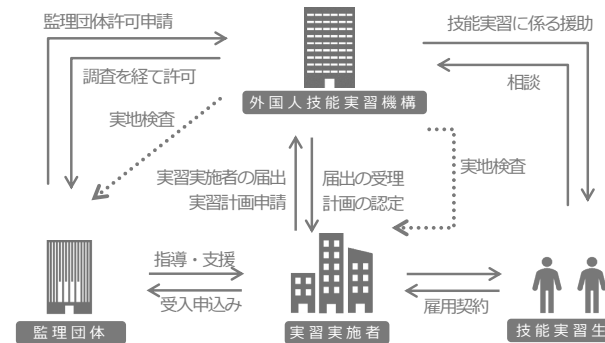
外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<主な事務>

1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助 等

技能実習生数 (令和3年末)
: 276,123人
監理団体数 (令和3年度末)
: 3,503
実習実施者数 (令和2年度)
: 66,817



3 実施主体等

- 実施主体：外国人技能実習機構（認可法人）
※法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可
- 設置根拠：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 交付金：法96条に基づき、国が交付
- 設立年月日：平成29年1月25日（設立登記日）
- 資本金：1億9,304万円（国からの出資額）
- 本部 〒108-0075 東京都港区海岸 3-9-15 LOOP X 3階
電話番号：03-6712-1523（代表）
ホームページ：<https://www.otit.go.jp/>
- 役員
理事長 大谷 晃大
理事 木塚 欽也
清水 洋樹
高澤 滝夫
監事 杉澤 直樹
藤川 裕紀子（非常勤） ※令和4年4月1日時点

新規

技能実習制度適正化に向けた調査研究事業

人材開発統括官付
海外人材育成担当参事官室
(内線5988)

令和5年度当初予算案 33百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 技能実習制度は、本年、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の施行後5年（本年11月）を迎え、**同法附則の規定により、見直しの検討等が求められているところ。**
- 制度施行後初の見直しであることから注目度も高く、施行状況を適切に把握することが必要。**
特に**送出国における技能実習生からの費用徴収の実態等**や、**国内における実習実施者、監理団体の体制等の実態及び技能実習生に係る実習上の課題等**について詳細に把握するため、**多角的な調査が必要**であることから、本事業を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

1. 主要な送出国等におけるヒアリング調査等

- ・技能実習生の主要な送出国等（※）における技能実習生からの送出しに係る費用徴収の実態や、送出機関と監理団体との金銭取引の実態等について、送出機関や政府関係機関等へのヒアリング等の調査等を行う。
※ ベトナム、中国、インドネシア、フィリピン等、技能実習生の送出しが多い国等を想定。

2. 国内の監理団体・実習実施者・技能実習生に対する調査

- ・技能実習制度をめぐる諸問題について、監理団体のみならず、実習実施者、技能実習生に対しても、調査票等による調査を実施し、多角的に実態の把握・分析を図る。
 - ・具体的には、労務間や監理団体・実習実施者間の諸問題等、3者に関連する問題について、それぞれの視点から調査・把握を行う。加えて、監理団体の運営実態や人員等の体制、監理事業及び相談支援を行う上での課題について、実習実施者の実習体制や実習に係る取組や実習を進める上での課題について、技能実習生の就労状況や生活に係る課題等について、各々の固有の課題や実態等についても、併せて調査・把握し、分析を行う。
- 上記1及び2の成果を取りまとめた報告書を取りまとめるとともに、制度見直しの検討状況に応じて、関係審議会等での検討に資する中間データ・資料作成を実施。

3 実施主体等

事業の実施主体：委託事業（株式会社等に委託）

○就職氷河期世代、若年者・新規卒者の支援

➢就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の強化

拡充 就職氷河期世代の就職支援のためのハローワーク専門窓口 設置及び担当者制による支援 職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5634）

令和5年度当初予算案 19億円（18億円）※（）内は前年度当初予算額

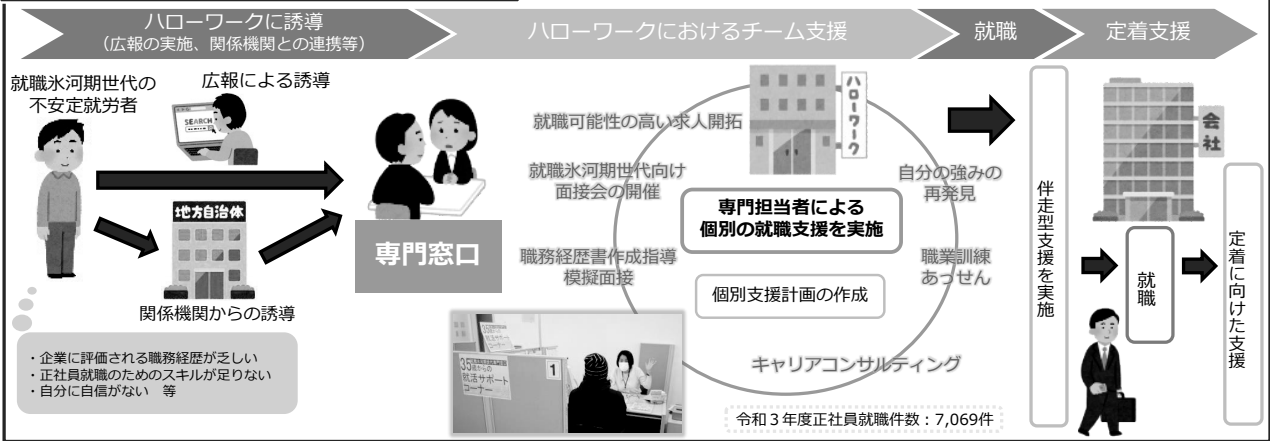
| | | |
|----------|-------|----------|
| 労働保険特別会計 | | 一般 会計 |
| 労災 | 雇用 徴収 | |
| | ○ | |

1 事業の目的

- 就職氷河期世代の不安定就労者は、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。
 - こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。
- ＜専門窓口数＞ 82か所
 ＜体制＞ 就労・生活支援アドバイザー：82人（主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当）
 就職支援コーディネーター：112人 → 142人（30名増）（主に求人開拓、セミナー企画を担当）
 職業相談員：144人（主に初回相談を担当）



2 事業の概要・スキーム・実施主体等



➢地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援

地域若者サポートステーション事業 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内線5937）

令和5年度当初予算案 48億円（47億円）※（）内は前年度当初予算額

| | | |
|----------|-------|----------|
| 労働保険特別会計 | | 一般 会計 |
| 労災 | 雇用 徴収 | |
| | 7/10 | 3/10 |

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

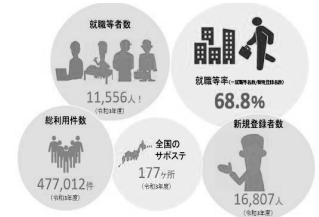
2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和4年度177か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画を作成。**
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談等も可能。**
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施。
- OJTとoff-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- 必要に応じて、**地域の関係機関（福祉機関等）との連携（リファー）。**



➤新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援

新規学卒者等への支援の充実

人材開発統括官若年者キャリア形成支援担当参事官室
(内線5337)

令和5年度当初予算案 86億円 (90億円) ※()内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | 一般会計 |
|----------|-------|------|
| 労災 | 雇用 徴収 | |
| | 9/10 | 1/10 |

1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、新規学卒者等の就職率はコロナ禍前の水準までは回復しておらず、また、中小企業においても若年者の人材確保難や早期離職問題が顕在化している。
- さらに、家族の世話や介護を担う学生等の就職活動に特に困難を抱える者をはじめとして、コミュニケーション等に課題を抱えるなど、卒業までに内定を得ることが困難な学生も一定数存在しており、その課題は一層、複雑化・困難化している。
- このような中で、新規学卒者等の状況に即した的確な対策を講じることにより、新規学卒者等の安定就職と企業の人材確保を強力に推進する。

2 事業の概要・スキーム

新卒応援ハローワーク (55箇所)

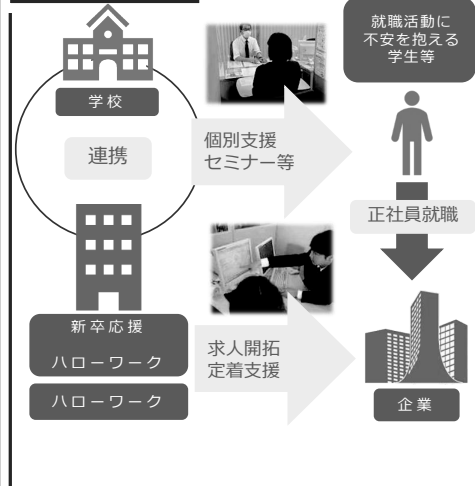
就職支援ナビゲーター (1,267人)

- 学卒支援** (1,202人)
 - ・就職活動に不安を抱える学生等への支援
 - ・早期離職のリスクを抱えた学生等への支援
 - ・企業に対するマッチング支援
- 若者支援** (65人)
 - ・家族の世話や介護を担う学生等の、就職活動に特に困難を抱える学生等への支援
- 連携支援** (65人)
 - ・家族の世話や介護を担う学生等の、就職活動に特に困難を抱える学生等への支援

- 担当者制によるきめ細かな個別支援、面接指導の実施等
- 学校担当者制による出張相談・セミナーなど大学等と連携した支援
- 新卒者向けの求人開拓の積極的な実施
- 事業者及び労働者に対する就職後の定着支援 など

令和3年度実績：就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数 16.3万人

3 実施主体等



○多様な働き方の実現

➤適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進

拡充 テレワーク・ワンストップ・サポート事業

雇用環境・均等局在宅労働課
(内線7850)

令和5年度当初予算案 1.2億円 (1.3億円) ※()内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | 一般会計 |
|----------|-------|------|
| 労災 | 雇用 徴収 | |
| 1/2 | 1/2 | |

1 事業の目的

- テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※下線が拡充部分

- テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

※令和3年度におけるテレワーク相談センターに対する相談件数：7,694件

② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを実施

③ 全国セミナー・個別相談会の開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合し、新たな総合ポータルサイトを設置、より利用者目線に立ったサイトを運営

実施主体：株式会社等

テレワーク相談センター



➤ 「多様な正社員」制度に係る導入支援等の実施

拡充 「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等の実施 雇用環境・均等局
総務課雇用環境政策室（内線7889）

令和5年度当初予算案 61百万円（54百万円）※（）内は前年度当初予算額

| | | |
|----------|----|----|
| 労働保険特別会計 | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| | ○ | |

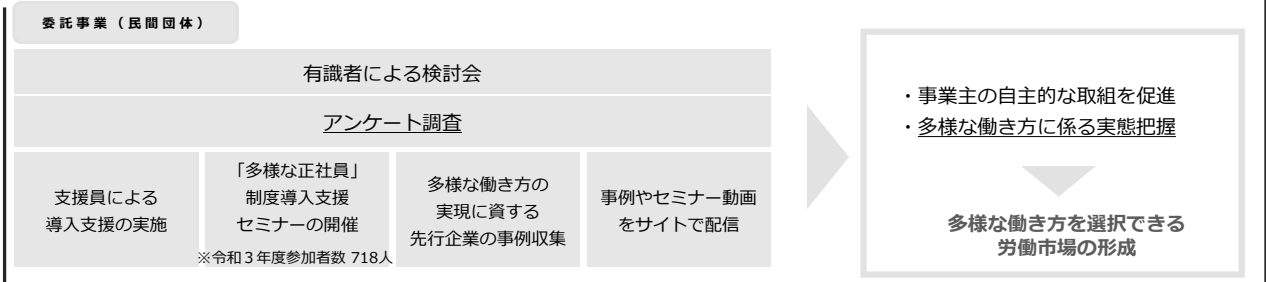
1 事業の目的

※下線が拡充部分

労働者が多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備を進めることが重要になってきている中、短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度といった多様な正社員制度の導入拡大を図る。

また、近年、大企業を中心に導入が相次いでいる「ジョブ型」の働き方については、仕事へのモチベーションを高め、労働者の能力発揮と生産性向上につながるなど、企業と労働者の双方にメリットをもたらす可能性がある。このため、アンケート調査による実態把握を行うとともに、有識者による検討会を開催し、いわゆる「ジョブ型」を含む多様な正社員の在り方について検討を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



参考

経済財政運営と改革の基本方針2022 [R4.6.7閣議決定]
第2章新しい資本主義に向けた改革
1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野
(多様な働き方の推進)より抜粋

人的資本投資の取組とともに、働く人のエンゲージメント※と生産性を高めていくことを目指して働き方改革を進め、働く人の個々のニーズに基づいてジョブ型の雇用形態を始め多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組む。

➤ 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備や、円滑な介護休業の取得・復帰に向けた企業の取組等に対する支援

男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト） 雇用環境・均等局職業生活両立課
(内線7859)

令和5年度当初予算案 1.3億円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

| | | |
|----------|----|----|
| 労働保険特別会計 | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| | ○ | |

1 事業の目的

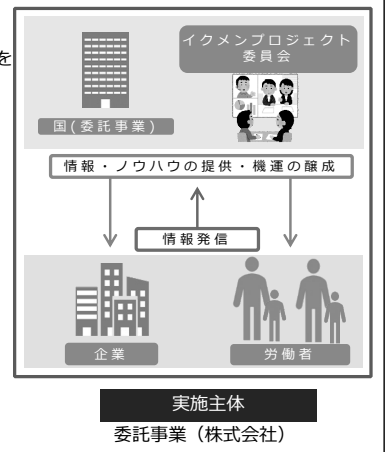
- 「イクメンプロジェクト」とは、積極的に育児をする男性「イクメン」及び「イクメン企業」を周知・広報・支援するプロジェクト（H22年度から実施）
- 令和5年度においては、改正育児・介護休業法を円滑に試行するため、改正法に沿った企業の取組を促進するセミナーの開催、企業版両親学級等の取組促進を図るとともに、令和5年4月から試行される育児休業取得状況の公表の義務化に伴う企業の取組促進キャンペーンを実施し、男性の育児取得促進を強力に推進する。

数値目標 ★ 男性の育児休業取得率：現状 13.97%（2021年度）→ 目標 30%（2025年）
★ 第1子出産前後の女性の継続就業率：現状 69.5%（2021年）→ 目標 70%（2025年）



2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- **育児休業に関する情報開示の促進<新規>**
・令和5年4月から従業員1,000人超の企業に義務化される男性の育児休業取得率の公表に関し、公表結果を分析のうえ取得率上位の企業の好事例、公表の効果等を取り上げるなど、労働市場の機能強化に向けて、企業の情報開示の促進を図る
・経営層に訴求するための経済誌等とのタイアップ記事の掲載等
- **経営層・企業向けセミナー・若年層セミナーの実施（企業版両親学級を含む）**
・企業の取組を促進する経営層・企業向け、今後育児を担う若年層向けセミナーの充実を図る
・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに研修動画や資料等の充実を図る
- **好事例の展開及び実践マニュアルの周知**
雇用環境整備や労働者への個別周知の効果的な取組事例などを収集し、公式サイト等で展開
- **普及啓発資料の作成**
男性の育児休業の取得促進に向け、周知資料の母子健康手帳との同時配付や周知・啓発動画の配信等により子どもが産まれる予定の全プレパパ・プレママに周知を徹底
- **公式サイト運用・発信力強化**
改正育児法の周知やイクボス宣言・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとしての強化を図る
<R3年度実績>イクメンプロジェクト公式サイトアクセス件数 1,167,930件



拡充

中小企業育児・介護休業等推進支援等事業

雇用環境・均等局職業生活両立課 (内線7859)

令和5年度当初予算案 3.0億円 (3.0億円) ※()内は前年度当初予算額

| | |
|----------|----|
| 労働保険特別会計 | 一般 |
| 労災 | 雇用 |
| | 徴収 |
| | 〇 |

1 事業の目的

子育て期の労働者及び主な介護の担い手である働き盛り世代の離職防止の観点から、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。また、介護に直面する前の制度の周知や正しい知識の付与が重要であることから、介護休業制度等の周知事業を実施する。

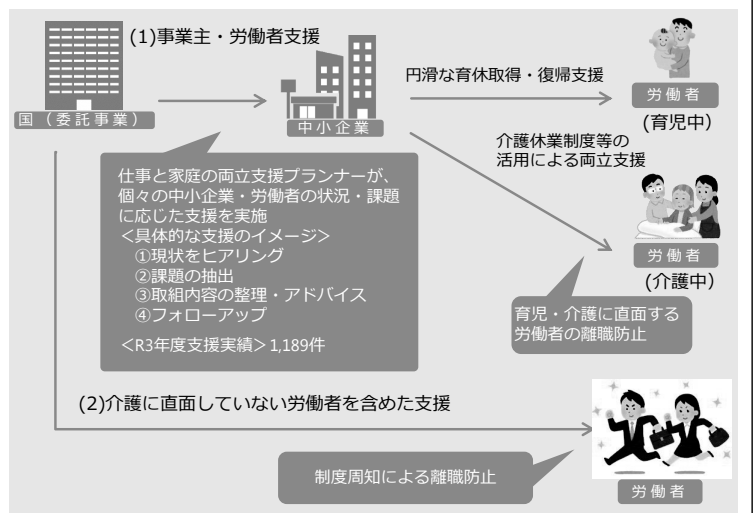
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

<事業主・労働者支援> ※下線部が拡充部分

(1)中小企業育児・介護休業等推進支援事業

○中小企業で働く労働者の育児休業・介護休業の取得や休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。(支援担当者80人→85人)

○改正育児・介護休業法に基づく雇用環境整備や個別周知・意向確認等について好事例の提供、各社の課題等を踏まえた効果的な手法の提案、個別労働者の育休復帰支援プラン等の取組を支援する。



<介護等に直面していない労働者を含めた支援>

(2)従業員介護離職防止のための介護休業制度等周知事業

介護休業制度特設サイトを受け皿としてインターネット広告等の拡大やリーフレット配付により、労働者等に介護休業制度や育児休業制度を予め広く周知し、介護に直面した際の離職を防止するとともに、仕事と育児、介護を両立しやすい職場環境づくりを促進する。

実施主体 委託事業(株式会社)

各当事者に働き掛けることで効果的に育休取得促進・介護離職防止等に取り組む

拡充

両立支援等助成金

雇用環境・均等局職業生活両立課 (内線7929)

令和5年度当初予算案 100億円 (106億円) ※()内は前年度当初予算額

令和3年度実績: 出生時両立支援コース 10,840件
介護離職防止支援コース 708件
育児休業等支援コース 15,447件

| | |
|----------|----|
| 労働保険特別会計 | 一般 |
| 労災 | 雇用 |
| | 徴収 |
| | 〇 |

1 事業の目的

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主等の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

※下線部が新設・拡充部分

出生時両立支援コース (子育て/バ(支援助成金) 55.4億円(61.1億円)

【第1種】男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得させた中小企業事業主に支給する。

代替要員加算: 男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用(派遣を含む)した場合

【第2種】第1種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合

※第1種支給年度に育児対象の男性が5人未満かつ取得率70%以上の事業主は、3年以内に2年連続70%以上となった場合も対象

介護離職防止支援コース 2.9億円 (2.2億円)

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給する。

- ①介護休業: 対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、復帰した場合
- 1) (①への加算) 業務代替支援加算: 介護休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣を含む)または代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合
- ②介護両立支援制度: 介護のための柔軟な就労形態の制度(※)を導入し、合計20日以上利用した場合(※) 介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助等
- 1) (①、②への加算) 個別周知・環境整備加算: 介護を申し出た労働者に対する個別周知及び仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合
- ③新型コロナウイルス感染症対応特例: 新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合

育児休業等支援コース 38.7億円 (38.2億円)

- 育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主(①~④は中小企業事業主)に支給する。
- ①育休取得時: ②職場復帰時: 「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業(3か月以上)の取得・復帰に取り組んだ場合
- ③業務代替支援: 3か月以上の育児休業終了後、育児休業取得者が原職等に復帰する旨の取組を就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣を含む)又は代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合
- ④職場復帰後支援: 法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上利用させた場合
- ⑤新型コロナウイルス感染症対応特例: 小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合

【育児休業等に関する情報公表加算】

出生時両立支援コース(第1種)及び育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例以外)について、申請前の直近年度に係る以下①~③の情報(「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、支給額を加算(各コース1回限り)。

①男性の育児休業等取得率 ②女性の育児休業取得率 ③男女別の平均育休取得日数

| | | | |
|-------------------|--|---|-------------------------------|
| 第1種 | 育児休業取得 | 20万円 | |
| | 代替要員加算 | 20万円(3人以上45万円) | ※1回限り |
| | 育児休業等に関する情報公表加算 | 2万円 | |
| 第2種 | 育児休業取得率の30%以上上昇 | 1年以内達成: 60万円 2年以内達成: 40万円 3年以内達成: 20万円 | ※1回限り |
| ①介護休業 | 休業取得時 | 30万円 | ※1年度各5人まで |
| | 職場復帰時 | 30万円 | |
| i) (①への加算) | 業務代替支援加算 | 新規雇用20万円、手当支給等5万円 | |
| ②介護両立支援制度 | | 30万円 | ※1年度5人まで |
| ii) (①、②への加算) | 個別周知・環境整備加算 | 15万円 | |
| ③新型コロナウイルス感染症対応特例 | | (労働者1人あたり) ※1年度5人まで 5人以上10日未満 20万円 10人以上 35万円 | |
| ①育休取得時 | | 30万円 | ※①②各2回まで |
| ②職場復帰時 | | 30万円 | (無期雇用者・有期雇用者 各1回) |
| ③業務代替支援 | ア 新規雇用(派遣を含む) ※50万円 イ 手当支給等 ※10万円 ※有期雇用者加算10万円 | | ※ア、イあわせて、初回から5年以内に1年度10人まで |
| ④職場復帰後支援 | 制度導入 30万円 | 制度利用 A 看護休暇制度 1,000円×時間 B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助 | ※制度導入は1回限り、制度利用は初回から3年以内に5人まで |
| 育児休業等に関する情報公表加算 | | ①~④いずれかへの加算として2万円 | ※1回限り |
| ⑤新型コロナウイルス感染症対応特例 | | 1人あたり10万円 ※10人まで(上限100万円) | |

【経過措置】事業所内保育施設コース 3.0億円 (4.2億円)

労働者協同組合法の円滑な施行のための経費

雇用環境・均等局労働者生活課
(内線5363)

令和5年度当初予算案 40百万円(67百万円) ※()内は前年度当初予算額

| | | |
|----------|----|----|
| 労働保険特別会計 | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| ○ | | ○ |

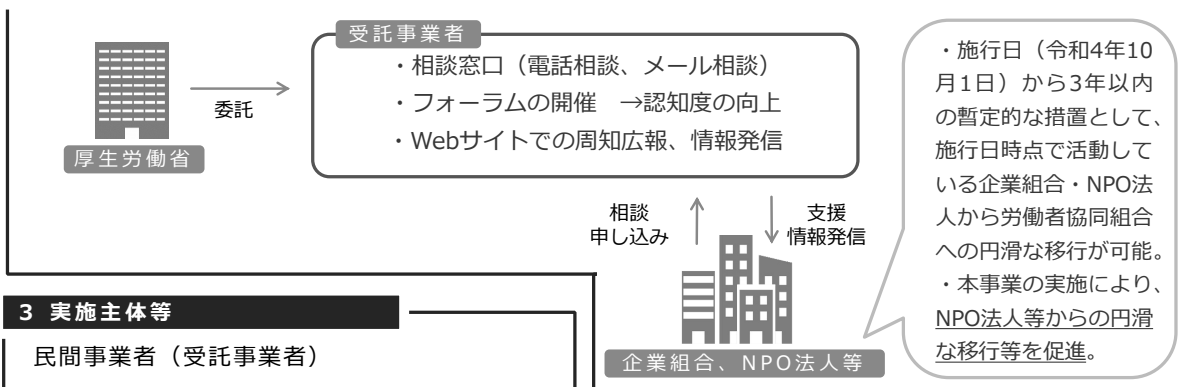
1 事業の目的

労働者協同組合法は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする新たな法人組織である「労働者協同組合」について、その設立、管理、その他必要な事項を定めた法律である。

当該法律は、労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とし、令和2年12月4日に議員立法として成立し、同年12月11日に公布されたもの。

労働者協同組合法は、令和4年10月に施行されたところであり、組合の設立を希望する方への支援や、施行後間もない労働者協同組合制度の周知・広報、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。

2 事業の内容・スキーム



3 実施主体等

民間事業者（受託事業者）

働き方改革の推進、ハラスメント対策

時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務への労働時間短縮等に向けた支援

新規

働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース）

労働基準局労働条件政策課
(内線5524)

令和5年度当初予算案 42億円(-) ※()内は前年度当初予算額

| | | |
|----------|----|----|
| 労働保険特別会計 | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| ○ | | |

1 事業の目的

- 令和6年4月には時間外・休日労働の上限規制の適用猶予事業・業務への適用が予定されているところであるが、これらの業種等については、特に建設業など一部の業種において顕著な長時間労働の実態が認められるなど更なる支援が必要である。
- 各業種・業務について法規制が異なることから、各々の業種において成果目標を設ける。

2 事業の概要・スキーム

【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等 労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

各業種への助成金対応 ※実施主体：都道府県労働局 補助率3/4
事業規模30名以下かつ労働率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成。

| | 建設事業 | 自動車運転の業務 | 医業に従事する医師 | 砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県) |
|----------|--|---|--|--|
| 特徴 | ・上限規制の態様は一般則と同様（災害の復旧・復興の事業を除く。） ・週休2日工事を推奨する観点から成果目標を設定。 | ・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間。 ・改善基準告示の改正に係る議論の内容を踏まえ、勤務間インターバルの確保を推進する成果目標を設定。 | ・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が960時間（一定の要件を満たす医療機関においては最大1,860時間）。 ・月100時間超の場合は勤務間インターバル9時間の確保が必要であることを踏まえ、勤務間インターバルの確保を推進する成果目標を設定。 ・申請対象を中小規模の医療機関（労働者300人以下）へ拡大。 | ・上限規制の態様は一般則と同様。 |
| 成果目標と上限額 | 【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下：250万円 ②月80H超→月60～80H：150万円 ③月60～80H→60H以下：200万円 【週休2日制の導入】 4週4休から4週8休まで、1日増加することに25万円を支給 | 【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下：250万円 ②月80H超→月60～80H：150万円 ③月60～80H→月60H以下：200万円 【インターバル導入】 9H～11H：100万円 11H以上：150万円 | 【36協定の見直し】 ①月100H超→月80H以下：250万円 ②月90H→月80H以下：200万円 ③月80H超→月80H以下：150万円 【インターバル導入】 9H～11H：100万円 11H以上：150万円 | 【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下：250万円 ②月80H超→月60～80H：150万円 ③月60～80H→月60H以下：200万円 |

拡充

医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

労働基準局
労働条件政策課
(内線5545)

令和5年度当初予算案 9.3億円 (8.9億円) ※()内は前年度当初予算額

| | | |
|----------|----|----|
| 労働保険特別会計 | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| ○ | | |

1 事業の目的

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組の充実につなげる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

都道府県医療勤務環境改善支援センターによる労務管理支援【医療労務管理支援事業】

全国47都道府県の医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）に労務管理の専門家（医療労務管理アドバイザー）を配置し、医療機関からの各種相談対応、医療労務管理アドバイザー派遣による個別支援、時間外・休日労働の上限規制の適用に向けた短計計画の策定支援、年間を通じ勤務環境改善に係る包括的な支援を行う特別支援の実施など、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組みの支援をする。

また、医師の時間外・休日労働の上限規制の適用開始に向け、働き方改革セミナーの開催や個別の医療機関訪問実施等による法制度の周知・取組の呼びかけの徹底を図る。

事業実績(令和3年度): 全都道府県に勤改センターを設置し支援等を実施



勤改センターの支援機能の充実、医療機関に対する情報発信

医療機関における働き方の実態把握と分析、好事例を収集して提供することにより勤改センターの支援の充実を図る。

- (実施事項)
- ・ 医療機関の勤務環境改善にかかる事例収集
 - ・ 全病院有床診療所を対象としたアンケート調査 等

時間外・休日労働の上限規制などの制度概要、各種支援施策、自主的改善の取組に活用できる支援ツールなど、医療機関に対して勤務環境改善に有用な情報を発信。

- (実施事項)
- ・ ポータルサイト（いきサポ）の運営 等



医療機関の宿日直許可申請に係る相談への対応等【相談窓口運営等事業】【新規】

医師の時間外・休日労働の上限規制に際し宿日直許可の有無を踏まえた労働時間の現状把握が喫緊の課題。労働基準監督署への許可申請や相談に対する不安から申請や相談が進んでいない状況もあることから、時間外・休日労働の上限規制の施行に向けた緊急の対策として、全国統一の相談窓口を設置し医療機関の相談に適切に対応する。

併せて、時間外・休日労働の上限規制の施行に当たって勤改センターの相談機能の充実を図るため、医療労務に精通したスーパーバイザーを配置し、勤改センターのアドバイザーの支援力の底上げを行う。



拡充

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

労働基準局労働条件政策課 (内線5389)
労働基準局監督課 (内線5542)

令和5年度当初予算案 2.6億円 (2.1億円) ※()内は前年度当初予算額

| | | |
|----------|----|----|
| 労働保険特別会計 | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| ○ | | |

1 事業の目的

- ・ 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- ・ 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。⇒ 荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- ・ 自動車運転の業務等の時間外労働の上限規制の適用猶予業種は、令和6年度から上限規制の適用が開始。⇒ 上限規制や見直し後の改善基準告示等の事業者や労働者への集中的周知、企業・国民等の更なる理解のため周知・広報。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) 荷主と運送事業者による取引環境改善の促進

- トラック運送事業者と荷主向けの相談センター【新規】
- 荷主と運送事業者向けセミナーの開催【新規】
- 自動車ポータルサイトの継続運営

(2) 時間外労働上限規制等の周知・広報

- 適用猶予業種の事業者・労働者向け周知・広報【新規】
- 改善基準告示の事業者・運転者向け周知・広報
- 企業・国民向け周知広報【新規】

取引環境改善への企業の理解・社会の認識が必要

実施主体等

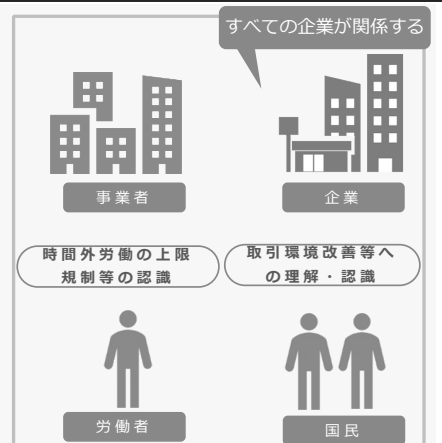
実施主体: 民間委託事業者
 事業実績(令和3年度): 自動車ポータルサイトユーザー数 91,901人
 (同一ユーザーの重複訪問は数値に含まない)

(2) 周知・広報



周知・広報

- ・ 広報設計
- ・ コンテンツ作成
- ・ 広報の実施
- ・ 広報効果の測定



➤働き方改革推進支援センターによる働き方改革に関する相談支援

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課 (内線5275)
労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

令和5年度当初予算案 37億円 (44億円) ※ () 内は前年度当初予算額。労災・雇用折半。

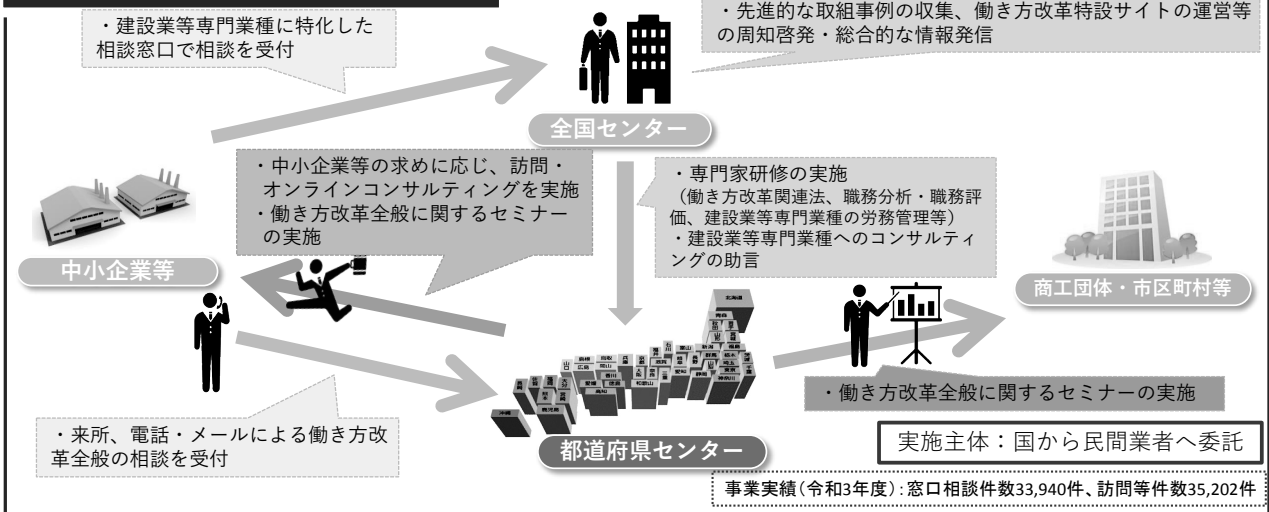
| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|----------|-----|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| 1/2 | 1/2 | | |

1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、47都道府県の都道府県センター及び全国センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業を取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る先進的な取組事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



➤ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の普及

年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室 (内線7915)

令和5年度当初予算案 1.5億円 (1.7億円) ※ () 内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
|----------|----|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| ○ | | | |

1 事業の目的

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」や「少子化社会対策大綱」等の政府目標で示された**2025年(令和7年)までに年次有給休暇取得率70%以上を達成**するため、労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

時季を捉えた年次有給休暇取得促進等に係る広報事業(委託事業)

「過労死大綱」で示された、年次有給休暇取得促進期間及び全国の労使団体や個別企業の労使への集中的な広報のため、以下の取組を実施する。

(1) 年次有給休暇の取得促進

- 年次有給休暇の連続取得の促進を図る環境整備のため、
 - ◇夏季、年末年始、ゴールデンウィーク
 - ◇年次有給休暇取得促進期間(10月)の時季を捉えた集中的な広報を実施
- ポスター・リーフレットの作成、駅貼広告、新聞広告、インターネット広告を実施
※年次有給休暇取得促進ポスターの駅貼広告 706箇所(令和3年度)

【年次有給休暇取得促進ポスター】

【特別休暇制度導入事例集】



(2) 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度等普及事業

「第4次犯罪被害者等基本計画」で周知・啓発が求められている犯罪被害者等休暇のほか「労働時間等設定改善指針」に示されている「特に配慮を必要とする労働者」に対する休暇制度として、社会的関心が高い又は政府として導入促進が求められている休暇制度(ボランティア休暇、病気休暇、犯罪被害者等休暇、裁判員休暇など)の普及促進を図るため、以下を実施する。

- 特別休暇の普及に向けた検討会の開催
- 特別休暇制度に係る企業の好事例を元に特別休暇導入の動機・考え方やその効果を分かりやすくまとめた事例集及びリーフレットの作成
※特別休暇制度導入事例集制作部数 47,000部(令和3年度)
- 病気休暇制度及び犯罪被害者等休暇制度の普及のためのポスター・リーフレットを作成

長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組への技術的な支援

労働基準局労働条件政策課（内線5524）
雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

令和5年度当初予算案 6.0億円（6.6億円）※（ ）内は前年度当初予算額

| | | | |
|----------|----|----|----|
| 労働保険特別会計 | | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| ○ | | | |

1 事業の目的

ワーク・ライフ・バランスや労働者の健康保持に資する働き方を推進するため、企業の自主的な働き方・休み方の見直しに効果的な施策を行うとともに、それに向けた社会的機運の醸成を図る。

改正労働基準法による時間外労働の上限規制を踏まえた企業の適切な対応への支援

年次有給休暇、特別休暇、選択的週休3日制等の好事例の収集・提供による休暇等の普及促進

企業への助言・指導等による働き方の見直しの支援及び大企業の働き方改革に伴う下請け等中小企業への「しわ寄せ」防止

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及事業

- 過労死大綱等を踏まえ、働き方・休み方改革の目的タイプ別の取組事例を収集する中で、自民党一億活躍推進本部や骨太の方針で導入が提案されている選択的週休3日制を導入している企業の事例についても収集する。また、これらの好事例を周知するとともに、働き方・休み方の現状を客観的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」（ポータルサイトに掲載）の効果的な活用を図り、労働環境改善に向けた支援を行う（委託事業）。
- 過労死大綱を踏まえ、ポータルサイトについて必要な改修を行い、効果的な情報発信を行う（委託事業）。
- ※働き方・休み方改善ポータルサイトへのアクセス件数1,522,059件（令和3年度）

② 生産性が高く、仕事と生活の調和が取れた働き方普及のためのシンポジウムの開催等

- 過労死大綱や少子化社会対策大綱を踏まえ、働き方・休み方の改善に取り組む労使の意識高揚、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ライブ配信によるシンポジウムを開催する（委託事業）。

③ 長時間労働につながる取引環境の見直し

- 過労死大綱で掲げられている「しわ寄せ」防止総合対策推進のため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、ポスター・リーフレットの作成、インターネット広告を行う等により、社会全体の機運の醸成を図る（委託事業）。

④ 労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

- 少子化社会対策大綱等の数値目標ならびに各種労働時間制度や法定以外の休暇制度の導入状況のほか、年次有給休暇を取得しない理由等について調査する（委託事業）。

⑤ 労働時間等見直しガイドライン等の周知

- 労働時間等見直しガイドラインリーフレット等の作成、配布（委託事業）。

⑥ 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導

- 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として配置。
- 「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導を実施。
- 働き方改革推進支援助成金について、事業主に対し新たな成果目標に対する要望や、申請の際に労力を要した事項等のヒアリング等を実施し、更なる活用に繋がる取組等を実施。

拡充

勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

令和5年度当初予算案 68百万円（57百万円）※（ ）内は前年度当初予算額

| | | | |
|----------|----|----|----|
| 労働保険特別会計 | | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| ○ | | | |

1 事業の目的

勤務間インターバル制度導入促進に向けた労使に対する効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

労働時間等設定改善法が改正され、勤務間インターバル制度導入が事業主の努力義務とされたところ（施行日：平成31年4月1日）。

また、令和3年7月に閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」には、勤務間インターバル制度について、**2025年（令和7年）までに、①勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を5%未満とすること、②勤務間インターバル制度を導入している企業割合を15%以上とすることの2つの数値目標**が掲げられ、「導入している企業の好事例や導入・運用マニュアルの周知」が盛り込まれた。さらに、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、働き方改革の推進として、「勤務間インターバル制度の普及を図り、長時間労働の是正を図る」とされた。

以上により、上記改正労働時間等設定改善法の周知と併せ、労使一体となった勤務間インターバル制度導入促進に向けた更なる取組を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

第12表 勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び1企業平均勤務間時間

| 企業規模・年 | 企業数 ¹ | 導入している | 1企業平均勤務間時間 ² | | 導入予定又は検討している | 導入予定はなく、検討していない |
|----------|------------------|--------|-------------------------|----|--------------|-----------------|
| | | | 時間 | 分 | | |
| 令和3年調査計 | 100.0 | 4.6 | 10 | 57 | 13.6 | 80.2 |
| 1,000人以上 | 100.0 | 14.5 | 9 | 55 | 24.8 | 60.1 |
| 300～999人 | 100.0 | 7.7 | 10 | 14 | 21.1 | 71.1 |
| 100～299人 | 100.0 | 5.1 | 11 | 05 | 17.5 | 75.9 |
| 30～99人 | 100.0 | 3.9 | 11 | 11 | 11.6 | 83.1 |
| 令和2年調査計 | 100.0 | 4.2 | 10 | 46 | 15.9 | 78.3 |

注：①「企業数」には、「勤務間インターバル制度の導入状況」が「不明」の企業を含む。
②「1企業平均勤務間時間」は、各企業で定められている実際の就業時刻から就業時刻までの間に空けることとしている期間の時間で、各企業で複数ある場合は最も短い期間の時間で平均である。

【令和3年 就労条件総合調査】

- **業種別導入マニュアルの作成、社会保険労務士等の専門家によるアウトリーチ型のコンサルティングの実施（新規）**
有識者検討会や社会保険労務士等の専門家によるアウトリーチ型のコンサルティングを実施し、長時間労働が懸念され、制度の導入率や認知度が低調な業種を対象とした業種別導入マニュアルを作成する。
※業種別導入マニュアルの作成部数（高齢者福祉・介護事業種版）48,000部（令和3年度）働き方・休み方改善ポータルサイトにおいても掲載し周知



- **シンポジウムの開催（新規）**
有識者の講演や導入企業の先進的な取組事例の発表により、制度の重要性や導入のメリットを周知・啓発し、併せて助成金や導入マニュアル等の導入支援策も周知する。

- **インターバル制度導入支援のための動画コンテンツの作成・周知**
インターバル制度の導入を希望する企業向けに、企業の先進的な取組事例や制度導入の手順、留意点などを紹介した動画コンテンツを作成し、ポータルサイトや都道府県労働局を通じて周知・啓発する。

- **雑誌等を活用したインターバル制度の周知・啓発（新規）**
事業主や企業の人事労務担当者向けの雑誌等を活用して、制度の周知・啓発を実施する。

- **インターネット広告**
勤務間インターバル制度導入のための方策や各種支援策等について、効果的に発信する。

不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業

雇用環境・均等局
雇用機会均等課（内線7905）

令和5年度当初予算案 40百万円（40百万円）※（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般 会計 |
|----------|----|----|----------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| ○ | | | |

1 事業の目的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組、不妊治療（生殖補助医療等）によって誕生する子どもも14.3人に1人となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事との両立ができず、16%（男女計（女性は23%））の方が退職している。
また、国会も含め社会的に、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備への関心が非常に高まっている。
このため、事業主、上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、当該休暇制度等の導入・利用に取り組む事業主を支援することにより、不妊治療と仕事とが両立できる職場環境の整備を推進することとする。

2 事業の概要・スキーム

I 専門家による検討委員会の開催

- ① 不妊治療と仕事との両立支援担当者を対象とした研修の企画・運営の検討
- ② 不妊治療と仕事との両立に係る諸問題についての実態調査の企画、実施、調査結果のとりまとめ
- ③ 不妊治療と仕事との両立を支援する企業内制度の導入マニュアル、サポートハンドブックの見直しに向けた検討 等

II 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とした研修会の実施

不妊治療を受けやすい休暇制度や両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組む企業等の両立支援担当者等を対象に、労働者からの相談対応のノウハウや休暇制度等の利用を円滑にするためのプランの策定方法等、具体的実務に役に立つ情報提供を行う研修会を実施する。

III 不妊治療と仕事との両立に係る諸問題についての実態調査

不妊治療と仕事との両立に係る諸問題を把握するため、企業及び労働者を対象に調査を実施する。
（平成29年度に委託事業により調査を実施しているが、令和4年度から不妊治療に保険適用がされたこと等を踏まえ、最新の実態やニーズを把握するために実施する。）

事業実績(令和3年度): セミナーに参加して「非常に参考になった」「参考になった」と回答した企業の割合94.6%

3 実施主体

委託事業（民間団体）

参考

第4次少子化社会対策大綱【R2.5.29閣議決定】
（不妊治療への支援より抜粋）
○不妊治療と仕事との両立のための職場環境の整備

不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。

➤ 職場におけるハラスメント（就活ハラスメント、カスタマーハラスメントを含む）撲滅のための事例収集、周知・啓発、相談支援

総合的ハラスメント防止対策事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課（内線7953）

令和5年度当初予算案 6.4億円（6.8億円）※（）内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | | 一般 会計 |
|----------|------|----|----------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| 約1/4 | 約3/4 | | |

1 事業の目的

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

周知・啓発

- ポスターの作成・配布
- 職場のハラスメント防止対策パンフレット等（事業主向け・労働者向け）の作成・配布
- ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
- ツイッター、フェイスブック等を利用した広報
- ハラスメント撲滅対策の全国集中実施（職場のハラスメント撲滅月間）
 - ・シンポジウムの開催等
 - ・月間ポスターや啓発動画の作成
- 就活ハラスメント・カスタマーハラスメント防止に関する情報発信

実施主体

実施主体：国、都道府県労働局、委託事業（民間会社）

事業実績

ポータルサイトへの月平均アクセス数：177,687件

企業等への支援

- 事業主やハラスメント相談窓口担当者等を対象とした、研修の実施
- 中小企業におけるハラスメント対策支援として、社労士、経営指導員を対象としたハラスメント対策研修の実施
- 就活ハラスメント、カスタマーハラスメント防止対策研修の実施
- 全国の労働局による事業主向け説明会の開催

相談対応

- 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントに関するメール、SNSによる相談窓口の設置
- カスタマーハラスメントに関するメール、SNSによる相談窓口の設置
- 全国の労働局における、職場におけるハラスメントに関する相談対応

○非正規雇用労働者への支援、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等
 >キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援

キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局 有期・短時間労働課 (内線5268)
 職業安定局 障害者雇用対策課 (内線5868)

令和5年度当初予算案 829億円 (839億円) ※ ()内は前年度当初予算額

令和3年度実績 : 76,992件

| | | | |
|----------|----|----|----|
| 労働保険特別会計 | | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| | ○ | | |

1 事業の目的

※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者 (以下「有期雇用労働者等」) といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

| コース名/コース内容 | 支給額 (1人当たり) | 加算措置/加算額 (1人当たり) |
|---|--|---|
| 正社員化コース 有期雇用労働者等を正規雇用労働者 (※) に転換又は直接雇用 ※多様な正社員 (勤務地限定・職務限定・短時間正社員) を含む 障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換 | ①有期→正規: 57万円 (42.75万円) ②無期→正規: 28.5万円 (21.375万円) | 正社員化コース ■人材開発支援助成金の 特定の訓練修了後に正社員転換 ① 9.5万円 (大企業も同額) 人への投資 ② 4.75万円 (大企業も同額) ※「人への投資促進コース」のうち、自発的 職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後 に正社員転換した場合の加算は、それぞれ ①11万円②5.5万円(大企業も同額)。 ■派遣労働者を派遣先で 正規雇用労働者として直接雇用 28.5万円 (大企業も同額) ■母子家庭の母等又は父子家庭の父 ① 9.5万円 (大企業も同額) ② 4.75万円 (大企業も同額) ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員 制度を新たに規定 1事業所当たり 9.5万円 (7.125万円) |
| 賃金規定等改定コース 全て又は一部の有期雇用労働者等の 基本給の賃金規定等を改定し、3%以上増額 賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との 共通の賃金規定等を新たに規定・適用 賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度 を導入し、支給又は積立を実施 短時間労働者労働時間延長コース 有期雇用労働者等の週所定労働時間 を3時間以上延長し、社会保険を適用 | ① 3%以上 5%未満: 5万円 (3.3万円) ② 5%以上: 6.5万円 (4.3万円) 1事業所当たり 60万円 (45万円) 1事業所当たり 40万円 (30万円) 23.7万円 (17.8万円) ※労働者の手取りが減少しない取組をした場合、 3時間未満延長でも4.3~11.7万円を助成。 ※令和6年9月末までの金額 | 賃金規定等改定コース ■「職務評価」の手法の活用により実施 1事業所当たり 20万円 (15万円) 賞与・退職金制度導入コース ■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円 (12.6万円) |

※()は、大企業の場合の額。
 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
 ①120万円(90万円)②③60万円 (45万円) とする。

>ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

求職者支援制度

職業安定局総務課訓練受講支援室 (内線5336、5273)
 人材開発統括官付訓練企画室 (内線5600)

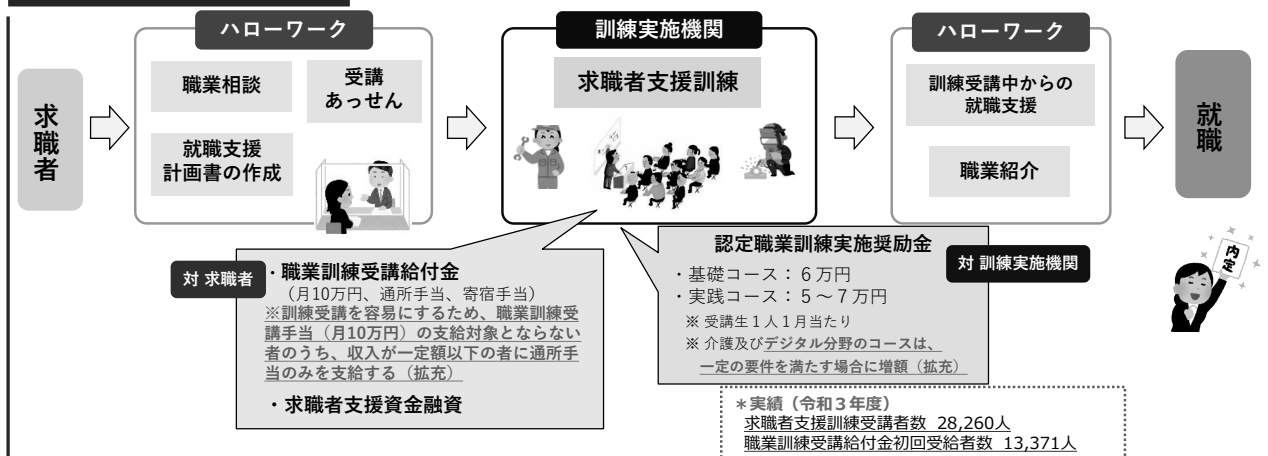
令和5年度当初予算案 268億円 (278億円) ※ ()内は前年度当初予算額

| | | | |
|----------|-----|----|-----|
| 労働保険特別会計 | | | 一般 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 会計 |
| | 3/4 | | 1/4 |

1 事業の目的

- 雇用保険を受給できない求職者を対象に、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
- 非正規雇用労働者等の制度の活用を促進するため、訓練受講対象者の拡大や職業訓練受講給付金の支給要件の緩和等による制度の見直しを図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体 : 都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合 : 原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5% (原則の55/100を負担)。

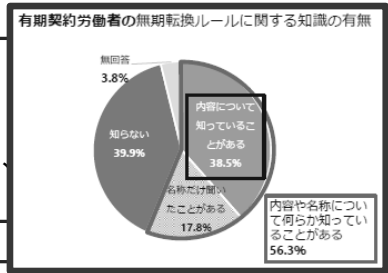
➤ 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知

拡充 無期転換ルール等の円滑な運用に係る取組 労働基準局労働関係法課（内線7753）

令和5年度当初予算案 32百万円（36百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

有期契約労働者が安心して働き続けることができるよう、無期転換ルール等の周知啓発を実施する。労働者からの認知度が低いため、「多様化する労働契約のルールに関する検討会報告書」（令和4年3月）及び骨太の方針2022（令和4年6月閣議決定）等を踏まえ、労働者向けの周知にさらに取り組み無期転換ルールの円滑な運用を図る。



2 事業の概要・スキーム

労働者向け周知に重点を置きつつ、周知啓発等の取組を行うとともに、制度改正を行った場合に、改正内容の労使への周知を行い、無期転換ルール等の円滑な運用を図る（一部新規）。

- 無期転換ルールポータルサイトの運用
- インターネット広告（動画広告）・雑誌広告等多様な広告のほか、好事例企業の紹介等を実施 ※労働者向けコンテンツを充実
- 無期転換ルール・多様な正社員に関するパンフレット及びリーフレットの作成【新規】



3 事業実績

無期転換ルールポータルサイトへの年間アクセス数：382,720件（令和3年度実績）

➤ 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

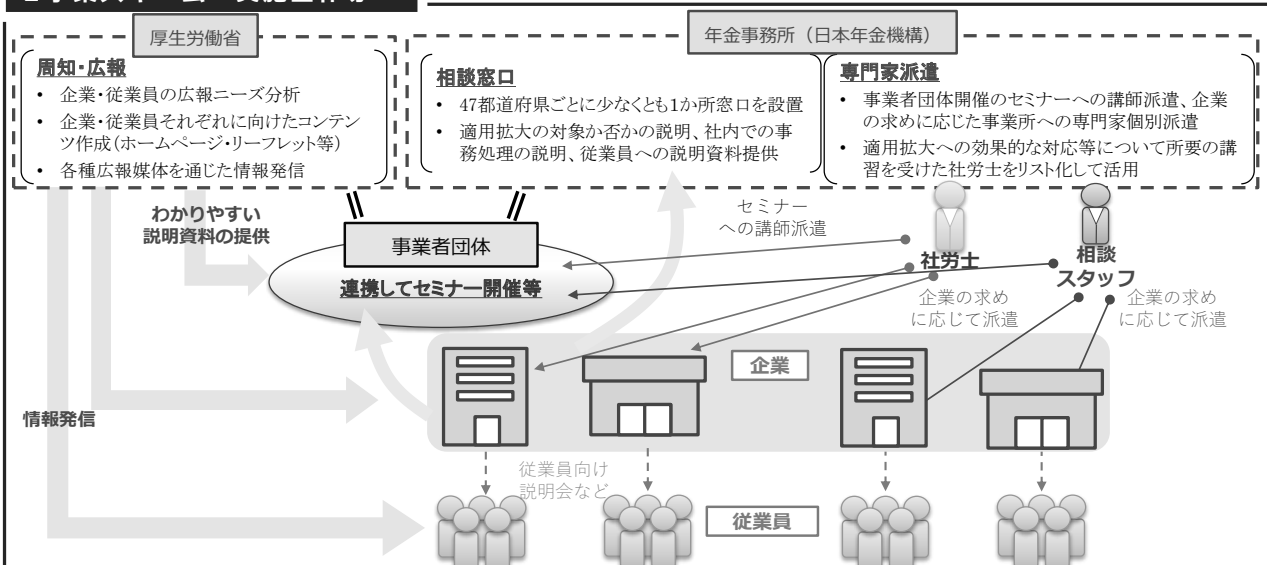
被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援 年金局事業管理課（内線3647）

令和5年度当初予算案 7.4億円（7.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・実績

- ・ 令和6年10月に実施される被用者保険の更なる適用拡大に際し、企業・従業員の双方に改正内容と意義が理解されるよう、積極的に周知・広報を実施。
- ・ 事業主からの要請に応じて専門家を派遣する仕組みを活用し、事業主からの対応方針の相談、従業員向け説明会の講師、従業員に対する面談の補助など、適用拡大の円滑な実施に向けて、企業・従業員の双方に対する支援を行う。
- ・ 事業開始（令和3年5月）から令和4年9月末までに専門家を派遣した件数 347件。

2 事業スキーム・実施主体等



➤働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による相談支援の充実

拡充 **働く人におけるメンタルヘルス対策の促進** 労働基準局安全衛生部労働衛生課 (内線5180)

令和5年度当初予算案 3.0億円 (2.5億円) ※()内は前年度当初予算額

| | | | |
|----------|----|----|------|
| 労働保険特別会計 | | | 一般会計 |
| 労災 | 雇用 | 徴収 | |
| ○ | | | |

1 事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日)を踏まえ、フリーランスとして安心して働く環境を整備するため、個人事業主等の安全衛生の確保が喫緊の課題となっている。
- 個人事業主等の安全衛生確保においては、過重労働、メンタルヘルス対策が課題となっている。
- このような状況を踏まえ、労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」及び労働時間管理・健康管理等を行う健康管理アプリにおけるストレスチェック機能のサービス対象を、個人事業主等の労災保険の特別加入者にも拡大する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

①働く人のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供


②メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置(電話・メール・SNS)


③メンタルヘルスシンポジウムの開催(優良事例の公表・共有)


<令和3年度実績>

| 情報提供 | 相談 |
|-------------------------|--|
| サイトアクセス数 10,357,916件 | 電話 22,789件 メール 6,119件 SNS 6,438件 |

<対象>


労働者


事業者
産業保健
スタッフ


個人事業
主等

対象に追加

<実施主体>

国(委託事業:一般社団法人、株式会社等)

健康管理アプリ

働く人個人がアプリを使用することによる労働(勤務)時間管理・健康管理(健康診断結果及びストレスチェック)の実施、助成金や健康相談についての情報提供

令和3年度執行率: 94%

➤生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等による支援

拡充 **生活衛生関係営業収益力向上事業(生衛業『稼ぐ力』応援チーム)** 医薬・生活衛生局生活衛生課 (内線2437)

令和5年度当初予算案 1.0億円 (92百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

生活衛生関係営業について、**最低賃金の周知・啓発とともに、収益力の向上等を図り、新型コロナウイルス感染症や原油高・物価高騰の影響等により悪化した業績を回復するための支援を行う。**

※ 生衛業『稼ぐ力』応援チームは、首相官邸に設置された「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」における議論を踏まえ、最低賃金の引上げの影響が大きいとされる生活衛生関係営業の収益力向上を目的に包括的な取組を実施。

2 事業の概要・スキーム

<関係省庁>

- 厚生労働省
- 中小企業庁
- 金融庁 等

**資料提供
補助金**

人材派遣依頼

<地域の関係機関>

- 働き方改革推進支援センター
- よろず支援拠点
- 都道府県行政書士会
- 中小企業診断士協会
- 社会保険労務士会センター
- 地方金融機関 等

**講師・相談
員の派遣**

<実施主体>

(公財)全国生活衛生営業指導センター
(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生関係営業に係る衛生講習会や技術講習会等の機会を捉え、次のような事業を実施し、生活衛生関係営業者の収益力の向上等を図る。

○収益力向上等に関するセミナー開催

- 最低賃金に関する周知
- 収益力向上に係る専門家による講演
- 被用者保険適用拡大の周知
- インボイス制度の周知
- 事業承継制度・マッチング支援の紹介
- 感染予防対策の周知
- 店舗の効果的な省エネ対策の周知
- 賃上げ促進税制・補助の周知

○現場視点の収益力向上等に関する同行支援

- ウィズコロナの業務プロセスの見直し
- 従業員短期戦力化のための業務手順書等の導入

※ 下線: 拡充部分

**都道府県
・業界団体等**

+

衛生講習会
・技術講習会
等の開催

3 実施主体等

- ・ 実施主体: (公財)全国生活衛生営業指導センター
- ・ 補助率: 定額

➤介護分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上の推進、介護職員の働く環境改善

拡充

介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

〔“介護事業所に対する業務改善支援事業”の拡充〕

老健局高齢者支援課（内線3875）

令和5年度当初予算案：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数（地域医療介護総合確保基金 137億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりには限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、**都道府県の主導**のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、**生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施するための基金メニューを設ける。**（※）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

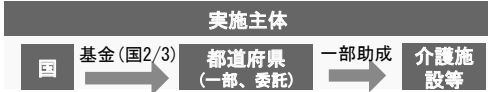
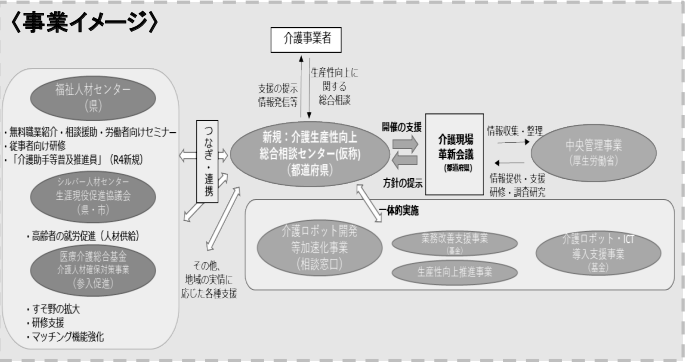
※赤字が令和5年度拡充分。

※既存の基金メニュー（業務改善支援事業）の拡充での対応を予定。

- ・ 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター（仮称）」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICT、その他生産性向上に関する取組を実施する他、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者に対し、ワンストップ型の支援を実施する。

【実施事項】以下の経費の一部を補助

- （（1）及び（2）の実施が要件。）
- （1）介護現場革新会議の開催
- （2）介護生産性向上総合相談センター（仮称）の設置
 - ①介護ロボット・ICT等生産性向上に係る相談窓口（必須）
 - ②人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携（必須）
 - ③その他
- （3）第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援（コンサル経費の補助）



3 その他

- ・ 都道府県が介護現場の生産性向上をさらに推進する方策を別途検討。
- ・ 本メニュー設置に伴い既存基金メニューとの整理を予定

4 事業の内容（補助内容）

既存の基金メニューとの重複整理のため「介護事業所に対する業務改善支援事業」を拡充し、都道府県を主体とした生産性向上の取組を総合的・横断的に支援する。尚、以下の(1)・(3)は業務改善支援事業の内容を継続。

（1）都道府県等による介護現場革新会議に係る必要と認められた経費の一部を助成（前頁、補助要件(1)実施の際の支援）

- ①都道府県等による介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
- ②介護事業所の取組（モデル的取組）に必要な経費
（例：第三者がその取組（タイムスタディ調査による業務の課題分析等）を支援するための費用、介護ロボットやICT機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用（インカム機器、介護記録ソフトウェア、通信環境整備等に係る費用を含む。）
- ③都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】②（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限500万円）、①③については必要な経費

（2）介護生産性向上総合相談センター（仮称）の設置・事業の実施に係る必要と認められた経費の一部を助成

- 介護生産性向上総合相談センター（仮称）の運営に係る費用（前頁、補助要件(2)実施の際の支援）
〔総合相談センターの事業実施に係る費用〕（例）
- ①介護ロボット・ICT等に係る相談窓口業務（機器の体験展示、試用貸出、専門相談員、研修費用等）
・介護ロボット、ICT等の効果的な活用・普及に必要な経費（現場の課題に応じた導入支援、研修・伴走支援費用等）
- ②他の人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携
- ③その他

（3）第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援（コンサル経費の補助）

- ①生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業者に対して、第三者がその取組（タイムスタディ調査による業務の課題分析等）を支援するための費用の一部を助成

【補助額】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

令和5年度当初予算案 5.0億円（5.0億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額：3.9億円

1 事業の目的

- 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用を推進しているところであるが、このためには、介護現場に対する導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護ロボット市場に参入しやすい環境を整備する必要がある。
- 本事業では、①介護施設・開発企業双方からの介護ロボットに関する相談窓口や開発実証を行うリビングラボ等の「開発・実証・普及のプラットフォーム」を運営するとともに、②介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

(1) 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業

- ・ 相談窓口の設置（全国17箇所）
- ・ リビングラボの設置（全国8箇所）

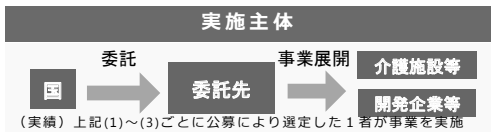
※相談窓口の設置箇所は、都道府県が設置する総合相談センターと調整予定

(2) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

- ・ 介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等を行う。

※ 右記<事業イメージ>内の効果測定事業については、令和4年度第二次補正予算により実施。

<事業イメージ>



介護ロボット導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和5年度当初予算案：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数（地域医療介護総合確保基金 137億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施し、介護ロボットを活用した介護事業所の生産性向上の取組を通じて、ケアの質の確保や職員の負担軽減等を図る。

2 事業の概要等

補助対象

- 介護ロボット
 - … 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
 - … Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費 等

補助内容

※令和2年度（当初予算）以降の拡充分（下線部以外）は令和5年度までの実施

● 補助額

| | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|-------------------|
| 介護ロボット (1機器あたり) | ・ 移乗支援(装着型・非装着型) ・ 入浴支援 ・ 上記以外 | 上限100万円 上限30万円 |
| 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (1事業所あたり) | | 上限750万円 |

● 補助上限台数

… 必要台数(制限の撤廃)

● 補助率

… 都道府県の裁量により設定
(一定の要件を満たす場合は3/4を下限、それ以外の事業所は1/2を下限)

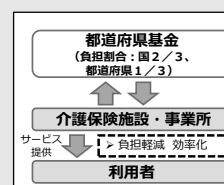
<一定の要件> … 以下の要件を満たすこと

- ・ 導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

■ 対象となる介護ロボット（例）



■ 事業の流れ



■ 実績（参考）

実施都道府県数：45都道府県（令和3年度）

都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

| H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 58 | 364 | 505 | 1,153 | 1,813 | 2,353 | 2,596 |

(注) 令和3年度の数値は原則R3.11月末時点の精定値
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

拡充

ICT導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和5年度当初予算案：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数（地域医療介護総合確保基金 137億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護現場のICT化に向けた導入支援を実施し、ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る

2 事業の概要等

補助対象

※赤字が令和5年度拡充分。
※令和2年度（当初予算）以降の拡充分（下線部以外）は令和5年度までの実施

- 介護ソフト…記録、情報共有、請求業務で転記が不要であるもの、ケアプラン連携標準仕様、入退院時情報標準仕様、看護情報標準仕様を
実装しているもの（標準仕様の対象サービス種別の場合。各仕様への対応に伴うアップデートも含む）、財務諸表のCSV出力機能を有する
もの（機能実装のためのアップデートも含む）。
- 情報端末…タブレット端末、スマートフォン端末、インカム等
- 通信環境機器等…Wi-Fiルーター等
- その他…運用経費（クラウド利用料、サポート費、研修費、他事業所からの照会対応経費、バックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）等）

補助要件

- 導入計画の作成、導入効果報告（2年間）
- IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言
- 以下に積極的に協力すること等
 - ICTの活用により収支状況の改善が図られた場合においては、職員の賃金に還元すること（導入効果報告により確認）
 - LIFEによる情報収集・フィードバック
 - 他事業所からの照会に対応すること

補助上限額等

職員数に応じて都道府県が設定

- 1～10人 100万円
- 11～20人 160万円
- 21～30人 200万円
- 31人～ 260万円

補助割合

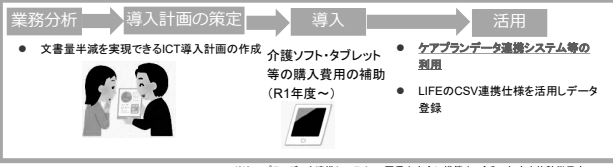
- 一定の要件を満たす場合は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定
- それ以外の場合は、1/2を下限に都道府県の裁量により設定

補助割合を拡充する要件

（3/4に拡充(以下のいずれかの要件を満たすこと)）

- ケアプランデータ連携システム等の利用
- LIFEの「CSV連携仕様」を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施等
- ICT導入計画で文書量を半減

| 実績 | R1 | R2 | R3 |
|--------|-----|-------|-------|
| 実施自治体数 | 15 | 40 | 47 |
| 補助事業所数 | 195 | 2,560 | 5,371 |



※ケアプランデータ連携システム…国保中央会に構築中、令和5年度本格稼働予定

拡充

介護事業所における生産性向上推進事業

令和5年度当初予算案 1.7億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国として生産性向上ガイドラインやセミナーにより、自治体主導での介護現場革新・生産性向上の取組を推進しており、令和5年度は基金事業等で更なる自治体主導での取組の推進を図ることとしている。
- 国として生産性向上の取組や運営改善の加速化を図るために、生産性向上の取組手法や、取組に活用するツール・方策等について自治体を巻き込みつつ、一層の周知・展開を図る。
- また、介護事業者の生産性向上に有効なICTの活用を促進するため、事業所間でやり取りするデータ項目の標準化や情報基盤構築に向けた実証研究等を行うとともに、多職種・多機関での情報連携・共有の仕組みについて検討する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※赤字が令和5年度拡充分。

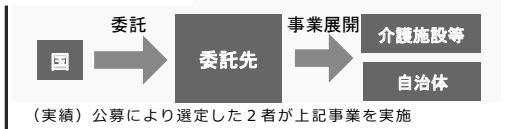
①生産性向上に係るセミナー等の実施（全40回程度）

- 生産性向上の取組や、取組の成果を把握するツール(効果測定ツール)、運営改善等に関し、各地域ブロック毎に自治体も巻き込みつつ事業所の経営者・介護従事者層等にセミナーや相談会を開催し、生産性向上ガイドライン等に基づく取組の普及を図る。
- また、セミナー・相談会後の伴走支援等を行い、セミナー・ツール等の改善を図るとともに、ツールを活用した結果の収集・分析を行い、国として生産性向上の取組の定量的・定性的な成果のデータ蓄積を図り、各自治体等へフィードバックする。

②介護情報連携推進に向けた実証の実施

- 介護情報連携の更なる推進に向けて、ケアプラン標準仕様の対象を介護予防・日常生活支援総合事業まで拡張するための実証を実施する。

3 実施主体等



4 その他

- ・ 上記①は、主に介護生産性向上推進総合事業(基金事業)において都道府県が実施・展開する内容(任意)として想定しているが、都道府県を巻き込み、まずは国主導で実施することで、将来的に各都道府県単独での実施を促す。(実施状況等は中央管理事業(加速化事業)で調査予定)

ケアプランデータ連携システム構築事業

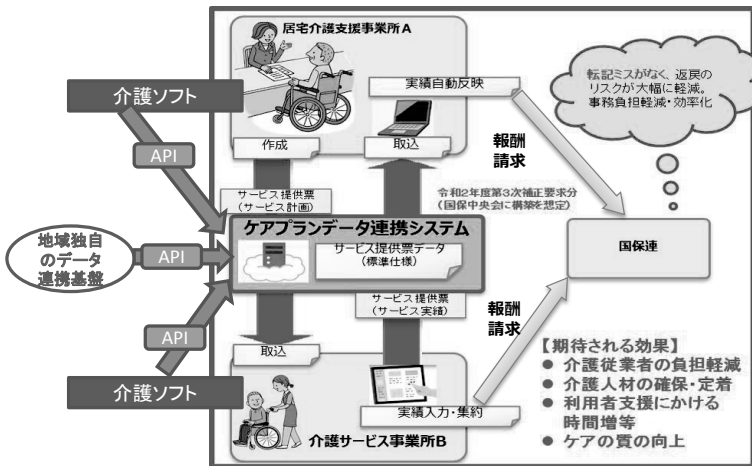
老健局高齢者支援課（内線3875）

令和5年度当初予算案 2.7億円（2.7億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額：2.1億円

1 事業の目的

- 介護現場の負担軽減を加速化するため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを国保中央会に構築（令和5年度本格運用開始予定）。
- 令和4年度に継続して、システム導入当初に運営基盤の安定化を図るための予算を措置。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等



〈参考：令和4年度第二次補正予算により実施〉

【主なシステム機能追加事項】

- 介護ソフトからワンクリックでシステムにデータ登録を可能とする機能
- 画面改修及びファイル印刷機能
- 先行的に開発・運用している地域独自のデータ連携基盤とケアプランデータ連携システムとの連携機能
- 介護報酬請求から利用料差引するための既存システムとの連携機能

※API(*)開発により、ケアプランデータ連携システムとの連携が可能なソフトウェア等の開発・改修を経て上記機能が実現。
 (*) Application Programming Interfaceの略。介護ソフト等のソフトウェアなどから、ケアプランデータ連携システム等の機能(OS)を利用するための仕様などを指し、ソフトウェア等に対象システムのAPIを埋め込むことで、相互の連携が可能となる。

○看護、介護、障害福祉など現場で働く方々の処遇改善の引き続きの実施

看護の現場で働く方々の処遇改善の引き続きの実施

保険局医療課（内線3274、3588）、
 総務課（3135）、保険課（3152）、
 国民健康保険課（3256）、
 高齢者医療課（3194）

令和5年度当初予算案 240億円（100億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「公的価格評価検討委員会中間整理」（令和3年12月21日）を踏まえ、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象とする、収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組み（令和4年10月から診療報酬により実施）について、令和5年度においても引き続き実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【診療報酬の内容】

- 対象となる医療機関
 - ・救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関
 - ・三次救急を担う医療機関
- 対象となる職種
 - ・看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）
 - ・医療機関の判断により、看護補助者・理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることが可能

○点数の要件等

- ・入院日数に応じて支払われる入院基本料等に、それぞれの医療機関の看護職員数と延べ入院患者数に応じて、点数を上乘せ

$$\text{それぞれの医療機関の必要点数} = \frac{\text{看護職員の賃上げ必要額（それぞれの医療機関の看護職員数} \times \text{12,000円} \times \text{社会保険負担率）}}{\text{それぞれの医療機関の延べ入院患者数} \times \text{10円}}$$

- ・点数による収入の全額について、看護職員等の賃上げに充当することを求めるとともに、点数による収入の2/3について、看護職員等の賃金のベースアップに使用することを求める
- ・各医療機関に対し、看護職員等の賃金改善額と点数による収入額を記載した計画書及び実績報告書の提出を求める

【主な国庫負担割合】

協会けんぽ（164/1000）、市町村国保（32/100及び9/100）、後期高齢者医療（3/12及び1/12）

令和4年度介護報酬改定による処遇改善

老健局老人保健課（内線3948）

1 事業の目的

令和5年度当初予算案 367億円（153億円）※()内は前年度当初予算額

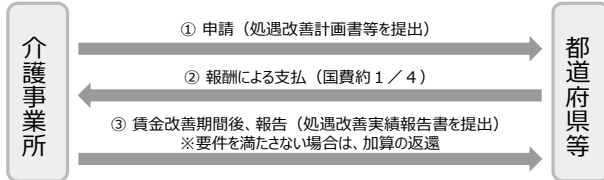
- 介護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降の処遇改善については、臨時の報酬改定を行い新たに「介護職員等ベースアップ等支援加算」を創設し、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じており、令和5年度も引き続き当該措置を継続する。

2 事業の概要・スキーム

- ◎ **加算額** 対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。
対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。
- ◎ **取得要件**
 - ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
 - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。
※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ
- ◎ **対象となる職種**
 - ・ 介護職員
 - ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県等に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
※ 月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）
- ◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県等に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
※ 月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

- ◎ **交付方法**
対象事業所は都道府県等に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払（国費約1/4：367億円（令和5年度分））。
- ◎ **申請・交付スケジュール**
 - ✓ 申請は、令和5年2月に受付、4月分から毎月支払（実際の支払は6月から）
 - ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



令和4年度障害福祉サービス等報酬改定による処遇改善

障害保健福祉部障害福祉課（内線3036）

1 事業の目的

令和5年度当初予算案 248億円（103億円）※()内は前年度当初予算額

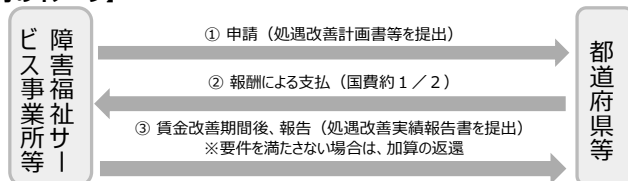
- 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降の処遇改善については、臨時の報酬改定を行い、新たに「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を創設し、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じており、令和5年度も引き続き当該措置を継続する。

2 事業の概要・スキーム

- ◎ **加算額** 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。
対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。
- ◎ **取得要件**
 - ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
 - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。
※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ
- ◎ **対象となる職種**
 - ・ 福祉・介護職員
 - ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県等に福祉・介護職員とその他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
※ 月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）
- ◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県等に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
※ 月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

- ◎ **交付方法**
対象事業所は都道府県等に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払（国費約1/2：248億円（令和5年度分））。
- ◎ **申請・交付スケジュール**
 - ✓ 申請は、令和5年2月に受付、4月分から毎月支払（実際の支払は6月から）
 - ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



○相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

➢属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施

拡充 重層的支援体制整備事業 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和5年度当初予算案 213億円（147億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- **実施市町村の増加を見込みつつ**、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。
 - 相談受付・アセスメントの結果、複雑化・複合化した支援ニーズを有することから、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。
- （※）各法に基づく相談支援事業
- ・介護（地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号））
 - ・障害（障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号））
 - ・子ども・子育て（利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号））
 - ・生活困窮（自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項））
 - ・生活困窮（福祉事務所未設置町村相談事業（生活困窮者自立支援法第11条第1項））

3 実施主体等

実施主体：市町村
補助率：各法に基づく負担率・補助率
令和3年度事業実績：属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和3年度事業実施自治体（42自治体）においては、こうした体制の整備が着実に実施。

| 分野 | 事業名 | 負担率・補助率 |
|-----|---|--|
| 介護 | 地域包括支援センターの運営 （介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号） | 国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100 |
| 障害 | 障害者相談支援事業 （障害者総合支援法第77条第1項第3号） | 国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100 |
| 子ども | 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号） | 国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6 |
| 困窮 | 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項） | 国 3/4 |

拡充 重層的支援体制整備事業 地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和5年度当初予算案 82億円（58億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- **実施市町村の増加を見込みつつ**、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法等に基づく地域づくり事業（※）を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。
- （※）各法等に基づく地域づくり事業
- ・介護（一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業（介護保険法第115条の45第1項第2号））
 - ・介護（生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項第5号））
 - ・障害（地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号））
 - ・子ども・子育て（地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号））
 - ・生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

3 実施主体等

実施主体：市町村
補助率：各法に基づく負担率・補助率
令和3年度事業実績：属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和3年度事業実施自治体（42自治体）においては、こうした体制の整備が着実に実施。

| 分野 | 事業名 | 負担率・補助率 |
|-----|---|---|
| 介護 | 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち、 地域介護予防活動支援事業 | 国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、一号保険料 23/100、 二号保険料 27/100 |
| 介護 | 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項第5号） | 国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100 |
| 障害 | 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号） | 国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100 |
| 子ども | 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号） | 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 |
| 困窮 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | 国 1/2 |

拡充

重層的支援体制整備事業 多機関協働事業等（社会福祉法第106条の4第2項第2号、同項第4～6号）

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和5年度当初予算案 27億円（27億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- **実施市町村の増加を見込みつつ**、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

多機関協働事業

（主な機能）

- 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理等

（主な取組内容）

- 相談受付（各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等からつながったもの）、アセスメント（相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握）、プラン作成（各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等）、重層的支援会議の開催（関係機関の役割分担、支援の方向性の共有）、モニタリング等

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

（主な機能）

- 既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等

（主な取組内容）

- 重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握
- 本人と接触するまでの各種取組（メール、SNS、オンライン相談等）
- 家庭訪問、同行支援等

参加支援事業

（主な機能）

- 既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出等

（主な取組内容）

- 本人のニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング
- 社会参加に向けた支援メニュー開拓
- 本人への継続的な支援、受け入れ先（企業等）へのフォローアップ等

3 実施主体等

実施主体：市町村 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

令和3年度事業実績：属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和3年度事業実施自治体（42自治体）においては、こうした体制の整備が着実に実施。なお、包括的な支援体制の構築にあたっては、都道府県の役割が重要になること等に鑑み、令和5年度より、多機関協働事業等の事業費について都道府県負担を導入。

○生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策等の推進

➤一時生活支援事業・地域居住支援事業の更なる推進等による居住支援の強化

拡充

居住支援の強化（地域居住支援事業）

社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室（内線2874）

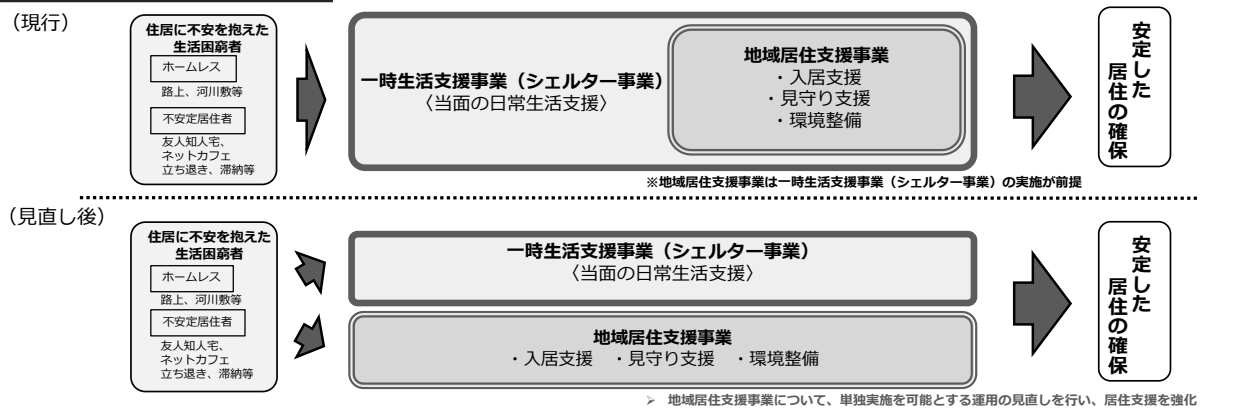
令和5年度当初予算案 545億円の内数（594億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

令和3年度事業実施自治体数：
一時生活支援事業：332自治体
地域居住支援事業：50自治体

1 事業の目的

- 福祉事務所設置自治体においては、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する一時生活支援事業を実施しているほか、シェルター退所者や不安定居住者が地域の中で安定して生活することができるよう、入居支援や見守り支援を行う地域居住支援事業を実施している。
- コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、住まいの確保に困難を抱えている人が多く、居住支援のニーズが顕在化していることから、一時生活支援事業の実施を前提とした地域居住支援事業について、単独実施を可能とする運用の見直しを行うなど、生活困窮者に対する居住支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体（社会福祉法人、NPO法人等へ委託可）

住居確保給付金の機能強化

社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
(内線2874)

令和5年度当初予算案 545億円の内数 (594億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 住まいを失うおそれのある生活困窮者に対して、就労の基盤となる住まいを確保することで就労自立を支援する。
- コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う。

2 事業の概要・スキーム

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

収入要件

世帯収入の月額が均等割非課税額(年額)の
1/12+住宅扶助額以下
※別途資産要件(最大100万以下)あり

支給額

家賃額(住宅扶助額が上限)
※収入に応じた額を支給
※原則3か月、最大9か月まで

コロナ特例の見直し

- 職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化
- 求職活動要件について、自治体の無料職業紹介の窓口への求職申込でも可能とする特例を恒久化
- 本則による再支給(最大9か月)について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とし、コロナ特例による再支給(3か月)は終了
※ 就労自立の意欲を阻害しないよう、再支給までの期間を1年以上空けることとする

その他の見直し

- 児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外
- 求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワークへの求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とする
- 「離職・廃業後2年以内」という支給要件について、疾病、負傷等のやむを得ない事業がある場合、当該事情により求職活動が困難な期間を考慮できる取扱いとする(最長4年)

3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体

➤ 就労体験等の活用促進に向けて受入企業への支援の充実等を行うモデル事業の実施

拡充

就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの再編 (マッチング支援担当者設置のモデル事業)

社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
(内線2290)

令和5年度当初予算案 545億円の内数 (594億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

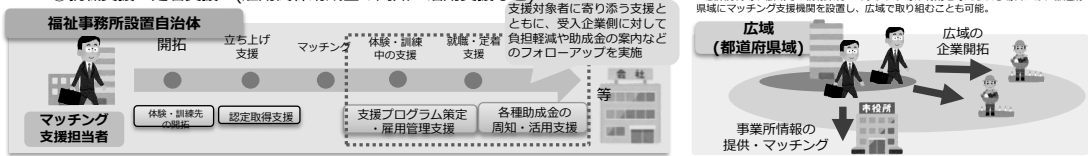
1 事業の目的

- 生活困窮者の中には、生活リズムが整っていない、社会との関わりに不安を抱えている等の課題を抱え、就労に向けて一定の準備を必要とする者も多いため、就労に向けた準備として、就労体験や就労訓練を受け入れる場を確保し、支援対象者とその特性に応じた受入先を適切につなげることが重要である。
- こうした就労体験・訓練の受入先の確保等にあたっては、受入企業側の理解と、支援対象者の特性に応じた業務切り出しなどの支援ノウハウが必要となることから、受入先の開拓から支援対象者と受入企業とをマッチングするための事業を実施しているところであるが、
・ 就労体験・訓練中の支援対象者・受入企業双方に対するフォローアップが不十分であり、受入企業側が対応できていない
・ 就労体験・訓練先の開拓・マッチングは、就労準備支援事業や認定就労訓練事業など各種事業それぞれの支援員が兼務して担当しているため、支援対象者一人ひとりの特性や企業側の状況を十分に把握した丁寧な支援ができていないことや、それぞれの事業ごとに情報が共有できず支援にばらつきがあることなどが課題となっている。
- そのため、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実に実行するため、①新たに就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援を追加するとともに、②利用者の特性と企業側の受入体制を熟知し一貫した支援を行う専門員を配置するためのモデル事業を実施し、就労体験・就労訓練を活用した就労支援の取組の全国展開を検討する。
※令和2年度から令和4年度まで実施の「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」(補助率10/10)について、事業内容を拡充。

2 事業の概要・スキーム

企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実に実行するため、福祉事務所設置自治体等で、支援対象者と受入企業への支援を同時に行うマッチング支援担当者を配置するなどにより、以下の取組を一体的に実施するモデル事業を実施する。

- ① 就労体験・就労訓練先の開拓 (支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
- ② 事業所に対する受入体制整備支援 (支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
- ③ マッチングの実施 (支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
- ④ 就労体験・就労訓練先の支援・負担軽減 (支援プログラムの策定支援や雇用管理支援など)
- ⑤ 就職支援・定着支援 (雇用関係助成金の周知・活用支援など)



3 実施主体等

【実施主体】 福祉事務所設置自治体等
【補助率】 10/10

令和3年度事業実績(交付決定ベース)
就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業
実施自治体: 16都府県 ※令和3年度の事業実施主体は都道府県

生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

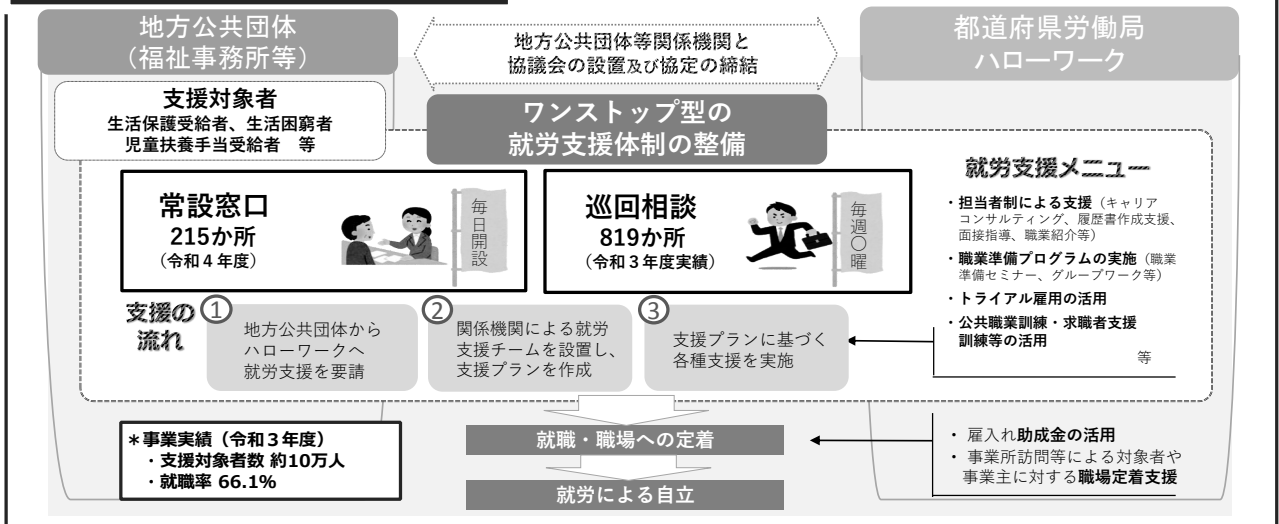
令和5年度当初予算案 72億円 (74億円) ※()内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | 一般会計 |
|----------|-----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| | 4/5 | 1/5 |

1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。
特に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等による生活保護受給者や生活困窮者について、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携による就労支援を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

令和5年度当初予算案 80百万円 (87百万円) ※()内は前年度当初予算額

| 労働保険特別会計 | | 一般会計 |
|----------|----|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 |
| | ○ | |

1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金 (特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)) の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用の促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) 対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者 (※) を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

(2) 助成対象期間

1年

(3) 支給金額

短時間労働者以外の者 : 30万円 (25万円) ※1 × 2 ※2

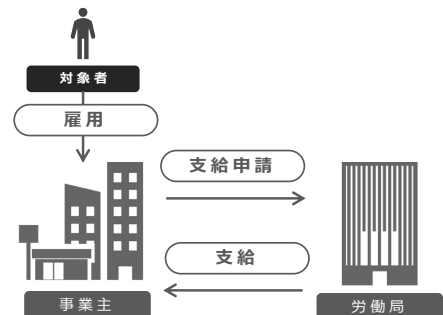
短時間労働者 : 20万円 (15万円) × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

(4) 支給実績

令和3年度 : 166件



➤ ひきこもり支援従事者のスキル向上、支援者自身のケアの確保

拡充 **ひきこもり支援従事者のスキル向上と支援者自身のケア** 社会・援護局地域福祉課
(内線2219)
(「ひきこもり支援実施機関支援力向上研修事業」「ひきこもり支援者支援事業(仮称)」)

令和5年度当初予算案 35百万円(15百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基礎自治体におけるひきこもり支援体制の拡充に合わせて、令和4年度より、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター職員やひきこもり支援ステーション職員等を対象とした初任職員向けの研修を実施しているが、令和5年度においては、それに加え、中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対しても、専門的な研修を実施し、良質な支援者の育成を目指す。
- ひきこもり支援対象者の抱える課題は、複雑・複合化しているとともに、セルフネグレクトの方への対応など、長期的な視点での支援が求められる。一方で、支援の長期化により、支援者自身が疲弊し、大きなダメージを受けるといった課題もある。このような支援者が抱える悩みに寄り添い、相談できる場の設置等により、地域における支援者支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- **ひきこもり支援実施機関支援力向上研修事業 (実施主体：厚生労働省)**

新任職員研修(令和4年～)

ひきこもり支援に携わることとなった新任職員に対して、必要となる知識や支援手法等を習得するための人材養成研修を実施する。

現任職員(中堅・指導者)研修 <拡充>

中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対して、より複雑化・複合化した課題に対する実践的な演習などを通じた支援者のスキルアップ、管内市町村や周辺自治体に対する研修実施を担う指導者の育成を実施する。



- **ひきこもり支援者支援事業(仮称) <新規> (実施主体：厚生労働省)**

オンラインなどを活用し、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする仕組みを設ける。



➤ ゲートキーパー養成・支援の充実、地域における自殺未遂者支援の強化

新規 **ゲートキーパー養成・支援事業** 社会・援護局総務課
自殺対策推進室
(内線2279)

令和5年度当初予算案 30億円の内数(一) ※()内は前年度当初予算額

| | |
|---------------------|-------|
| (30億円の内訳) | |
| 地域自殺対策強化交付金 | 30億円 |
| 委託費(ゲートキーパー基盤整備事業分) | 0.3億円 |

1 事業の目的

- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。
 - ・ ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
 - ・ 自殺の危険を示すサインに気づき、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
 - ・ 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。
 - ・ 悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。
- このため、令和5年度以降、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、ゲートキーパーになった後も安心して活動が継続できるよう必要な支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- (1) **ゲートキーパー基盤整備事業**
 - ・ 効果的、体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、ゲートキーパー養成及びゲートキーパーを養成する講師のための教材、カリキュラムの作成等を実施。(委託費)
- (2) **ゲートキーパー養成事業**
 - ・ 同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施。(地方自治体向け、補助率2/3)
- (3) **ゲートキーパー支援事業**
 - ・ ゲートキーパーになった者が継続的に活動できるよう、支援を実施(相談、アドバイス、居場所づくり)を行う。(民間団体向け、補助率10/10)

3 実施主体等

| 実施主体 | 国 | 都道府県・市町村 | 民間団体 |
|-------|---------|------------|----------|
| 補助率 | —(委託費) | 交付金2/3 | 交付金10/10 |
| 経費の流れ | 国→委託事業者 | 国→都道府県・市町村 | 国→民間団体 |

自傷・自殺未遂レジストリを活用した自殺未遂者支援の推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室
(内線2279)

令和5年度当初予算案 4.9億円の内数 (4.9億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高く、自殺未遂者支援に取り組むことは自殺防止の観点から重要である。
- また、自殺対策を講じる上で、その原因の究明、把握が必要であり、自殺未遂者からの聞き取りは重要である。
- このため、令和4年度から、個人が特定されないよう配慮した上で、救急病院から、自殺未遂に関する情報の提供を受け「自傷・自殺未遂レジストリ」を構築中。

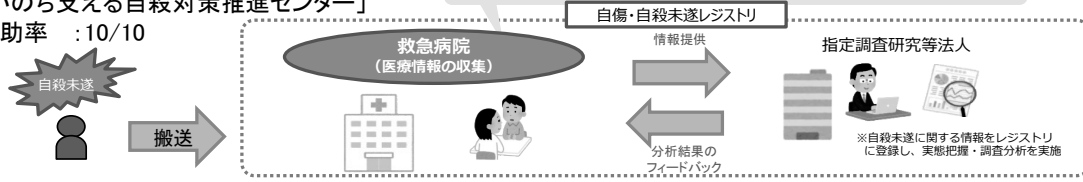
2 事業の概要

- 自殺未遂者は自殺のハイリスク集団とされており、自殺総合対策大綱においても自殺未遂者支援は「当面の重点施策」の一つに位置づけられている。また、世界保健機関(WHO)が世界各国に呼びかけている「自傷・自殺未遂レジストリ」も我が国において整備されていなかったことから、令和4年度予算において、「自傷・自殺未遂レジストリの構築」に要する経費を計上したところ。
- 厚生労働省指定調査研究等法人において、救急病院から自殺未遂に関する情報の提供を受け、実態把握・調査分析を実施し、その結果や知見を自治体や救急病院にフィードバックすることで、より有効な自殺対策や自殺未遂者支援に活用することが期待される。
- さらに、令和4年度の診療報酬改定において救急患者精神科継続支援料が引き上げられるなど、自殺未遂者支援の環境が整ってきている。
- これらの状況を踏まえ、自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を増やすこと等により、レジストリを充実し、自殺未遂者支援の推進を図る。

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体: 厚生労働省指定調査研究等法人
「いのち支える自殺対策推進センター」
補助率 : 10/10

退院後のつなぎ支援を目的とした「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」と運動。



新規

自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業

社会・援護局総務課
自殺対策推進室
(内線2279)

令和5年度当初予算案 35億円の内数 (-) ※()内は前年度当初予算額

(35億円の内訳)
地域自殺対策強化交付金 30億円
調査研究等業務交付金 4.9億円

1 事業の目的

- 関係者の着実な取組により自殺者数は長期的には低下傾向であるものの、令和2年に対前年差で増、令和3年には対前年差で微減。
- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
- 未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う都道府県等における推進体制を整備することを目的とする。

2 事業の概要

- 自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。
また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。(地域自殺対策強化交付金)
- 事業実施に当たっては、「いのち支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、同センターの体制の強化を図る(調査研究等業務交付金)

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体: 都道府県(自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。)
厚生労働省指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率 : 10/10(都道府県分は概ね3年程度を上限)



令和5年度当初予算案 35億円の内数 (－) ※()内は前年度当初予算額

| | |
|-------------|-------|
| (35億円の内訳) | |
| 地域自殺対策強化交付金 | 30億円 |
| 調査研究等業務交付金 | 4.9億円 |

1 事業の目的

- 小中高の自殺者数は過去最多の水準であり、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業を実施する。

若者の自殺危機対応チーム(事務局:地域自殺対策推進センター等)

○支援対象者:次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている等

○構成:精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施:支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了:地域の関係機関への引継



○都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働省指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」が、長野県の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。

3 実施主体等

補助先:都道府県・指定都市、補助率:10/10

* 生活保護基準の見直し

生活保護基準の見直し

I 生活保護基準部会における検証結果の反映

- 生活扶助基準について、生活保護基準部会における検証結果を反映することを基本とする。
 - ▶夫婦1人世帯+2% ▶年齢・級地・世帯人員別の較差体系を見直し
- その際、同部会の報告書で示された留意点を踏まえ、年齢別較差は現行の較差との差の2分の1を反映、第2類の費用は級地間の差を設けないこととする。

II 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応(令和5～6年度の2年間)

- 足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間(令和5～6年度)は臨時的・特例的な措置を実施。
 - ①令和元年当時の消費実態の水準(検証結果の反映後)に一人当たり月額1,000円を特例的に加算
 - ②①の措置をしても現行基準から減額となる世帯については、現行の基準額を保障

III 令和7年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和7年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において改めて検討。
 - その際、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、上記の検証結果を適切に反映することとした上で、これまでの基準見直しにおける配慮を参考しつつ、その時々社会経済情勢等を勘案して設定。

施行時期(I及びII): 令和5年10月～

財政影響額(I+II): +130億円程度 (令和5年度は+60億円程度)

(参考) 世帯類型ごとの生活扶助基準額

| 世帯類型 | 級地 | (A) 現行基準 | | (B) 検証結果反映後 | | (C) 令和5年度基準(案) | |
|-------------------------------------|------|----------|--------|-------------|--------|----------------|--|
| | | | | (A)対比 | | (A)対比 | |
| 夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳) | 1級地1 | 14.7万円 | 14.9万円 | +1.2% | 15.3万円 | +4.2% | |
| | 2級地1 | 13.7万円 | 14.1万円 | +3.0% | 14.4万円 | +5.2% | |
| | 3級地2 | 12.8万円 | 13.1万円 | +2.5% | 13.4万円 | +4.9% | |
| 夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 子中学生と 小学生) | 1級地1 | 17.8万円 | 17.4万円 | -2.5% | 18.1万円 | +1.5% | |
| | 2級地1 | 16.2万円 | 16.5万円 | +1.7% | 16.9万円 | +4.3% | |
| | 3級地2 | 14.1万円 | 15.3万円 | +8.3% | 15.7万円 | +11.1% | |
| 高齢夫婦世帯 (65歳夫婦) | 1級地1 | 12.0万円 | 11.9万円 | -0.9% | 12.1万円 | +0.8% | |
| | 2級地1 | 11.2万円 | 11.3万円 | +0.9% | 11.5万円 | +2.7% | |
| | 3級地2 | 10.5万円 | 10.5万円 | +0.4% | 10.7万円 | +2.3% | |
| 高齢単身世帯 (65歳) | 1級地1 | 7.7万円 | 7.4万円 | -3.4% | 7.7万円 | 0.0% | |
| | 2級地1 | 7.0万円 | 7.1万円 | +2.1% | 7.2万円 | +3.5% | |
| | 3級地2 | 6.5万円 | 6.6万円 | +1.8% | 6.7万円 | +3.3% | |
| 高齢夫婦世帯 (75歳夫婦) | 1級地1 | 11.2万円 | 10.7万円 | -4.4% | 11.2万円 | 0.0% | |
| | 2級地1 | 10.5万円 | 10.3万円 | -2.5% | 10.5万円 | 0.0% | |
| | 3級地2 | 9.9万円 | 9.6万円 | -2.9% | 9.9万円 | 0.0% | |
| 高齢単身世帯 (75歳) | 1級地1 | 7.2万円 | 6.8万円 | -5.9% | 7.2万円 | 0.0% | |
| | 2級地1 | 6.5万円 | 6.5万円 | -0.9% | 6.6万円 | +0.6% | |
| | 3級地2 | 6.2万円 | 6.1万円 | -1.1% | 6.2万円 | +0.6% | |

※ 上記の生活扶助基準額は、第1類・第2類の費用及び経過的な措置に係る額。
 ※ 「(B) 検証結果反映後」は、生活保護基準部会における検証結果について、その留意点を踏まえつつ反映させた場合の基準額。
 ※ 「(C) 令和5年度基準(案)」は、当面2年間(令和5～6年度)の臨時的・特例的な措置を含む基準額。

拡充

多剤投薬の適正化に向けた支援等の強化

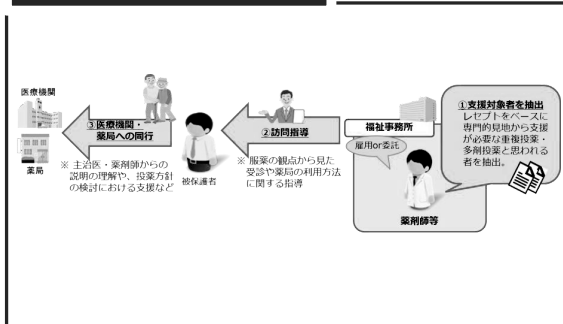
社会・援護局保護課(内線2829)

令和5年度 当初予算案 医療扶助適正実施推進事業 23億円(11億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多剤投薬については、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させ、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、特に高齢者においてポリファーマシー(多剤服用でも特に害をなすもの)に着目した対策の必要性が指摘されている中、医療扶助における服薬指導等の取組は、これまで主に重複投薬に着目したものになっており、多剤投薬に着目した取組は、広く実施できていない。
- これらの状況を踏まえ、以下の取組を実施する。
 - ① レセプトから多剤投薬に着目した点検を実施し、多剤投薬が疑われる者を抽出する。
 - ② ①で抽出された者について薬剤師等医療関係者へ協議を行い、多剤投薬となっている者及びその主治医等への訪問指導等を実施する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

○多剤投薬適正化指導の強化(医療扶助適正実施推進事業)

【実施主体】福祉事務所設置自治体

【補助率】3/4

- 薬剤師等医療関係者の配置又は業務委託により、以下に取り組む。
- ① 多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬が疑われる者を抽出。
 - ② 多剤投薬となっている者に対する受診や薬局の利用方法等に関する訪問指導を実施。
 - ③ 多剤投薬となっている者の医療機関・薬局への受診等と同行し、主治医等との投薬方針の検討における支援等を実施。

○ 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

➢ 都道府県による市町村支援と中核機関のコーディネート機能の強化等による地域連携ネットワークづくりの推進

拡充 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化 (生活困窮者就労準備支援事業等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和5年度当初予算案 4.0億円 (3.2億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画のKPI達成に向け、人口規模が小さく、社会資源等が乏しいことから、中核機関の整備状況が十分でない町村部を含めた市町村の体制整備を後押しするため、都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、市町村が専門職アドバイザーなどから助言等が得られる体制づくりの拡充を図る。
- 市町村においては、中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、広域的な連携の推進を含め中核機関のコーディネート機能の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

● 事業の実施・関係性のイメージ

○ 中核機関コーディネート機能強化事業 【実施主体：市町村 (委託可)】

- 中核機関における情報収集・相談対応に関する調整機能強化、法的課題解決後の市民後見人への交代等を想定した方針検討等を行う受任者調整、市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を行う市町村に補助を行う。
- <基準額> 1,000千円/取組 (1市町村あたり 最大3,000千円)
【加算】 ①調整体制の強化、②受任者調整の仕組み化、③広域連携の実施
- <補助率> 1/2

○ 中核機関立ち上げ支援事業 【実施主体：市町村 (委託可)】

- 市町村での中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等について補助を行う。
- <基準額> 600千円
- <補助率> 1/2

○ 都道府県による市町村支援機能強化事業 【実施主体：都道府県 (委託可)】

- 担い手育成方針の検討など司法専門職や家裁等との定例的な協議と、市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。
- <基準額> 1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組 (1都道府県あたり 最大10,000千円)
【必須】 ①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
【加算】 ①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等
- <補助率> 1/2

➢ 意思決定支援等の充実と新たな権利擁護支援策構築に向けた取組実施

拡充 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化 (生活困窮者就労準備支援事業等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和5年度当初予算案 1.1億円 (94百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 今後、団塊の世代が後期高齢者となり認知症高齢者が増加するなど、権利擁護支援ニーズが更に多様化及び増大する見込みである。これに対応するためには、中核機関による支援のみならず、福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- そのため、具体的には、第二期計画の考え方とKPIを踏まえ、都道府県による意思決定支援研修等の取組を拡充するとともに、都道府県等で成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化に新たに取り組む。併せて、オンラインを活用した効果的な支援の実施を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業 【実施主体：都道府県・市町村 (委託可)】

- 都道府県等において、厚生労働省作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、厚生労働省が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する。
- その他、市町村等の実情に応じて、地域の互助・福祉・司法の関係者を対象に、権利擁護支援の強化を図る研修に取り組む。
- <基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
- <補助率> 1/2

○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業 【実施主体：都道府県・指定都市 (委託可)】

- 日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等の連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。
- <基準額> 5,000千円
- <補助率> 1/2

○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業 【実施主体：都道府県・市町村 (委託可)】

- 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援を受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。
- <基準額> 300千円
- <補助率> 1/2

拡
充

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

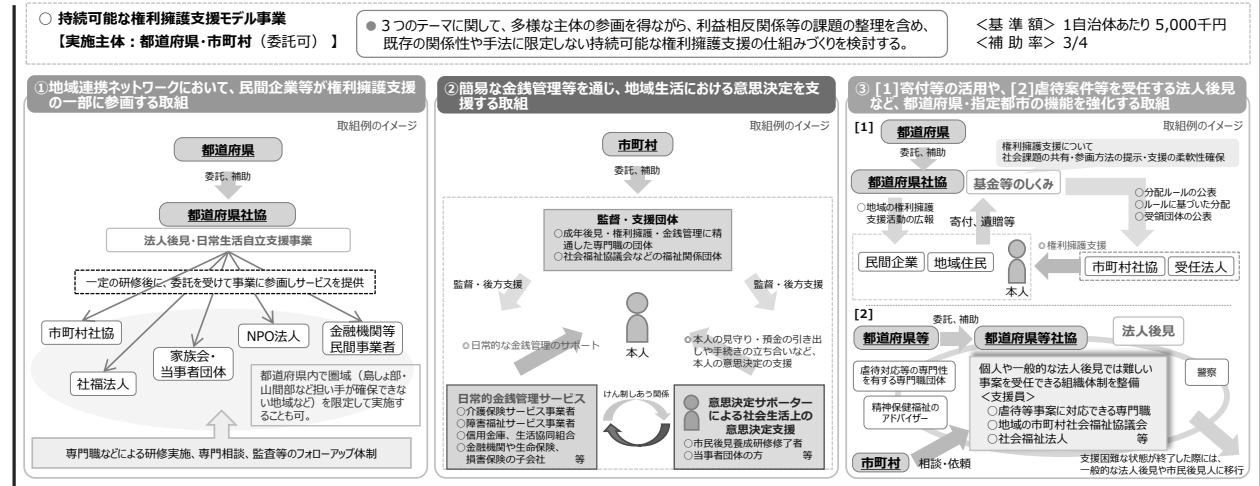
社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和5年度当初予算案 98百万円 (38百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度(民法)の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策(意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など)の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- 具体的には、多様な主体による生活支援等のサービスについて、意思決定支援等を確保しながら本人の権利擁護支援として拡げるための方策を検討する必要がある。また、寄付等の活用や民間団体等の参画などに関して、運営の透明性や信頼性を確保する方策、地域連携ネットワーク等との連携を推進する方策についても検討する必要がある。
- 本事業では、以上を含めた総合的な権利擁護支援策の検討が、様々な自治体の実情を踏まえたものとなるよう、モデル事業の実践事例を拡充するとともに、各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



○ 困難な問題を抱える女性への支援

➢ 都道府県基本計画の策定支援等による困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化

拡
充

婦人相談員活動強化事業【平成14年度創設】

子ども家庭局家庭福祉課 (内線4888)

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 (22億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 婦人保護事業の担い手となる婦人相談員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 婦人相談員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供することを目的とする。
- さらに、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員に配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の処遇改善を実施。

3 実施主体等

<実施主体> 都道府県・市
<補助率> 国5/10 (都道府県・市5/10)

<補助単価>

1. 婦人相談員手当等

(1) 婦人相談員手当

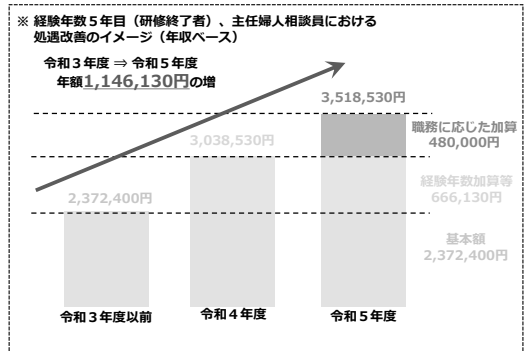
- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算 (R4~)
- i 経験年数3~9年の者 研修修了者：月額 4,500円 × (経験年数-2)
研修未修了者：月額 3,500円 × (経験年数-2)
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当 (R4~)
研修修了者：年額 504,130円
研修未修了者：年額 392,440円

(2) 統括婦人相談員加算 月額 40,000円【新規】

(3) 主任婦人相談員加算 月額 5,000円【新規】

2. 婦人相談員活動費

- ア 都道府県 婦人相談員の数 × 58,000円 イ 市 婦人相談員の数 × 49,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円 エ 代替職員 1自治体あたり年額 238,080円



3. 相談員配置実績等(令和2年度)

相談員数： 1,533人
相談対応件数：延べ407,942件(実163,393件)

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年5月19日成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 都道府県基本計画等の策定支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県基本計画等の策定に必要な費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

(2) 婦人相談員等専門職採用活動支援事業

困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等）の一部を補助する。

(3) ICT導入支援事業

ICTを活用した支援及び支援に関する記録等の情報管理や、自治体と民間の支援団体が連携するためのシステム構築等に必要な費用の一部を補助する。

(4) その他婦人保護施設等への支援

① 生活向上のための環境改善事業

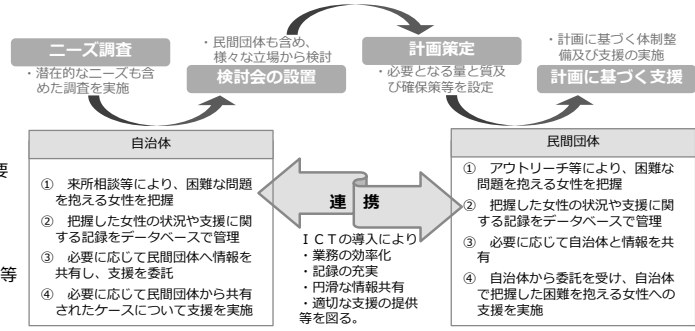
婦人保護施設、婦人相談所及び婦人相談所一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要な費用の一部を補助する。

② 身元保証人確保対策事業

婦人保護施設等に入所中・退所した者等が就職する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。

③ 職員の資質向上のための研修事業

職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・市町村1/2

【補助単価】

(1) 1自治体あたり2,647千円 (2) 1自治体あたり2,766千円 (3) 1自治体あたり1,320千円、1団体あたり1,386千円 等

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性が支援に繋がるよう、必要な情報発信や自治体・民間の支援団体が広域で連携できる体制整備や全国フォーラム等の開催を通じた機運の醸成のほか、研修カリキュラムの策定等を通じた婦人相談員等の養成及び資質の向上を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築

(1) 情報収集・管理業務

- ・ 自治体における相談窓口や支援に関する情報収集
- ・ 自治体を通じて、民間の支援団体の相談窓口や支援に関する情報収集

(2) ポータルサイト運営業務

- ・ 困難な問題を抱える女性が、適切な支援に繋がるよう、収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトの作成・運営
- ・ 民間の支援団体同士の連携が図られるよう、必要な情報を特設サイトに掲載するとともに、情報を共有できる仕組みを構築する。

(3) 広報啓発・フォーラムの開催

- ・ 必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

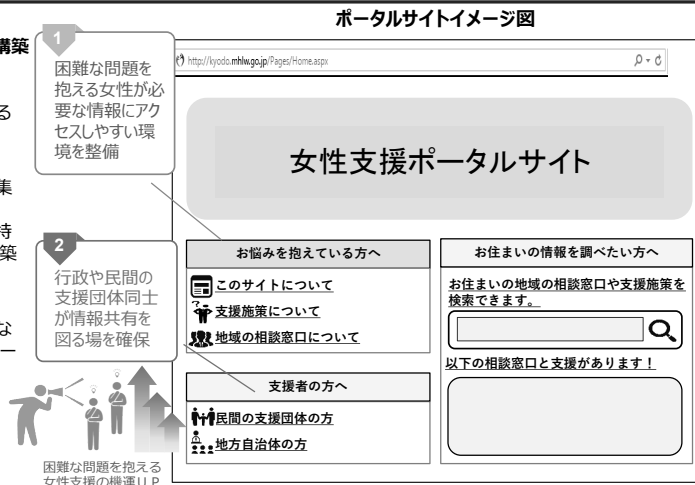
2. その他困難な問題を抱える女性への支援の推進

(1) 婦人保護施設の実態把握等

- ・ 婦人保護施設における運営実態の把握・運営方策の検討

(2) 婦人相談員等の研修カリキュラム策定

- ・ 婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための必要な研修のカリキュラムの検討・策定



3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定）

【補助率】 定額

○障害者支援、依存症対策の推進

➢障害福祉サービス事業所等の整備、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立を踏まえた意思疎通支援事業等の充実をはじめとする地域生活支援の拡充

社会福祉施設等施設整備費補助金

障害保健福祉部障害福祉課
(内線3035)

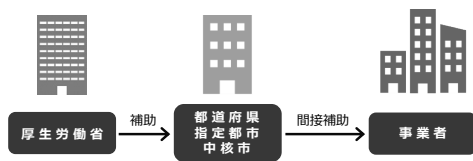
令和5年度当初予算案 45億円 (45億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 99億円

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図る。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2〔間接補助〕
(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等

イ 生活保護法等関連
救護施設、厚生施設、授産施設、宿泊提供施設 等

ウ 売春防止法等関連
婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

4 事業実績

実施自治体数：107都道府県市（100都道府県市）
※令和4年度内示実績、括弧内は令和3年度当初内示実績

拡充

意思疎通支援事業等の充実（地域生活支援事業）

社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室（内線3076）

令和5年度当初予算案 507億円の内数（506億円の内数） ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえると、全ての障害のある方々が、社会の様々な分野において必要な情報の取得や利用、円滑な意思疎通を行うことができるようにする体制を整備することが喫緊の課題となっている。このため、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制の充実を図る。

[拡充内容]実施自治体の拡充等を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
(都道府県必須事業)

(1) 事業内容

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。
※ 事業実績：令和3年度104自治体（前年度94自治体）

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する。
※ 事業実績：令和3年度81自治体（前年度73自治体）

③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成研修する。
※ 事業実績：令和3年度79自治体（前年度56自治体）

(2) 実施主体：都道府県、指定都市及び中核市（団体等への委託も可能）

(3) 補助率：国1/2以内

2. 意思疎通支援事業（市町村必須事業）

(1) 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
※ 事業実績：令和3年度1,446自治体（前年度1,325自治体）

(2) 実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

(3) 補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内

3. 手話奉仕員養成研修事業（市町村必須事業）

(1) 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、実施主体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。
※ 事業実績：令和3年度998自治体（前年度706自治体）

(2) 実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

(3) 補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内

令和5年度当初予算案 507億円（506億円） ※（）内は前年度当初予算額

- 地域生活支援事業 447.5億円（446.6億円）
- 地域生活支援促進事業 59.4億円（59.2億円）

※1 地域共生社会の実現に向けた重層的な支援体制整備事業（障害分：基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。）の対応分を含む。
※2 こども家庭庁への移管事業を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

【補助率】

- ①市町村事業：国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ②都道府県事業：国1/2以内で補助

【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

【補助率】国1/2又は定額（10/10相当）

【主な事業】発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

＜事業実績＞

1,726市町村、47都道府県（1,729市町村、47都道府県）
※ 令和2年度実績ベース、括弧は令和元年度

【令和5年度拡充内容】

- 地域生活支援事業
 - ・ 意思疎通支援事業等の充実
 - ・ 法人後見養成研修事業、成年後見制度利用支援事業の充実
- 地域生活支援促進事業
 - ・ 入院者訪問支援事業の創設
 - ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業の創設
 - ・ 障害者ICTサポート総合推進事業の拡充
 - ・ 身体障害者補助犬育成促進事業の拡充
 - ・ 工賃向上計画支援等事業の拡充

【こども家庭庁への移管】

以下の事業について、こども家庭庁へ移管する。

（移管対象）

- ・ 地域生活支援事業：地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センターの機能強化、巡回支援専門員整備を廃止・統合強化）
- ・ 地域生活支援促進事業：医療的ケア児等総合支援事業、聴覚障害児支援中核機能モデル事業

【その他】

○ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業について、創設から5年間実施し、取組が概ね地域で定着したことから、地域生活支援事業へ移行する。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した
地域包括ケアシステムの構築

社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課（内線3087）

- ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

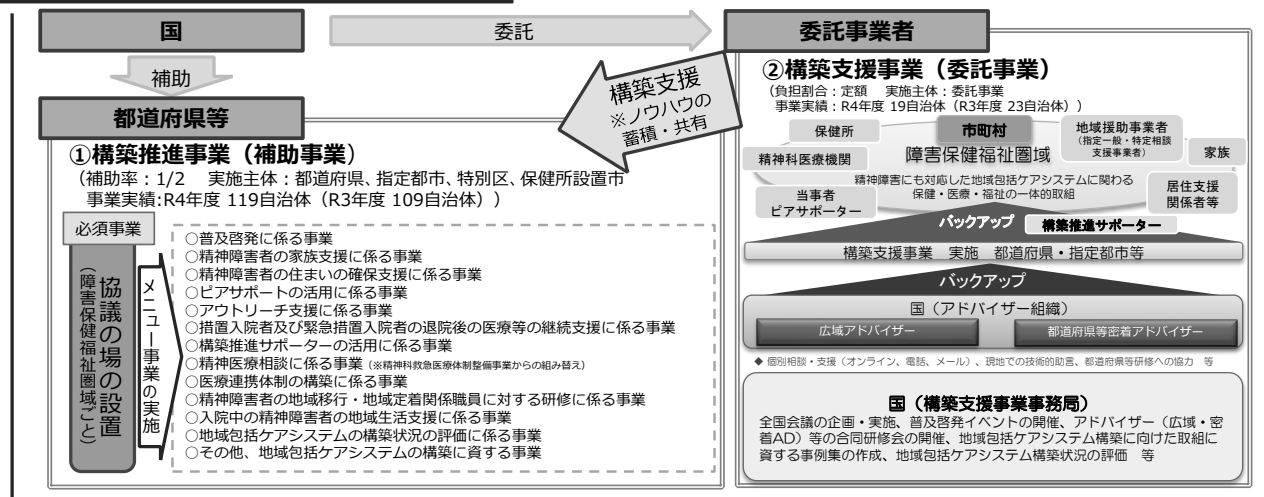
令和5年度当初予算案 ①6.0億円（6.7億円） ②39百万円（39百万円）

※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。
- ② 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
 - ・ 都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
 - ・ 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



依存症対策の推進

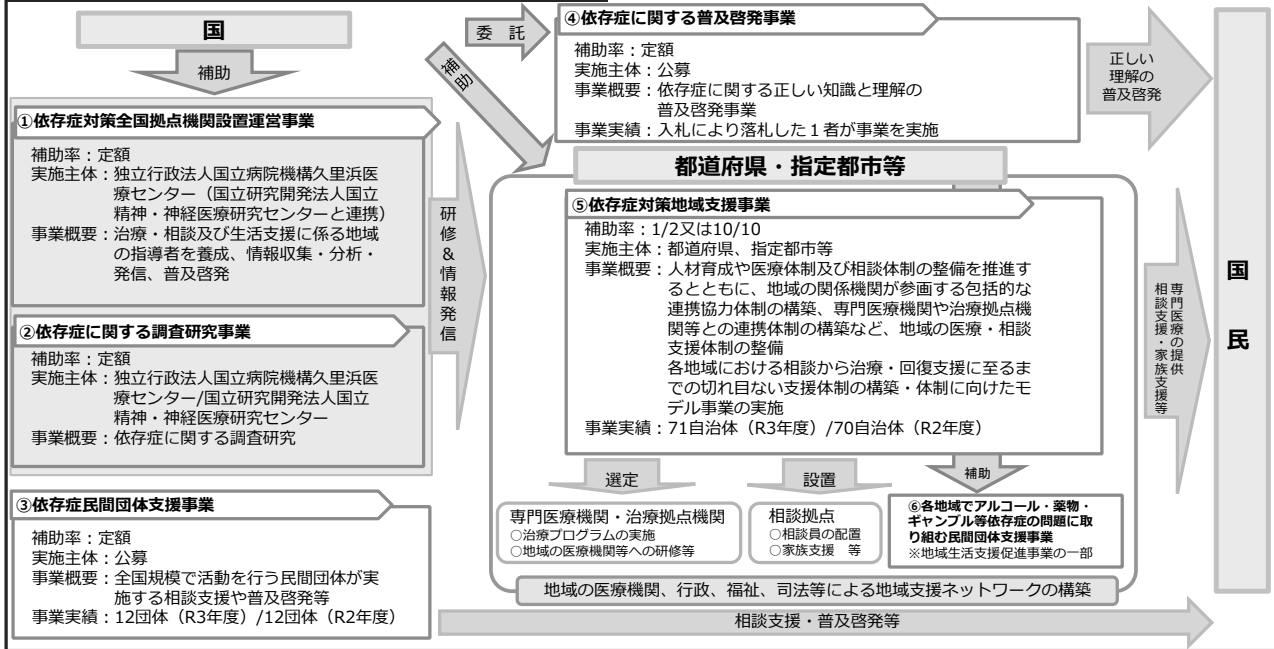
障害保健福祉部精神・障害保健課
依存症対策推進室（内線3100）

令和5年度当初予算案 8.4億円（9.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながらず、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



○水道施設の耐震化、水道事業の広域化、IoT活用等の推進

水道の基盤強化(水道施設の耐震化、水道事業の広域化、IoT活用等の推進)

医薬・生活衛生局水道課（内線4036、4037）

令和5年度当初予算案 372億円（387億円）※（）内は前年度当初予算額

※他府省分を含む

1 事業の目的

※令和4年度第二次補正予算額 371億円

水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助（交付）することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐震化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、水道事業のIoT活用等を進める。

2 事業の概要

※単位未満を四捨五入しているため、合計額とは一致しない

水道施設整備費補助金

令和5年度当初予算案 170億円（令和4年度当初予算169億円）
令和4年度第二次補正予算額 25億円

【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

【事業メニュー】

- 簡易水道等施設整備費補助
 - ・布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
 - ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた非常用自家発電設備等の整備事業

生活基盤施設耐震化等交付金

令和5年度当初予算案 202億円（令和4年度当初予算218億円）
令和4年度第二次補正予算額 345億円

【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画（生活基盤施設耐震化等事業計画）に基づく施設整備に対して支援を行う。

【主な事業メニュー】

- 水道施設等耐震化事業
 - ・水道施設の耐震化に資する施設整備（5か年加速化対策を踏まえた耐震化事業を含む。）
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
 - ・水道事業の広域化に資する施設整備等
- 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業
 - ・先端技術を活用した設備と合わせて整備する施設整備

3 実施主体等

- 実施主体：地方公共団体が営営する水道事業者 等
- 補助（交付）先：地方公共団体
- 補助率：1/4、1/3、4/10 等
- 事業実績：令和3年度の採択件数 235件（※水道施設整備費補助金・生活基盤施設耐震化等交付金の合計件数）

拡充

戦没者の遺骨収集事業（現地調査・遺骨収集の計画的実施）

令和5年度当初予算案 26億円（26億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容し、本邦に送還し、関係遺族にお返しすることは国の重要な責務である。
- 平成28年に制定された「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」及び同法に基づき閣議決定された「基本計画」を踏まえ、資料調査や現地の事情に精通した幅広い情報網を有する民間団体等との連携により、遺骨収集事業を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- 海外等における遺骨収集事業は、平成28年度から令和6年度までの集中実施期間において、計画的に事業を進めることとしている。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は調査が実施できなかったが、令和3・4年度は、感染拡大の状況に配慮しつつ、可能な限りの事業を実施している。令和5年度においても、最大限の現地調査・遺骨収集を実施する。
- 硫黄島における遺骨収集事業は、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。令和5年度においては、引き続き、滑走路地区のボーリング調査等の掘削・調査経費等を計上するとともに、新たに、①令和3年度に発見した地下壕の調査経費及び②老朽化している厚労省硫黄島事務所の建替を行うための経費を計上する。

【遺骨収集の流れ】



- ①資料調査 …海外の公文書館から取得した関係資料等を調査
②現地調査 …埋葬地等特定のための調査

- ①相手国政府等と調整
②遺骨収集実施計画の策定

- ①遺骨収容
②遺骨の形質の鑑定、日本人の遺骨である蓋然性の確認
③検体のみを持ち帰り ※検体以外の部位は未焼骨のまま現地で保管
④持ち帰った検体のDNA鑑定等
※日本人の遺骨であるかの判定を行う。並行して身元特定のためのDNA鑑定も実施
⑤遺骨の日本への送還

3 実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、沖縄県

4 事業実績

令和4年度（10月末現在）
硫黄島、沖縄、マリアナ諸島、パラオ諸島、インド、東部ニューギニア及びカザフスタンで現地調査・遺骨収集を実施

拡充

戦没者遺骨の鑑定事業（DNA鑑定の実施、新たな鑑定技術の研究推進・活用）

令和5年度当初予算案 6.7億円（6.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするために、平成15年度から、希望する遺族に対して国費により遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を実施し、身元が特定された遺骨について遺族にお返ししている。
- 遺骨収集事業により収容した遺骨については、形質鑑定・DNA鑑定の結果や埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案して、日本人の遺骨であるか否かの判定を行っている。

2 事業の概要・スキーム

- 身元特定のためのDNA鑑定は、厚生労働省が遺骨を保管している全地域を対象に、公募により実施している（令和3年10月から実施）。
遺族からの鑑定申請件数は、増加傾向にある。
- 遺骨の鑑定については、新たな分析技術の研究が進められており、以下によって戦没者遺骨の鑑定の高度化・迅速化を図る。
 - ・次世代シーケンサによるSNP分析の研究結果を踏まえ、遺骨の所属集団判定への活用
 - ・遺骨の年代測定・所属集団判定への同位体分析活用のための研究推進
- このほか、厚生労働省自らがDNA鑑定（遺骨からのDNA抽出、STR型の判定、遺族とのマッチング）を行う分析施設を設置し、収集した遺骨の分析体制を強化する（令和4年9月稼働）。

【参考】身元特定のためのDNA鑑定

- ①厚労省HP等で遺族からDNA鑑定の申請を公募
申請内容を確認の上、遺族に検体採取キットを送付。遺族のDNAサンプルを提供いただく

- ②遺骨と、遺族のDNAサンプルを基に、鑑定機関においてDNA鑑定を実施

- ③DNA鑑定の結果について、専門家による議論を行い、遺骨と遺族の血縁関係を判定し、遺骨の身元を特定



3 実施主体等

厚生労働省、大学・研究機関

4 実施実績

これまでに身元が判明した遺骨 1,215件（令和4年10月末現在）
（内訳：旧ソ連地域で収容した遺骨 1,185件、南方地域等で収容した遺骨30件）

持続可能で安心できる年金制度の運営

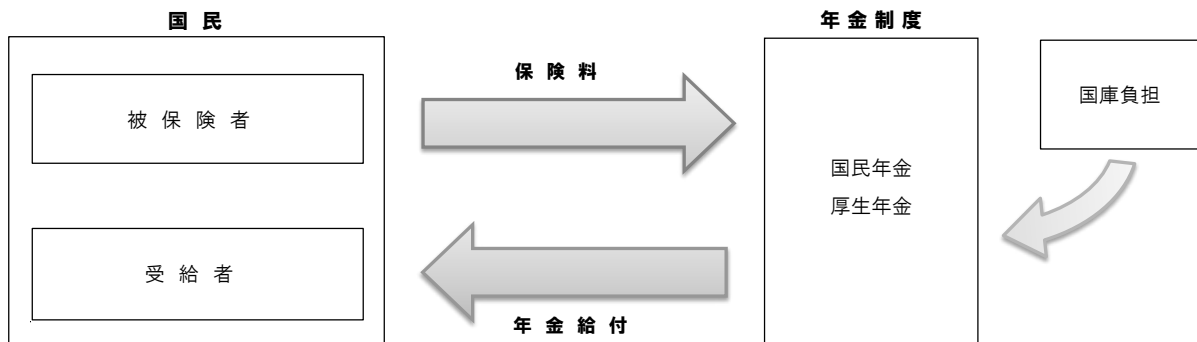
令和5年度当初予算案 13兆0,078億円（12兆6,857億円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。
- 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。



○被災地における福祉・介護サービス提供体制の確保、被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

障害福祉サービスの事業再開支援事業（復興）

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
（内線3091）

令和5年度当初予算案 57百万円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

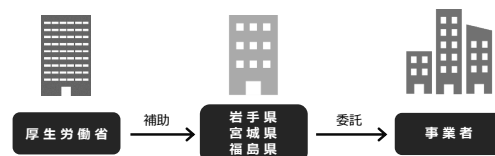
甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】

支援の必要な事業所等に対して①から③に掲げる支援を行い、以下の事業が円滑に進むよう支援する。

- ① 圏域内事業所からの相談の受付
- ② 福祉人材等のマンパワー確保のための支援
- ③ 障害者就労支援事業所の活動支援



3 実施主体等

【実施主体】

岩手県、宮城県、福島県（圏域内の中核となる社会福祉法人等に委託して実施することができる。）

【補助率】

定額（10/10）

【事業実績（令和3年度）】

岩手県、宮城県、福島県

長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業（復興）

老健局高齢者支援課（内線3925）

令和5年度当初予算案 1.3億円（1.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成23年3月に東電福島第一原発事故により避難指示が出された区域等では、今後多くの高齢者がこれらの区域で生活を再開することとなる。
- 避難指示解除区域等へ帰還した後の生活に必要な不可欠な介護サービスの確保を図り、住民の帰還を促進するため、生活環境整備のための施策の一つとして、介護施設等に対する運営支援のための措置を講じ、既に再開した介護施設等の運営の維持及び震災前に行われていた介護事業の運営の回復を目指す。

2 事業概要・スキーム

- 避難指示解除区域の生活環境の一つである介護提供体制の構築
- 住民帰還の促進、帰還住民の生活不安の解消
- 避難指示が解除された地域における復興の促進

事業スキーム



※国は所要額を福島県に交付

※福島県が実施主体となり、介護施設等に対して運営支援のための助成を実施（令和3年度交付実績：31施設・事業所）

3 事業イメージ

●入所施設

避難指示解除区域等の介護施設を対象に、長期避難者の受け入れに対応するサービス提供体制を構築することによる緊急的な財政負担の軽減を目的として、特例的に助成を行う。

また、各施設は、介護人材の確保、新規の施設入所を進めるとともに、経営強化を図っていくため、経営の専門家からの助言を受けた上で「経営強化計画」を作成しており、令和5年度においてはこの見直しを行う場合に支援する。

<対象施設>

避難指示解除区域等の介護施設であって、令和2年度に支援を受けている施設（一定の要件を満たすもの）

<助成内容>

介護報酬の減収相当額

※ 運営支援については、入所者数に対する介護職員数の割合に応じて、補助額を補正



●訪問系サービス再開等促進事業

避難指示解除区域の居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、及び訪問リハビリテーションが安定的に提供されるよう、事業の再開を促進することを目的として、特例的に助成を行う。

また、各訪問系サービス事業所に対して、経営強化を進めるため、経営の専門家からの助言を受けた上で、「経営強化計画」を作成することを支援する（計画作成経費は補助対象）。

<対象事業所>

避難指示解除区域内の事業所避難指示解除区域内にサービスがない場合の外部の事業所

<助成内容>

介護報酬の一定割合（10%）を補助



被災地における福祉・介護人材確保事業（復興）

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
（内線2845）

令和5年度当初予算案 1.5億円（1.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体：福島県が適当と認める団体 補助率：10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- 学費（研修受講費）15万円を上限（実費の範囲内）
※2年間従事した場合は全額返済免除
- 就職準備金 ・30万円+①+②（1年間従事した場合全額返済免除）
・50万円+①+②（2年間従事した場合全額返済免除）
①世帯赴任加算
・家族と赴任する場合…12.5万円+（世帯員数-1）×5万円
・単身赴任の場合…20万円
②自動車輸送費用等加算（新規購入の場合は登録手数料代行費用）
・20万円を上限（実費の範囲内）
- 教材費・住居費（通学費）12万円を上限（実費の範囲内）・3.6万円（月額上限）
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- 支援金 20万円を上限

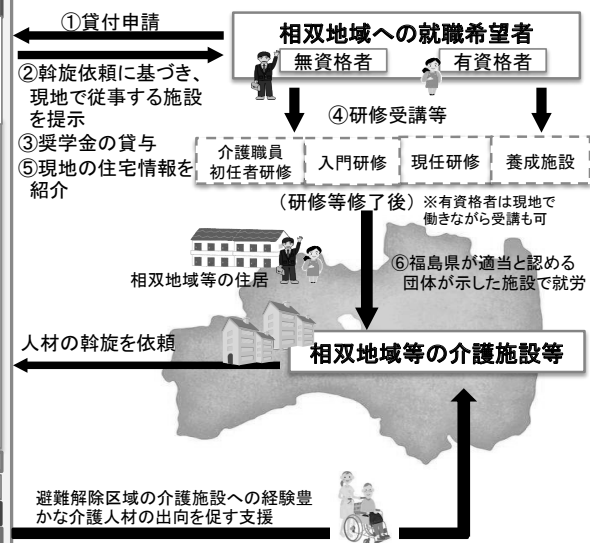
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応募出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



復旧・復興関連施策（これまでに掲載されているものを除く）

1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

【1】被災者・被災施設の支援

（1）医療・介護・障害福祉制度における財政支援（復興） 46億円（49億円）

- ・ 東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、保険料の免除等の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

- | | |
|------------------------|--------------|
| ① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置 | 36億円（38億円） |
| ② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置 | 9.8億円（11億円） |
| ③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置 | 15百万円（15百万円） |

- ※ ①～③については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域を対象として、令和5年度から解除時期ごとに段階的な見直しを実施する。

（2）医療・介護保険料等の収納対策等支援（復興）【新規】 1.0億円

- ・ 医療・介護保険料等の減免措置の見直しに当たっては、見直しの対象となる住民の不安や疑問へ対応するためのコールセンターを設置するとともに、保険者における収納業務等に係る所要の財政措置を実施する。

（3）被災地域における地域医療の再生支援（復興） 24億円（29億円）

- ・ 福島県の避難指示解除区域等における医療体制の再構築に向け、福島県が復興計画に定める事業を支援するため、地域医療再生基金を拡充する。

（4）被災した各種施設等の災害復旧に対する支援（一部復興） 14億円（6.3億円）

- ・ 東日本大震災で被災した各種施設等のうち、各自治体の復興計画で、令和5年度に復旧が予定されている以下の施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援 | 7.7億円 |
| ② 水道施設の災害復旧に対する支援 | 6.1億円（6.3億円） |

（5）被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援（復興） 102億円の内数（115億円の内数）

- ・ 復興の進展に伴い生じる被災者支援の課題に総合的かつ効果的に対応するため、①被災者の心のケア支援、②被災者への見守り・相談支援等、③介護等のサポート拠点に対する支援、④被災地の健康支援活動に対する支援を一括化した交付金において行う。

（6）被災者に対する見守り・相談支援等の実施 10億円（13億円）

- ・ 仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

復旧・復興関連施策（これまでに掲載されているものを除く）

1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援（続き）

【2】雇用の確保等

（1）原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保（復興） 制度要求

- ・ 民間企業・NPO等への委託により、福島県の被災求職者に対して一時的な雇用・就業機会の提供等を行う「原子力災害対応雇用支援事業」の実施を通じ、その生活の安定を図る。

（2）産業政策と一体となった被災地の雇用支援（復興） 制度要求

- ・ 被災地における深刻な人手不足等の雇用のミスマッチに対応するため、「事業復興型雇用確保事業」により、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

（3）福島避難者帰還等就職支援事業の実施 3.5億円（4.2億円）

- ・ 福島県内外の避難者等の就職支援を推進するため、自治体や経済団体で構成する協議会に委託し、就職支援セミナー等の帰還者の雇用促進に資する事業等を行う。

（4）復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策 2.2億円（2.4億円）

- ・ 自然災害による被害からの復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

2 原子力災害からの復興への支援

（1）食品中の放射性物質対策の推進（復興） 97百万円（97百万円）

- ・ 食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

（2）東京電力福島第一原発作業員への対応 8.6億円（8.9億円）

- ・ 東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の設置により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。
- ・ 被ばく線量管理データを活用し緊急作業従事者の健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。

復旧・復興関連施策 (これまでに掲載されているものを除く)

3 復旧・復興関連施策担当部局課室一覧

第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

| 項 目 | 担当部局課室名 |
|-----------------------------------|--|
| 被災者・被災施設の支援 | |
| (1) 医療・介護・障害福祉制度における財政支援 | |
| ① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置 | 保険局総務課 (内3135) 保険局保険課 (内3152、3245) 保険局国民健康保険課 (内3256) 保険局高齢者医療課 (内3194) |
| ② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置 | 保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室 (内3383) |
| ③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置 | 老健局介護保険計画課 (内2264、2164) 障害保健福祉部障害福祉課 (内3091) |
| (2) 医療・介護保険料等の収納対策等支援 | 保険局国民健康保険課 (内3256) 保険局高齢者医療課 (内3194) 老健局介護保険計画課 (内2937) |
| (3) 被災地域における地域医療の再生支援 | 医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室 (内4148) |
| (4) 被災した各種施設等の災害復旧に対する支援 | |
| ① 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援 | 健康局総務課指導調査室 (内2322) |
| ② 水道施設の災害復旧に対する支援 | 医薬・生活衛生局水道課 (内4037、4036) |
| (5) 被災者支援総合交付金(復興庁所管)による支援 | |
| ① 被災者の心のケア支援 | 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 (内3069) |
| ② 被災者への見守り・相談支援等 | 社会・援護局地域福祉課 (内2219) |
| ③ 介護等のサポート拠点に対する支援 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 (内3935、3878) |
| ④ 被災地の健康支援活動に対する支援 | 健康局健康課 (内2398) |
| (6) 被災者に対する見守り・相談支援等の実施 | 社会・援護局地域福祉課 (内2219) |
| 雇用の確保等 | |
| (1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保 | 職業安定局地域雇用対策課 (内5794) |
| (2) 産業政策と一体となった被災地の雇用支援 | 職業安定局地域雇用対策課 (内5794) |
| (3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施 | 職業安定局地域雇用対策課 (内5794) |
| (4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策 | 労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室 (内5489) |

第2 原子力災害からの復興への支援

| 項 目 | 担当部局課室名 |
|-----------------------|--|
| (1) 食品中の放射性物質対策の推進 | 医薬・生活衛生局食品基準審査課 (内2444) 医薬・生活衛生局食品監視安全課 (内4238) |
| (2) 東京電力福島第一原発作業員への対応 | 労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室 (内2181) |

IV 令和5年度厚生労働省関係 財政投融资資金計画等案の概要

令和5年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等案の概要

（単位：億円）

| 区 分 | 令和4年度 計 画 額 | 令和5年度 計 画 額 | 摘 要 |
|-----------------|----------------|----------------|---------------------------------|
| ○独立行政法人福祉医療機構 | 8,772 | 3,175 | ・民間社会福祉事業施設等及び民間医療施設等に対する融資 |
| ○株式会社日本政策金融公庫 | 1,720 | 1,500 | ・生活衛生関係営業者に対する融資 |
| ○独立行政法人国立病院機構 | 273 | 360 | ・老朽建替等整備、医療機械等整備 |
| ○国立高度専門医療研究センター | 12 | 11 | ・国立研究開発法人国立成育医療研究センター医療機器更新整備 等 |
| 合 計 | 10,777 | 5,046 | |

| 区 分 | 改 善 内 容 等 |
|-------------------------------------|---|
| 独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付事業 | 貸付条件の改善等 1. 福祉貸付事業・医療貸付事業共通 ○ 新型コロナウイルス対応支援資金の融資残高を有する施設における整備の推進に係る優遇措置（新規） 2. 医療貸付事業 ○ 複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇措置期間の延長（継続） 等 |
| 株式会社日本政策金融公庫 生活衛生資金貸付 | 貸付条件の改善等 ○ 生活衛生関係営業者に対する事業承継向け融資制度の拡充 等 |

令和5年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等案の原資の内訳 (参考)

(単位：億円)

| 区 分 | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|--------------------------|--------|-------|--------------|-------|-------|--------------|
| | 計 画 額 | 原 資 | | 計 画 額 | 原 資 | |
| | | 財政投融资 | 自己資金等 | | 財政投融资 | 自己資金等 |
| 独立行政法人福祉医療機構 (注1) | 8,772 | 8,565 | 207 (200) | 3,175 | 2,642 | 533 (200) |
| 1. 福祉貸付 | 4,586 | - | - | 1,734 | - | - |
| 2. 医療貸付 | 4,186 | - | - | 1,441 | - | - |
| 株式会社日本政策金融公庫 (注2) | 1,720 | - | - | 1,500 | - | - |
| 独立行政法人国立病院機構 | 273 | 111 | 162 | 360 | 286 | 74 |
| 国立高度専門医療研究センター | 12 | 12 | - | 11 | 11 | - |
| 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター | 10 | 10 | - | 9 | 9 | - |
| 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター | 2 | 2 | - | 2 | 2 | - |
| 合 計 (注1) | 10,777 | 8,688 | 369 (200) | 5,046 | 2,939 | 607 (200) |

(注1) 自己資金等の欄の()書は、財投機関債の発行額(自己資金等の額の内数)である。

(注2) 原資については、株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務)に一括計上している。

